

平成13年12月5日広陵町議会  
第4回定例会会議録（1日目）

平成13年12月5日広陵町議会第4回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	角谷静作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

14番 松本政治

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
環境部参与	中尾寛	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	中尾勝	教育委員会事務局長	竹田健次
施設管理サービス公社常務理事	竹嶋昇		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 乾 善 雄 野 村 克 也

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより平成13年広陵町議会第4回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:06開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	諸報告
4	平成13年度定期監査報告
5 報告第15号	平成13年度広陵町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について
6 議案第70号	広陵町税条例の一部を改正することについて
7 議案第71号	広陵町立学校設置条例の一部を改正することについて
8 議案第72号	ゲートボール場上屋等建築に伴う工事請負契約の締結について
9 議案第73号	広陵町リフト付きバス購入に伴う物品売買契約について
10 議案第74号	町道の路線認定について
11 議案第75号	平成13年度広陵町一般会計補正予算(第5号)
12 議案第76号	平成13年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)
13 議案第77号	平成13年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)
14 議案第78号	平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)

議 長 まず日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は過日の議会運営委員会で本日から21日までの17日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって会期は本日から21日までの17日間と決定しました。

なお、報告第15号につきましては、委員会の審査を省略して、本日議決願いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

**議 長** 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

5番 松野君

6番 角谷君

に指名いたします。

**議 長** 次に日程3番、総務文教委員会と産業建設委員会が合同で視察研修されましたので、代表で総務文教委員長、笹井君に委員長報告をお願いいたします。

**総務文教委員長** 総務文教、産業建設委員会の視察研修報告を行います。総務文教、産業建設委員会を代表いたしまして視察研修報告をいたします。

総務文教、産業建設委員会は、去る11月6日、静岡県大須賀町、翌7日に静岡県大井川町を訪れ視察研修を行いましたので、その概要を報告します。

まず大須賀町は東京と大阪の中間で、ほぼ日本の中央に位置し、南には雄大な遠州灘が広がり、年間の平均気温が16度前後で日照時間が長く温暖な気候で、施設園芸など品質の高い農産品で知られ、マスクメロン、大粒イチゴ、そしてお茶など全国に誇る特産品のある町であります。大須賀町は男女共同参画事業について静岡県下で一番の取り組みをされている町であります。平成8年に現町長が就任され、町民が安心して暮らせる豊かな町を建設するために町民総参加のまちづくりが不可欠であることから、男女共同参画社会の形成に向けて取り組まれたことを伺いました。9年に婦人会の発展的解散と同時に自治会活動の中に女性部を設け、地域社会に積極的に参画できる環境整備づくりに3年かかったことの説明をいただきました。町民総参加での地域づくりを進めるための体制づくりとして、市長部局に女性の声を反映するため女性施策係を設置され、施策として町民に男女共同参画に関する意識調査を1,200人を対象に実施され、その結果をもとに10年に男女共同参画社会づくり推進委員会を設置、11年に男女共同参画社会づくり行動計画策定委員会を発足され、同時に男女共同参画都市を宣言されました。計画策定委員11名のうち7名が女性で、町民が主体的に計画策定にかかわられたことが大きな特徴と伺いました。

また地域住民の取り組み状況として12年度から各種事業を実施され、13年度は地域の男女が主体となって各種の地域活動を行うサークルに男女が共に創る地域活動支援事業として町が上限5万円を助成され、36サークルの申請があり、予算額100万円を上回る状況であると伺いました。教育分野では、学校の教育として副読本の取り組みを進めていること、また今後の取り組みについての現状と実践について説明をいただきました。

次に大井川町では住民参加のまちづくりについて研修をいたしました。大井川町は人口2万3,000人、面積24.54平方キロメートル、日本のほぼ中央に位置する静岡県の中中部地域に属し、町全体が大井川扇状地からなる平たん地の町であります。大井川町では住民本位のまちづくりをつくるために平成4年以来、合意形成、職員と住民の意識改革、民主主義の以上三つをねらい、まちづくりの仕組みや制度を確立するための各種の取り組みを進められ、平成11年4月、地域参加のまちづくり条例を施行されたことを伺い、規約についてはまちづくり委員会で作成し、運営をされております。支援制度には財政的支援と人的支援があるとの説明をいただきました。財政的支援は、町内会単位で組織されている48のまちづくり委員会に、平成13年度は1委員会当たり5万円の運営資金、また事業資金は限度額1委員会100万円を地域のまちづくりの取り組みに対し交付されており、ハード事業は単年度で支援されていることを伺いました。

道路等の公共的な事業については、自治会から申請があれば行政が行うことを伺いました。またともに考える発想からまちづくり支援チームとして、すべての行政職を公務として委員会の主体的な取り組みをサポートするため、48のまちづくり委員会に地域と行政のパイプ役、まちづくりのパートナーとして平均3名程度の職員を人的支援として派遣していることを伺いました。そのほか職員の研修として地域で開催する住民の学習会などに職員が講師として出向くことにより、地域住民との信頼関係を培うことになるため、平成8年から積極的にまちづくり出前セミナーを実施されているとの説明をいただきました。

終わりに今回の研修の成果につきましては、町政に十分反映できるよう取り組んでいきたいと考えております。

**議 長** ありがとうございました。

次に厚生委員会の視察研修報告をお願いいたします。 厚生委員長、山本登君！

**厚生委員長** それでは厚生委員会視察研修報告。厚生委員会は去る11月5日に広島県御調町で視察研修を行いましたので御報告させていただきます。

御調町は広島県の東南部に位置し、町の北と南に低い山が連なり、東西に御調川が流れる

面積 82.98 平方キロメートル、人口 8,100 人の農業と交通の要所として栄えた町であります。高度経済成長の過程の中で人口は減少し高齢化も進み過疎化減少を来し、こうした中で公立みつぎ総合病院や保健福祉総合施設の計画的な整備を行い、この結果、現在、保健、医療、福祉の整った福祉のまちとして全国に脚光を浴び、安心して住める町として発展されております。

保健福祉センターは、当初健康管理センターとして病院内に併設されましたが、手狭になったこと、また保健福祉サービスのより充実を図るため病院に隣接して建設し、従来の健康管理センター、訪問看護ステーション、社会福祉協議会を置き、所長以下 35 人のスタッフで保健から福祉まで幅広い活動を行って住民ニーズにこたえておられます。

公立みつぎ総合病院は、昭和 31 年に病床数 22 床、3 診療科で御調国保病院として開設されました。以来数次にわたる増改築工事を重ね、現在 240 床、16 診療科を有する総合病院となり、緊急医療はもちろん訪問看護の実施、リハビリの充実した地域の中核病院としての役割を果たしておられるとのことでした。保健福祉総合施設には県から移管された特別養護老人ホーム、老人リハビリステーションをはじめ介護老人保健施設、ケアハウス、デイサービスセンター、在宅介護支援センターなどが整備されております。

御調町ではこうした施設の整備に加えて病院と行政が一体となり、それに老健施設、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、ケアハウスなどの諸施設、さらに住民が加わって保健、医療、福祉の連携システムづくりを行い、その成果として寝たきり老人の減少、長期入院や重傷者が減少したとのことでした。これからもグループホームなどの施設整備を行いながら保健、医療、福祉がさらに連携を密にしながら住民が老後を安心して過ごせるまちづくりをされていかれるとのことでした。御調町は比較的小さな町でしたが、施設整備の進んだすばらしい町であったように思いました。

研修の成果を今後の議会活動に生かしてまいりたいと考えております。以上簡単ではございますが、厚生委員会の研修報告とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長** ありがとうございました。

次に議会運営委員会の研修報告をお願いいたします。 議会運営委員長、青木君！

**議会運営委員長** おはようございます。皆様もご承知のとおり議運の研修は他の委員会と異なり、執行機関とはあまり関係はございません。そのゆえ成果がストレートに反映でき得る、また過去いろんな実績も上がっております。その意味では議会運営委員会の研修は意義あるものだと、こう解釈をして、そのつもりでお聞きしていただきたいなと、こう思います。

それでは議会運営委員会は、去る10月17日に全員で滋賀県中主町、18日には松野議員が欠席されましたが浅井町で議会運営について研修を行いましたのでご報告をさせていただきます。

中主町は滋賀県の中央部、琵琶湖の南岸で湖南地方に位置し、面積20.94平方キロメートルで全域が平たん地で湖岸三角州を形成しております。また滋賀県有数の穀倉地帯として発展してきたところでもあります。中主町の議会は3会派14名の議員で構成されております。常任委員会は総務文教厚生と産業土木の2委員会で、予算、決算については議員全員で特別委員会を設置され、審議、審査されているとのことをございました。

議会運営についてであります、委員数は4名で任期は申し合わせにより2年で、招集日の3日以上前に開催されております。また一般質問については招集日の正午までに通告をし、提出順に従い1人90分、質問は3回までで、ただし関連質問は認めていないとのことをございました。

そして政務調査費についてであります、中主町では以前から要綱があり、それに基づきことし4月に政務調査費の交付に関する条例及び規則を制定されました。政務調査費は会派の責任者が申請を行い、これをもとに議員1人当たり月額6,000円を年2回に分けて各会派に交付されているとのことをございました。会派の代表者は毎年度収支報告書を提出されますが、その際には必要経費の領収書の添付は義務づけてなく、会派で保管するとのことをございます。なお残余额があるときは返還することとされております。

次に浅井町は滋賀県東北部に位置し、中心部は草野川が流れ、これに沿って穏やかな平たん地が開け、人口は1万3,200人、面積は87.09平方キロメートルと広大で、その70%は山地、丘陵地帯で占められております。浅井町の議会は1期の議員が10人、2期5人、7期1人の16名の議員で構成されております。

議会運営についてであります、委員数は6名、任期は2年であり、議会運営委員会は招集日の1週間前に開催されております。正副議長の任期も含め役員の任期は申し合わせで2年とされておりました。なお一般質問は招集日の翌日の午後5時までに通告書を提出し、1人40分で最終日に行われております。今期から対面方式をされております。これは一般質問のときにちょうど真ん中の席が空いてたということで、真ん中の席で一般質問者が立って理事者に対して対面で質問をして2回、3回もその席でやるという、その対面方式というのをとっておられました。そういうことをございます。

そしてまたオフトーク通信、こう言うとややこしいですねんけど、電話回線を使いまして

一般質問を夜の9時からかな、8時から9時から1時間か何ぼ切って流して一般家庭に聞いて、聞きたい人が聞けるというシステムで、電話回線を使いまして、これは町の広報のお知らせなり、また各区単位でも使えるという、何かチャンネルの多く使えるシステムであり、N T Tの回線でやっておるということをごさいます、大変住民の皆さんにも好評であって一般質問も傍聴に来なくても聞けるということで、非常に、そのかわり議員もかなり勉強していかなきゃいかんということもお伺いしていました。そういうことをごさいます。広報紙にも議員1人に1ページの大ききで掲載されております。

市町村合併については、ことしの6月から町村合併問題特別委員会を設置され、取り組んでおられるところをごさいます。

今回の研修を終えて議会運営の方法は、それぞれ前例や申し合わせにより異なりますが、議会運営委員会の役割は大変重要であると感じました。研修の成果を今後の議会運営に反映できるように取り組んでまいりたいと考えております。以上簡単でございすが、議会運営委員会の研修報告とさせていただきます。ありがとうございました。

**議 長** ありがとうございました。

**議 長** 次に日程4番、平成13年度定期監査の結果について報告願うことにいたします。

山本悦雄監査委員、お願いします。

**監査委員** 平成13年度定期監査の結果をご報告申し上げます。

平成13年度定期監査は、平成13年10月2日から10月26日までの間において慎重に実施いたしました。各課を対象に事務事業の執行状況及び関係書類並びに会計経理の状況、帳票の処理方法等について監査いたしました。

監査結果でございすが、各事務事業の執行についてはおおむね所期の成果を上げており、また関係帳票の処理方法についても良好であることを確認いたしました。その内容につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでございすのでよろしくご一読願いまして監査結果の報告といたします。以上です。

**議 長** ありがとうございました。

**議 長** 次に日程5番、報告第15号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本件について説明願います。 総務部長！

**総務部長** それでは報告第15号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,739万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億262万5,000円とするものでございます。最初に歳出からご説明申し上げますので7ページをご覧くださいと存じます。

まず最初にマイクロバスの運行管理業務委託料でございますが、これにつきましては職員の異動並びにマイクロバスの使用等の増加に伴いまして、緊急地域雇用特別交付金事業補助金を活用して1月から3月までの運行に係る委託料を計上させていただいております。費用の明細につきましては、1日1万5,400円で15日の運行を基本として3カ月分の費用として72万8,000円を計上しております。

次にリフトつきバス及び車いす同乗福祉自動車の購入につきましては、かねてより購入のため補助申請をしまいましたが、このたび自治総合センター共生のまちづくり助成金が交付決定になったことに伴いまして車両等の改造に時間が必要となりますので専決処分をさせていただいた状況でございます。

最後に予防接種法の改正に伴いますインフルエンザに係ります接種委託料を計上いたしております。65歳以上の該当者4,516人に対しまして約30%、1,350人を対象として見込んでおります。費用につきましては医療機関との契約に基づきまして4,020円を支払い、個人負担として1,000円を支払っていただくこととなっております。なお生活保護及び住民税非課税の方につきましては、個人負担分1,000円を後日返却することにしております。

続いて歳入についてご説明申し上げますので6ページにお戻りいただきたいと存じます。先ほど説明いたしましたマイクロバスの管理業務委託料の財源として県補助金の72万7,000円、次に雑入としてまちづくり助成金1,000万円を充当しまして、なお不足いたします666万7,000円については平成12年度の繰越金を充当いたしております。以上簡単でございますが説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**議長** これより本件について質疑に入ります。 はい、12番！

**12番議員** この中で一番大きな、ちょっと重要な点の助成金についてお伺いしたいと思います。

いわゆる6ページ、緊急地域雇用創出に対する補助金でございます。これはいわゆるリストラ対策費用、今日新聞にも多く出ております40代、50代、いわゆる生活、一家を抱え

てる人がですね、大量にリストラされてると。それに対してですね、緊急に対策をとらんないかと、こういうことですね、いま国も挙げ、県からもいろいろたくさん助成金、今回少額ですがこれからもこういう緊急対策用、いわゆるリストラ対策用の助成金がこれからつくというふうなことが新聞などで報道されております。一番大事なのはこの補助金、この補助金、これはですね、一番リストラの打撃を受けてるのが40代、50代の生活世帯主、いわゆる一家の主、私も50を超えましてリストラの直撃をですね、私はサラリーマンの代表ですのでここでちょっと一言申し上げたい。

いわゆるこのリストラの直撃というのは、一番困るのは若い人じゃなくてですね、40代、50代、しかもそれが一家を構えている、子供が学校行く、あるいはローンが残ってる、この年齢層がですね、一番打撃を受けてると、こういうことなんですね。それに対して政府はですね、緊急の雇用を図る、それに対しても助成金をいっぱいすると、こういうようなことでいま小泉内閣もいろいろ考えております。その中にはたとえば山林の仕事やったらどうかかね、いろいろ出てくるんですよ。そんなもん果たして広陵町で山林の仕事なんかあるんかということも考えられます。

そこでですね、本町はこういう助成金これからも来ます。一番大事なのはですね、その年齢層、いわゆる40代、50代がですね、この補助金の恩典を受けるようなことですね、支出の執行をお願いしたい、こういう考えなんです。たとえばこれ、今回これもらってですね、マイクロバスの業務委託料をばっとういうふうにしたいと。そこでですね、若いたとえば20代ぐらいの人が来てですね、これはなかなかこの年齢層としてはですね、いま一番困っている年齢層に対してこれを緊急にしたいと、こういうことですのでね、この辺ちょっと行政の考え方ですね、大体どの層をですね、その辺もある程度考えながらね、我々やっぱりこういう助成金のその内容の重みはですね、いま非常にリストラに遭った人たち、会社に勤めながらも最後ちょっとどうしても万やむを得ずやめていただく、そういうような方に対してですね、手厚い保護をしゃんないかんとということでこういうなん今回生まれてるんですのでね、あとはこの各地方自治体がどのようにして執行していくか、この予算執行して年齢層を取り上げていくか、その対象年齢を救っていくかということに非常に大きな地方自治の意義が出ております。

今回マイクロバス委託にしたいということなんですが、今後もこういうこといろいろ事業出てきます。本町ですね、そういうふうな特に中高年層に手厚い雇用対策いうのを考えていただきたいということで、今回もそうですがこれからも続きます。どの辺に厚みを持って

ですね、この補助金の対策を使っていきたいのか、あるいはそういうように考えあるのか、少々お聞かせ願いたい。

私も自分の身がですね、やはりそう迫ってくるとこんな人ごとではないんですね。やっぱりぐっと迫ってきますからね、その辺についても私も自分自身でも非常に感じているところがございます。その辺についても各地方自治体の力強い中高年に対する支援策というのを今回お聞かせ願いたい、そのような考えでございます。よろしく申し上げます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** おっしゃることはよくわかります。この事業としては一応自治体が直接携わる事業じゃなく、民間の雇用を促進するということでございますので、今回マイクロバスの運転員の運行を管理業務委託料を計上させていただいて、この補助金を活用しようということによって民間で1人新しく雇っていただきたいと、こういう内容の事業でございます。

今後考えております事業につきましては、防犯灯の管理システムの購入、あるいは下水道の施設管理システムの整備事業、あるいはいま申し上げておりますマイクロバスの管理の業務、それからITの講習会等のことによって何人か、年齢層の指定というのはできませんので、それぞれの事業によって精通されておられる年代層ということの雇用になると思いますので、その辺で何歳の方を雇用してくださいという指定までは恐らくできないという状況になると思います。

たとえば来年度の計画でございますが、防犯灯の管理システムを導入しようということを考えております中では、一応この事業を委託した場合に新しく4人の方が雇用できると。そして雇用日数としては20日間という短期間の状況になるわけです。下水道の施設管理システムの整備事業におきましては、5人の方を220日という期間雇用できるということで、できるだけこういう事業を多く取り入れていただきまして、そして民間雇用に貢献していきたいというふうに考えております。以上です。

**議 長** はい、12番議員！

**12番議員** いまこれからのちょっとですね、こういうことについて雇用も考えていきたいということをお聞きしました。非常に結構なことだと思います。あとちょっと町長にお願いしたいのはですね、町職員のパートとかですね、そういうのも実際、たとえば幼稚園のパートとか実際ありますわ。だけども、別に40でも50でもあんまり年齢制限、たとえばですな、若い人とかいうと非常にミスマッチというんですかな、働かなくてはいけない年齢層がですね、一たん会社をリストラされちゃうとね、もう働く場所がないというのが現実の一つの間

題。もう一つは働きたいハローワークに求人出しても、いまパソコン見たらわかりますわ、みんな35まで、40とか、私もちょっと梅田のハローワークでちょっとこの間見たんですけどね、私52歳とか当てはめるんですよね。希望年収とかあるんですよ、希望年収何百万とかですね。ほんならこれが該当するところはございませんと、こういうことでしてね、希望年収を半分ぐらいに下げるんですわ、それでもちょっと該当するところはございませんて、月給15万円とかこう入れるんですよね、パソコン入れるんですよ。そんなら検索するんですわ。15万円ぐらいだったらやっとな出てくるかなと、こういうふうな現状はそういう時代になってるんですわ。これどうしても真美ヶ丘、現実サラリーマン世帯層が、ご存じのように税金の8割以上がサラリーマン層が負担してると、こういう産業構造、いわゆる広陵町が持つてる、広陵町の財政を抱えてるのがサラリーマン層という現状なって85%から90%ぐらいがサラリーマンが抱えてるといふ、これ商業都市でも工業都市でも何でもないんですわ、広陵町というの。ですからそういうような年代、我々要するに40代、50代一番多くの税金を抱えてる、一番多くの負担をしているサラリーマン層というのが大半を占めてるといふのが広陵町の今日の現状なんですわ。どうかその辺のですね、これからもますます進むと思います、リストラが。その第一線の防波堤となってですね、地方自治体が守っていただきたい。私も頑張るんですけどなかなかこれは大変な時代になってきております。というふうな私サラリーマンしてますから、直接やはり皆様方、役所の方々にですね、いまの現状の世の中という動きを知っていただいてですね、どうか中高年の男性ですな、中高年の男性にもパートの口、あるいは役所で、せいぜい仕事出すならその辺のですね、男性パートというのもこれは別に悪くはないんですからね、ヘルパー募集でも男性ヘルパー募集とかですね、この辺のちょっと思い切った考えをしていただいてですね、その辺の対策もとっていただきたい、これは要望でございます。町長についてこれからの策ということで、それをひとつ盛り込んでいただいてですね、この緊急雇用対策というのをひとつ考えていただきたいということちょっと要望でおいときます。頼みます。

**議 長** はい、5番議員！

**5番議員** いま緊急雇用についての坂口議員からの質問があったわけなんですけれども、この緊急雇用の一番の期待されるところがやっぱり地域の方々に雇用が少しでも回ってくるということなんですわ。そういう部分で広陵町議会でも、何月議会でしたか、意見書を可決をしている、そういう状況がございます。先ほどいろいろこういう形で使えるということで総務部長の方から報告ありましたけれども、たとえばITの場合も町民の方も少しですわ、大部

分は民間の企業へ委託という形だったんですが、入られた方もいますし友愛フレンドリー制度ですか、教育委員会の。これも緊急雇用の補助金を活用した雇用だったと思うんですが、これは町民の皆さんを雇用されたと思うんですね。ですから民間のといいますが、企業に委託をしますと企業の中でそれによって雇用が増えるという事態にはならないので、なるべくですね、事前に公募をしていただいでですね、それで町内の失業されている方等と救済するということを基本的に念頭に置いて今後対応していただきたいし、できる限りですね、いろいろ知恵を絞っていただいで雇用創出していただきたいと思うんですが、この点についてどのようにしていただいでいただけるのか再度お願いしたいと思います。

それからですね、予防接種の助成金なんですけれども、これは緊急にですね、11月7日ですか、可決しまして即施行するという事で役場の職員さんも対応に大変だったんだろうなというふうに思います。そういう中で65歳以上の方が1,000円で予防接種受けれるということで広陵町でももう1,000人に近い方が予防接種希望されてるということもお聞きしました。大変いいことだと思うんですが、その一方でですね、無料でしているところも資料でいただきましたが、とりわけですね、近隣の河合、上牧、王寺等ですね、7町におきましては無料で実施されているわけなんです。とりわけ近隣でもありますし、どうして広陵町はという声も直接私の方の耳に既に届いている状況なんです。今回の法改正の中でインフルエンザの予防接種を自治体に義務づけるというのが法改正の趣旨でありますから、この趣旨を全うするためにはやはり特に高齢者、最近医療費とか介護保険の問題で費用負担が膨らんでいる中でこの1,000円についてもですね、費用負担のないようにしていただきたいというふうに思うんですが、なぜ1,000円ということに設定されたのかですね、その経緯についてお聞きしたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** ただいま松野議員から地域の方々をいわゆる雇用できる方法を考えていただきたいということでおっしゃっていただいたわけですが、まず事業採択の中で事業に対する技術的な問題、あるいは組織的な問題等もありますので、おっしゃってる趣旨を踏まえて十分研究していきたいと思います。以上です。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** ただいまのご質問の中でなぜ1,000円にしたかという根拠をお尋ねいただいているわけですが、これに関しましては国会の予防接種法が改正されました時点で近隣の担当者、あるいは葛城保健所を中心とします葛城地区の医師会とも協議をさせてい

ただきまして、予防接種の全体額、まずそれをつかみ、そして少なからずとも負担をお願いすることになるという前提で1,000円という内容で歩調を合わせたというのが現実でございます。

なお、高齢者等の生活の関係とかいうふうな質問もございましたけれども、先ほど総務部長の方からもご説明を申し上げましたとおり生活保護世帯なり、あるいは住民税の所得割の非課税世帯の方に対しましては後日負担金をお返するという制度もっておりますので了解いただきたいと存じます。終わります。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** 予防接種の助成金なんですけれども、近隣の方と歩調を合わせたということなんですけれども、こういう施策についてね、奈良県の中で県民性なのかなとこの前静岡県の方に視察に行ったときに思ったんですけれども、静岡県の方ではそれぞれ独自の施策かなり実施されておまして、近隣の市町村のことについて気にならないというふうにどちらの自治体もおっしゃっていたんですが、県民性もあるのかなというふうには思いますが、やはり広陵町として高齢者の皆さんにどういう形をとるのが一番好ましいのか、またどこまでだったらできるのかということを中心に審議していただくのが自治体としての独自性であり、今後地方分権の中で求められる姿勢ではないかと思うんですけれども、そういう観点が見当たらないことが大変残念なんですけど、この点についてことしスタートしたばかりですから、今後ですとね、大いに改善をしていただけるということを期待しております。この点についてどのようにお考えなのか再度お聞かせいただきたいと思います。

それからですね、先ほどの住民税非課税の方等についての還付なんですけれども、これについてはどのような方法で還付されるのかですね、役場の方に手続をして取りに来なければいけないのであればですね、当初の中で無料に当初からしていただくように改善できないのかどうかですね、この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

それからですね、大変緊急に実施されたということもありまして周知徹底がなかなかできていない、されてはいるんですけれども、努力もかなりしていただけてるんですけれども、結局私の方のところには広陵町は役場行かなきゃいけないのでタクシーで往復したらその分予防接種の自己負担したって一緒になってしまうからということで自己負担でなされたという方も聞いているんですね、せっかく制度あることを知りながら。そういう点も含めまして一層ですね、周知徹底をしていただく必要があろうかと思いますが、この点についてどのように対応していただけるのかお聞きしたいと思います。以上です。

議 長 健康福祉部長。

健康福祉部長 まず1,000円の負担金を改善するかどうかということについてお答えを申し上げます。

これに関しましては、接種を委託いたします医師会の関係もございまして、広陵町だけが突出するということにつきましては慎重に事を運びたいと考えております。

次に1,000円の負担金を返還する場合の方法でございますけれども、予防接種の申し込みをされました時点におきまして、その方が対象かどうかということにつきましての調査をさせていただきます。まずその人が対象者であれば医療機関で払わなくてもいいやないかということのご発言でございますけれども、医療機関との間の契約そのものは5,020円という接種料金で契約をしております関係でこの人だけ1,000円取らずに結構ですということは混乱を招くこととなりますので、一たん払っていただいて速やかにお返しをさせていただくという方法を選択させていただいております。

それからもう一つの質問でございますが、償還の方法はご本人の口座の方に振替をさせていただきます。できるだけ住民の方々が直接足を運ばなくてもそういうふうな内容で対応できるようにという配慮はさせていただいたつもりでおりますので、よろしくご理解をください。

それと周知の件で知らなかった人がたくさんおるといふようなご指摘をいただきました。しかしこの件につきましては、先日松野議員に保健センターの所長の方も詳しく説明申し上げましたとおりお知らせ号にまず載せて、そして広報を使い、もう一つ10月5日から福祉会館の記念事業としてたくさんのお年寄りの方々が敬寿会にお越しをいただきました。このときに毎日時間を割きまして保健センターの保健婦がインフルエンザについてということでの健康指導をさせていただきます。この中でも説明をさせていただきますので、十二分な対応ではなかったかもわかりませんが、町といたしましては周知に精いっぱい努めたというふうに考えております。終わります。

議 長 4番議員！

4番議員 順番にですね、歳入のところのこの自治総合センター共生のまちづくり助成金というのはですね、どのような制度でもらえているのかですね、このような活用というのは過去にも同種のことがたびたびありますけれども、どういう経緯でこのことを行政が知るのか、それらについてですね、手続とあるいは中身について教えておいていただきたいというように思います。

それと雇用創出の件ですけれども、やはり全国で5.4%という過去に例のない失業率になっていると。そしてまた近畿は一層それよりも高い率になっている。それらがさらに政府の構造改革、あるいは銀行等ですね、締めつけによって倒産が増えていく、あるいはリストラが一層増えると、こういうことが具体的に示されているわけですね。そういうときに、いま政府がこの雇用創出の予算を出しているということですが、これに見合った部分、広陵町でどのような形で活用するのかというのはやはり理念があってしかるべきだということに思うんです。

そのためには、まず第一に広陵町の失業、あるいはリストラに遭われている方々の実態を少なくとも把握できる方法を示さなきゃならないと思うんですけれども、そういうような形で作業をするということは不可能ではないと思うんです。一つはやはり窓口で社会保険から国保に切り替えられる方々の中にはこのような方がおられる。あるいは任意給付という方策で1年間続けられる方もおられますけれどもある。あるいはまたその他現時点における抽出したアンケート等を緊急にとってですね、より広陵町の実態、町内及び町外に勤めておられる方々の実態をですね、把握する作業というのは私は必要だと思うんです。そういう流れの中で広陵町に合った対策がとられるわけで、国の援助を含めて広陵町独自でもその場合に対応するものが必要だと思うように思うわけですが、こういうところの考え方をもちましてですね、いま取り組んでおられる、町民の暮らしを守っていく一つの大きな施策としても考えるべきだと思いますけれども、そういう広陵町の失業、リストラに遭われている方々の実態、あるいは町内の業種ごとの事態についてですね、把握することを進んでやる気があるのかどうか、その点をまず一つ聞いておきたいと思います。

それからリフトつきバスですけれども、これについてですね、いわゆる利用の促進、あるいは利用がどういう形で進められるのかという点について、当然買うに当たっては考えを持っておられると思いますけれども、この点についてはどのような考えに基づいて、あるいは実態、どういう形で把握してこの自動車を買おうと、あるいはまた進めていこうというようにされているのか聞いておきたいと思います。全協で買い換えというように聞いてましたんでね。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 自治総合センター共生のまちづくり助成金ですが、これは宝くじ関係の助成金でございます。各市町村ともこれはよく知ってると思います。申請でなかなかこの配当と申しますか、なかなか採択されないのが現状でございます、今回やっとなつたという状況でござ

います。

それから雇用の創出ということで広陵町のサラリーマンの実態というものの把握とかいう問題、あるいは先ほど坂口議員がおっしゃってました40代、50代の働き盛りの雇用というような問題については、やはり町としても一応考えてはいきたいと思いますが、失業者の実態を把握するというのはなかなか困難なことだと思います。失業されておって調査した時点では失業やけども、今度調べたらもう就職されてたとかいうような日々刻々と変わる状況がございますので、その実態把握まではなかなかいかないというふうに考えております。以上です。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** バスの件でお答えを申し上げます。

全員協議会でもご説明を申し上げたとおりでございます。現在町に保有いたしておりますバスの中で初回の登録から14年を経過するバスがございます。このバスの買い換えにつきまして当初から計画を持っておったわけでございますが、ただいま総務部長も答弁申し上げますように助成金の財源の確保ができたこと、これに伴ってバスを買い換えるというものでございます。終わります。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 雇用の実態、全体を正確につかむというのは非常に難しいと思うんです。しかし、いま雇用創出のいわゆるお金をですね、使うというところについては結局何に使うのかということに対してですね、逆に言えば場当たりの方法、方策にならざるを得ないというように思うんですね。先ほど言ったように社会保険から国保に切り替える、あるいはその他窓口での把握というのは一つは可能なわけです。これは正確な把握はできないでしょうけれども、後にですね、窓口でそういうことを聞くというのも何でしょうから直ちにアンケートをとってですね、その実態把握というのは、これはできるわけなんですね。これは日々すぐに手の打てる方法です。2週間以内にこういう手続が出されるわけですから、いわゆる失業の方でしたら手続をとる期間というのに該当するわけなんですね。

それから現実問題としては、やはり失業保険がですね、解雇の場合300日、任意で180日というように非常に改悪された状態の中でですね、仕事がないというのも私たちの身の回りでも起こっています。こういうようなところを実態をつかまえてですね、このことだけに、国からのお金だけに頼って雇用創出をやるというのではですね、あまりにも能がないのではないかと。やはり広陵町の実態を把握した中で、いま身近なところでですね、打ち出せ

るものがあるというように思うんです。これは自治体でも進んだところではですね、自治体自体が雇用を創出するためのですね、施策を実態に合わせてとっているところもあるんですからですね、そういうところについて真剣に研究する、努力する、できることについてはすぐ手を打つ、こういう中で大まかな広陵町の失業の実態というのはできるわけです。

また、いわゆる職員がですね、絶えず高田の職安に行ってその実態について聞くこともできますしですね、これはいま一番これからの深刻な状態を抱える問題ですからですね、町の仕事として取り組むという熱意、方策を念頭に持つことができるのかどうかということが問われてると思うんですが、その点についてどのようにお考えなのか再度聞いておきたいと思えます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 寺前議員がただいまおっしゃったように国の助成金だけに頼るというのではなく、やはり自治体独自の方法として、施策としてやっていくべきだとおっしゃることはよくわかります。ただいま町の方ではサンワークの方で、一応ハローワークの関係で受付を行い、いろいろな実態を把握している状況でございます。今後またそれぞれ実態把握の中で町がいわゆる直接雇用できるような事業があればどんどん進めていきたいと、かように考えております。よろしくお願いします。（4番議員「住民票の切り替えのとき、保険の切り替えのときになってかなりわかるでしょう。唯一それがわかる方法やから、町でいえば。直接的に。これが唯一すぐに調べる方法でしょう。」）そこまで聞くのかどうか。（4番議員「だからアンケートで後からするとか言うてるでしょう。」）実態把握ということでこちらから尋ねるというのは個人情報の保護という意味もありますし、その辺でやはり難しい問題もクリアしなくちゃならないということもありますんで、いろいろと研究はしてまいりたいと思えます。

**議 長** はい、ほかにありませんか。 3番議員！

**3番議員** いま、先ほど言われていた予防接種のことなんですけれども、今後とも医師会の方と相談してということなんですけれども、やはりきちんとこちらの方からやっぱり河合の方の診療所に行かれる方もありますし、そちらの方で地元の方は無料で接種されてるのに広陵町の方が同じ医療の窓口で1,000円払わなきゃならないというふうな格差というのがやはり住民の方に対しましては何でやねんということになってきますので、それにつきましてはきちんともう少し医師会の方とも相談して、また町の方でもきちんと今後の改善をしていただきたいというふうに思います。

それとマイクロバスが今回の事業で職員の異動というのか、1日当たりということで3カ

月分の賃金だという形で先ほど言われてたわけですけど、これは3カ月分、3カ月分という形でいままで更新をされてきたわけですか。

それとこのマイクロバスの運行のいまの利用状況ですね、どういうふうな利用になっていて今後の見通しということもお聞かせ願いたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 今回出させていただいてるのは13年度分の専決処分ということで、来年度以降も引き続き契約をしていきたいというふうに思っております。職員さんが、学歴のある職員さんが運転をしておられたというような、秘書課の職員でございますが、そういう状態をやはり事務に戻っていただいて仕事を十分していただきたいという考えもありまして一応職員の異動をさせていただいた。そのかわりに業務委託をするというような状況でございます。

マイクロバスの運行の状況でございますが、実績といたしまして平成12年の4月から平成13年の3月まで、これで回数にいたしまして133回、運びました人数でございますが3,086人でございます。それから平成13年の4月から平成13年の9月までの統計でございますが、回数といたしましては96回、人数といたしまして1,389人と、こういう実績の中で約1カ月に15日から16日は必要であろうということで今回の委託料の積算をさせていただいたと、こういう状況でございます。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** いまの人数と回数は伺ったわけですけども、ちょっと利用の内容ですね、どういう、たとえば老人クラブでどっかへ行かれるときの使用とか子供会の使用とか、そういうふうな内容がわかりましたら教えていただきたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** ただいまの質問ですが、毎日の運行を全部記録しておりますので、資料的にはかなり多数になりますけど、出させていただけるんですけどら出しますけど。(3番議員「お願いします。」)

**議 長** ほかにありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑をこれにて打ち切ります。討論に入ります。討論ありませんか。 5番議員！

**5番議員** 意見をつけて賛成とさせていただきたいと思います。

1点は緊急雇用につきまして地元のそういう大変失業者などの雇用創出について今後もっと鋭意研究して努力していただきたいという点と、もうあと1点はですね、予防接種の負担

金の1,000円なんですけれども、この1,000円の負担についてですね、やはり検討していただいて近隣、広陵町の近隣といいますと河合、上牧、大いに近隣でありますので自己負担なくすようにしていただきたい、この点を加えまして賛成といたします。

議長 ほかにありますか。

(なしの声あり)

議長 ほかはないようでございますので、討論を打ち切り採決します。

報告第15号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって報告第15号は承認されました。

議長 次に日程6番、議案第70号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案第70号、広陵町税条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書の10ページでございます。

今回の改正につきましては、個人の住民税及び固定資産税に係ります納期前納付額に対する報奨金の率を100分の0.8から100分の0.5に改正するものでございます。納期前納付に対する報奨金の交付制度につきましては、納税者の納付意欲の高揚を図るとともに納税協力に対する給付の意味合いから当時の金利状況や近隣市町村の動向を考慮して設けられたものでありますが、近年市場金利は低金利が続いており、現在では近隣市町においては、王寺町においては平成8年度から、當麻町においては平成10年度から、河合町及び田原本町では平成12年度から、新庄町においては平成13年度から0.5に引き下げられている状況であります。引き下げを実施された後の税金の納付に対する影響等の調査につきましては、影響なしという状況が報告されております。

県下市町村の前納報奨金交付状況調査によりますと、引き下げを実施された市町村においてはほとんどの市町村が影響なしと報告されております。一方、影響ありと報告されている一部の市町村においては、徴収率で0.06%の低下、納期前納付者が減少、固定資産税において大口納税者が分納という状況が2市1町から報告されております。

今後の見通しにつきましては、交付率の改正や廃止の方向で検討しているという市町村が

大半を占めております。以上県下市町村の動向や現在の金利水準を考慮した中で今回改正をお願いするものでございます。よろしく審議のほどお願い申し上げまして議案説明とさせていただきます。

**議長** 次に日程7番、議案第71号、広陵町立学校設置条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** ご説明申し上げます。議案第71号、広陵町立学校設置条例の一部改正をすることについてご説明申し上げます。議案書の12ページをご覧いただきたいと思えます。

第2条中の表中の「百済1625番地の1」を「百済1625番地1」に改めるにつきましては、広陵町の広陵東小学校の所在地、住所地番でございますが、これは奈良県戸籍住民事務協議会からの通知によりまして土地登記簿に統一し、奈良県下の市町村において本籍、住所地番の「の」の記載を省略する指示によるものでございます。

第4条の表中の「広陵東幼稚園」を「広陵東小学校附属幼稚園」に、「百済2259番地」を「百済1831番地」に改めるにつきましては、広陵東幼稚園を広陵東小学校に隣接し、移転改築に伴い名称及び位置の変更をするものでございます。

「南7番地の1」を「南7番地1」に改めるにつきましては、広陵北幼稚園でございますが、東小学校同様の「の」の記載を省略するものでございます。

この条例は平成14年4月1日から施行する。以上で条例の一部改正についてのご説明を終わります。

**議長** 次に日程8番、議案第72号、ゲートボール場上屋等建築に伴う工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。総務部長！

**総務部長** 議案第72号、ゲートボール場上屋等建築工事に伴う工事請負契約についてご説明申し上げます。議案書の13ページでございます。

今回の工事につきましては、広陵町笠147番地に昨年整備いたしましたゲートボール場

に屋根及び便所等々を設置し、お年寄りが雨天でもゲートボールを楽しむことができるよう、関係者等の意見を聞き建築するものであります。敷地面積1,445平方メートルに鉄骨づくり平家建て、延べ床面積542.80平方メートルの建築をするものでございます。内訳につきましては、屋根は耐候性アルミメッキ鋼板ぶき444平方メートルと休憩室、機具倉庫、便所等を備えた98.80平方メートルの建物を併設するものでございます。

今回の業者選定につきましては、10月26日指名選定審査会を開催し、広陵町建設工事請負業者選定要領に基づき特定建設業の許可を有するもので、町内業者においてはAまたはBランクにあるもの及び県内業者にあつては経審点数950点以上で特定建設業の許可を有するものの中から広陵町契約または指名の実績を有する業者12社を指名し、11月5日現場説明会及び19日に入札を実施いたしました。入札結果につきましては、株式会社中川工務店が6,090万円で落札いたしております。

それぞれの入札結果につきましては、お手元の資料にもございますが、一応読み上げていきたいと思っております。株式会社川西建工社5,860万円、株式会社中川工務店5,800万円、村本建設株式会社5,860万円、株式会社鍛冶田工務店5,940万円、株式会社中尾組6,080万円、松塚建設株式会社5,950万円、株式会社山上組5,980万円、三和建設株式会社6,000万円、株式会社浅川組5,950万円、中和開発株式会社6,050万円、株式会社仲川組5,970万円、株式会社崎山組5,950万円となっております。以上の結果、最低入札価格で株式会社中川工務店が落札いたしております。

設計金額及び入札予定価格については次のとおりでございます。設計価格が税抜きで6,501万円でございます。入札予定価格については税込みで6,415万5,000円です。請負率につきましては設計価格に対しまして89.22%、入札予定価格に対しましては94.92%となっております。なおこの工事の完成期限につきましては、平成14年3月29日となっております。以上簡単でございますが説明を終わります。

**議長** 次に日程9番、議案第73号、リフト付きバス購入に伴う物品売買契約についてを議題とします。

朗読させます。局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。総務部長！

**総務部長** それでは議案第73号、広陵町リフト付きバス購入に伴う物品売買契約についてご説明申し上げます。議案書の14ページでございます。

今回のリフト付きバスの購入につきましては、現在使用しておりますマイクロバス2台のうち購入後14年を経過したバスを廃車し、車いす2台と24人が乗車できるバスに改造し、送迎等の利便性を図るものでございます。車両の仕様につきましては、ディーゼルエンジン160馬力以上、マニュアルミッション、エアサスペンション、オートエアコンつき仕様となっております。特別仕様として車いす2台収納、後部観音扉、後部全自動落下防止つきリフト取り付け、乗降口折戸式自動扉、低ステップに変更、バックアイカメラ取り付け等安全の確保とお年寄りや体の不自由な乗降者に配慮した仕様となっております。

業者選定につきましては、10月30日指名選定審査会を開催し、物品購入等に係る業者選定要領に基づき大型バス取り扱いディーラー5社を選定いたしました。平成13年10月から物品の購入についても入札に付すべき案件については審査会を開催し、業者選定をすることとしております。平成14年3月までの間において問題点を検討した中で改善を加え、平成14年度から本格実施をする予定で進んでおります。11月5日、現場説明会を開催し、19日に入札を実施いたしました。入札結果につきましては、奈良近畿日産自動車株式会社が582万6,680円で落札いたしております。

それぞれの入札結果を申し上げます。なお奈良日野自動車株式会社及び奈良トヨタ自動車株式会社の入札については入札辞退をされております。それでは各社の入札価格を申し上げます。大阪三菱ふそう自動車販売株式会社647万5,750円、近畿日産ディーゼル株式会社605万円、奈良近畿日産自動車株式会社582万6,680円となっております。以上の結果、最低入札価格582万6,680円で奈良近畿日産自動車株式会社が落札いたしております。

設計価格につきましては、税抜きで819万円でございます。なお今回購入いたしますバスについては消費税免除となっております。納入期限につきましては平成14年3月29日となっております。なお財源につきましては共生のまちづくり助成事業補助金を全額充当いたします。以上簡単でございますが説明を終わります。

**議 長** 次に日程10番、議案第74号、町道の路線認定についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本案について説明願います。 都市整備部長！

**都市整備部長** それでは議案第74号、町道の路線認定についてご説明申し上げます。16ページをお願いいたします。

今回路線認定をお願いする路線数でございますが、19路線でございます。16ページ、17ページにわたりまして、その中で特に幅員でございますが、全部4メートル以上を確保しております。そこで17ページの路線番号の8074、8075号につきましては、最大幅員が2.5メートル、同じく75につきましても2.5メートル、この内容につきましては緑道、いわゆるグリーンベルトでございますので、その他全部4メートルから6メートルの幅員を有しておりますのでよろしくお願いたします。内容につきましては後のページに位置図等を示しておりますので、よろしくご参照願えれば結構かと思っております。説明終わります。

**議長** 次に日程11番、議案第75号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

朗読させます。局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。総務部長！

**総務部長** 議案第75号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,650万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,912万9,000円とするものでございます。

最初に歳出の方からご説明申し上げますので、議案書の29ページをご覧いただきたいと存じます。まず一般管理費の退職手当組合特別負担金につきましては、職員の早期退職に係ります普通退職と勸奨退職との差額分を計上いたしております。次に公平委員会費については、公平委員会事務局が町長の退職に伴い河合町にかわりましたので所要の減額をいたしております。次に国民年金費の増額については、平成14年度から収納事務が国に移管されることになり、窓口に来庁されます年金相談等に対応するため、収納状況等の把握が必要となりますので、社会保険事務所とインターネットを接続し、事務の円滑化を進めるための費用を計上いたしております。財源については委託金を充当いたしております。

次に30ページの児童福祉総務費の増額につきましては、児童手当関係事務についての電算化に伴います費用で、これに要します全額が国の補助となっております。次に墓地事業特別会計繰出金の減額につきましては、墓地19区画の売却等によります歳入増により一般会計の繰入額を減額するものでございます。

次に31ページの道路橋梁新設改良費の減額につきましては、当初予定しておりました事

業に対します補助要望が次年度送りとなったため事業費を減額するものでございます。次に公園新設費の増額につきましては、竹取公園内におきまして相続等の関係で未買収となっております土地175平方メートルの購入費を計上いたしております。

次に学校建設費の増額でございますが、都市整備公団の開発によります入居者の増加に伴い、真美ヶ丘第2小学校区において発生いたします児童数を予測し、平成15年4月には教室が不足することとなりますので北側校舎の西側に普通教室4室と特別教室1室を増築するものでございます。今回補正予算をお願いいたしますのは、平成14年度文部科学省の予算枠が厳しい状況と見込まれる中で、本年度国の補正予算措置に伴います事業の実施が適切と判断し所要の経費を計上いたしております。

最後に32ページの学校管理費の増額につきましては、講師賃金について当初見込みの時間数を上回る結果となりましたので、不足する賃金について補正をお願いするものでございます。補助金につきましてはクラブ活動において野球部、サッカー部、陸上等の活躍により郡及び県大会参加のバス借上げの費用が不足することとなり、今回補正をお願いするものです。以上で歳出総額1億5,650万4,000円となっております。

続いて歳入予算についてご説明申し上げますので、議案書の27ページへお戻りいただきたいと存じます。公平委員会負担金につきましては、北葛城郡公平委員会事務局が河合町にかわりましたので各町負担金を減額いたしております。

次に義務教育費負担金につきましては、真美ヶ丘第2小学校増築工事に伴います所定の補助金4,280万4,000円を計上いたしております。社会福祉費委託金及び児童福祉費委託金については、事務移管等に伴います電算化関係事業の補助金でございます。道路橋梁費、寄附金につきましては笠・ハリサキ線整備事業に係ります事業費に伴う公団負担分として見込んでおりましたが、事業費の縮小により400万円を減額いたしております。

次に28ページの減税補填債につきましては、恒久減税に伴います確定額により280万円の増額をしております。次に臨時財政対策債につきましては、起債額の確定によります減額をいたしております。道路橋梁債につきましては、笠・ハリサキ線整備事業費の縮小に伴います減額をしております。公園債につきましては、歳出予算でご説明申し上げました土地購入費に係ります起債充当分を計上いたしております。

最後に小学校債につきましては真美ヶ丘第2小学校増築工事に伴います所要の起債額1億1,810万円を計上いたしております。なお不足いたします財源につきましては平成12年度歳計剰余金1,042万8,000円を充当いたしております。以上簡単でございます

が説明を終わります。

**議長** 次に日程12番、議案第76号、平成13年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

朗読させます。局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。住民生活部長！

**住民生活部長** それでは36ページをお願いいたします。36ページ、歳入でございます。今回補正をお願いいたしますのは墓地使用料で、当初予算979万円のうち永代使用料で97万円の5区画485万円を見込んでおりましたけれども、補正をお願いする前で24区画2,328万円の収入でございます。それで1,843万円の増となったものでございます。次の一般会計の繰入金では、それに伴いまして歳出の残額1,189万3,000円を一般会計へ返還すると、こういう歳出の予算でございます。

それでは次ページをお願い申し上げたいと思います。歳出の方でございます。上の墓地管理費でございますが、当初の1,275万3,000円のうちで墓地永代使用料の返還金といたしまして97万円の6割ですね、58万2,000円の4基分、232万8,000円を計上しておりましたが、今後の返還金が不足いたしますので2基分としまして116万4,000円をお願いしております。次の公債費でございます。最終償還分といたしまして平成14年5月末で元金が527万円と利息ですね、10万2,402円を繰り上げいたしまして、今年度末で償還をするというもので上げさせていただいております。以上で終わります。

**議長** 次に日程13番、議案第77号、平成13年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

朗読させます。局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** 議案第77号、平成13年度広陵町学校給食特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。議案書の41ページをお開き願います。

歳入でございます。平成12年度の決算におきまして生じた剰余金を平成13年度に繰り越すべく補正をお願いするものであります。

42ページの歳出につきましては、241万5,000円につきましては給食材料費に充当するための補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万5,

000円を追加し 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,977万9,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**議長** 次に日程14番、議案第78号、平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読させます。局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。健康福祉部長！

**健康福祉部長** それでは議案第78号、平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが44ページをご覧くださいと存じます。

今回お願いいたします補正予算は、歳出予算の組み替えをお願いするものでございます。申しわけございませんが46ページに移っていただきたいと存じます。歳出の第1款総務費、第1項総務管理費の一般管理費でございますが、7節の賃金におきまして44万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは3町の認定審査会事務局で雇用いたしております日々雇用職員の賃金改正につきまして、平成13年4月に3町の決裁を終えております。それに基づきまして今回予算補正をお願いするものでございます。11節の需用費につきましては、1回の審査会で審査をお願いします件数が当初見込んでおりました件数よりも増加し、これに伴う資料の作成に使いますコピーなど事務消耗品の増加によるもので、消耗品費といたしまして45万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。次の第2項介護認定審査会費でございますが、介護保険制度の実施から今日までにおいて認定審査会の審査事務が軌道に乗ってまいりましたことから、審査会の開催回数が若干減ってまいりました。このため審査会の委員報酬を減額するものでございます。よろしく願い申し上げます。説明終わります。

**議長** 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案熟読のため12月6日から10日までの5日間を休会といたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長** ご異議なしと認めます。よって12月6日から10日までの5日間は休会といたします。

12月11日は本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議と

いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(A. M. 11 : 45 散会)



平成13年12月11日広陵町議会  
第4回定例会会議録（2日目）

平成13年12月11日広陵町議会第4回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	・谷・作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
環境部参与	中尾寛	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	中尾勝	教育委員会事務局長	竹田健次
施設管理サービス公社常務理事	竹嶋昇		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 西辻眞治

書記 乾 善 雄 野 村 克 也

議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:03開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付 議 事 件   |
|------|---|
| 1    | 議案第70号 広陵町税条例の一部を改正することについて   |
| 2    | 議案第71号 広陵町立学校設置条例の一部を改正することについて   |
| 3    | 議案第72号 ゲートボール場上屋等建築に伴う工事請負契約の締結について   |
| 4    | 議案第73号 広陵町リフト付きバス購入に伴う物品売買契約について  |
| 5    | 議案第74号 町道の路線認定について  |
| 6    | 議案第75号 平成13年度広陵町一般会計補正予算(第5号)   |
| 7    | 議案第76号 平成13年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)   |
| 8    | 議案第77号 平成13年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)   |
| 9    | 議案第78号 平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算<br>(第1号)  |
| 10   | 議案第79号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて<br>議案第80号 技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正することについて<br>議案第81号 広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例<br>の一部を改正することについて |
| 11   | 議案第82号 平成13年度広陵町一般会計補正予算(第6号)   |
| 12   | 一 般 質 問   |

議長 まず日程1番、議案第70号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありません

か。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程2番、議案第71号、広陵町立学校設置条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程3番、議案第72号、ゲートボール場上屋等建築に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

**5番議員** このゲートボール場につきましては、指名業者について特定建築業でAまたはB、950点以上の経審の点数ということで12社を指名されたわけなんですけれども、この指名業者のランクですね、今回ですね、資料の方で9月から11月分の工事請負契約報告書を出していただいているわけなんですけど、この中でですね、見ていきますと、町内業者のAランク、町内業者のBランク、そしてCランクあるいはですね、町内業者の北地区のA、B、Cランク等、そういう分け方をされているんですけれども、この指名に当たってですね、そういう選定の基準ですね、その点についてお聞きをしておきたいと思います。

それからもう一つなんですけど、この同じく資料なんですけど、ちょっと間違いじゃないかなというふうには思うんですけれども、最後のページのですね、上から2段目の真美ヶ丘1-89街区の配水管の布設工事なんですけど、予定価格が契約金額より安いんですけどどうなっているのかお聞きしておきたいと思います。

それからですね、この資料の中でも村本道路が3件、合計四千何百万かの工事請負してるわけなんですけれども、村本道路につきましては新聞紙上でも報道されていますように営業停止ということも記事で見ているんですけれども、その内容と、営業停止になった内容と、それから広陵町の対応についてお聞きしたいと思います。

それからですね、この中で竹取公園の公園休養施設等の新築工事がですね、予定価格4,896万1,500円、それから契約が4,672万5,000円ということで、これは議会で審議対象から外れるわけなんですけれども、かなり高額でもありますし、施設についてですね、後からですね、いろいろな問題というか、こうした方がよかったとかいろいろな問題点が指摘されるケースもありますので、この工事についてですね、基本的な設計を資料として提出していただきたいと思います。

それからですね、この中で二つ、2件についてですね、非常に落札率が低いのがあります。一つは笠・ハリサキ改良工事B3工区の工事が60.7%で落札をして、それからまた公共下水道の方で、これも50%ぐらいで落札してるんですけども、この今回の議案に出ています分につきましてもですね、これは設計価格でいえば94.9%で落札してるんですね。かなり高い部分で落札しているのがこのゲートボール場と同じように95%以上で落札してるのが大部分なんです。そういう中でこの60%、50%という落札率のが突出してあるわけですが、これについてどのような状況でこうなったと考えておられるのかですね、お聞きしたいと思います。以上お願いします。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** ただいまたくさん質問されたんですが、議案と特に関係ないように私思いますので、ランクについて、1番目の質問の今回のゲートボール場の工事請負の中のランク別の町内の業者を申し上げます。

川西建工社がA。(5番議員「そのことを質問してるんじゃないくて、工事によってAだとかBだとか決められるから、その基準がどうなっているかということをお聞きしたい。)」契約の予定額によってAあるいはBあるいはCというふうに決めさせていただいております。(5番議員「だからその金額を言うてください。)」工事の契約予定額の5,000万以上であればA、Bランクに該当する業者、これで指名業者数としては7社以上と、それから250万から一応5,000万までですね、これは全部A、B、C、すべてのランクの業者と、それから250万未満につきましてもDというランクの業者がありますので、これも含めまして全部ということになります。

それから指名数の業者数ですが、250万以上につきましてもは5社以上、それから250万未満については3社以上と、こういう基準で一応選定をさせていただいております。

それからいまおっしゃっていただいた資料は、こちらの方はないんですけども、いま言っていた分については、特に議案と関係ないご質問をいただいたように私感じておりま

すのでよろしく申し上げます。

議長 はい、5番議員！

5番議員 直接関係ないからということでご答弁なかったんですけども、この入札の状況を判断していくにしても、こういう資料、今回出していただいていますよね、全体の中でどのような状況かということも、入札全体も含めてですね、見ていくのが本来の見方だと思いますし、当然ですね、資料でも出していただいているんですから、この資料についてですね、やはり質問させていただくのは当然ですので、お答えしていただける範囲内ですね、ぜひしてもらった方が当たり前だと思います。

特にですね、村本道路につきましては重大な問題です。ですからこの点について広陵町がどういう対応をとられるのかは議員の皆さん、町民の皆さんも大きな関心ありますので明確にご答弁をお願いをしたいと思います。

それから私の方はこのゲートボール場の問題もそうなんですけれども、たとえばこのゲートボール場なんですが、かなりの部分で入札については改善をしていただいているんですけども、なおかつ先ほど言いましたように大変落札率が高い、99.何%というのが大変目につくような、こんな落札の実態なんです。このゲートボール場はですね、もし一般的な、50、60といますと一般的とは言われないような競争ではないかなと思いますけれども、一般的に七、八十で正当な競争が働いたと言われていたところですが、このゲートボール場につきましても、もしそのような競争が行われていたとすればですね、このゲートボール場8割で落札されたとすれば、これだけで957万6,000円財源が浮くわけなんです。そういう今回のこの資料の中だけで8割で落札されたとすれば、全部でですね、9,100万円もの大変たくさんの税金が節税できるわけなんです。ですから正当に競争入札されるということは財源を確保する意味でも大変重要なんです。こういう中で60、50というね、落札があるわけですから、それがどのような状況でこうなったんだというふうに認識しておられるのかですね、そして50ともなりますとかなりの予定価格との開きがあるわけですから、そうしますと工事の内容がきちっとやられるのかどうか、もしきちっとやられるというところで確信があるのであればですね、同等の工事がですね、99%、98%で非常に高く落札されてるんですから、もっと競争を促すような努力をしていただくのは当然ですので、それで全体含めて質問しておりますので、その点については再度ご答弁いただきますようお願いをしたいと思います。

それから先ほど言いました数字間違いかどうか、この点についてですね、いまわからなけ

れば委員会の方で結構ですので、やはり訂正すべきだったら訂正するということをきっちり  
と明確にさせていただかないと、こんな落札あっていいはずがありませんのでお願いしたいと  
思います。以上再質問です。

議 長 総務部長！

総務部長 まず水道工事の分ですね、おっしゃっていただいているのは、松野議員、水道工事の  
分ですね。（5番議員「はい、そうです。」）3工区ですか、真美ヶ丘1の89、高倉設備工業  
所、これが取った分ですね。これの先に出させてもうた資料の数字が間違いということで、  
きょう何か新しい資料をお渡し……。

議 長 差し替えてます。

総務部長 差し替えということでお渡ししたしてるという状況なんでよろしくをお願いします。

それから村本道路の事件発覚についての契約ですが、これにつきましては今後町の方も処  
分が決定すれば指名停止基準がありますので、それにのっとって処分をしたいというふうに  
考えてます。

それから大体94、95%の落札率の中で、特に50%割ってるというような状況の落札  
があったということは、これについて我々もこれでできるんかということ、まずおっしゃ  
ってるように工事の状況、状況と申しますか、工事施工が可能なんかどうかというのが一番  
心配になるわけです。この中でもう一度、民間と比べるのはおかしいかもわかりませんが、  
民間の請負の中でそういう額が出てるとするのは実態としてはあるわけですね。その中でこ  
れが競争原理が働いてるんだという、ただ単純にそれだけで解釈できるんかということ  
ともいろいろ疑問は持つわけですが、端的に言いまして競争していただいたというふうな取  
り方しかできないというふうな事務者としての状況なんです。94、95%の落札率になる  
ということは、いわゆる入札予定価格を公表してるということで、必ず請負率というのは下  
がってるわけですが、以前に比べて下がってるわけですが、実際やりたいと、今後やりたい  
と思っておりますのは設計価格を公表した中で、いわゆる競争原理を働かすためには公募型  
の入札ですか、公募型の入札も今後取り入れていきたいなというふうに考えてます。町内業  
者の数が限られてるという状況の中で、いかんともしがたい状況が生まれてきますので、こ  
れを競争率を高くしようと思えば多数の業者を参加してもらうことがなおベターであるのと  
違うのかということで、それはどんな方法あるんかということになりますと公募型の競争入  
札と、手を挙げていただければ、たとえば近隣の市町村とも提携をして近隣の市町村の業者  
も参加できるような状態をつくれば、なお競争率が働くんじゃないかと、逆に広陵町の業者

がたとえば近隣の市町村にも参加できるというような状況をつくることは理想としての考えなんです、いわゆる地元の業者を育成という意味からすれば、またこれに相反する結果が出るのではないかとということで苦慮してる状況は現在も続いておるわけです。しかしなおかつ競争率を高めようということに対しては、今後とも研究を進めていきたいと、14年度から新しい入札制度も取り入れていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い致します。

**議長** ほかにありませんか。 4番議員！

**4番議員** 1点だけ聞いておきたいと思うんです。9月議会でも指摘したように、やはり指名、いわゆる入札の改善については非常に進んだという点については評価してきたところがあります。そして現実に予定価格の公表によってですね、職員と業者の癒着の部分を断ち切ることができている、こういう点も大きな前進だというふうに思います。しかしこの間の決算の中で議論をしたように、町内業者間の適切な競争が働いているように思えない、いま総務部長が苦慮している点についてのところだと思います。私はそういう点でですね、談合疑惑が消えない状況の中ではですね、町内業者の育成という点については私たちも非常に大事な問題だということで再三述べているわけですけれども、こういう状況が続くようであればですね、業者に対して行政がですね、やはりショック療法を与えなきゃならないときもあるかもわからないという点については明確にする必要があると思うんです。そういう前提に立ってですね、今回の入札の問題でやはり地元業者についての配慮がどういう形でなされたのかという点を質問したいと思うんです。

まずいわゆる建築業での入札基準について5,000万以上についてはA、B業者から入札すると、今回そこに特定がついたわけなんですけれども、特定をつける必要のある工事なのかどうか、この点お聞きしたいと思うんです。というのも特定がつかなければですね、町内業者、建築業に限っていえばA、B業者が4社ですか、あるわけですから、そういうところで入札対象、いわゆる指名対象に入るわけなんですけれども、特定がついたために町内業者は2社というようになったんだと思うんです。こういう状況でこの工事の性格から言っても特定というものをつけないと行政としては安心したものにならないのかどうか、これは選定基準の公表の部分の中でですね、どういような議論をされたのかというのを聞いておきたいと思います。こういうような状況の中で町内業者が落札しているわけですけれども、そういう点とあとこの結果の状況についてはまた委員会で質問したいと思いますのでよろしくお願い致します。

議 長 はい、総務部長！

総務部長 おっしゃってられるとおりの特定の資格のある業者ということで、まずそれは条件として設定しております。その中でA、Bで4社あるとおっしゃっていただいたわけですが、この中で山中建設も特定を持っておられるわけです。あとエス・アイ建設さんは特定を持っておられないという業者で、まず3社というものが出てきます、町内では。この中で山中建設についての議論を審査会ではさせていただきました。前の事件等もございまして、その事件に対しての後の、後の措置がどうなってるんかと、山中建設の姿勢がどうであるんかといういろんな意見の中で、前回は入れさせてもらったわけですが、竹取公園の施設ですか、そのときは山中建設さん5,000万以下の金額ですが、そのときは山中建設さんも一応みそぎといいますか、その期間を過ぎてまじめな姿勢で仕事に取り組んでおられるという状況も調査の中で結果出ました。その中で入れさせてもらったということですが、今回議会に出るようなこのような大きな議案については一応指名回避という結論を出した中で2社ということで町内を選ばせてもらったと、そういう状況でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 いわゆる山中建設の状況というのは私たち自身には把握できない部分ですけども、そういう点含めて議論をしていただいているという点は結構だというふうに思うんです。しかしですね、今の話でしたら前回は指名をして、今回指名しないという、金額が大きいからということですけども、ここにはですね、私はいわゆる私情を挟むというか、そういうものがあってはならないと思うんですね。重要なことは、前回というのはいつの時期かわからないですけども入れて今回入れなかったという点ですけども、こういう形で、契約の問題として、私は先ほどから行政が積極的に介入するというのは一般的、客観的な問題を言っているわけですね、談合疑惑があるという全体的な風潮からいけば、極端に予定価格を下げるとか、あるいは指名を大量にして抽せんをすればいろいろな措置はあると思うんですけども、いまの話聞いていますと地元業者の育成の部分についてですね、1名をそういう恣意的に排除してるという点についての客観的なものが理解できないんですね。だから要はいまなおそういう点で町が山中建設に対して同様の姿勢をとっているということであれば、私はそれで大きく評価できるわけなんですけれども、前回というのはいつかわかりませんが、事件後1回指名をして、今回指名しなかったという点の客観的な基準というのが明確でないという点ではですね、私はそれは疑問の問題が生じてくるというふうに思いますので、そういう点について再度指名委員会でどういう形での結論が出たのかですね、言っていた

きたいというように思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** いわゆる恣意的な考慮とかそういう意見の中ではございません。いわゆる山中建設の状況の中で、現在の個々の業績と申しますか、事業の内容等もいろいろ客観的に調べた中で、審査委員会の中ではいろんな意見が出ております。この中でも同様に入れてもいいんじゃないかという意見もあるし、あくまでもこれはずっと入れやんといたらいいの違うかと、これも何も根拠ないわけですね。だから審査委員会という中で意見の交換をして、いわゆるその判断を下させていただいたということで、金額的には5,000万を超える金額の契約という形の割れ方はなりましたけども、これについてはその都度委員会においての意見交換をしてるという状況でございますので、決して恣意的にどうこうという判断はしておりません。

**議 長** はい、1番議員！

**1番議員** ちょっと3点だけお聞きしておきます。

いまゲートボールについてですね、やはりゲートボールをする人口が大変少なくなっていると思います。そうした中で、いまこのゲートボール場の上屋等の建設について本当に必要があるのかどうかという原点に返って考えるときが来ているのではないかなと思っています。数年前はゲートボール、ゲートボールってあちらこちらの広場で貸し公園等で広陵町もやりましたけども、現状を踏まえてそういう議論はなかったのかどうかという1点であります。

それから老人クラブ等の方々に相談はされたと思いますけれども、本当に必要があるという声があったのかどうかというのも含めてお願いしたいなと思います。

それから先日、このゲートボール場の上屋等の建設については上牧町とか近隣の田原本とかいろんな形ででき上がってるわけですが、何がやっぱり困るんですかと、この間上牧町の人に聞いたらですね、やはりハトのですね、ふん害、ハトが非常に飛んできて大変困ってるんですというのが、あの場所は地形的にああいう場所かなとは思いますが、ここらにおいても百済の三重の塔についてのハトのふん害、公害というものを大変苦慮しているような形でハトを追い出すような形でいろんなことをしていただいたんですが、そういうことが懸念されるかなというように上牧町の職員の方がおっしゃっておいりましたので、そういう点についてのハトの被害について、こうした設計上でとられているのかどうかという点。

それからもう一つ、このゲートボール場というのはやはりゲートボールをする人しか使えないと思うんですね。たとえばテニスと一緒になんです。ほかのスポーツは使えないのではな

いかと思うならば、この使用料について何か検討されたことがあるのかどうかお願いしたい  
と思います。

**議 長** はい、健康福祉部長！

**健康福祉部長** まず順番を追ってお答えをさせていただきます。

人口が確かに少なくなっております。以前は町内のゲートボールチームが20チームござ  
いました。現在のところは15チームの登録でゲートボールの活動をされておりますけれど  
も、まずこのゲートボールの上屋につきましては総合保健福祉会館を建設するとき、まず  
前の福祉センターを撤去いたしました。その福祉センターの附属施設としてゲートボール場  
があったわけでございますので、その撤去する時点の計画におきましてゲートボール場の移  
転、そして移転に伴って上屋をつけるという方針が既に定まっておりますので、その方針  
のとおり今回、昨年度に整備できましたゲートボール場の上屋をつけるというものでござ  
います。

次に老人クラブとの調整はというふうな内容のご質問いただいております。これにつつま  
しては設計が遅くなった理由の一つでもございますが、老人クラブの利用しておられる方々  
の意見を十二分に設計の中に反映しておりますので設計完成の時期が少し遅れたわけござ  
いますが、利用されている方々のご意見を十分に承った上でのものということでスタートさ  
せていただいております。

それからハトのふんに対する対応といたしましては、設計の段階におきまして防球ネット  
を設置するようには含めております。

それとゲートボール場以外には使えないのではないかとということでございますが、ゲート  
ボール以外に身障交友会の方でペタンクという協議がございます。このペタンクの方にも使  
えるような対応ということで考えては来ております。また使用料の点につきましては、現在  
のところまで検討いたしました経過はございません。以上でございます。

**議 長** はい、1番議員！

**1番議員** いま20チームから15チームに減っていると、減ったのは確かですが、やはりこの  
チームの中にもですね、チームの名前はあるんですが、なかなか可動してないのが現状では  
ないかな。そうして見るとこうして上屋だけでも6,000万、そして整備するのにもいろ  
いろかかって1億以上の金がかかっているのではないかと。やはり宝の持ちぐされにならない  
ようにですね、大いに、せっかくつくるんですからもう少し使える方法も考えてもらえたら  
なと思ってるんです。

それから方針が決まってきたからというよりもですね、やはり現状を見るとやはり方針は決まってきたけれども、だからしたというんじゃなくして、やはり現状に合うたような改革もですね、必要ではないのかなと思っています。

使用料については、いまのところ考えておらないというのでありますけれども、多分老人に対して使用料取るのはどうかなという発想が出てそういうような形になって答えになってるのかなと思うんですけれども、やはりこういう時代ですから少しでも使用料いただいて、そしてその施設を大切に使うっていただくという気持ちがわくのではないかなと思いますのでですね、ぜひとも使用料についても検討していただければなと思っています。

議 長 以上で質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第73号、広陵町リフト付きバス購入に伴う物品売買契約についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 これ5社を指名してですね、2社が辞退しているということなわけですが、この辞退はいつわかったのかですね、指名をしてですね、辞退されるような状況というのは本来入札を遂行する上でですね、望ましくないのは当然のことなわけですが、こういう事態になった経過とですね、その対応について聞いておきたいというように思うんです。

議 長 総務部長！

総務部長 11月5日に現場説明を行いました。この後、質疑ということで業者の方から質疑を全部受けることになってます。その質疑の中でこちらの方の対応にこたえられない状況が出てきたということで入札を辞退されたということでございます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がほかにないので、これにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程5番、議案第74号、町道の路線認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 議運の中でも指摘をし議論をさせていただいたところですが、今回の町道認定の中でですね、真美ヶ丘の路線認定がかなり大部分を占めているわけですが、この真美ヶ丘の路線認定についてですね、基準が明確にわからないというのがいまの状況ではないかというふうに思います。といいますのはですね、北5丁目、それからこの6127と6128ですかね、それから南2丁目なんですけれども、これはもうごく最近、特に南2丁目目はまだ1軒も家建っていない、販売されたか、まだされてないかなというふうに思うんですけれども、そういう状況で即座に路線認定をここに提案されているわけですね。その一方でですね、南4丁目などはもう10何年か前に家が建ち並んだ、そういう状況でいまようやく路線認定ということなんです。ですからその路線認定の基準がわからない、この点についてお聞きしたいと思います。

それからもう一つですね、路線認定をあまり急いでされるのはいかがなものかなというふうに思います。というのは去年でしたか、北6丁目の道路なんですけれども、新しくできて入居されて半年か1年程度だったと思うんですけれども、道路の縁石が大変に欠けまして、それで住民の方が業者の方に道路を直してほしいと言ってもなかなか返事がないということで、町の方に相談しましたら町の方は町の道路でないのということで、これも対応がなかったということをお聞きしたんですね。結局ですね、私の方もいろいろ見せてもらった話をさせていただいて、役場の町の方から業者の方に、まだ町道認定されていないので業者の責任で直すよということを指導して直されたわけなんです。ですからそういう欠陥が生じるおそれがあります。特にまた北3丁目なんですけれども、池を埋め立ててですね、いま大体形ができてきているところです。近々道路も整備されて販売に至るのではなかろうかと思います。計画でいうと平成13年度に販売だったのかなというふうに思うんですけれども、あそこは埋め立ててまだ一、二年ぐらいだと思います。そうしますと10メートル以上も埋め立てたところがありますし、それから下の方は湧き水が出ていた状態で栗石入れて、それであの埋め立てをしている状態ですので地盤沈下の懸念は非常に強くされます。そういう中で急いでですね、町道を認定していきますと水道管とか下水道管も埋められることでしょし、そういうひずみの中で欠陥が生じるのではないかというふうな懸念は強く持たれます。ですからそういう新設された町道認定についてですね、一定期間を置いた上で認定する

のが妥当ではないかと思いますが、この点についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** まず最後のご質問で池の埋め立て地、3丁目の件で、それから申し上げますと、議員がおっしゃるとおりでございます。しかしながら都市計画法ではですね、事業が完了すれば速やかに帰属しなければならないという条文もございます。しかしそういう内容では埋設管等、あるいは沈没等の危険性も伴いますので、それは施工業者とも協議の中で、十分協議した中でですね、道路の構造物や施設を検査し移管を受けるというのが大前提の町道認定の基本的な基準でございます。そういうことで施工する業者とは事前に開発協議の段階でですね、十分協議した結果速やかにという条件はございますが、確約もとりですね、進めていかなければならないと、このような考えでございます。

それと南4丁目のことでご質問でございますが、これにつきましては公団からの移転の手続がなされずに来ておったということで今回決定をお願いするものであります。真美ヶ丘の地区内におきましても、このような状態で移管の手続がなされていない場所も多々あるように私伺っておりますので、既に町並みがそろっておってもこういう手続が公団の方でなされてなかった場合はこういう認定につながってこないというのが現状でございます。

それと早く町道認定をすることによって、もろもろの損傷等が生じたときには町で一般会計で補修をしていかなければならないと、このようなご心配をいただいております。そのとおりでございます。しかしながら、移管の前にはですね、開発の事前協議をいただきました内容等は十分に完了届が出てまいりまして、現地へ行ってそれとの検査もやっております。そういうことである面では業者との信頼関係というんですか、そういう構造物などの損傷するときは原因者負担で復旧するというような確約もっておりますので、まずはそのようなことはないと思いますのでよろしくお聞きしたいと思います。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** いま都計法の中で速やかに帰属しなければならないということなんですけれども、いまご答弁いただいたように、まだまだ認定されていないところもありますし、その時期がですね、あまりにもアンバランスなんです。だからそういう意味でですね、どういう基準があってどういう手続を踏まえて町道認定がなされるのかですね、一向にわかりません、いまの説明お聞きしましても。今回、中2丁目も、これ四、五年前でしたかね、開発されたのが。そういう形でですね、全くばらばらです。そして同じ民間業者が開発したところでも、

先ほど指摘しました、あの問題の発生しました北6丁目についてはまだ移管をされていないわけですね。ですから法的に速やかに帰属しなければならないという部分について全くいままで従来ですね、守られてこなかった中で突然こういう法令出されてきますと、私も大変戸惑うわけなんですけれども、このような今後の対応も含めてですね、この点速やかにというのをどのような期間と想定しておられるのかですね、お聞きしたいと思います。そしてそのほかに先ほど答弁されました、まだ多々ある町道認定できていないところについての対応もあわせてお聞きをしたいと思います。

それからですね、それをしなければ法的に云々ということはないと思うんですけれども、遅くなったらどうなるとか、そういうこと、罰則規定ないはずなんです、確認だけしておきたいと思います。

十分に検査もしているということで信頼関係で協議をし、確約をしてるということなんですけれども、もう一つはつきり理解できないんですね。信頼関係で確約というのはどういうことなのか、ちょっと理解しにくいです。もう少し具体的にですね、お聞きしたいと思います。

検査のときに見えない部分がやっぱりあるわけですね。先ほど指摘したのは、やっぱり不良品のブロックですね、粗悪品といいますか、粗悪品のブロックを使っていた部分がかなりあったんだろうということが推定されるわけなんです。それは直ちに今回みたいな北5丁目、それと南2丁目みたいな形でされますとね、これは発見することは難しいです。そういう意味でですね、明確にした形で業者の方と協議の中でですね、文書にしてですね、明確にした形にしていただかないと、たとえば二、三年とか、この部分についてこういう問題が出た場合はとか、特に先ほど言いましたように北3丁目は大きな懸念あるわけですから、具体的にこういう問題が発生した場合とか、そういう具体的な契約がないと大変不安ではないかなと思うんですね。そういう点について再度お聞きをしたいと思います。もう少し具体的にわかりやすくお願いしたい。

**議 長 都市整備部長！**

**都市整備部長** 都計法で速やかにということでおっしゃっておりますが、これについてはもちろん条文の速やかにという表現ではございます。この私どもの町道認定ということに関しては、基準はそのような速やかになっております。先ほどから申し上げておりますように、移管を受ける前にはやはり先ほど申しておりますように道路の構造物等をですね、十分に検査した上、また開発指導協議の中で出ておりますそういう道路の舗装の圧とかですね、

そういうものを十分検査の上で確認した上で認定に出すというような内容でございます。速やかにと私、法的にはこうあるという一つの例として申し上げてるわけございまして、そういうことをご理解していただけたらと思います。

それと信頼関係という表現をさせていただいておりますが、ご承知のように真美ヶ丘の団地内では民間の開発業者も多くそういう内容で分譲をしております。その中にも業者にいると問題を抱える業者もあるようには伺っておりますが、最近のこの真美ヶ丘の地区内での開発につきましては、町との事前協議どおりに検査をすればそのとおりに施工されているのが大部分でございます。質がよくなったというような表現でいたしますが、粗悪な工事は過去になかったということでございます。

おっしゃっておりますもう1点の6丁目の縁石のブロックが粗悪である、がたがたであるというご指摘でございますが、この地区についてはいまだまだ認定には上げておりません。そういう内容で修繕しないから、簡単に言えばはっきりと指摘したとおりの修繕をなさないと、修復をなさないと、それが完了しなければ町道認定には付しませんという内容でございます。(5番議員「それから今後の対応についても聞きたい。」)

それとまだ地区内にはいまだ移転の箇所については未移転の届けがない箇所もございます。こういうところにつきましては、移転前には工事の修繕があるので町の意向を受け取って速やかに修繕箇所を修繕するものは必ずこのとおりにしてくださいというような協議もやっておりますので、十分それに従っていただければ業者にはそのような内容で通知もしておりますので、速やかにそういう指摘事項を修繕なさないと内容で業者との確約をとってるといようなわけでございます。

それと今後はその公団の地区内におきましても、まだいまだに公団の所有地でありながらその移管を受けていない道路もあるということでございますので、最終的にはこういう内容の箇所をチェックいたしまして、どのような理由で移管をしていないかということも調査したいと、このように思っております。

**議 長** はい、10番議員！

**10番議員** ちょっとすいませんねけど、この町道認定にかかわってちょっと議題からちょっと外れることちょっとお許し願いたいと思います。

これはいま出ている議案は大体公団絡みのあれですねけど、我々の在来地においても民間業者のミニ開発等で最後に残るのはこの町道認定、以前の問題も含めての住民からのいろんな町道、道の管理、修理、そのことで町道にまだ移管されていないということとかで、そうい

いろいろなケースが多々あるわけですので、民間のミニ開発、在来地においてのミニ開発においても、当然納税者が購入されて町民となられ、10何年か住まれる、それで当然納税者でございますし、町民としての一つの権利があるわけですから、その中で前の道が傷んできたときに問題が出てくる、それが果たして業者が立派な、またまじめな人であれば大いに結構ですねけど、またこの昨今の現状では倒産もされてるところもあるわけですので、そうやってきたら町に対していろんなことが重なってくるわけです。そういう意味で、それをむげに断ることもできませんわね、そういう意味で開発のときの十二分なるその業者との、当然道路は最終的には町に移管されるのが一つの筋だと思いますので、その辺をこれからどんどんそういう意味では大いにきちっとした協議はされておるとは思います、特に今後そういう問題が起こる可能性もありますし、また現に起こってますので、その辺のことをちょっと、これからの対処も含めてお聞きしたいと思います。

**議 長 都市整備部長！**

**都市整備部長** 今のご質問でございますが、開発業者からの用地の移管の申し出がないものについては、業者所有の一応公衆用道路という内容でなっておるわけでございます。議員のご心配していただいておりますように、仮に事前協議等を行いましても業者がたとえばこのような不況の時代でございますので倒産等をすれば、その公衆用道路自体が道路敷ということでありながらもですね、全体が抵当物件に入ってるという内容でにつきもさっちもいかないと、どうにもならないと、それは業者としても早く分筆をして町道に移管したいという気持ちはあるんですけども、そこでいろんな条件がありまして、全部完売してから移管する、あるいは途中で移管したい、それは担当課でも十分調査いたしまして、これなら完璧に道路として認められると、道路条件が基準に沿ってるという内容で議案に上げてくる内容もありますし、また先ほどからも出ておりますように修繕箇所が幾つかありまして、これを完璧に修復してくれれば認定に付すというようなことでございますので、こういう面につきましても、やはり定期的にその出ております、申請が出ております地区については何回か出向いて、急ぐ業者につきましても早く修繕をやって早く検査を受けたいという業者もあるわけですが、なかなか業者が身元がわからないような場所もいまおっしゃってるようにあるわけです。そういうことにつきましても、そこに住んでおられる住民の方ももとの業者がどこ行ったかわからんということで非常に苦慮されてるようなことも聞いております。こういう内容につきましても、それは十分な善処をしていかなければならないんですけども、いかんせんその道路自体が他人さんの名義でございますので、どうしてもそれを広陵町に寄附するという

名義に換えていただかなければ認定に付せないということでございますので、そのこともその方にも十分説明しております。以上でございます。

**議 長** 10番議員！

**10番議員** そういうね、過程なりプロセス、それはよくわかっております。しかしね、善良な業者というのか、まともな業者で購入されたらそれはいいわけでございますけど、昨今の経済事情でどういう、初めからそんなに悪意があることはないと思いますねけど、結果被害者になられるのは住民であることには間違いのないわけでございますので、移管のことはいろんな手続上のこととか法律的なことがあると思いますが、住民のサイドから見てできるだけ早い解決をもってかかわっていくと、知りませんとかいう意味は全くとっておられないと思いますが、その意味でまたさかのぼってのいわゆる原点からの出発のときに開発業者に対してもそのような形で、最終的に購入者である、また最後に住民となられるお方にマイナスになるようなことがあってはならんことでございますので、トラブルを引っ張ることが多くなってくれば何なりませんので、事前の都市計画課においてもそうと思いますが、その辺特別注意を持って、いま現在の経済情勢から見て大変難しいけど、そのようなことで十二分なる監督なり指導を特別お願いしたいと、こういうことでございますのでよろしくお願ひします。

**議 長** ほかにありませんか。 3番議員！

**3番議員** 先ほどちょっと松野議員の方からも町道認定の基準についてお聞きしたわけですけども、そのときのちょっとお答えがはっきりちょっと理解できる形でもらっていなかったと思いますのでもう一度お聞かせ願ひたいと思います。

いま先ほど道路圧などの検査が完了して、町の方がきちんとそれが道路として機能するということであればというふうな言い方をされてた部分もあったかと思うんですけども、まだ使用もされていない、まだ現在工事中の南2丁目ですね、それをどういうふうな形で今後の見通しが可否があるというふうな事柄というのが全然いまのところでは道路という形だけできていて、まだまだ全然車が通ったりとか人が通ったりとかいうこともされていないような状況の中で、あとどのような問題があるかということが出ていないようないまの状態の中で道路認定をされるということの合理性というんですか、それがちょっとどうしても理解できませんのでもう一度お聞かせ願ひたいと思います。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** ただいまご質問いただいております2丁目の件でございますが、これにつきま

してはいま現在家が建っていないのに認定という内容でございますが、これにつきましてはやはり先ほどから申し上げておりますように、一応開発協議の道路圧あるいは水路等の全部が一応完了し竣工検査も終わってるということで、ただしこの場合は協議の中でも構造物に対する損傷は原因者負担において復旧してくださいと、することというような確約をいただいております。そういうことで認定に付してるということでございます。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** 先ほどの基準というのが。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 一応この町道につきましての議会での議決をいただくための道路については、認定する際の基準を一応担当課で定めております。一応文章が長くございますので、たとえば1号道路に認定する町道、次に1号道路と認定する町道については道路の性格が他府県あるいは他の市町村と連絡する広域的な幹線道路であること、次に道路の性格が町内各校区また各大字間を連絡する地域的幹線道路であるということ。（3番議員「長くなるようでしたら資料でちょっと出していただけますか。」）そういうことでまたコピーでもさせていただきます。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** 先ほどいま現在も南2丁目のようなまだ途中の分については業者の方にいろんな事柄があった場合には修復の義務を負わせているという、そういう協議をしているというふうにお話を伺ったわけですが、その責任期間というのですか、何年ぐらいとかいうふうな形で決められておられるわけですか。それとも一定の、そのときはもう一度協議して決めるという形になってるわけですか。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 期間等は定めておりませんが、逆にいいますと業者は早く町道に認定してもらいたいんです。ですから業者は早く修繕しなさいよと、修復しなければ認定はしませんよという、おっしゃってるのちょっと逆にですね、業者としては一日も早く手を離したいです。ですからそういうことでこちらから早くこういう場所が欠陥ですので早く修繕しなさいというようには指導しております。

**議 長** 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。  
しばらく休憩します。

(A.M. 10 : 59 休憩)

(A.M. 11 : 15 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

次に日程6番、議案第75号、平成13年度広陵町一般会計補正予算(第5号)を議題と  
します。

本案について質疑に入ります。 4番議員!

4番議員 まず平成13年度の財政見通しについてですね、この補正予算組まれたときの状況  
を報告願いたいというように思います。

それから昨今の小泉内閣の地方自治体を非常に苦しめる発言が出ているわけですが、  
28ページの起債の部分ですね、町債の部分ですが、理事者過去において地方交付税  
の有利な、有利なということを再三重ねてきたわけですが、現在広陵町ですね、い  
わゆる起債の部分で利子の交付税算入及び返還部分の交付税算入としてですね、有利な起債  
だからこれを活用するということを言ってこられた起債はどれだけあるのか、種類別にわ  
かれば種類別にですね、その実態を明らかにしておいていただきたいというように思います。

それから第二小学校の増築工事を計画されているわけですが、その内容に予算枠が  
厳しい状況のもとですね、急いだ方がいいという認識を持たれているわけなんです、こ  
ういう認識というのはどこから来ているのかですね、その点についてもお聞きしたいと思  
います。

それから最後にですね、この補正予算と今年度の見通しを含めてですね、いま広陵町の予  
算編成の中で各課に一律1割の削減のもとでの予算編成を言われているわけですが、  
その状況はですね、どのような状況になっているのか、あるいはまたこの1割削減とい  
うのは各課によっては非常に厳しい内容を伴っているわけですが、そういう実態とい  
うのは既に把握されているのか、来年度予算の見通しの中で出てきたこの各課1割一律削減  
の状況についても聞いておきたいというように思います。

議 長 総務部長!

総務部長 平成13年度の財政見通しの中で今回の補正という考えと、それから28ページの  
町債についてのいわゆる有利な起債ということで、そのうちの起債充当率が90%で、それ

であと交付税算入が50%あるというのは有利な起債ということでいままで活用させていただいたと。これについて第二小学校の増築工事もそのような状況の中にあるわけです。来年度以降はその有利なと言うております、表現しております起債の対応ができないであろうというような状況の中で、今年度が最終という判断をさせていただいてその起債を活用することで小学校の増築工事についても補正予算措置をさせていただいたということでございます。その有利な起債を活用してのどのような種類あるいはどのような金額的にあるんかということについては資料で提出させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

それから来年度の予算編成の中での10%シーリングということで、各担当部単位にお願いしているわけです。部の中で、部長の中で担当していただいている各課がございまして、その課の中で調整をしていただいて、全体として経常経費については10%シーリングを目標に予算要求をしていただきたいということで各部長の方で大変苦慮願っているわけですが、現在のところもう査定は大体終わっているという状況で25日から財政の担当者が各課の予算編成の査定をさせていただくと、こういう状況でございまして。

**議 長** はい、4番議員！

**4番議員** 全般的な問題になるんですけども、いま一つは各部各課調整で1割カットと、経常経費の1割カットというのはですね、これはどういう目的でそういうようにされているのか、もちろん財政難だということがあるでしょうけれども、中央との関係で言えばどういう認識を持ってこれを実行しているのかですね、こういう点が一つあるというように思うんです。

それと広陵町の財源見通しとの関係がですね、今後にかかわってくると思っておりますので、そういうような見通しについての考え方というのは当然あって出てきたものだというように思いますので、広陵町の財政見通しとも含めた形で説明していただかないと、この10%カットという実態に迫ることができないというように思いますので、その点はお願ひをしたいと思います。

それから先ほどの来年度以降有利な起債がないということで小学校の建築を急いだということですけども、もう一步踏み込んでこの有利な起債が交付税算入にされているということですが、来年度1兆円枠の削減の中です、いま消去法で進められている数字からいうと、地方交付税の部分に集中して削減される可能性が多いという見通しを持たざるを得ないわけですけども、その点についての県や国との関係でどのような状況が生まれているのか

ですね、その点もお答え願いたいというように思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** まず10%シーリングの実態でございますが、これにつきましてはまず広陵町としての自主財源の確保ということで、やはり税収の落ち込みがあるであろうということもございます。それから一番懸案となっております古寺地区への投資の事業費を捻出するというのが大前提の中でやっておるわけでございます。

それから中央との関係とおっしゃっておるわけですが、実際に現在まで通達等はまだ参っておりませんので、どのような状況になるかということは予測という形で現在担当としてはやっておるわけでございます。

それから交付税が減額されるであろうということはおっしゃる懸念、一番懸念されることでございます。これについては町村長の大会等におきましても絶対に確保ということで強く要望をいただいているという状況でございます。(4番議員「来年度見通し、財政見通しについてどう思ってるのかというのはまだ。’)これが確定せんとね。

**議 長** はい、13番議員！

**13番議員** これ学校の増築の件で補正予算ということでございます。ご承知のとおり広陵町にも非常に起債が増えてきておると、国においても国債の発行が非常に膨らんで、国債のこの前からね、出ておりましたように信用度をはかるものにつきましても、もう先進国の中で一番最低のランクに入ってきたと、これ以上落ちますと市場から圧力を受けて非常に国債の金利が急騰するようなおそれのあるような状況になっているのが現状でございます。その中で学校の建築といえども、やはり何ぼでもしていいんだという状況にはないんじゃないかと思う。といいますのは、真美ヶ丘全体で見ましてね、生徒が増えていつてるのかどうか、真美ヶ丘の方で、北の方ではいま開発が盛んに行われておりますので、北の方では小学校の生徒がどんどん増えておりますけれども、南の方でありましたら、たとえたら南3丁目なんかでありますと非常に小学生は減っておりますし、あるいは5丁目についても同じようなことが言えると思うんです。ですから第一の方は生徒数が減ってきておると、第二の方で増えてきておると、そういう場合にやはり学校、ちょっと変更してですね、そういう対応をするというようなこと、いろいろ問題はあるかもわかりませんが、やはりこういうときこそ住民の皆さんといろいろお話しして、やはりむだなことじゃなしにやっていくということをこれひとつ考えていっておられたかどうか、その辺教育委員会の方でありましたらひとつお願いいたしたいと思います。

議 長 はい、教育長！

教育長 真美二小の件はまた後で部長の方から答えるといたしまして、校区変更的なお話をいただいたと思うんですけども、私たちもこれについて昨年でしたか、この春でしたか、検討いたしました。ところがいま開発されております中2丁目等が子供の増加率を考えて一へもし行ったとした場合に、いま二で、第二小学校で増築をお願いしている分の校舎が増築が必要になってくるという結果が出たわけでございます。そうしますとご承知のように一の方は非常に細長い校舎でございます。1棟ですつと西から東まで大分長い校舎になっているわけで、そして増築をしようと思えば今度運動場に持っていかなければならない、ところが真美二小の場合はお願いしております教室を増築する場合には従来からその場所に建てるということで用地が校舎の延長上に確保されていたというようなことから二の方で増築をお願いして校区変更云々ということについては考えないで二の方の増築で補っていきたいと、こういって二の方でお願いしているところでございます。以上です。

それからすいません、二の方の一番ピークになりますのが18年度ぐらいにピークになってくるわけでございます。

それからいまま少人数学級云々ということを言われてるわけで、真美二小におきましてもいまのところ来年は少人数学級用の教室は一つぐらいは余裕あるかもわからないですけど、次の年になりますと余裕教室といいますか、そういうことがなくなってしまう。一の方につきましても、現在のところ少人数学級をしようと思えば十分な教室がまだ余るところまではいっていないというようなこともございますので、こういってお願いしているわけでございます。以上です。

議 長 総務部長！

総務部長 ただいまの質問に関連しまして、特に住宅公団との中で開発のテンポといいますか、住宅公団としてはもう即座に住宅地に住居を建てて完売したいというのが住宅公団の考えるところでございますが、その考えの中に町はとても投資的についていけませんので、これを特に抑制してるという状況で、ただいま教育長が抑制した中で18年度ぐらいが最高のピークだという結果になっておるわけですが、再三言われます第三小学校用地、これも公団については残された最大の空き地でございますので、これを住宅地にしたいというのは公団の意向でございます。これに対して町の方は現在のところ反対をしておりますので、こういう抑制の中で計画的に学校等の増築も今回お願いしてるという状況でございます。以上です。

議 長 12番議員！

**12番議員** 詳細はちょっと委員会にしまして、ちょっと思想をお聞きしたい。29ページ、退職手当組合特別負担金、今回2,360万計上されております。この傾向はどうか、増加していく予定かどうなのか、それが一つ。もう一つ、これすべて100%一般財源、このようなことを見ていくものですが、これ将来大変な負担増と、丸々町から出ていく金になってくるんですけどね、その辺どうか。具体的にね、これ要するに特別分ということと思うんですが、具体的に言うとこれどのぐらいになってんかというのがわかったらちょっとまた、細かいことはまた後で委員会で聞きますけど、方向性としてはですね、これが大変食い込んでくるんですよ、食い込んできます、一般財源で見ていくということなんですが、ちょっとその辺どういうふうに考えてるかお聞きしたい。あと具体的な数字何か1人頭こんなんでんねとわかればちょっと教えてほしいんですね。それ十分ご理解できてですね、ご理解できて、なおかつそういうふうなことで払われて納税者の方もなるほどと、こういうふうなことになったらそれが非常に幸いなことと思いますので、ちょっと気になってますのでお教え願いたいということです。

**議長** 総務部長！

**総務部長** この部分につきましては、いわゆる広陵町の高齢職員の退職要綱、これに基づきますいわゆる勸奨退職の職員のいわゆる勸奨部分の負担金ということで補正をさせていただいてるわけです。個人的な名前は差し控えさせていただきますけども、これについて人身を一新すると、活性化を図るということを目的にこういう要綱はつくられておるわけです。これに将来的に該当する方が出てくるのかどうかというのは、ちょっと見通しはわかりませんが、現在3名の分としての負担金を計上させていただいたという状況で、この内容につきましては満年齢50歳以上の職員で勤続年数が25年以上の者、この者を対象として勸奨扱いをしますよというこの要綱で現在進んでおるわけでございます。将来的には見通しというのはなかなか立ちにくいわけですが、いわゆる人身を刷新するために高齢者の職員の早期退職を促してるといような要綱でございます。以上でございます。

**議長** 1番議員！

**1番議員** 32ページですね、教育費、中学校費、このいわゆる賃金50万4,000円、これについてですけども、いまたとえばこの間も新聞載っておりましたけれども、この県の教育委員会がこの社会人活用のために補正予算を持っている、いま県下やってるんですが、50人を雇用してる。これはどういうことをやってるかというたら、いま国の方で創設される、この県で創設される50億円の県の緊急地域雇用創出特別基金を活用して、来年1月か

ら3月までのうち8週間程度をめどに県立高校と市町村の小中学校で計50人の社会人を雇用すると、こういうような形で補正予算組んでおるわけですが、このいま補正予算が出てるこの中学校の講師、賃金50万4,000円、このようないま緊急地域雇用創出特別基金を活用するようにはできなかつたのかどうか、ちょっとお答えしてほしいと思います。

議 長 教育長！

教 育 長 これはちょっと話が全然実は違うわけでございまして、このいま補正をお願いしておりますものは、議員ご承知のようにこの予算は3月議会をお願いするものでございますが、教員の人事異動を決定いたしますのは大体3月26、27日ぐらいが内示の日になってくるわけです。その後、校内人事が行われます。そして校務分掌が決定されて、そこで校務分掌の都合により、内容により持ち時間の軽減を考えなければならない校務もございます。たとえば学年主任あるいは生徒指導主任とか教務主任とかというようなものにつきましては、平均的な授業時間数よりもやや軽減しなければならないというような場合も出てきております。そしてさらに定数法上過員が生じた場合には、教員の人事の場合、一般企業等の人事異動と多少異なり難しい面もございます。したがいまして、たとえば1人の中学校で過員が出た場合には、1学級減になった場合には大体2人の先生が減になるわけです、定数法上。そういうようなこともあります。たとえば国語も数学も過員傾向であると、たとえば、そして1人の先生を減しなければならないという場合、特に国語も数学も過員傾向であるが、中でも国語がより過員傾向が強いといたしましても、転出させようとしても受け手の問題もあります。そういうようなことで受け手側が受けてくれなかったら、数学で欲しいと言われた場合には、これはもう過員解消は絶対しなければなりませんので数学を出さなければならないと、そうした場合にやはり国語は持ち時間数ちょっと余りぎみやけれども、数学が何時間か不足ぎみになると、その分をこの町費でお願いしているものでございます。

ところが今回50万幾らお願いしたわけですがけれども、そういうようないろいろな条件によりまして持ち時間数を多少町費で持っていかなければならない部分もありましたし、また11月からお願いしていた講師の先生が町内の方が2人とも奈良の方へ転出されて、奈良から通勤していただいているというような場面で通勤のそういうときの補助と申しますか、そういうようなところで補正をお願いしているものもでございます。もっといろいろ申し上げなければならない部分もあるわけですがけれども、一応そういうような事柄で50万4,000円を今回お願いしているものでございます。

いま議員がおっしゃっておりますように緊急雇用特別交付金の云々ということでございま

すが、これはいま出てきたもので、これはあくまでも失業されている方、失業の証明書のあ  
る方を採用しなさいということでございまして、これは1日6時間で週5時間、そして35  
週ということで、大体1日務めていただいて6,500円ぐらいになろうかなと思っており  
ますが、これも過日、3日、4日前に事務担当者会議が県で持たれまして、そこで初めて説  
明のあったものでございます。これは教員の免許状を持っている云々ということとは関係ない  
わけございまして、たまたま採用した人が教員の免許状を持っていたという場合はあるか  
もわからないですけれども、これは主婦であつたり学生であつたら困るわけございまして、  
あくまでも失業をされているという人が条件になっておりますので、おのずからいま補正で  
お願いしている内容と、それからいま議員がおっしゃっている緊急地域雇用特別交付金の問  
題とちょっと違うというようにご理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

**議 長** ほかにありませんか。 3番議員！

**3番議員** 29ページの国民年金費なんですけれども、この国民年金の徴収が国の方に移管さ  
れるということで事務的な事柄というのが変わってきたという形でここに出されてきた中  
での補正だというふうに思ふわけなんですけれども、これが町に対する影響ですね、どのよう  
な影響があるというふうに考えられるのか、また事務的には少し減少するのかなと思つたわ  
けなんですけれども、実際には減少ではなくていろいろ実情をつかむための、また徴収する  
ための努力というのが町に課されるという部分もあるのかなというふうに思ふわけす  
けれども、そこでの影響というのはどういふふうに考えておられるのかお聞きしたいと思  
ひます。

**議 長** はい、住民生活部長！

**住民生活部長** おっしゃっていただいておりますように、国民年金事務の一部改正とい  
うことで、国の方で来年4月からですね、徴収事務に、主なものですよ、徴収事務につ  
いてはいままでの市町村から国の方で集めると、こういうことですね。それにつ  
きましては住民の方はいろいろPRをこれからは国の方、また市町村でもや  
っていきますけれども、一気にね、そしたら市町村の方はそういう徴収は  
お預かりはいたしませんよということにはなかなかならないと思ひます  
ね。やはりその制度が浸透いたしますまでの間は市町村でも保険料につ  
いては従前どおりある程度ですね、お預かりをするなりはしなければなら  
ないかなというところと思つております。しかし預かるというのはなかなか  
これは国の法律でできませんのでね、たとえば収税課の職員が家庭へ訪  
問いたしまして、そこで、いままでは国民年金ですね、保険料をもら  
ってございましたけれども、今度は住民の方が直接金融機関でもう納  
めていただくと、こういうことになるわけですね。だから納めていただ  
く用紙は社会保険事務所から当然

各家庭へ送られますけれども、やはり予備といいますかね、そういう納める用紙を職員が持ちまして、それによって納めていただくようお願いをしなければならない、また役場へいろんな税の納付、その他ご相談等来られたときに納めていただいている方もございますので、来ていただきましたら納付書を持っておらないときは担当課の方でその納付書を書きまして庁舎内にございます南都銀行ですね、ございますが、そこで納めていただくと、こういうような方法になってまいると、かように思っております。ただ収税課、また私の方の国民年金課の方の事務につきましては、その収納の方は大分負担が軽くなってまいると、かように思っております。それ以外に特に第3号被保険者といまして、ご承知いただいておりますように国民年金以外の厚生年金等に参加されておられる配偶者の届出については、いままでは、いままでといいますか、いま現在もですが、市町村役場を経由して社会保険事務所へ送っておりますけれども、それについてもその届出事務等は社会保険事務所、国の方が管轄いたしますので、その辺も負担がある程度軽くはなっていると思います。ただもう一つはそういうふうにはいままでは市町村で収納のデータはすべて持っておりましたので、受給者の相談とか、また年金の期間の相談とか来られたときはすぐ対応ができますけれども、収納事務が社会保険事務所へ移りますと、きょう納付をいただいた分は即刻ですね、そのご相談見えられたそれには反映しないだろうと、しかし二、三日もすればその納付状況はね、当然社会保険事務所の機械処理に打ち込まれますので、うちの方はもうすぐそれを見て住民の方の相談には対応できると、かようにいまのところは思っておる次第でございます。以上です。

**議 長** ほかにありませんか。 5番議員！

**5番議員** 総務委員会でまた質疑させていただきますが、国民年金のですね、広陵町で現在の実態ですね、払っておられる人、加入しておられる人というんですか、加入者、対象者の中ですけれども、加入者、未加入者、それから滞納なってる方、それと免除されている方等のそういう実態をお聞きしたいんですけれども、もし数字お手元にお持ちでなければ総務委員会の方に資料として出していただきたいと思っておりますのでお願いしたいと思います。

それから大変懸念されるのは、これによりましてやはり身近な広陵町が徴収をしないというような方向になりますので、ちょっと遠い窓口になっていくというような中でですね、一層無年金者が増えるのではないかとということが非常に懸念をされているわけですが、この点については、払わない方ですね、直接役場からの徴収催促行かなかったり働きかけがなくなっていくわけですから、この点についての懸念どのお考えいただいているかだけお聞きしておきたいと思っております。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 実態の方は1号被保険者なり第3号被保険者の方の人数は13年度当初わかっておりますけれども、おっしゃっていただいた、まだ未納の方ですね、その他につきましては総務委員会ででもご報告はさせていただきたいと思います。きょう時間がありましたら、早速後ほどでもご答弁は差し上げますけれども。

それと無年金者の件でございます。これにつきましては、現在も社会保険事務所、また町ともお互いに連携をとりまして無年金者のないように何回も督促もしておりますし、各地域へ出向きましていろいろと年金相談もいままでには年6回ぐらいですかね、やっております。その辺については従前どおり町の方もタッチいたしますので、その辺のご心配はないということでご理解をいただけたらと思います。以上です。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程7番、議案第76号、平成13年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 1点お聞きしたいんですけども、この補正の中にも返還金の上乗せがされているわけですが、2区画分のね、なぜ返還されるのか、その返還の理由ですね、転居なのかどうかという部分でお聞きしたいと思います。

議 長 はい、住民生活部長！

住民生活部長 墓地を当初購入されまして返還される方も平成2年からですか、売り出しをしておりますので今日までございます。その方の理由といたしましては、当初はこちらで墓地の方購入ということでされましてんけれども、いやいやもう転出をする、また息子さんの地元の方へね、帰るから申しわけないけれども墓地を返還したいと、これがほとんどの理由ですね。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 いま理由は転出、いろんな家庭状況の中での転出がほとんどの理由だということをお聞きしたわけですけども、それは本当にいろんな生活の環境の中でですね、出てくる、

避けられない個人的な状況だと思うんですね。そういう場合でもですね、やはりいま返還しますと4割負担しなきゃいけない、4割でしたね、自己負担が発生する、そうすると40数万も当初払ったお金より引かれた形でしか返ってこないということで、大変やむを得ない状況であるにもかかわらずですね、大きな返還するときの負担が生じることについてやはり配慮が必要ではないかと思うわけですが、この点についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** 返還金の問題でございますけれども、この墓地、当初つくられたときのいきさつといたしますか、当然その墓地をつくるについては土地代とか工事費とか、またいろんな事務費とかね、借金もしておりますので元利金とか、いろんなそういうものももろもろに入っている程度の値段を設定されておられます。その中でもやはり近隣市町村の動向を見てですね、値段の方も抑えられたようにも私の方聞いてもおるところでございます。そういうようないろんな設備投資もしておりますので、そういう事情の方であろうとも、やはり一定の部分については町の方としてもやはりいただくというのは一つの筋ではなかろうかと、それとあとお返しをいただいた分について、さらに次の方募集しまして買っていただくについては、当然整備をしなければなりませんね。その費用等も見ておましてそれだけの割合ということで当初からさせていただいてると、こういうことをご理解をいただけたらと思います。以上です。

**議 長** はい、1番議員！

**1番議員** この広陵町のこの墓地公園というのができまして約10年ぐらいなるかなと思います。現在はこうした懸念はないと思います。というのはですね、これはある新聞である自治体のこうした町営墓地についてこのような懸念があるから条例を出しておられるわけです。それは何かといいますとですね、墓地に使用期限を設ける、一つですね、それはその先祖の墓を守るという意識が薄れて、この少子化の影響で供養する人がいないために無縁墓の増加が予想されるためにですね、使用期限を設けた墓地を購入することができる条例案を出して、これが可決されてるわけです。現状においては、広陵町においてはいまの現状、こういう方はいらっしゃらないと思いますけれども、これから将来にわたってこれが20年、30年と永遠に続くわけですが、こうした時代環境の変化により、いま申しましたように少子化、そしてこういう形が増えるのでですね、こうした条例が先駆を切ってやられているわけですが、私も今後のことの課題として、こういう使用期限を設ける必要もあるのではないかと、そうし

ないと草ぼうぼう、いろいろ墓参りもして来られる人が少なくでですね、環境上、管理上、注意はしても近辺におらない、遠いところ行ったというような形ができる可能性もあるのではないかという懸念がありますので、ひとつ将来のことでありましようけれども、こういうことも考えていただくことも必要ではないかなと思って、いま発言させていただいております。答えがあれば、何か感想でもあれば言うていただいたら。

**議 長 住民生活部長！**

**住民生活部長** いまおっしゃっていただいていることも私の方も考えておるところでございます。と申し上げますのは、いま現在1,000基を購入していただいておりますけれども、その中のお墓を建てておられる方は約3割ですね。後については7割はおっしゃったように、失礼ですが草が生えっ放しというところで、隣の方のお墓参り等に苦情を役場の方へかかってきてるわけですね。だから私の方もことしも11月ごろですかね、再度墓地の現状を見に行きまして、そういう草ぼうぼうの方につきましてははがきでこういうふうにはやはり墓地を買われたら管理は当初お話し申し上げておるように個人さんの管理ですと、はたにも迷惑がかかりますのでひとつやはり草の駆除等についてはやっていただきたいと、もしできない場合につきましては、遠方等もございますので、私の方のシルバー人材センターの方でこういう費用でさせていただきますので、どうぞご返事等ありましたら私の方へ遠慮なくおっしゃっていただきたいということではがきも出させてもらいました。その中で、そうですね、それでも約2割程度の方ですかね、その方は電話もいただきまして、そしたら自分の方ですとかいうことでね、していただいた方もございます。しかし先ほどおっしゃっていただいたように、当初のその許可証も持っておられない、なくした、私の墓どこ買うたんかわからへんということね、何人かの方電話なり来庁なりされますし、私はその都度やはりそういうことでね、自分の祖先の墓を買われたんだから、やはり年に1回ぐらいはせめてね、やはり管理をしていただくようにということね、お話し申し上げておりますねけれども、なかなか大枚を出されても現実ね、管理をされておられないのが現状かと思えます。また来年につきましては、当初の管理料をお支払いをお願いするとき、それからまた盆前、また9月、10月の適当なときにね、また再度その空き地のまだお墓の建っていない所有者の方にはがき等、また電話連絡等申し上げまして、墓の建っておるご近所のね、迷惑のならないよう、また当然買われたときの気持ちを持っていただくようお願いを申し上げてまいりたいと、かように思っておるところでございます。

**議 長** ほかにありませんか。 4番議員！

4 番議員 返還金のところの部分ですけれども、いわゆる公共団体が賃貸契約、いわゆる永代使用料、賃貸契約ということになるわけですが、結ぶ場合にですね、民間と違うところは不当利得があってはならないということだと思えますね。いわゆるこの返還金については違法な部分ではないわけですが、不当利得というのは違法に物を取ったという意味じゃないんですよ。いわゆる賃貸契約をした場合、家賃の場合にですね、増額部分であれば買取請求権があるとかね、そういう意味でこの場合は逆になるわけなんですけど、いわゆる97万円で買ったと、それを返還する場合ですね、私はいろんな形態があると思えますね。一度も使わずに返還をするという場合、使って返還をするという場合、あるいはまたその他いろんなケースがあるだろうと思えますけれども、要は町が今度その墓地を他人に売却する場合にかかる費用についての計算がまず第一だと思えますね。それからもちろん当初造成した部分の中から、いわゆる年数が経って管理してきた部分等、いろいろな計算はあると思えますけれども、この6割というのはそういうような計算を無視した形です、一律にやっていると、いわゆる4割を町が取るということはね。こういうところをですね、具体的にいわゆる返還をし、次に売却する場合の負担がどれだけかかるかというのは当然計算ができるわけですから、1個1個についてのそういう積算に基づいてですね、返還をしていくという点の具体的なところまでいかないと、買ったはずがすぐに家庭の事情で子供のとこへ帰らなきゃならないという事態になった場合というのは大変な負担になるわけですね。そういうふうなところからいっても、具体的な例で次に売却するまでのいわゆる間の町が持たなきゃならない部分についての積算をまず第一に考えながらですね、新しい人を売却先を決めてきた場合についての計算方法もあるでしょうし、そういうような場合での具体的な例をつくっていくということをこれからにとっては特に必要ではないかと思えますけれども、そういうような形で現在どれぐらい、6割を取って4割を返還した場合にですね、町はどれほどの計算でいえば、机上の計算でいえば得をしているのか、そういうような例というのをですね、具体例を挙げていただきたいというように思えます。たとえばまき石だけを返還した場合についてはそれだけの分というのは当然もらうということになるでしょうけども、期限が経った場合、利息計算とかいうこともあるでしょうけども、そういうふうな場合についてどういふふうな形で考えられるのかですね、ご答弁お願いしたい。いわゆる法律用語上、町が不当利得となるようなものについては排除することが必要だという点から質問していますのでよろしくお願いします。

議 長 住民生活部長！

**住民生活部長** 議員さんは平成これ元年ですかね、初めの建設ですか、されてますので、その当初は当然おられたと思います。そのときにこの単価とかね、また返還の割合ですね、それはお聞き及びだとは思いますが、それで議会でね、いろいろとご審議をいただいてそういうふうな割合でもって返還をしようじゃないか、また管理料はこれだけ定めようじゃないか、また墓地の永代使用料はこうしようやないかということになったように思います。まだいまおっしゃっていただいた件については、私の方も担当はいまご承知のように変わってしまったところですので、その辺の積算の方ではまだ現在やっておりません。おっしゃるようにその辺につきましても一度積算をやってみたいなど。(4番議員「そんな短期間の人については苦情がやっぱり来ていますんでね。短期間の人についてはね、苦情来てますんでね。」) そうですか。いや私の方はそれはね、お聞きはしておりませんねけど。(4番議員「そんな何回か、もう何回も何回も質問してるでしょう。」) はい。当初もね、それはもし返還される場合は買われた金額の価格の、この場合は10分の6ですと、はお返しさせていただきますよということでね、本人さんにも当然そのときにお話も申し上げ、また書類もお渡しさせていただいておりますので、それをもって了解のもとにご購入をいただいております、こういうところで理解はしておりますけれども。以上です。

**議 長** 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程8番、議案第77号、平成13年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員!

**4番議員** 241万5,000円の余剰金を使って今年度に計上しているということは、これ使うということを前提に計上されているのかですね、使うということであればどういう形で使うというようにされるのか、給食の特別会計の余剰金というのが余ること自体はその年度あるいは回数あるいは突発的な給食中止等において生じることはあり得るでしょうけれども、その場合の給食の質を上げるとかそういういろんな使い道というのはあると思いますので、今回はこの計上、余剰金をこの時期に計上するというのはどういう意味なのか聞きたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 9月議会の決算で12年度の剰余金につきまして確定し承認いただきましたんで。(4番議員「確定みたいなん、5月に確定したるやん。’)9月議会の決算報告に伴って12月でいま計上させていただいたわけでございます。

それと繰越金につきましては、やはり一般の給食の賄い費に今度充てておるわけでございますが、やはり給食費につきまして素材の購入等価格の変動もいろいろ伴いますし、今後もまた物価の変動に伴うわけでございますので、そういう方向に、また給食費の中身につきましてもやはりなお一層充実した形で考えていきたいと、かように思っております。

議 長 4番議員！

4番議員 要は12年度にこれだけ残ったというのは初めてあったわけですから、それは給食回数が云々、いろいろ出てくるでしょうけれども、現実問題としては物価が下落している傾向がずっと続いてきてると、これは給食の中でもどういうようにあらわれてるのかというのはわかってないわけですが、そういうようなことも含めてですね、今回このところで繰入金、剰余金を入れるというのは質を、これから先の13年度の残りの部分について給食の質を高めるのに使うのか、それとも技術的だけにこのような形で処理するのか。確定は5月の末にこの分は確定されているわけですからね、事務的に言えば。その後の使い方についてどうするのかということが中心にならざるを得ないわけですから、それをどうするのかって聞いているんですね。もし毎年傾向として物価が下がっている状況の中であれば給食費の引き下げということも検討課題にあるでしょうし、あるいは給食委員会等の中で議論をしてですね、具体的な問題というのは決めていただく必要があろうと思うんですが、そういうような使い道の方向、これをどう処理するのかということをお教えしておいていただきたいんです。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 いまも申しましたとおり、やはり今後ひな祭りとか、また何か記念する日に対しましては給食に対して何かプリン等とかつけ足したり、また中身について充実させていきたいと思っております。

それと今後パンが、米食が週3回、パンが2回というような形で利用しておる中で、小麦粉に対しての補助制度につきましても14年度から打ち切りの傾向で見直していきたいという、県の方もそういうニュースが入っておる関係もございまして、給食費につきましては維持をした中で今後のやりくりの中で消化してまいりたいと、かように思っております。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。しばらく休憩いたします。

(P.M. 0 : 10 休憩)

(P.M. 2 : 02 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

まず先ほどの松野議員の質問に対し住民福祉部長より報告させます。 住民福祉部長！

住民福祉部長 先ほどの一般会計の補正予算の中で年金の受給者ですね、その他の件でお尋ねのことにつきましてご報告を申し上げたいと、かように思います。

まず13年の10月末現在でございます。被保険者数は9,430人、そのうち第1号被保険者、強制加入の方ですね、5,498人、それから任意加入といいまして、ご承知のように受給期間が60歳で受給がいただけますけれども、その期間の不足する方、60歳から70歳未満までは掛けることができますので、その方が41名、それから第3号被保険者数が3,891人でございます。それで未納者なんですけれども、4月から10月までで1カ月以上ですね、未納されておられる人数につきましては1,756人ということでございます。ちなみに検認率でございますけれども70.2%と、平成12年度の検認率は70.2%と、こういう状況になってございます。以上でございます。

議 長 次に日程9番、議案第78号、平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。 12番議員！

12番議員 私委員会ちょっと総務ですので、厚生関係ちょっとお聞きしたいと思います。

今回この補正予算ということで日々の雇用、これは増加されておりますが、認定審査会の委員会報酬、委員さんの報酬減額と、これは回数少なくて済むということで予算が出されております。いま私広陵町の現状、介護保険の現状いろいろ資料もらってるんですが、ちょっと古いんですが、4月時点で既に認定終わった方443人、そのうち実際利用されてる方が

334人、受給率が75.4%ですと、今議会にですね、これはことしの4月の分ですが、今回ですね、新しいもの、これがどのようになったかというような資料もちょっと用意しといてくれと担当部に言うといいたんですが、用意されているとは思いますが。私ちょっとお聞きしたいのは、こういうふうに約4分の1の方がですね、認定される、4分の1認定されても4分の1の方が使っていないという、こういうふうな町の現状の分析結果ということでですね、出ております。今回この予算ですね、職員の要するに日々の雇用の方がちょっと手が要るということで増加はいいんですが、私ちょっと心配してるのはこの認定審査会、この減額、回数少なくて済んだというのが一つということもありますが、このままでですね、回数減らしていてもいいのかなというのが一つ。というのはですね、これはどんどんどんどん切り替え期間必ず半年あるいは3カ月ほどで来ます。あるいはいまこのように言うてですね、4月時点では認定受けた人がたった443人、保険証自体もらってるのどっさりいてるんですよ、広陵町で、ご存じのように。私も申請持ってくるんですが、これがですね、どんどん保険証を持ってですね、認定の審査が当然これだんだんだんだん実績出てきてますので利用者あるいは利用の希望の方が増えてくると思います。そのとき一番困るのが認定結構これ時間かかる、あるいは認定のですね、タイムアップというんですか、その辺のですね、報酬が今回は下げられてるんですが、その辺も効率よくですね、回数このままで減っていいもんかどうかな、必ずこれは増えてくるという予想をしてるんですが、この辺の考えいかがでございますか、あるいは14年経ったらこれまた増加ということで立てられてるんかどうかということでございます。今回もこういうふうに減額ということなんですけど、これを見てですね、次の14年度はどのように考えられてるか、この辺についてちょっとお聞かせ願いたい。あるいは認定の委員さんをもっと増やすこと、その辺についてもメンバー的なものではどうでしょうかということでございます。これを生かしてですね、次の14年度はどのように見ていると、このようなことについても結構ですので答弁お願いします。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** ご質問いただきました内容のお答えが順番どおりにならないかと思いますがご了承いただきたいと思えます。

まず認定の内容でございまして、被保険者は現時点で4,378名の方がおられます。このうちで認定を受けておられるお方が508名、この508名の中で入院されているとか、あるいはショートステイとかの理由によりまして認定は受けただけでも当面サービスを受けていない人、この人たちが126名という数字に上っております。

あと認定に要する時間等に関してでございますが、現在の審査会におきます状況といたしましては、事前に審査資料を各委員にお届けをさせていただきまして事前に検討をお願いしていることもあり、新規の審査に要します時間におきましては1件で5分ないし6分を要しております。しかしいま議員さんのご質問にもありましたように13年4月以降における審査に関しましては、更新の審査件数が非常に多くなっております。この関係で更新審査1件に要します審査時間がある程度短縮されてくるということから、当初におきましては1回の審査会で月平均27人程度の審査が必要であろうということからスタートされておりますけれども、現時点におきましては1回の審査会におきましては44人の審査が現実可能になってくるということから、当初の予算の中で積算をいたしております審査会の開催回数というものを決算ベースで見ましたときに、これは余るということになるわけでございます。あと効率的なものに関しましては、ただいま申し上げました内容の中に重複するかと思いますが、一から委員さんにその日に資料をお渡ししたということではなしに、事前に、お忙しい時間をいただいておりますのでお届けをさせていただいて事前審査をしていただいと。委員会のメンバーに関しましては12、13、14年をワンスパンとしておりますので、14年度におきましても同一の委員メンバーで構成をさせていただき、いままでどおりに続けてまいりたいと、それと14年度におきましての審査会の件数等につきましては、いま現在、きょうも実は審査会をやっておりますけれども、本日までの内容の件数あるいは直前の、予算を要求いたします直前の件数を踏まえまして、それといままでに認定を受けて6カ月の更新期間をどれだけの方が迎えられるか等々の数字をはじき出しまして委員会の開催回数あるいはそれに基づきます1日当たりでどれぐらいの処理ができるかということから開催回数等を決めてまいりたいというふうには考えております。終わります。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** まず一つですけれども、いまご説明いただきました126人のサービスを受けていない方の状況、実態ですけれども、なぜ受けておられないのか、一定の説明していただいたんですけれども、きっちりと把握する必要があるのかなと思いますので、その辺の調査はどのようにされるのかお聞きしたいと思います。

それから認定申請を本人が出されてから平均何日で認定が下りるのかですね、その点と、それから賃金の方で44万1,000円上乗せなんですけれども、1時間当たり1,000円ということで増額したという説明をお聞きしてるわけですけれども、これは広陵町の同じパートさんの場合と比較してどのような水準にあるのかお聞きしたいと思います。

それからですね、ちょっとずれるかもしれませんが、全協のときにいろいろ保健福祉事業についてご説明いただいたわけですが、この点について本会議の中でも確認をしておきたいので平岡町長の方からご説明いただくようお願いしたいと思います。

この保健福祉事業につきましては、去年の3月議会の予算の中で十分な説明がなされなかったり、また3月の予算書の内訳が間違っていたりということで議会の方、議員として問題点を指摘することが残念ながらできなかったわけですが、共産党といたしましては、その後毎議会取り上げてですね、改善に向けて全力を挙げてきたところでございます。一步前進かなというふうに喜んでいるわけですが、政策的な問題でもありますので町長の方からご答弁をお願いいたします。

**議 長 健康福祉部長！**

**健康福祉部長** ただいまご質問いただきました内容で順を追ってご説明申し上げます。

まず認定を受けておられて126名の方の未利用があると、これはどのようにして把握しているのかというふうなご質問をいただいております。まず先ほど申し上げましたように入院されている方々とか、現在ショートステイをお受けになっておられる方、これは給付の実績がすべてコンピューター処理しておりますので認定をした方々の給付記録を見れば現在どのような状況にあるかということがわかってまいりますので、そこから引っ張ってくることができます。単に空の数字ではないということでございます。

それと申請から何日ぐらいかかるのかというご質問をいただいておりますが、審査のシステムは通常どおり動いておりますので約30日を要することになります。しかし1回の審査会で見ただけの時間を短縮するために事前に資料をお届けさせていただくと、それによって日にちが短縮できるのかということではございません。現在6班の、六つの班に分けて審査会が毎週動いておりますので、できるだけ早く認定を得ていただけるように最善の努力は現在しているところでございます。

あと日々雇用の職員に関しましては3町で合同で採用しておる職員でございます。広陵町単独でパート職員として採用しているものではございません。なお1,000円に時給を引き上げたというのは、13年の4月2日に3町それぞれ決裁が終わっておりまして、現在まで予算的な補正をかけていなかった、それをいま審査会の内容等を見ましたときに財源を新たに求めることなしに同じ歳入歳出の中で歳出予算の組み替えでその財源も確保することができるという見通しが立ちましたので補正をお願い申し上げたという内容でございます。なお広陵町のパート職員、いろいろ職種がございます。しかし非常勤であって、非常勤のパー

トさんでたくさんおられるわけなんですけれども、まず基本になりますのが大体800円ぐらいじゃないかなと、あと専門職、自分の技術なりあるいは資格なりでその職についていただく職種につきましては1,000円、1,100円、1,200円という高額になるものもございますけれども、通常のところを考えましては800円が基本じゃないかというふうな内容で調べております。

それともう一つ、いまこの町内のパートさんの例をいまご説明申し上げましたけれども、常勤と非常勤ということを考えましたときに、このいま引き上げをしております職員も当初800円で採用されております。それが介護保険の事務を、3町の事務を全部引き受けてやっておりますので、広陵町単独でこうしようかということもできず、一応3町合意の上でということをご理解をいただきたいと思います。終わります。

**議 長 町長！**

**町 長** いま保健福祉事業についての考え方について本会議で明確化してくれというお話でございますので、いわゆる介護保険料の見直しということでございます。過日の全員協議会で見直しの概要をご説明を申し上げました。改めて考え方の骨子についてご説明を申し上げたいと思います。

介護保険料の算定の基礎となる保健福祉事業のうち料理教室につきましては、介護保険会計では執行しないこととして、また福祉事業のうち必要性あるものは別とし、できるだけ支出を抑える努力をする、そしてまた人件費については一般会計からの支出を考える、これが基本でございます。また基本的には一般会計からこの介護保険会計に財源補填することはできない仕組みになっておるということをよく理解をいたしております。

以上の事業見直しをすることによって保険料は一体どうなるかということでございます。実施時期は3年を一つのスパンに考えられており、事業会計でございますので、1事業期間が現在その中間の年度でもございます。改定は14年度に行いまして、15年から17年の次のスパンで料金の見直しをさせていただく、こういう考えでございます。さらにつけ加えますと保険料は減額することになりますが、その方法いわゆる納付とか還付とか生じるわけでございますが、こうしたことにつきましては関係機関と協議をして検討を重ねているところでございます。これにより第2スパンの開始する平成15年度の事業方針でございますが、保健福祉事業のよい部分は継続をする、また介護保険会計の保険料算定の基礎となる支出につきましては極力避ける方向で考えております。以上が見直しの方針でございます。介護保険制度を育てるためにも、さらに良案があれば加えてまいりたい考えでありますことを申し

添えお答えといたします。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** 保健福祉制度につきましては、いまご答弁いただきました説明の中身でございますが、一般会計からの繰り入れも、これは可能でございますし、また料理教室等は一般会計で十分できますので、サービスのレベルを落とさないような形で、いままで払い過ぎた分の明確な還付の手続をとっていただきますよう、さらにお願いをしておきたいと思っております。この点についてはもうご答弁は結構でございます。

それと認定126人はもうコンピューターでわかっているということなんですけれども、入院以外の部分について認定を受けながらサービス受けておられないという方もおられるだろうと思いますが、そのあたりの実態はどうでしょうか。再度ご説明をお願いいたします。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** まず認定を受けておられる方々の中で保険の保険と申しますか、まず認定だけを受けると、そやけど私はまだ介護は要らんねやという方も確かにおられます。その方々の人数はというと、実際に実数をつかむことは非常に難しいことでございます。なお両面を持っておりまして、認定を受けられて、その上限額まで給付サービスを受けていただくのがこれが本来なんですけれども、自分で自活して私はまだ介護は要らんのやとおっしゃっていただく方が給付が少なくて済むと、これはもう相反することを私いま同じ口から申し上げておりますけれども、現実がそのようものではなかろうかというふうに考えております。また申請をされる段階におきまして、ケアマネジャーさんと一応のご相談をされた上で申請が出てくるのが常でございますので、認定があれば要介護1から順番に必要であれば必要な内容の給付サービスを受けていただく、あるいは受けていただいているのがほとんどでございます。なお、たまには私の知り得てる内容の中では介護認定2の認定を受けておられるけれども家族の介護によって、あるいは家族と生活をする中でちょっとした介助することでそのお年寄り、お年寄りって申し上げたら失礼ですけども、方が健全に現在毎日をお暮らしをいただいているという実例もございます。一応これで終わらせていただきます。

**議 長** ほかにありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に議案第79号から議案第82号までは、本日追加議案として提出されたもので、この際よろしくご審議願います。なお議案の朗読を省略します。

議 長 それでは日程10番、議案第79号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、議案第80号、技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、議案第81号、広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてを一括して議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは本日追加議案として上程させていただきました3議案の79号、80号、81号についてご説明を申し上げたいと存じます。なお改正の内容等については79号と同様の80号、81号の改正をしておりますので一括説明とさせていただきます。

公務員の給与改定につきましては、引き続き厳しい諸情勢のもとにある民間企業の給与抑制措置及び雇用調整等の実施状況について幅広く調査、把握するとともに、有識者、企業経営者等の意見を広く聴取し改定について検討され、本年度におきましては期末勤勉手当の0.05カ月分の引き下げ並びに来年度以降生じる官民給与格差と合わせて俸給表や手当の改定等の措置をとることを前提に、その年額相当額を暫定的な一時金として3,756円を支給することと勧告されました。

改定の詳細につきましては、期末勤勉手当については年間支給月数を4.75カ月分から4.7カ月分に引き下げられ12月支給分で実施することとされました。議案書2ページの第15条第2項中「100分の160」を「100分の155」に改めるものでございます。本町におきましては、支給日の関係でもう既に支給日が来ておりますので、3月の支給分において減額することとしております。

附則につきましては、第13項から16項までを削り、第17項を13項とし、14項から18項の5項をつけ加え、特例一時金について規定いたしております。

暫定的な一時金の支給については、平成14年3月1日現在で給与法に基づく俸給表の適用を受ける職員に対して年額相当額3,756円を支給することになっております。

なお3月1日現在において育児休業中の者に対しましても、勤務実績に応じて支給することとなっております。

その他の改正等につきましては、平成14年4月1日から育児休業等対象となる子供の年

年齢が現行の1歳未満から3歳未満に引き上げられております。介護休暇につきましては、休暇の期間を現行の連続する3カ月から6カ月に延長されることになりました。

なお本町の職員の影響額については、お手元に配付させていただいております給与勧告の骨子の2ページ目にモデル例を挙げさせていただいておりますのでご覧いただきたいと思っております。まず5歳刻みの年齢で想定させていただいております。それから勧告後の給与の月額、年間の給与を想定いたしまして、減額分がどれだけあるかということで右端に表示させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。以上で一括説明とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

**議長** 本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

**12番議員** 細かいことは総務委員会で聞きますが、この勧告、勧告応じて今回このようにしたいと、こういうことをございます。簡単にいうとボーナスを引き下げる、0.05カ月分、それ自体引き下げるというのと、暫定的な一時金ということで3,756円として支給されますと、こういうことの勧告の骨子でございます。

私は町民の方からご意見いっぱいというほど聞くんですが、一つ、町内で非常にね、町内産業が不振である、調子が悪いということが一つございます。役場の職員の給料は一体どのぐらいもうてんだ、あるいはそれに応じてちゃんと働きは十分しているのかということが常に問われている今日の状態であります。今回初めてですね、モデル給与例というのを出示いただきました。これが私いままででもいつでも言うてて、いままでは月何ぼやろうと、こういうだけの計算やったんですね。今回初めてモデル給与例というのが出されました。45歳の係長さん、年間給与719万750円、711万9,745円、57歳の部長さん、年間給与975万2,259円というふうなですね、年間給与を払い、今回勧告を払うことになりますよということで、年間給与は下がりますよ、ボーナス下がったから下がりますよと、こういうことございます。係長さんで年間1万8,371円下がる、部長さんで年間2万5,252円下がると、こういうふうな状態がモデル給与例で示されました。これはね、私たち議員にね、これ示してもらっただけじゃね、私の考えはですね、こういうふうな、我々議員当然知らないけない、今回初めてこういうこと知ったんだけどね、年間こんなふうにもらってるということなんですね。それに対してね、町内のいまいる多くの会社務めてる方、それら比べてからこれ果たして高いんか安いんかと、その辺のことは町民の皆さん方が判断されると、私そう思ってます。今回このように出ましたので、今後ですね、常に私年1回ね、町職員の給与どんなぐらいもうてんや、公開せい、広報に書きなさいと言っているところで

ございます。時たま、年2回か書かれてるときもあるんですが、あまりちょっと記憶に残らないです。こういうふうに年間のですね、年間給与ということで示されるとね、ああ役場の職員の人としては大変頑張ってるなど、安い給与にもかかわらずですね、大変頑張っていると、こういうふうな評価も出てくるし、また正当な評価も出てくると思います。この辺ですと、このお給料に関する項目についても、ちょっとその辺の広報体制ということについてですね、今後こういうこともどんどん、当然議員もですね、議員もらってる給料何ぼですよ、いま言うてる年間給与何ぼですよ、こういうことも当然お知らせせないけないうらうなど、こういうことを考えております。この辺で資料出ましたのでですね、今度広報でもこういうことを周知されるというお考えあるのかなのかということですね、というのは非常にご存じのように公務員に対する風当たりものすごいきつとこがでございます。それに対して我々公務員、我々も特別公務員ですが、負けずにですね、一生懸命仕事してるということもだんだん必要になっているのではないかと。これ大阪市の場合はちゃんと公開してるんですわ、月給、月手当、幾ら何ぼってね、ほんで年間このぐらいですよ、大阪市の広報にはちゃんと出ております。私も見ております。こういうふうなことでもですね、やはりこういう地方自治体においても今後住民から見た職員の勤務体系はどうあるべきか、職員の給与、年間給与体系はどうあるべきかということがどんどんと問われてくる今日であります。その辺の考えちょっとおありかどうかということでお聞きしたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 給与の公表でございますが、これについて4月の広報で一応議員さんも含めて特別職の給与体系等も公表させていただいておりますので、今後とも公表していきたいと。ただ公表したと、これだけすべて手取り額という誤解をされる場合がございます。これから、これは支給額でございますので、その辺の理解も我々は求めたいというふうには考えております。以上です。(12番議員「その年間給与は出すの、出さないのということ、年間給与、どうやということ。」)年間給与額については、ただいまのところは公表しておりません。月額給与体系のみということでご勘弁いただきたいと思ひます。

**議 長** ほかにありませんか。 はい、1番議員！

**1番議員** ちょっと1点だけ、先ほどもちょっと説明を求めたところですが、28ページのやはりこの通勤手当について。やはり人勸によってこうした諸手当が低くなるわけですが、この通勤手当だけは補正前は913万3,000円、そして補正後は925万8,000円、その差12万5,000円、これがですね、ただ職員が異動しただけでこの通勤手当が伸び

ると、これもいかななものかなど。素人、何かこの辺にからくりがあるのか、それをですね、説明していただきたいのと通勤手当のあり方、それを説明していただきたいと思います。

議長 ちょっと違うこと違う。次の議案……。

1番議員 あつ次の議案か。次でもいいですよ。すいません。

議長 答えてもらいます。

1番議員 いやどっちでもいいです。いまで答えても一緒やと思うから。

議長 ほんなら次のとき。ほかにありませんか。 4番議員！

4番議員 まず広陵町のこの給与の提案についてですね、一つは広陵町の職員の実態をどのように把握されているのかということが重要だというように思うんです。いま人事院勧告に見習ってこのような方策で話が出されていますけれども、残念ながら広陵町には労働組合がありません。そういう中であって、本来公務員の給与といえども働く職員の実態に合わせて給与を考えていく、これが基本だというように思うわけです。そういう点ではどのように考えておられるのかということをお聞きしたいというように思うんです。

そしてここにですね、日本自治体労働組合総連合、いわゆる自治労連がですね、今度の政府の人勧に対する考え方を述べているわけでありまして。それについて実際にいま広陵町においてもですね、広陵町の公務員の対象に提案をしているわけですがけれども、実態は人事院勧告、そしてそれに従った県の勧告が土台になり一体化されているものであるわけですからですね、そういう点で先ほどの当初の広陵町の職員の実態をどう把握した上でこの提案を認識されているのかということをお聞きしたいわけなんです。この中ではですね、特に重要な問題が指摘されているわけですね。一時金においてはですね、この3年間で0.55カ月分の削減が行われてるんです。これは30年前の水準に逆戻りしているというのが今日の公務員の給与水準であります。そしてまた公務員のこの給与を決めていくに当たってもですね、いわゆる悪循環を繰り返す中身になっていく、消費不況を解決していくという点においてもですね、いまリストラあるいはまた労働者の給与が削減されていってるわけですがけれども、現実に政府自体が景気の回復の最もかなめであるという消費をどうするのかというところの考え方がないまま推し進めているのが実態であります。こういう点からいっても消費を後退させない、いま日本の不況、長引く不況を解決していく一つの大きな目玉にする必要があらうというように考えるべきであるにかかわらず働く者の給与を削減する、そして大企業でいえばですね、いわゆる内部留保金はこの間増えていってるというのが実態であります。こういうようなところの認識を持たれて提案していただいているのかということもあわせてお伺

いをしたいと思うわけです。

また今度の人事院勧告の問題はですね、人事院勧告の中立性、またいわゆる労働基本権を拘束してですね、剥奪した上に立った人事院勧告の性格をゆがめるところまで勧告が出されています。そういう点で言えば、今回民間給与の実態把握及び公務部内の給与配分のあり方を検討するとしていて、ここにですね、民間賃金という勧告のところですけども、地場賃金という形になってきています。これは、この見直しはですね、各地域ごとに公務員賃金を引き下げていくということを宣言したということにならざるを得ないという問題であってですね、この地域間格差導入に向けた検討への減給はですね、都道府県や政令市の人事委員会の勧告に重大な影響を与えています。現実には去年は鳥取県などでは独自のマイナス勧告が出されたということがありました。こういう地方公務員にとって引き下げを正当化する根拠とされ、攻撃に一層拍車がかかる危険があると言わざるを得ません。さらにこのことは地方交付税引き下げにも連動し、地域経済や地方財政危機を一層深刻な事態に陥れることにつながっています。人事院がですね、公務員の賃金の果たしている社会的役割を否定する、こういう問題につながっていくということだと思うわけであります。こういうような背景にあるものを広陵町の中でどこまでこのことを考えて提案されていたか。これはですね、行政改革推進事務局が6月29日に出した基本方針の中でですね、公務員制度改革という名のもとに全体の奉仕者という部分をですね、真っ向から否定する内容が出されていってるわけなんです。こういうこととあわせて、やはりいま行われようとしている人事院勧告がですね、公務員の制度全般を破壊させていく、憲法に保障された全体の奉仕者という理念すら投げ捨てようという方向を打ち出してることに對してですね、本当に公務員の誇りを持った仕事ができるというような方向があるのかどうか、こういうところについてもですね、考えてこの提案を出されたのかということを重ねて聞いておきたいというように思うんです。こういうようなところの問題であります。

またもちろん3年連続下げられているということは、広陵町の職員にとってですね、生活の実態からすると非常に困難を強いてるものだという事であります。そういうような内容についての前提ですから、安いと言えと言ってるのかどうかというのは当然のことです。こういうような実態の中でですね、これに対応して町民のために役立つ公務員という像をつくっていくためには、何と云っても全体の奉仕者として公務労働の役割を職員が認識していくということが欠かせない重大課題であります。6月議会や、また9月議会でもこの問題については公務員の研修等についてですね、質問してきたところですけども、こういう

ようなところで現実の庶民の方々が公務労働に対する不信感が高まっている部分に対して、その改善をみずから改善していく、住民の要望にこたえるということが基本だというように思うわけであります。そういう点でも財源不足の理由や財源のその問題点を政府、県言いなりになったままです、町民の暮らしを犠牲にするやり方というのは、当然広陵町の公務員に対しても批判が向かざるを得ない、このように思うわけであります。そういう点を解消するためには、やっぱり先ほど言った公務労働の意義、誇りを持ってですね、国や県が町民をいじめようとしている問題に対しては盾となって県、国に文句を言う、こういうことが必要だというように思うんです。こういうことがなければですね、結局は町民から公務員の役割についてですね、疑問を指摘されてもやむを得ない部分も出てくるわけですから、そういう点について人事院勧告及び公務員の役割として広陵町の町民の命、暮らしを守る、そういう施策を打ち出すということもあわせた形で提案していただいているのかどうかお聞きしたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** ただいまご質問いただきましたけども、この議案に対して反対という意見のとりえ方をさせていただいたらいいのか、私ちょっと理解に困ってるわけですが、現在の人事院勧告の制度というものののっとりましての趣旨を尊重するというで。（4番「いやだから人事院勧告の趣旨のいま言った答申をきちんと受け止めて広陵町の職員に提案してんのかということや。」）全部それ認識した上で職員にも示してるということでございます。

なお公の立場の公務員としての仕事に対する熱意は意識改革も含め、これからも頑張っていきたいと、かように考えております。どうぞよろしく。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** そういう提案があるとすればですよ、人事院勧告がいま現実にこういう公務労働に対する否定的な見解を述べていること、そしてまたいわゆる人事院勧告が中立性を保ってですね、いわゆる労働基本権を制約しながらやられてることに対してですね、それを投げ売っている状態があります。そういう問題に対してどのようにお考えになってるのかというのが突き詰めた話であります。そういう点についてお伺いしておきたいというように思うんです。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 今回の人事院勧告の趣旨というものは、やはり民間との格差というものは是正ということが大前提でございますので、そのことからいいますと、やはり公務員といえども一般的に俗に言うもらい過ぎてんの違うかとか高いの違うかというような判断の中でこの引き下

げが妥当だというふうに私は解釈しておりますので提案させていただいたということでございます。(4番議員「いや公務員制度改革の中のもの、一つそこにうたわれているから言ってるんやで。」)

**議 長** はい、13番議員!

**13番議員** 人事院の勧告も上がったんか下がったんかわからんような勧告でございます。ただね、町長にこの際ちょっとお聞きしておきたいと申しますのは、この人事院勧告の問題ではなしにね、広陵町の人事制度そのものについて、たとえば言いましたら広陵町の人事院制度一たん上へ上がったら下がることないと、悪いことせん限り。だから上へ上がったら降格人事というのがないのがこの公務員の人事の問題でございます。民間企業ではその実績を上げなかったら降格されるというのは、一たんは上げるけども、その実績を伴わなかったら下げるといふことも承知の上での人事というのは多々あるわけでございます。これから、いまままで役場の人事というのは年功序列による人事が大半を占めてたんじゃないかと、こう思うわけでございます。今後やはりこれからの多様なこの時代にですね、やはりその職責を全うしていただくこうとすれば、やはり実力主義の、降格人事も含めた実力主義のですね、人事をやっいてこうというようなご意思はあるのかないか、その辺についてひとつ基本的な考えで、できるかできないかは別として、基本的な考えとしてね、ひとつお聞きしておきたいと思えます。

**議 長** 町長!

**町 長** いまおっしゃった降格人事あり得るのかというようなことでございます。役所といつても民間企業と同じでございまして、皆さんから貴重な税金をいただいているわけでございますので、最小経費で最大の効果を得ていただく、また豊富な経験や知識を発揮をして住民の幸せのために頑張ってくださいということが大前提でございます。これにやっぱり失敗ばかり繰り返しておるといふことは、これはもう降格の対象になるわけでございますので、私どもは意欲を持って仕事をしていただくためには、どうしてもいま議員おっしゃるように降格のすべき人は当然降格をしなければいかん、そういう思いでいま頑張っているところでございます。

**議 長** 3番議員!

**3番議員** 先ほどこの今回の考え方の基本的な民間の企業との格差ということでの是正ということでお話をいただいたわけですが、ここの民間の給与の調べ方ですね、どういうふうな基準で民間のどこら辺の、7,500民間事業所のというふうにされてるわけですがけれど

も、これはどこら辺を基準にこういう7, 500というふうな数ですか、これ商工会議所とかそういった大きな企業とか、そういったふうなことになってるのか、それともこちらの方の中小企業の方々の実態という形を反映されているのかですね、どこら辺を基準にこの7, 500件の事業所を選定されたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それともう一つですね、そういうところでいま公務員の皆さんの給料が人勧で非常に引き下げられてきてると、それに対してその基準でいくとボーナスが民間との差額では大分下がってしまうと、そういうことで今度ボーナスの分だけ引き上げてるという意味なわけですか、理解がちょっとわかりにくいんで、ちょっともう一度ご説明いただけたらなというふうに思うんですけども。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 7, 500の民間事業所の中にはいろんな事業所、事業規模がございますので、その詳細についてはちょっと把握しにくいわけです。

それから一時金というのは給与の格差が月額に直して313円あるということで、これを一時金として3月に支給する3, 756円という形になってます。以上です。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** 総務委員ですので総務委員会の方でまた詳細議論させていただきますが、基本的にですね、今回はボーナスの方引き下げて給与の方を定額で上乘せをするという大変異例なやり方でなかなか理解しがたいやり方であります。だからどうしてこういうことになるのかという部分がなかなか理解しにくいわけなんですけど、先ほど片岡議員も質問いたしましたけど、この出し方については単純な平均値ではなく、職種、役職段階、年齢など給与決定要素の同じもの同士を比較ということで定額313円、1カ月ですね、出してきたわけですね。このような詳細なね、調査をしながらですね、上乘せは何で定額一律になるのかですね、この考え方の根本がわからないので教えていただきたいと思います。

それとですね、ラスパイレス指数なんですけれども、このような考え方を踏まえるとすればですね、ラスパイレス指数、広陵町幾らか教えていただいた上でですね、その差ですね、広陵町との差の部分についても定額で穴埋めしなきゃいけない発想になるのではなかろうかと思えます。それを一律にこういう形で言われたとおりに出してくるということは、広陵町の実態を見ないで言いなりになってると言わざるを得ない、この点についてもお聞きしたいと思えます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 格差の上での金額出すというて、これは至難のわざでございます。それぞれの金額に応じた相手を探してきて、それが何ぼであるのかということになりますので、これはなかなかそこまでの数字を把握するというのはなかなかできないということで、全体での給与の考え方というのがございますので、その中での平均をとったときに313円という額が格差あるという結論でございます。

それからラスパイレース指数につきましては94.9で前年度と変わりございません。以上です。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** ラスパイレース指数が94.9でなかなかこの数字を出すのも複雑な計算式なわけなんですけれども、年々ですね、この格差が広がっている。だんだん落ち込んできているのが広陵町の実態ではないでしょうか。そういう格差もあわせてですね、是正するのが当然ではないのでしょうか。そういう点について広陵町の中で、この広陵町の職員さんの給与実態を踏まえて議論していただいたのかどうかですね、お聞きしたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** ラスパイレース指数につきましては、国と町村の職員数が大幅に違うということはまずあります。それと大学卒の経験年数等踏まえた中で、開きのあるところとかなり接近して年代と、それから逆に部長クラスであれば100%に近いラスパイレース指数としては出ておるわけです。これをすべて網羅するための是正というのは、なかなか職員その部分だけを昇給するというのは全体のバランスがありますのでなかなかそれはできないということです。ただ勤務評定等、いろいろな方法とか、それから定昇についての考え方というのは担当の方ではいろいろ考えさせていただいてますけれども、依然としてこの部分を是正するという措置はなかなかしにくいというのが実態でございます。

**議 長** 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。議案第79号、議案第80号を総務文教委員会に、議案第81号は産業建設委員会にそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって3案はそれぞれの所管の委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程11番、議案第82号、平成13年度広陵町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

**総務部長** それでは議案第82号、平成13年度広陵町一般会計の補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ162万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億6,037万5,000円とするものでございます。

議案書の14ページ以降につきましては、各予算項目ごとに今回の人事院勧告実施に伴います期末勤勉手当の減額、それから特例一時金の支給、職員異動に伴います給料、諸手当の増減、それから災害及び選挙等に支給する管理職特別手当の減額並びに時間外勤務手当の増額等所要の措置を講じさせていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお15ページの庁舎整備工事設計委託料につきましては、平成14年度におきましてエレベーターの設置及び玄関スロープの改修、福祉便所の整備、窓口のローカウンター化等の福祉に優しい配慮した必要最小限の整備を計画いたしておりますので、今回設計料だけを補正させていただきました。なお財源等の有利な起債をすることということで、今回13年度事業として採択をお願いしているものでございます。

それから28ページの方で給与の明細書は添付しております。その28ページの給料と職員手当で増減分を明記しておりますので、期末手当の支給による減額、一時金の減額等、それから職員手当の分で増額となっております分につきましてはいろいろ要因が、ただいま説明申し上げました要因が絡んでの数字的に955万2,000円の増額になっておることということでございますのでよろしくお願い申し上げます。以上で簡単ですが議案説明とさせていただきます。

**議 長** 本案について質疑に入ります。 総務部長！

**総務部長** 先ほど山田議員さんから通勤手当の件につきまして一応ご質問がございました。通勤手当で現在電車、バスの利用者という職員はごく少数でございます。ただ異動等で支給している職員が変わったと、場所が変わったという異動の要因もございます。それから定期等の購入の通勤手当でございますが、これは1カ月を基準として支給するというので1カ月分ずつ支給をさせていただいてるというのが実態でございます。以上です。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** いま総務部長の答弁ですね、異動があったから通勤手当が増減なったと、そういうことがなかなか理解できないわけです。遠いところへ行っただと。（総務部長「住居地が変わったと。」）住居地が変わったというんであればわかるんです。ああそういう意味ですか。それで

12万5,000円変わるわけですか。それはそれとしておきますけれども、いま問題になっているのはですね、この通勤手当がいろんな自治体でこの問題になってるわけです。いま総務部長が言われまして、1カ月ごとにこの定期券をかって渡して通勤手当を渡していると、それがいま大きな問題。いまは定期大体6カ月ぐらいで通勤手当というのは買われるわけです。1カ月ごとにすればですね、その割引分も少ないわけで、6カ月すれば割引が高くてですね、この財政の分がですね、支出する分が大分安くつく、それでいろんな自治体で1億あるとか何千万というのがこうした通勤手当の改善によって支出を止めることかできたということにもなってるわけです。ですからこれを12万5,000円ですね、増えるということとはそんなに通勤の人がですよ、家が変わったことというのは私はあまり深くは追求しませんが、これは本当にもう少し定期券のことも含め、そして一度考えていただいて少しでも安くできるように考えていただければなと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 購入方法等につきましてはご意見を尊重いたしまして検討いたしたいと思ひます。

なお実態としては新しい採用された職員等は初めは電車、バス利用してて、それから車を買われて車で通勤されるという実態もございますので、その点での減額等、増額等もございますのでよろしくお願ひします。

**議 長** 13番議員！

**13番議員** ちょっとこの補正予算の出し方がわかりにくいんでね、教えていただきたいんですけどね、たとえば言いましたら先ほど5号の補正を審議したわけですねけど、いまこれ6号で出てきていると。中身を見ますとエレベーターの設計費用が出てきてると。給与関係で見ましても、これ別に人事院勧告に伴うこれ補正じゃなしに、多分人事異動に伴う補正が大半を占めてるんじゃないかというようなものだと思うんです。別にいまほどの人事院勧告に基づく形ではさほど補正も必要ないんじゃないかと、そう感じるわけなんです。その場合になぜこういう二つに分けて補正予算を出してこんないのか、なぜエレベーターのやつを前の補正予算のところにすることはできなかったのか、そういう点についてですね、と申しますのはね、こういうふうなものはきょう突然出てくるわけなんです、我々から見ましたらね、この追加議案というのはね。これはこの前初日に出てきたもので、我々は熟読する、あるいは勉強する期間のある議案なんです。その辺のところ辺がね、ちょっと私にしたら非常にわかりにくい。だからこの辺についてなぜこういう形で出てくるのか。これなら私なら

5号議案のところで全部入るんじゃないかと、こう感じるわけなんです。それは一つの形式についての質問でございます。

それと中身を見ましたらね、非常に時間外手当、たとえば言いましたら社会福祉費ですか、17ページの民生費の社会福祉費のどこなんかで見ますとね、これ給与の方で、給料の方で300万余り、時間外手当で500万余りこれ追加になっておるといような非常に大きな時間外手当を追加されてるようになるんです。こういうところ辺がどういう、ほかの方も見ましてもね、ほか減額なってんののに時間外手当が増加になってるというやうなところが多々ございます。これどうい関係でこういう具合になんのか、ちょっとその辺について説明をお願いしたいと思ひます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 補正予算につきましては、ご指摘でございますように、たとえばこの人事案件に絡む分だけの補正というのは当然だと思います。ただエレベーターのこの部分を出したというのは14年度の事業として一応やろうということで考えておったわけですが、交付税算入の起債等が13年度で打ち切るといような状況のニュースがございまして、その後慌てて県と交渉したという状況で、今年度に設計料を上げておいたら執行したら来年度以降になってもそれは認めますといような条件がございましたので、その分を上げさせてもらったというのが実情でございます。おっしゃるように前議案のところにこれが当然入ればすっきりした補正予算という形になることは私も十分認識しておりますので、今後そういう方針でいきたいと思っております。

それから時間外手当については、町長就任されてから一応実態等もいろいろとご報告申し上げております。それについての解消策というのも講じていくということで人事異動にも多少は反映させていただきました。各部長あるいは課長を通じてその実態を把握していただき、時間外の勤務を少なくしようといふうには努力しております。なお異動に伴いまして、いわゆる係長クラスが高い、一番時間当たりの支給額が高いということで、各項目ごとに増えているところは多少ございます。そういうものを全部調整させていただきました。今回人事院勧告の給与の減額等も含めて諸手当についても調整をさせていただいたというのが実態でございます。よろしくお願ひします。

**議 長** 13番議員！

**13番議員** これね、たとえば言いましたらこれ500万も追加でなったらね、これ係長、年代がわかりませんよ、年代がわからないと何とも言えないけど、係長と課長、課長は残業

手当つかないですよ、同じように、そやけど係長が残業しとったら課長おれもう帰るわて先帰るわけにもいかへんやろうし、一緒になって残って仕事をしてると。そしたらこれ給料としたらね、全体給料としたらひよっとしたらこれ逆転する、私も農協にいとってね、そういうこと経験あるんですけどね、下の者が、年間給与額にしたらね、上になってしまうというような場合もこれ、このぐらいの大きな補正を組まんなんということになりましたら、これ何人係長おられるのか僕はちょっとわかりませんねん、あの表を持ってませんのでね、わからないんで何ですけれどね、そういう心配も出てくると。それと残業について残業減らそうということ、これは当然労働のね、時間が長いというのはそれは衛生上もよくない、なるべく時間内に仕事を済ますというのがこれは本来の仕事のあれなんですけれども、そしたらそういう目標設定をどういう具合にしてやっていかれてるのか、きょうはもう残業しない、これだけの仕事をしてもう残業しないんだというようなね、目標設定をしてやらないと、ただ残業は減らそうと言ったって集中力を出して仕事をしないと、とてもそんな目標設定して集中力を出して仕事しないとね、とてもやないけどそんな口だけで言って残業が減るわけでもない。あるいは悪く言えば残業手当稼ぎになるおそれもあるということはこれは多々あるわけなんです。それをあえて十分増やしておられるというところにね、その残業を減らそうという意思と相反する予算編成に僕はなってるんじゃないかと、こういう感じをいたしますのでね、ひとつその点について十分やっぱり労務管理、これはもう含めてやってもらいたい、そのように思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** この予算書の中で500何万というのは増えておるわけですが、当初の見込んでおりましたこの金額はここに表示しておりませんので、その差額というのはちょっとつかみづらいという点がございませう。その点で幾ら増やしたんやというのは、その500何万で増えたわけですが、当初どれぐらい見てたんかという内容まではちょっとわかりにくいと思えますので、その点はご了解いただきたいと。なおおっしゃっていただくように課長の月給より多いと、手取りも多いというのは実態としてございませう。これは庁議等にも報告させていただいて部長みんなが寄ってやはり時間外の要旨ある目標設定の提案もさせていただいてます。これについて詳細にやはり検討をお願いするということで現在も研究を進めてるわけでございますのでよろしくお願ひ申し上げます。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 当初との予算の関係でよくわからない部分があるわけなんですけども、時間外勤務

手当についてはですね、1,171万2,000円の補正になってるわけですね。結局当初  
どういう認識でですね、時間外手当を予算に計上していたのかという問題が一番大きな問題  
になろうと思うんですが、実際に過去において結局はサービス残業というのがあったという  
ことの実態を見直したということなんでしょうか、それともこの13年度の11月末です  
ね、残業が非常に増えたということで1,171万2,000円のいわゆる時間外手当が生  
じたのかというのかですね、この点についてはもう少し明確にさせていただきたいとい  
うふうに思うんです。その上でですね、実際にこれだけの時間外手当、時間外が出る  
ということは職員の絶対量が少ないということなのか、それとも職員の労働、いわ  
ゆる公務の実態がですね、不十分なのか、どういう形で見られるのかですね、その  
分析されている内容を教えてください。

また業種にもよるでしょうけれども、現実問題として教師の分野でもですね、賃金  
として雇用を促進されておられると。要は時間外よりもですね、雇用を促進する方向  
というのはいま全国でも、このよしあしについては中身の問題がありますので言及  
できないわけですが、実際に雇用を増やすための施策としてとられてる地域がある  
わけなんです、そのような問題として見るような職種あるいは仕事がこの中に  
あるのかどうかという点もあわせて認識どれだけされているのかというのを聞いて  
おきたいと思うんです。

それと私はこのいわゆる特殊勤務手当とその他の手当がですね、減額されて  
いるわけですね。その他の手当としては327万6,000円減額されているわけ  
なんです、これは条例改正してですね、いわゆるいままでの手当の見直しをし、  
そして現状に合わなかった分についてはですね、改善されたという点があ  
ったわけなんですけれども、そういう内容の反映なのか、それともその他に  
原因があるのかですね、この手当の中身についてもですね、説明をして  
いただきたいと思うんです。詳細にわたる場合については委員会で結構  
ですけども、基本的なところの部分については答弁をしておいていただ  
きたいというふうに思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** サービス残業につきましては強要したことはございません。これは職員の自主  
的な職意欲と申しますか、仕事に対して残業してくれてる職員もござい  
ます。なおそういう実態を、おっしゃる人員として適正な配置をして  
るんかどうかということもまず問題です。それから仕事の内容についての  
把握等も踏まえた中で適正な人員配置を考えていきたいと、人事異  
動も含めてでございますが、それとパート職員等の採用も考えてい  
こうというふうには思っております。

それから職員は一生懸命みんな仕事をやってくれてますんで、特に残業をしようとか、特にその分で稼ごうとか、そういう意識は持っておらないと私は認識しております。以上です。

(4番議員「手当の問題。手当の実態、諸手当。」)

その他の手当と申しますのは、いわゆる扶養手当、調整手当、管理職手当、住居手当、個々のこの手当。(4番議員「いえいえ、それ以外のここでその他の手当として327万6,000円が上ってる分の手当。特殊勤務手当は6万円減額なってるんです。」)何ページ。(4番議員「28ページ。」)この職員手当の、これにつきましては管理職のいわゆる災害等のときに特別に支給する手当がございます、待機等に対して、その減額も含んでおります。

議 長 4番議員!

4番議員 いま時間外手当の1,171万2,000円ですね、増額の部分というのはちょっと明確にならないんですね。というのは一つは当初予算のときにどのような形で見積もられたのかという問題がありますのでですね、その点がちょっと明確にならないと本当は前進まないんですけどね、ただサービス残業がないと、あるいはまたこの手当が1,171万2,000円も今年度、11月末で増額してるという点についてのですね、実態と、それに対する個々の考え方等についてはですね、ぜひ総務委員会で議論していただけるように資料を出していただいてですね、その実態をあわせて把握していただきたいと思うんです。

それとこの中身で正味残業が非常に中身の問題としていろいろあると思うんですけれども、先ほど言っておられたいわゆる臨時職員やその他の問題ですけれども、いわゆる明確に雇用を増やすという点で、公務労働の場合についてはですね、できない部分がたくさんあるわけですね。ただできる部分やというのはどういう分野でどういう形での部分が可能なのかどうか含めてですね、広陵町内に住まわれている方々が、これは初日にもこの点はお願いし議論したわけなんですけれども、いわゆるリストラに遭われた方あるいは現在失業されて仕事のない方々の実態をですね、やっぱり把握した上でこの内容、広陵町に住まわれる方々の生活を安定させるためにですね、半年や1年とか2年とかいう短期間の問題になるわけですけれども、手を打つ手だてが必要だと、こういうところにもそういう材料があるというように思うわけなんで、そういう点についての考え方については聞いておきたいと思うんです。

議 長 総務部長!

総務部長 臨時の方を採用するということは、職員の残業が即減ってそちらの方に回るということであれば、これはプラスマイナスゼロという考え方になりますので、そうではなしにやはりおっしゃるように必要な部分、ぜひ必要な部分についての雇用の機会を与えるというこ

とについては十分考えておりますので、今後も必要な部署であればそういう臨時の職員を採用していきたいと考えております。

**議 長** 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。しばらく休憩します。

(P.M. 3 : 15 休憩)

(P.M. 3 : 26 再開)

**議 長** 休憩を解き再開します。

日程12番、一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これにより発言していただきます。なお議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。質問の回数は会議規則により3回以内とさせていただきます。また先の申し合わせにありましたように、1回目の質問はいままでと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにします。なお次の質問事項に移った場合は前の事項に戻ることができないのでよろしくお願いいたします。

まず片岡君の発言を許します。片岡君！

**3番議員** それでは第1回目質問させていただきます。私ごとでちょっとあすの時間が休ませていただきますものですから無理を申しまして、ちょっと1番にさせていただきました。よろしくお願いいたします。

まず質問1、ごみの新処理施設の建設には誠実な対応をとということでずっといままでからもお願いをしているわけですが、以前から議会に対しましてはRDFをやっていくのだということで町の方も言われてましたし、また先の特別委員会ないし全員協議会の中で日本下水道公団の方には受け入れ先として十分な手ごたえと、実際に1日に何トンぐらい出ることかというふうな具体的なことまでを話し合って一定の了解をもうけていると、そういうふうな説明がされてきたわけです。ところが今回私たちが日本下水道公団に行った中では随分と説明の内容が違う、これはどういうところから出てくるのかということをもっとお聞かせ願いたいと思います。それと先日、また古寺地区の方と話し合いをされているというふうな伺って

おりますので、その内容もご説明いただきたいというふうに思います。それが第1点目です。

第2点目ではごみの減量化の道筋なんですけれども、ごみ減量等推進審議会さんの答申が出てきたわけです。その中ではやはりごみの減量化というのは住民の方々の非常にご協力が必要だということでは言われてるわけですが、町としてはこの減量化に対しましての具体的なタイムスケジュールなど、そういったものを考えられてると思うわけですが、審議会の答申を踏まえた減量化計画をお願いしたいと思います。

またごみの有料化ということもこの中では審議が一定されてたわけですが、ただごみの有料化につきましても住民の皆さんに対する本当に理解と町の方の非常な努力が必要だということでは言われていたわけです。またいろいろと有料化を実施されてきたところでも、ごみの減量には本当につながっていくというところばかりではないわけですね。いろいろな問題がありますので、これは後でまた資料として出させていただきますけれども、どういうふうな、もっと有料ということじゃなくて減量に対するもっと有効な方法を考えていただきたいということです。

ごみの不法投棄のいまの町内の実情と今後の対策、不法投棄ではたくさん出ていたものにつきましても、また家電リサイクル法が施行されて一段とそれが増えてきてると、それに対しましていろいろまた住民の皆さんも努力していただいているわけですが、住民の皆さんの努力に頼るだけではなくて、町の方としてどういうふうに施策をしていくのか、実情とともに対策をお願いしたいと思います。

そして第3番目なんですけれども、現在高田川とか尾張川の改修工事が進んでいるわけです。この工事でいま安部の方からの水つき、またこれの馬見川の水を高田川に流すことによりまして、その下流の方の治水というんですか、水害に対しても非常に有効であるということで共産党も提案をさせていただいているわけですが、いまその現在の高田川、また尾張川の改修でそれがどこまでできるのか、また安部新田の方の水つきにつきましても尾張川の改修が先になるまでは無理だというふうに言われてるわけですが、その方法というのをもう少し早くできる具体的な方法を教えていただきたいというふうに思います。

介護保険の制度をサービスメニューの充実をとということで、広陵町でもサービスメニューの中に載っていることで、まだ取り組めていない事柄が二、三ございます。これに対しましての取り組みの状況というのを教えていただきたいと思います。

ホームヘルパーの制度を受けやすくするために保健婦さんとの連携はどのように図られて

いくのか。これからやはりホームヘルパーさんを、人を、他人を家の中に入れるということについては非常に抵抗というのがやはりございます。この中ではやはり保健婦さんの役割というのが非常に重要であるというふうにこの間厚生委員会で御調町の方にも研修に行かせていただきましたときに言われていたことなんですけれども、そのところは広陵町ではどういふような形でもう少し利用率を上げていくための努力をされるのかですね。それからケアマネジャーさん同士の町内の研修会はやられていると思うわけですが、利用者に対する相談とか連絡など事業者の枠にとらわれない交流をやはりしていく必要がある、こういうふうに思うわけですが、このことにつきまして町の対策はどのようになっているのか。以上第1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

**議長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町長** ただいま片岡議員さんからご質問がございました事項についてお答えを申し上げたいと思います。

まず初めのごみ等の新処理施設の建設には誠実な対応をせよということでございます。下水道事業団のご視察をしていただいて、町からの説明とは随分違うようだ、このような対応は一層住民の不信を招く、誠実な対応をせよ、古寺区の対応はどうだったのかというお尋ねでございます。

答弁といたしましては、姫路市にある下水道汚泥処理場を、先日、議員の皆さんに視察研修をしていただきましたところですが、RDFの利用については、いまお願いしている古寺区にも十分説明をさせていただいているところでございます。RDFの利用先についてはご心配をいただいておりますが、どうぞ町当局にお任せをいただきたいと存じます。

次に今後のごみ減量化の道筋を問うということでございますが、ごみ減量等推進審議会の答申を踏まえた減量化計画のご質問でございます。議員がご承知のように、平成22年度を目標としてごみの将来予測値に対し20%の減量を、平成17年度には中間目標として11%の減量を進めるべきであるとの審議会答申がありました。この目標値を達成するためにとるべき措置は、指定袋の導入により、より一層の分別を徹底するとともに、有料化により各家庭では特にごみ減量化を意識することや、その持続性が期待できると述べています。

次にごみの有料化では、必ずしも減量につながらないとご質問でございますが、答申には4割の自治体では大きな効果があったと環境庁の報告がされているとされています。有料化による減量効果は当然あるものとの結論となっているところでございます。

減量にもっと有効な方法とのご質問でございますが、答申にごみ減量化に向けた行動計画

が細かく示され、また住民、事業者、行政の役割も具体的に詳しく示されていますので、近い将来答申を尊重して有料化に向けて住民の皆さんに十分ご理解いただくよう努めなければならないと考えております。

次に今後のごみ減量化の道筋を問う、その中の3番目でございますが、ごみの不法投棄の町内の実情と今後の対策でございます。現在町内における一般ごみ等や家電の不法投棄は河川の堤防等で約20カ所に放置されており、家電リサイクル法が施行されて以降、特にテレビの不法投棄が多発しております。現在までにテレビ11台、洗濯機3台、冷蔵庫3台、エアコン1台を回収いたしております。対応としまして、現在職員にて週2回パトロールの実施、また各地域の環境保全指導員や区長、自治会長さんの情報提供により対処しているところであります。今後も町内の不法投棄の実情についてより一層の認識を深めていただくために広報等で周知徹底を図るとともに、住民一人一人の協力のもと環境保全に努めてまいりたいと考えております。

安部地域の水害対策でございます。ご質問は現在高田川、尾張川の改修工事が進んでいると、この工事で安部新田の水害対策はできるのか、またその方法を問われているものでございます。高田川、尾張川の改修工事は県により進められていますが、高田川につきましては現在大塚地区まで工事が進捗しており、約3.5メートルの河床の切り下げを行うことにより水害は大きく解消されるものと考えております。

尾張川につきましては、現在安部地区まで工事が進捗しています。今年度は古寺池東側の未整備区間、平成14年度は現河川と新河川との合流点の整備が行われ、その後安部新田集落まで河川改修が進められる計画であります。安部新田集落まで河川改修が進めば多大な効果が期待できます。町といたしましても、事業の早期完成のため強く県に働きかけていきたいと考えております。

次に介護保険をより使いやすいものにするため三つご質問をいただきました。サービスメニューの充実、ホームヘルパー制度を受けやすくするため保健婦との連携はどのように図られているか、またケアマネジャーさん同士の町内の研修会、利用者に対する相談、連携などの事業者の枠にとらわれない交流は十分かというご質問でございます。

介護保険制度におけるサービスメニューにつきましては、現在法定分として在宅サービス12メニューと施設サービス3メニューがあり、本町の実態といたしまして、利用者のニーズに対しては十分に充足しているものと考えております。

保健婦と広陵町社会福祉協議会のホームヘルパーの連携につきましては、現在既に毎週木

曜日に定期的に連絡会を実施しております。他の事業所につきましては、適宜ケースごとに必要の都度連絡を取り合っております。

ケアマネジャーさんの研修や他の民間事業所のケアマネジャーとの交流につきましては、町の居宅介護支援事業所ひまわりのケアマネジャーが核となり、情報交換や均衡あるサービスが利用できるよう指導、助言を行っており、この活動そのものが介護保険制度による保健福祉事業の代表的な事業であります。以上でございます。

**議 長** はい、片岡議員！

**3 番議員** まず第1問目の質問の2回目に入ります。先ほどRDFの利用については町に任せたいというふうに答弁をされたわけですが、どのように信頼していいのかというのが全然わからないわけですね。いままでは日本下水道事業団さんの方に汚泥処理としてやっていただくと、そういうことでずっと説明がされてきたわけです。ところが日本下水道公団さんの方で出てきたRDFを使用することでの問題点というのはRDFは下水の汚泥よりも塩素が多いので機器の傷みが早くなる、また排ガス中の粉じんの量が非常に多いので汚泥の量が多くなるとRDFの使用料が少なくなって、ことしの夏からはいままで静岡県御殿場市や山梨県の甲南組合ですか、それからJR西日本の中で、山梨県の甲南組合だけから購入しているのが実情であると、また今後のこととしましても兵庫県の県内でRDFの処理施設の計画もあるので、それも今後は考慮に入れなければならないというふうなことで説明がされてきたわけです。このような中で本当に広陵町のRDFというのが引き取ってもらえるというふうな私たちは印象を持ちませんでしたし、またあちらの方も広陵町の方と別にそういう約束とか契約、契約にはならないのは当然の話ですが、約束とかそういうことは一切してませんということと言われてたわけですね。このような、いま私たちが行ったときといままで町が話をされた中で、このような話を町の方は聞かれていて、なおかつ下水道公団さんの方に引き取っていただけるんだというふうな考え方お持ちだったのかどうか、それとも私たちが行ったときと話が違ったのかどうか、そのところをまず伺いたいと思います。

それから日曜日ですか、古寺地区の方の皆さん方と話し合いをされた、またいろいろ古寺のね、住民の皆さんの方には非常にご協力いただいて話し合いの場が持てたということはやはり一歩前進だったのかなというふうには思うわけですが、これから再三再四そういうふうな話し合いの場を持っていかれるということは当然なわけですが、第1回目として感触として町の方としてはどうだったのか、そのところをお聞かせ願いたいと思います。

また日本下水道公団の話がこのようないまの私たちの受け取りました感触では、RDFというのは処理方法というのは根本から考え直す必要があるのではないかと。産業廃棄物の銀座として有名でありました埼玉県在所沢市でもRDFの施設を稼働してはいたわけですが、やはり引き取り手の問題で現在も1万トンが積まれていて16年には生産を中止し、施設を廃止する予定ということが産業廃棄物の12月号の中でも出ておりましたけれども、RDFの用途をもっとしっかり確認すればこのような事態にはならなかったというふうに市長さんは言うておられます。貴重な、また高い教訓を得られたなというふうに私は思っております。処理方法について再考される意思があるのかどうかをお答えください。

そしたらまた町の方から出ているワンダーランド計画の中で出されている予算の金額なわけですが、前の特別委員会の際に、全員協議会の際の方にもお話ししたように、いまお手元の方にちょっと資料として配らせていただいておりますが、その中で私が申し上げました金額というのが特別に安いところというふうな形ではなく、いまそれは11年度の業者さんが上位13ランクに上程されている業者さんです。そのところが建設されたところの年間のトン当たりの金額を一覧表にさせていただいております。それは業界紙で広く発表されている金額ですので、当然町の方もご存じだというふうに思います。ここの方で出されているそういう資料がありながら、この間のワンダーランド計画の中で出されてきている積算の金額につきましての、やはり誠実な態度というふうに私は感じられなかった、そういうこともあるわけですが、町の方の積算の、いままでの根拠として、いままでの事業をやられてきた工事を水準にして考えた金額ですというふうにこの間のときには返答されたわけですが、そしたらその資料も出していただきたいなというふうに思いますが、以上よろしく申し上げます。

議 長 町長！

町 長 お答えを申し上げます。

RDFについていろいろご心配をいただいておりますが、日本下水道事業団、また町と信頼関係がございます。どうぞ信じていただきたいと思います。古寺区に対しても、このことも十分説明をして協議を重ねているところでございます。

またRDFについてはもっと違う方法で処理施設を考えてはどうかということですが、現在この方式が最もいい、いま広陵町には適した施設であるということで地元にも説明を加えているところでございます。

またワンダーランド計画について多大の費用がかかってあるというふうなことでございま

すが、これはあくまでも標準的な試算をお示しをしたものでございまして、用地が決まればまたご相談を申し上げてご審議をいただきたいと思います。以上でございます。（3番議員「この間の9日の話し合いの中身の。」）話の中身は、現在協議を進めているところでございます。

議 長 片岡議員！

3番議員 いまの話の中でですね、ちょっと先ほど質問した答えが返ってきてなかったというふうに思うんですけども、いままで私たちが日本下水道事業団に行って受けてきた説明と広陵町がいままで対応してこられて話し合ってきた内容とは違うわけですか、違わなかったわけですか。そこをまず教えていただく、ちょっと質問が、これだけで1回になってしまうと困りますのでお願いします。

それとですね、町との信頼関係があるというふうに言われてたわけですが、日本下水道公団さんの方で話をしたときには広陵町のRDFは引き取れるというふうな状態ではないと、私たちはこのRDFを今後使えるか使えないかということを根本的に考えていく、検討していく段階だというふうに言われてたというふうに思います。そしてやはりもともとがごみですから塩分が多くなるというのは当然の話で、それに際して炉の傷み具合が激しくなるということでしたら、そしたら炉の改修費用とか、そういったことも今後頼んでいく場合には出てくるのではないかと、そういうふうにも懸念するわけですが、そういうふうな話もされているのかどうかですね。

それからRDFの施設、RDFの処理につきましては、いま先ほども申しあげましたように、またほかのところでもRDFの処理を断念されてやめられたところもたくさん、この先ほどの月刊廃棄物ですか、そちらの方にもニュースとして何回か出てきておりますし、またそのほかにも今後の計画としてRDFの施設そのものをやめていくんだというふうな情報を聞いてるところもあります。この中ではやはり一番最終的な処理の場所が一番の問題だというふうに認識をしてるわけですが、ただこの日本下水道事業団だけをターゲットにということで信頼関係があるので町の方の信頼してくれというふうなことでしかいま町長のご答弁の中で私は受け取れなかったわけですが、そしたらそのRDFを進めていかれるということでしたら、その日本下水道事業団以外にまだこういうところもある、こういうところもあるというふうな事柄があるというふうに具体的につかんでおられるのかどうかですね、そこら辺も教えていただきたいと思います。

それと先ほど標準的な金額だというふうに言われてたわけですが、いまの資料をご覧

になってどのようにお考えになりましたか。これは確かにRDFの処理施設の金額ではありません。一般的な焼却とか熔融炉関係の施設の金額になっております。RDFというのはそれよりもまだ安いのではないかというぐらいに言われているところなわけですけれども、ただランニングコスト的には電気代が高くつくとか、いろんな問題は出てきておりますけれども、いまその資料をご覧になった中で、いまワンダーランド計画の中で出されてきている予算につきましてどのようにお考えになったのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

**議 長** はい、環境部参与！

**環境部参与** それではお答えいたしたいと思います。

先の日本下水道事業団での視察といいますか、研修の話が出ておりますが、私どもは以前から説明させていただいていますように、引き続き下水道事業団の方で引き取りをしていただけというふうに確信しております。先日の話で冒頭にですね、下水道事業団の部長さんの方からあいさつの中で話がありましたが、いま日本の構造改革の中で特殊法人の行方というものが行き先がはっきりしないという部分があるので明確な返事ができないということをお断りしておられました。私の方もその辺のいきさつといいますか、現在の状況を十分に理解させてもらってお聞きしておった次第でございます。何年先に民間に委託とか、または兵庫県に委託なるかという先が見えない時点での約束はできないと。ただあのように現在使っておられる実態も見、熔融のプラントも見学させてもうた中でああいう親切的な対応をしていただいたということもご理解いただければなというふうに思います。

それと炉の運転の都合で、いわゆる汚泥の量によっていまは抑えられているという話でしたが、まずパンフレットの全体を見ていただければわかると思いますが、いま現在5基予定してる中での3基が設置されておって、それも事業団の計画のうちの一部が入ってきているという状況の中です。これからは汚泥の量が増えますと熔融炉の運転そのものも増えるわけでございます。そうすれば全体の計画から見ますとまだまだ熔融炉の中でRDFが使われるという可能性がこれからもずっと増えてくるというふうに思っております。

それとこの表を見られてどういう判断をされるかということですが、まずこの表を見させていただいて率直に感想を述べさせてもらいますと、なるほど議員のおっしゃるように単価そのものが高部分と割と高がついてるなという部分があります。この表全体から判断するに大きな、たとえば200トン、400トン、600トンとかありますけれども、大きな何百億、240億とか200億とかいう部分ではかなりコストが下げられているなど、これは当然のことだと思うんですけども、それと40億とかいう部分で広陵町と比較的近寄っ

た部分で単価が安い箇所も見受けられますが、その分についてはこの備考の中ではやはりその3炉のうち1炉だけ更新だとか、更新したからとかいう部分もありますので、それぞれ施設によって内容が異なる上の事情があるのではないかなというふうに判断されます。ですので一概にこの表だけで安い、高いという判断はしては早計なんじゃないかなというふうに思います。以上でございます。

**議 長** はい、片岡議員！質問事項2に移ってください。

**3番議員** そしたら質問事項2の方に移らせていただきます。ごみ減量等推進審議会さんのいろいろずっとご努力いただきまして答申がこのたび出されたわけです。実施計画も出されて実施するに当たって、また行政とか事業者、また住民の皆さんの役割というのが述べられているわけですが、町として減量目標に対する取り組みというのはどのように考えておられるのかですね、事業者の責任にむだな包装を減らすこととかいうことを上げておられるわけですが、その効果として2.5%というふうな数字が出ているわけですが、実際に私たち分別をしておりますトレイとか透明容器の占める割合というのはもっと大きいということではないかというふうに思っているわけですが、これはそういうものも含んでの2.5%ということなのか、ただ単にこん包とか、表の包装紙とかそういう形で考えられた数字なのかですね、また店頭の回収を一定の規模以上の店で実施した場合というのもこの中に含まれていたのかどうかですね、そのところもお聞かせ願いたいと思います。

それからごみの有料を実施している多くの自治体は一時的には減少するが、徐々に上がっているということはこの中でも言われているわけです。また明らかに効果のない自治体が3割あるということも明記をされております。資料についているアンケートの中にも明確に反対しておられる方が7割近くおられるにもかかわらず、これらを正当化するようなごとく裁判結果と、また新処理施設の建設が上げられているということは、町の本来の責任ということから考えましてどのようなものかなというふうに思います。

アンケートを無視し有料化することで安易に減量が進むというものではありません。減量については十分な住民の皆さんの理解が不可欠ですから、それとともに消費者にだけツケを回されるというふうな不公平感が否めないということでもあります。排出者責任にも答申の中で記されておりますけれども、具体的にいつまでというふうなスケジュールを考えておられるのかもお知らせ願いたいと思います。以上お願いします。

**議 長** はい、環境部長！

**環境部長** 2番目のご質問にお答えいたします。

ごみ減量等推進審議会の答申で事業者、町としての減量目標達成どう取り組んでいくのかというところでございますが、10月17日に答申をいただいたばかりでございますが、今後新ごみ処理施設のいわゆる能力の算定にも影響してまいりますので、具体的な行動目標を実施計画をはっきり定めまして、住民の皆さんにご協力をお願いしていかなければならないというふうに考えております。

事業者への簡易包装の普及によって2.5%の削減、これについてはもっとあるのではないかとご指摘なんです、もう既に店頭回収等も行われているという部分もございますので、すべてここで簡易包装の普及によって、もう既に努力されている部分もあるということから、この率に、具体的に数量を示してこの2.5%が出てきたものではございませんが、ごみの分析調査等の数字から推測してこのぐらいの目標は達成できるのではないかとということで考えられたものと思います。

それから有料化によって明らかに効果のない自治体もあるということは、確かに答申の中にも3割ほどあるということも明確に表現をされております。実際効果がなかったという内容についてまでは分析ができておりませんので、これは行政が有料化を導入したときの努力、経過、住民の皆さんへの周知徹底といえますのか、理解を求めていくいき方にもかかっているのではないかと思います。

それから消費者にだけツケを回す、7割の人がアンケートで反対をしているのに有料化を無理に推し進めるのはどうかというご意見でございますが、十分時間をかけて有料化が必要だということをご理解をいただいた上で実施しなければならないというふうに考えておりますので、そのあたりは今後の手順として、いきなりあすから有料化にしますというようなことはできませんので、行政として住民の皆さんに細かく説明会をやる等計画していきたいというふうに思っております。以上でございます。

**議長** 片岡議員！

**3番議員** いままだ実施の具体的な計画というのがまだ出てないということではあるわけですが、その中に特に業者さんに対しましての指導というんですか、お願いというんですか、それがやはりこの審議会の中にも商工会議所の代表の方が参加されておまして、その方の方にその場ではお願いをしてるというふうには聞いているわけですが、具体的に何をどうして欲しいというふうな形でのお願い、いつまでということも含めてですね、やはり内容的にも具体的なことが必要だろうというふうに思いますので、もうされてなけれ

ば町の方の今後のスケジュールと合わせて業者さんの方にもこれからどうして下さいということ、具体的にスケジュールを出していただくというふうな用意があるのかどうかですね、どこまで考えておられるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから不法投棄、先ほど数字を挙げていただいたわけですが、今後、いまは町の方で回収をした分がこれだけ数を言っていたわけですが、今後の見通しとして不法投棄はどういうふうな推移をしていく、また前の、ちょっと私前のときの、すいません、資料がなかったものですから、前回と比べて家電リサイクル法が実施されてからどのぐらい上がってきてるのかと、増えてきてるのかということも、そしてそれに対する対策も教えていただきたいと思います。お願いします。

**議 長** 環境部長！

**環境部長** 業者へのごみ減量の取り組みの指導という点につきましては、確かに審議会の中で商工会長もお入りいただいておりますし、近商ストアの代表の方、それからベターライフの代表の方もお入りをいただいております。具体的にはまだどのようなことをお願いするかということにつきましては、この審議会の答申の中で出てまいります買物袋を利用するなり、簡易包装を徹底するなりといったところをどう具体化していくか、これは消費者の皆さんのいわゆる買物行動にも影響してまいりますので、買物袋を持参した場合に、いわゆるいまごみとなっております買物袋を店頭では渡さないというような取り組み、それから余分な包装はしない、それについても消費者の皆さんが理解できる方法というのをお互いに検討しながら業者の方にもお願いをしていかなければならないと思いますので、これも実施計画の中で具体的に定め、それを行政として行動に移していきたいと思います。具体的な答えにならない、申しわけないんですけど以上のとおりでございます。(3番議員「ごみの。」)

**議 長** はい、住民生活部長！

**住民生活部長** 質問2の3番目の不法投棄の件でございます。

まず1点目は12年度以前の状況はどうであったかと、こういうことかと思えます。12年度以前、各年度別にいままで資料の方で可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害、それからプラスチック容器ごみということでいろいろと資料はお渡しはさせていただいてると思えます。その中でいまリサイクルに係る分につきましては、申し上げましたようにその分だけを取りましての統計といえますか、その分は出てございません。

それからもう1点ご質問いただいております、そういうごみの不法投棄、またリサイクルの分について今後の推移といえますか、量が増えてくるのかどういふふうになってくるのか

ということでございますけれども、これにつきましてはことしから、4月から、昨年の6月ですね、そういう法律がなりまして、この4月から実際施行されましたので、いままだこの11月までの状況を先ほど町長がご報告申し上げたと思います。それ以降につきましては、だんだんこのリサイクル法も住民の方に浸透してまいって住民の方のご理解もいただけるのではないかなど、だからその辺の推移につきましては状況を見守り、なおかつご答弁申し上げましたように住民の皆さんへ不法投棄、またそのリサイクルの実際の現場の写真等ですね、また文書等で広報等でもまた周知を図りたいし、また区長さん、また環境保全の委員さん25名おられますけれども、その方等にもさらなる周知を図ってそういうリサイクルのできるものについては当然それぞれ使っていただいている方の責任にもなってまいりますので、その辺のPRをしてまいりたいと、かように思っておるところでございます。以上です。(3番議員「ちょっといま理解があれだったと思うんですけども、不法投棄の件なんですけどね、12年度までの不法投棄の数をということでお聞きしてるので、それと比較してどうですかということでお聞きしたんですけど。」) 現在もそうですけれども、清掃センターでやっていたいておりまして、先ほど申し上げましたような各年度別の分別のといえますか、持ち込みなりされたキロ数ですね、それはわかっておりますけれども、おっしゃってるその分につきましての分はちょっと私の方はね、わかりかねます。ただことしの4月から11月までの一般廃棄物はいまのところ約2トンほどございまして、清掃センターへも持ち込んでおります。(3番議員「わかりました。」) それからなお12年度で産業廃棄物の方では80立米ほどあったと、こういうことでご理解をいただいたらと思います。

**議 長** はい、片岡議員!

**3番議員** やってないということで理解をさせていただきました。

第3番目の質問に移りたいと思います。現在、高田川で改修工事が進んでまして、また高田川の、先ほどお答えいただきましたように川底を掘り下げて馬見川の水を高田川の方に流すことによって、また安部だけではなくて下流の斉音寺とか疋相などにも水害対策として非常に有効であるということがかねてより住民の皆さんは要望されておりましたし、共産党も水害対策ということでは提案させてきていただいたところなんですけれども、馬見川から高田川への管が、いま何本か水を通すための管というのを予定をされているわけなんですけれども、そのところを1本ではなくて、また大塚の方にも管が必要だということでは言われてると思うんですけども、実際にはどういうふうな形になっているのかですね。

それと県道の河合大和高田線の農協の東側、東南側の方の道というのが非常に交通量が多

いんですけれども歩道がないということで非常に危ない道路だというふうにいろいろと住民の皆さんからもお声が寄せられているわけなんですけれども、先日も高田土木の方から現場を見に来てもらって対策を相談させていただいてきたところなんです、馬見川の洪水の危険がなくなるわけですから、馬見川にふたをして歩道として活用できるように県にも申し入れをしていただくなど必要な手続を講じていただけたらなというふうに思いますが、これに対してはどうでしょうか。

また安部新田の水害対策なんですけれども、いま尾張川の改修工事もあわせて進んでおります。前まで土地の買収の問題で一時工事が止まっていた場所もあるわけなんですけれども、今度工法を変えるということでその工事が進むというふうに聞いております。その工事が済んだとしても、安部新田の水害にはあまり有効ではなく、また中和幹線まで実際にはつけてしまわなければ安部新田の方の水害に対する有効なことにはならないんだろうというふうに思うんですけれども、ただ中和幹線の方まで行くにはまだ大分時間的にかかるんだというふうに高田土木の方でも言われていたわけです。途中まではある程度進んできて青写真もきちっとできてたわけなんですけれども、最後のところの方がまだできてないというふうに言われます。そのところでですね、水害対策のために先に安部新田の方から何とか馬見川の方に管を引くとか何とかということで水抜きというふうな形というのをとれないのだろうかというふうに思うわけなんですけれども、そのところもあわせて検討していただきますようお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

**議 長** はい、都市整備部長！

**都市整備部長** 答えいたします。

まず馬見川が高田川に合流する間に大垣内、赤部、疋相、大塚等で管を高田川に直結して排水というようなご質問でございます。確かに馬見川も下流につきましては全部改良を行っていただいたところでございますが、これから高田川につきましてはの改修につきましては、いまおっしゃってございましたように大塚でも大塚地内からの大字の排水につきましては古来の水路と申しましょうか、なかなかいろいろ変形もしてございまして非常に直接高田川へ放流すれば解消するだろうということで大字等の説明も土木で行ってもらいました。そこで結論的には大字の、特に大塚大字の排水につきましては県道を横断いたしまして高田川へ放流するという結論に達しております。

それと馬見川につきましては川の上に歩道をつくっていただければという要望でございます。この点につきましては高田土木の方へ要望いたしたいと、かように思います。

また尾張川の改修工事で、議員がおっしゃっておりますように中和幹線まではなかなかいかないと、事実そうであろうと思います。いま、先ほど町長が答弁いたしましたように13年度では古寺池の東側の未整備区間、いわゆる尾張川の高田川に合流する下流部分の整備ということで、これは大変に効果があると、このように私は思っております。それとあわせて14年度になりますと現河川と新河川の合流点の整備を行うという計画でございますので、こういう計画どおりに進んでいただければかなり安部新田の水没とか水害等は解消できると、このように確信いたしているところでございます。さらにこういう問題を抱えております地区の水没対策につきましても強く県に働きかけていきたいと、かように思っております。以上でございます。

**議 長** はい、片岡議員！

**3番議員** いろいろ努力していただいているというふうに思うわけですが、特に農協の横の歩道、ふたをして暗渠にしてもらって歩道ということのお話なんですけれども、前に高田土木の方から来ていただいたときには、ここは1級河川なんでふたをすることはまず無理だろうというふうに言われていたわけですが、そこをですね、何とか町の方と相談をしていただいでできるような方法をですね、考えていただきたいというふうに思うんですけれども、ということでそれは何かいままでみたいだね、そこが水であふれ返るとかいうふうな事態が解消されるという見通しができてきてるわけですから、何とか可能なんじゃないかなというふうに思いますので、そこをもう一度検討していただくのと県の方にも強力に要望していただきたいというふうに思います。住民の安全のためによろしくお願いをします。もう一回ご答弁お願いします。

**議 長** はい、総務部長！

**総務部長** 片岡議員に申しわけないんですが、いまの質問の中で交通安全の面からというご質問のように先ほど聞きましたので、通告書の中で交通安全に対しての考えというのは書いてなかったんでそういう回答の準備はしておりませんのでご了解をいただきたいと思います。

**議 長** はい、都市整備部長！

**都市整備部長** 馬見川の農協の東側の1級河川、交通安全対策上とおっしゃった、いま総務部長が内容的にちょっと話しました。そのようなことでございますので。

**議 長** 片岡議員！

**3番議員** わかりました。また次の機会に取り上げさせていただきますので、それまでにご検討よろしくお願いたします。

そしたら介護保険をより使いやすいものにといいことで、もう時間もなくなってきましたので早くさせていただきたいんですけども、介護保険制度をより使いやすくするためにはまだまだ改善とか互いに努力が必要だというふうに思うわけです。広陵町でも2割5分の方、また全国的には2割の方が認定を受けられても実際には必要でありながら利用されていないと。またなぜ利用していないのかというのを実態をつかんでいただきたいということで、ちょっと資料請求もさせていただいたんですけども、現在のところはそういうことではやっていないということが資料の方では出ておりました。この9月8日、9日の両日に老人福祉問題全国研修集会というのが開かれました。その中でなぜサービスに結びつかないのかを解明していく必要があると、そのためにはケアマネジャークラスが個別調査をしていくべきだということ言われているわけです。隣の河合町ではすべてのケアプランを事業者から出してもらって、一人一人を町がつかめるようにというふうに努力をされています。この中で介護保険の利用率は非常に高いというふうに聞いております。また先ほども申し上げましたように知らない人が家の方に入ってくるということにつきましては、非常にお年寄りの方々、また家を管理しておられるお嫁さんとかそこら辺の方々もやはり他人が家の中に入っているお年寄りのお世話をすることに対しての抵抗というのが確かにあるだろうというふうに思うわけです。この中でやっぱり顔見知りである保健婦さんとか、そういう方々がやはり一緒に同行して行って一定慣れていただくまではやっていくというふうな形を御調町の方ではとっておられたわけです。その中でいろいろ在宅のお年寄りの方々への制度の充実ですか、看護婦さんの派遣とか看護師さんの派遣、これはまた御調町の場合は病院と一体化しておりますので、そこのところは全然事情的には違ってくるわけですがけれども、やはりいろいろなあらゆる方策で介護保険制度を本当に必要な人に対しては十分に受けてもらえるような方策というのを考えていかなければならないんじゃないかというふうに思うわけですけども、この河合町の方ですべてのケアプランを事業者から出してもらっているということについてはつかんでおられるでしょうか。また広陵町ではこのような実態のつかみ方については検討されているでしょうか、お願いします。

**議 長 健康福祉部長！**

**健康福祉部長** ただいまのご質問の中で、まず認定を受けたけども使っていない方がおられるということについて、その理由等についてのご質問がございましたが、これにつきましては3町特別会計のときに一応ご説明を申し上げましたものでもってかえさせていただきたいと存じます。

それとケアプランの問題でございます。本町の場合におきましては、まず調査に参りますときに町のケアマネジャーあるいは事業所のケアマネジャーがお宅へ訪問いたしまして、ご本人、介護を希望されるご本人とも面談をし、そして聞き取りの中でケアプランを作成するというような内容をとっております。慎重過ぎるようなところもございますけれども、なるべく使っていただけるご本人の要望、ご本人の状況、それを把握しないと、ただ事業所だけがケアプランを単独につくったのでは、果たしてそれが希望される、介護を希望されるあるいはサービス希望されるニーズに合ったものかどうかというものに問題が残るというふうに考えております。町の場合におきましては、幸いにしてひまわりという在宅介護支援センターがございますので、そのケアマネジャーが核となりまして保健婦でもある資格を持っております。その資格をフルに使いまして、いろいろな均等なサービスが受けただけのようなケアプランの作成にという努力をしておりますので、その点につきましてはご理解をいただきたいと存じます。（3番議員「実態の調査の方法というんですか、先ほどの河合町のようなケアプランを町の方でまとめて持つというふうな予定が。」）いまのところそこまで突き進んだ内容は、私はいまちょっと把握しておりませんので、申しわけございませんが、いま私が頭の中に整理しております段階では、そこまでの状態ではいま、まだ始まって6カ月余りの、介護保険が始まって1年半経ちますけれども、実際に運用を初めまして実績が浅いものがございますので、これから積み重ねてまいりたいと思います。

議 長 片岡議員！

3番議員 もう時間がありませんので最後をお願いをしたいわけですがけれども、やはり一人一人のね、実情がなかなかつかめなく、いまの介護保険制度がですね、どうしても事業所さんの方にいまひまわりさんと一緒に行かれてるという、そしたらケアプランを立てる場合ですね、とそれからケアプランを立てておられて実際に利用がどこまでがされているのか、ケアプランを立てた中の内容でですね、ケアプランじゃない、介護度を認定された中で実際に使っておられるとこまでというのがなかなかつかめないですよ。必要な介護というのがどこまで受けておられるかということの実情というのがなかなかつかめないような状況があるわけです。私たちがいろいろお聞きした中では、外出支援のこととか、それからやっぱりホームヘルパーさんの質といいますとあれですけれども、いろんな相性というのか、そういうこともあるんかもしれないけれども、事業所のところとひまわりさんの、青い鳥さんの方では全然違ふとかいうふうな形でも聞くとこもたくさんあるわけですね。そこら辺でやはり質的な向上ということも考えていただかなければならないんじゃないかなと思います。町の方

の対策としての質の向上と、それから事業所さんの方での派遣していただく方の質の向上と両方を考えていただかなければならないんじゃないかなというふうに思うわけですが、今後はどういうふうな取り組みを考えておられるのか最後にお聞きして終わらせていただきます。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** 確かに介護を受けておられる方々の実態というものは定かにするには非常に細かい作業、難しい面がございます。ただ訪問介護の点をとりますと、ヘルパーさんがそれぞれ要請されてサービスに行っていただくわけでございますけれども、まず事業をしている事業の従業員であるというような企業的な感覚をまず持っていただいて、そして十分なサービスを提供させていただいて喜んでいただけるようなということで基本的な研修、それはケアマネジャーの研修として現在も取り入れております。それはこれからも続けてまいらなければならない、事業を展開する中において必要な事柄ではなかろうかというふうに認識しております。これからも続けてまいります。

それと先ほど私のご説明申し上げました中で、ひまわりのケアマネがすべて同行するというふうな内容でお聞きいただいたようなことかと存じますが、ケースの場合によってはひまわりのケアマネジャーが直接参る場合もございます。そして事業所のケアマネジャーと同行する場合もございます。あるいは上がってきたケアプランの内容について再度その事業所のケアマネジャーの方に再度指導をし直す場合とか、あるいは聞き取り調査を行う場合とか、いろんなケースの場合がございますので、簡単にこれはこうですという答弁にはちょっと結びつかない内容があるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

**議 長** 以上で片岡君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により5時30分まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は午後5時30分まで延長することに決定しました。

次に山本登君の発言を許します。 山本登君！

**9番議員** それでは議長のお許しを得ましたので町行政の一端である観光整備の町の方針施策についてご質問させていただきたいと思っております。

この1年を振り返ってみても日本経済も海外からの輸入により地場産業である靴下業界、

また各業界もあらゆる面での不況のある中、アフガニスタン問題、テロ事件、狂牛病と暗いニュースでこの1年が終えようとなりましたが、先日、皇太子妃が敬宮愛子様ご誕生され、世界各国並びに日本国民に笑顔を取り戻した明るい話題を与えられ、景気回復を願うものであります。

それでは本来の質問であります。奈良広陵は日本のまほろばとして古代より発展してきた地域であり、また歴史文化財、古墳の町としても有名であります。この広陵町へ他府県から多くの観光客が年々増加の傾向にあります。このような中、竹取公園また讃岐神社周辺整備についてお聞きしたいと思います。

1点目、讃岐神社の観光用駐車場の拡張整備について、讃岐神社周辺整備事業として917平米の駐車場の拡張整備が予定されているが、現在10台程度の駐車場も観光客以外の常駐車として利用されている。近年、観光客の増加に伴い地域住民にとって迷惑駐車が発生している。今後の管理体制は、町長に伺います。

2点目、竹取公園から讃岐神社間の整備について、竹取公園から讃岐神社間の里道、観光ルートの通行が現状では草などで利用されていないので遊歩道的な整備の要望も出ていたと思われるが、どのように考えておられるのか町長にお聞きしたいと思います。

3点目ですが、讃岐神社境内の参道について、讃岐神社境内の参道が生活道路として利用されているが、参拝者の交通安全の面から参道、歩道と生活道路との分離整備は考えておられるのか。また今後における讃岐神社周辺の総合整備も計画されていたが、将来計画について町長に伺います。

4点目、竹取公園の駐車場の有料について、近年土曜、日曜、祝日には県外からの来客も含め竹取公園駐車場が満車の状況で周辺道路まで駐車している観光バスも何十台と駐車していることもあります。ファミリー客から歴史文化志向の観光客も増加している中、少しでも利益を得られ、雇用問題に役に立てればと考え、駐車場の料金徴収を考えられてはどうかと思います。

5点目、讃岐神社の東側の県道の拡張について、県では巢山古墳の整備されるようですので、讃岐神社の横の県道の一部が狭くなっているので交通安全の意味で巢山古墳の整備のときにあわせて県道の一部拡張を県に要望をお願いいたします。以上簡単ですけど質問終わります。

議長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町長 ただいま山本議員から古文化財の保全、また訪れる人たちの対策などについてお聞

きをいただいたわけでございます。

讚岐神社観光用駐車場の拡張整備についてでございますが、これは現在見直し作業を進めております。先日も讚岐神社7カ大字の区長さんがこの件について要望に来られました。協議をさせていただいたところでございます。迷惑駐車につきましてもご指摘をいただきその方策を話し合いました。町としては、さらに詳細について実態を調査をし指導してまいりたいと思っております。

次に竹取公園から讚岐神社間の整備でございますが、ここは竹取公園から讚岐神社までの里道、いわゆる観光ルートでございます。この整備については自然を生かした整備を考えてまいりたいと思っております。

次、3番目でございますが、讚岐神社境内の参道でございます。この参道につきましては、神社庁の管轄地でもあります。近隣住民の生活道路でもあることから、地元の強い要望もあり舗装整備をしております。ご質問の整備につきましては、関係7カ大字とも調整をしながら進めてまいりたいと思っております。

次に4番目の竹取公園の駐車場有料化でございます。竹取公園駐車場の有料化につきましては、早期から検討を加えられていました。奈良県公園緑地室で調査をしたところ、県及び市町村の都市公園での有料駐車場は県の登大路駐車場以外はすべて無料でございます。ご指摘の土曜、日曜日、祝祭日、かぐや姫まつり及び靴下市には県外来客者も含めかなりの来園者がお見えになっておられます。そこでそれらを利用して広陵町をPRする絶好の機会ととらえ、現在建設中の休養施設の中に商工会等の利用可能な店舗を開設し、靴下などの地場産品を中心に町民に利益が生じるような物品販売の場所展開していきたいと考えております。駐車場の有料化につきましては、当面実施する考えはありません。

次、讚岐神社の東側の県道の拡張でございます。県道河合大和高田線につきましては、かねてより県の道路拡幅事業として進められてきましたが、讚岐神社東側の土地につきましては道路予定地の筆界が未確定のため、これらの立会等確定作業に時間を要していると伺っております。今後は町も用地交渉に参加し、早期実現を目指したいと考えております。以上でございます。

**議 長** 山本登君、2回目以降の質問をお願いします。 山本君！

**9番議員** 讚岐神社の駐車場拡張整備についてですけれども、これは予算が一応2,000万ぐらい組んでたように記憶しておりますけれども、これを使って整備、7カ大字の区長さん方と協議の上整備していただきたいと、このように思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 町長！

町 長 917平米について早期に買って駐車場にせよというご意見だと思います。また区長さんもそのようにおっしゃっておられました。しかし現在の有料の、有料といいますか、駐車場を買わせていただいた百済の三重の塔のとも駐車場がありますが、こうした駐車場が果たして来訪者のための駐車場になってるかどうかということを含めて確認作業をしているところでございます、不届き者の駐車場をつくってんのではないかと、来訪者は非常にこの車を止める場所のスペースがないということにもなっておるわけでございます。この場所もこういうように予算計上はしてありますが、果たしてそのとおりになるかどうかは非常に疑問を持つ箇所でございますので、いまこれを早期に買うかどうか、これらを含めて考えているところでございます。いずれ買わなければいかんと思いますが、いまこの時期についてはどうかと、この作業をいま進めておまして、近々結論を出したいと、このように思っております。

議 長 山本登議員！

9番議員 それでよろしくお願ひします。

2点目ですけれども、竹取公園から讚岐神社までの整備について、この間、この里道は非常に現在は通行できないほど草や竹やぶが茂っておって非常に観光ルートとしては困難なところでございます。そして不法投棄とかいろいろあって里道のところに竹で柵をしていると、入れないように、それを撤去をしていただいて観光ルートの一部としていただいたら結構かと思っておりますので、その点検討をよろしくお願ひします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 2番目のご質問でございますが、讚岐神社、いわゆる里道の整備につきまして、町長が申しあげましたように自然を生かした整備を考えておると、こういう内容でございますが、特に春から夏にかけてかなりの草が茂るということでこの前の7カ大字の区長からもお聞きしております。時期を見まして、今後は草刈り等の整備もやっていきたいと、このように考えております。このルートにつきましては竹取公園、讚岐神社の最重要ルートと認識しておりますので、自然を生かした整備も今後考えていきたいと、このように思います。

議 長 山本登議員！

9番議員 よろしく頼んどきます。

讚岐神社境内の参道についてですけれども、これも7カ大字、神社庁の管理されてる7カ

大字の区長さんが町長さんにお会いに行ったということで、この点も区長さんの意見を尊重して、できるだけよくなるよう町長さんよろしく頼んどきます。もう答弁結構です。

竹取公園の有料化については考えておらないということでございましたけれども、非常に先ほど言いましたように失業者が多い、高齢化が進んで高齢者が多い、その中であのままの状態です。そういう観光客の多いときだけでも料金を徴収できたら、そういう雇用につながるのではないかな、少しでも助かるのではないかなと、そういう観点から申しましたので、そこら辺、もう答弁は結構ですから考えていただくようお願いします。

5番目ですけれども、5番目はこれは県の問題ですので一応巢山古墳の整備の都合上言いましたけれども、これは重ねて県の方に要望をお願いしたいと思いますので頼んどきます。以上です。

**議 長** 以上で山本登君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお本日は行われなかった一般質問につきましては明日12日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

(P.M. 4 : 46 延会)



平成13年12月12日広陵町議会  
第4回定例会会議録（3日目）

平成13年12月12日広陵町議会第4回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
4番	寺前憲一	5番	松野悦子
6番	・谷・作	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

3番 片岡福美

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
環境部参与	中尾寛	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	中尾勝	教育委員会事務局長	竹田健次
施設管理サービス公社常務理事	竹嶋昇		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 乾 善 雄 野 村 克 也

議 長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10 : 02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一 般 質 問

議 長 11日の一般質問に続きまして、これより山田君の発言を許します。 山田君！

1番議員 おはようございます。では12月度の一般質問をさせていただきます。

14年度予算編成の基本方針についてお伺いたします。新しい町長になって初めての予算編成をされるわけでありまして、9月度の定例会で基本姿勢を示されました。12年度決算においても地方財政は厳しい状況であり、多額の借入金残高を抱え、これらの償還が大きな負担となり、財源においても不況下にあっては税収はもちろん、既に地方交付税が減額され、今後も最も頼みとなる収入が不安定となる。住民のための行政需要も強く、合併問題も控えての行政運営は極めて慎重に状況を見極めて行政運営をしたい。むしろ行政経営と認識していると平岡町長は述べたのであります。そこで8項目にまとめて、我々町民の前に公約をされたわけでありまして。一つはごみ処理施設の建設であります。二つは元気で優しいまちづくり、三つ目、生活基盤の整備、四つ、文化財の整備、五つ、市町村合併、六つ、IT基盤整備、そして七つ、町おこしに係るかぐや姫事業について、八つ、知恵を出し、汗を流す行財政について、この8項目について我々の前に述べたのであります。14年度予算でこの8項目が述べられたことが具体的に予算をつけ、前進すると思うのであります。その基本方針について問うのであります。

次に地方財源の充実のために。地方財政は税収がかつての平成3年、4年ごろに比べて見ますと激減している、財政が非常に厳しい環境にあります。小泉内閣ができ、構造改革なくして景気回復はないということで所信表明演説で平成14年度予算では国債の発行は30兆円を上回らないこととする方針を示しましたが、財政の中期展望を見ますと、自然体で今後

の税収見積もりとか社会保障関係の当然増える経費とかを見ますと、国債は33兆円発行しなくてはならないという計算になる。これを30兆円に抑えないといけないということですから、じゃどうするかと言えば国の一般歳出で2兆円、あと1兆円は地方交付税で減らしたいと塩川大臣が言われました。一般歳出を減らすということは、公共事業を含めていろいろな補助金に影響することになり、また地方交付税についてもいまでも地方財政は厳しく、大変だということに1兆円減らされると広陵町も小さい町ではありますが影響があります。そう思うとき、県や町の自主財源である地方税等を何とか充実強化しなくてはならないと思っていますのであります。地方分権を名実ともに進めるためには、地方財源を充実させることが不可欠である。中でも決め手として多くの自治体から早期導入を求める声が上がっている法人事業税、外形標準課税、また一方自治体が独自に税目を設ける法定外税の導入が進んでいるのであります。税収の使い道を特定しない法定外普通税と使い道を定めた法定外目的税があります。昨年4月の地方分権一括法により、従来は許可制だった法定外普通税が事前協議制になり、新たに法定外目的税が創設されたことに思い、広陵町においてもこうした自治体が独自に導入可能な法定外税について検討する時期が来たのではないかと思います、その考えを問うのであります。

次にハについてであります。緊急地域雇用創出特別交付金の活用についてであります。完全失業率が近畿ブロック6.6%というかつてない厳しい経済環境の中で、国民生活を守るための緊急避難的な施策をまとめたのが今回の雇用対策の特徴であります。とりわけ地場産業が不振に陥り地域経済を支えてきた中心的な企業が不況にあえいでいるようなところは地域全体が沈み込んで打開が困難であります。この緊急地域雇用創出特別交付金は広陵町のような靴下産業を抱える地域にとっては公的雇用を生み出す新たな取り組みであり、特別な技能も必要としない職場の開発という点でも緊急対策として有意義であります。一つ、職業紹介の強化、二つ、職業訓練の応援、三つ、働く場をつくる、四つ、失業者の生活応援、こうした雇用のセーフティネット、安全網の整備が前進するのであります。広陵町はこうした緊急地域雇用創出特別交付金の活用について具体的にどう活用するのか考えを問うのであります。

次に大きな二つ目であります。行政における最大のテーマは清掃センター建設であります。予算編成上においても、古寺地区に同意をもらうためにもどのように解決に向けて一步一步前進しようとするのかを問うのであります。新しい町長が誕生して2回目の定例会を迎え、前回の9月度の定例会においてもごみ処理施設、清掃センター建設に向けて質問をいたしま

した。なぜ古寺地区にお願いするのかとの問いに、私どもは古寺地区を適地と判断したものですと言われました。適地と判断した理由は何か、古寺地区と初協議のときに説明されたと思うが理解が得られたのかどうか、それから古寺地区の方々に話を聞いても、最後は住民投票で声を集約したいとの声が多いのではないかと、住民投票になったらどうするんですかとの質問に町長は一生懸命頑張るのみですと回答しました。それは何を意味しているのか、古寺地区の方々は理解されているのか等々を考えると、同意に向けてのハードルが低くないのではないかと、そのハードルを低くし、同意を得るために予算編成上においても一步一步前進しようとしていると思いますが、その考えを問うのであります。

次にRDFの固形燃料の処分先についてであります。RDFの固形燃料の処分先について、日本下水道事業団が有価物として補助燃料として活用してくれるのかを再度問うのであります。9月度の定例会でRDFは有価物と判断している、全員協議会でも説明しているように公共機関、また準公共機関等でこちらで買っていただく、それを燃料として使っていただく、このRDFの有価物を買った人が責任ある立場でこれを燃料として使っていただく、こういうことにいたしていますと町長は回答があったのであります。これで一番心配していたことが一歩も二歩も前進したと思っています。RDFを有価物として売却する、それを日本下水道事業団のエスセンターでお願いしていますと回答があったが、活用してくれるのかを再度問うのであります。

四つ目であります。真美ヶ丘小学校の学童クラブの緊急避難時のはしごの設置場所についてであります。先日、私は現場を見せていただきましたが、窓際に立って外を見下ろすと一番初めに感じたのは高いなと思うのであります。下は駐車場だけならよいわけですが、そのすぐ横には第二小学校のグラウンドがあるのでもう一つ高く感じられたのであります。もちろん設計上、初めからあの場所が緊急避難場所に設計されているのかどうか、また完成したときに検査上何も感じはしなかったのか、私はあの場所は一考する必要があると思うが、その考えを問うのであります。

最後に米消費拡大を真剣に考えようということであります。米の生産調整が始まって30年になります。行政主導の生産抑制対策と全国一律的な基準での減反方式には問題が多過ぎるのであります。広陵町においても生産調整の目標も必ずしもうまくいっていないようだとも聞いております。農家の創意や工夫をどこにも生かせる余地のない官僚的な手段であるとの指摘もあるのであります。ある専門家は現在の減反政策は需給調整の面が強く、経営体質の改善につながっていない、確かに米政策は自分の田んぼで思い切って米をつくりたいとの農

家の希望とは裏腹に生産量を減らすことだけで対応してきた嫌いがあるのであります。全水田の4割近くが生産調整、このままでいいはずがありません。国が転作面積を割り当てる現行の方式には限界が来ているのであります。稲作農家が自主的な判断で作付を決められる手法や地域ぐるみでどう従うかの合意形成をする方法へと段階的に移行することが必要ではなからうかと思うのであります。生産者側からのこうした減反対応と並行して、いま求められているのが米の消費拡大を国民的な視点で考えることであります。国民1人当たりの米の年間消費量は昭和39年は118.3キログラムでありましたが、平成7年には67.8キログラム、30年間で約50キログラムも落ち込んでいるのであります。最近では外食産業の力もあって米の消費量がほんのわずかに伸びているのでありますが、低落傾向に歯止めをかけるまでにはいっていないのであります。私は減反よりも米の消費拡大運動にもっと力を入れるべきではないかと思っておりますが、その方策をお願いしたいと思います。以上であります。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** ただいまの山田議員さんの質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず14年度の予算編成の基本方針についてどうかというご質問でございました。現在の広陵町における緊急的な最重要課題でございますごみ問題を含め、町民の幸せを求め公約実現を目指して、私が各課へ示した平成14年度の主要方針は次のとおりでございます。

まずその1番、新ごみ処理施設の建設準備と環境整備事業及びごみ減量対策が1番でございます。2番目、新都市計画マスタープランをはじめとする土地利用計画の見直し、3番目は住民に優しいまちづくり施策と、それを実現するための人づくり施策、4番目は市町村合併の検討、協議でございます。これが主力でございます。なおこれ以外に急増児童に対応する真美ヶ丘第二小学校の増築工事や住民に優しい施設整備でもある庁舎のエレベーター、ローカウンター、トイレ等の設置などでございます。庁舎改修工事につきましては、有利な起債や補助金を利用するため、平成14年度予定事業の前倒しを13年度で行い、また14年度経常経費の原則10%カットを断行するなど、町民の皆さんから預かった貴重な税金を有効に使い、限られた税源の中で最小限度の投資で最大の効果を発揮するように予算編成を指示しているところであります。

次に法定外税についてお申し出をいただきました。地方分権により一部の自治体で研究、検討が盛んになり、新税を創設されているところもあるようでございます。本町におきましても、今後検討すべき項目の一つでございますが、現在地方の一部税源移譲の構想が国の方

で示されていることから、それも視野に入れながら企画財政部門で研究を重ねているところでございます。

次に緊急地域雇用創出特別交付金等でございますが、現下の経済状況を踏まえ、国を挙げて取り組まれておりますので、各課の諸事業の中で制度の趣旨に合致した事業について、効率的で効果のあるものを鋭意選択して実施してまいりたいと存じます。

次に清掃センターの建設に伴う予算編成並びに地元交渉の解決に向けてということでございますが、新施設操業に向け、残された期間は3年半余りになります。11月11日に古寺区役員に対して、私をはじめ助役、収入役、その他の関係職員が説明にお伺いをいたしました。2時間以上にわたり私をはじめ関係者から説明をさせていただき、質問にもお答えしたところでございます。続いて12月1日に役員会が開かれ、9日に質疑にお答えするとともに、今後の取り組みについてご協議を申し上げたところでございます。9月の議会全員協議会でご説明を申し上げましたグリーンプランについては、夢のある将来計画を提案させていただき、町の熱い思いに対して理解は得られたと受け止めておりますが、施設整備についてはまだまだハードルは低くなっていない状況であると考えております。今年度予算の執行には残すところあと3カ月ほどになっておりますが、古寺地域及び周辺の皆様と町がともに先進施設の研究、地元整備方策の検討会などを得て環境アセスメントの実施に向け、最大の努力を傾注いたしたいと存じます。

平成14年度の予算編成におきましては、地元交渉の進展に合わせて事業実施年次計画を作成し計画したいと考えています。事業を進めるに当たりましては、補助金や起債を活用するわけでありますが、多額の一般財源を必要とすることから後年度の支出に備え基金を創設し、不急の事業を抑制して積み立てを指示しているところでございます。

次にRDF固形燃料の処分先でございますが、日本下水道事業団が有料で補助燃料として活用してくれるかどうかのお尋ねでございます。片岡議員にもお答えをいたしましたとおりでございますが、姫路市にある下水汚泥処理場を先日議員の皆さんに視察研修をしていただいたところですが、この処理場は兵庫県下2市1町の汚泥処理を日本下水道事業団が委託を受け熔融炉方式で処理を行っているところで、この施設でRDFを有料で購入し、補助燃料として利用しています。RDFの利用については、町当局の事情を考慮していただいた上、協議を重ねていきましょと、広陵町に好意的に対応していただいています。現在特殊法人改革により移管される意向であると聞いていますが、今後とも協議を重ねていきながら、他の選択肢も視野に入れて進めてまいりたいと思います。

次に真美ヶ丘第二小学校の児童育成クラブの緊急避難時のはしごの設置場所等でございます。現場をよく見ていただいてご心配をおかけをいたしております。緊急避難はしごにつきましては、有事の場合の子供の避難時の安全面を最優先に考え、消防署とも相談しながら考えていきたいと思っております。

次に米の消費拡大を国民的課題で考えてはどうかというご意見でございます。減反政策と米の需給調整と農業経営体質の改善につきましては、農家個々には自分の水田で思い切って米をつくりたいとの思いは個々の農家すべてに十分に考えられることだと思います。しかし我が国の現状は180万トンの米の備蓄目標を現状では240万トン在庫する状況で推移しても、まだ米が余る状態が続いております。需給調整の面が強いのは事実ですが、需給調整をしないで米づくりが自然に超過供給のまま放置することにより、国内全体の需給バランスが崩れ、自主流通米の価格維持も保たれず、生産者自身が不利益をこうむることになりかねません。農家の経営体質の改善につきましては、農地の流動化事業や担い手農家の育成等、多種多様の施策が示されていますが、個々の土地に対する思い込みも強く、担い手農家が育ちにくい環境があるようです。また広陵町での生産調整目標の件につきましては、水田経営に最も適した区画整理も済まされ、専業農家も少なくなり、サラリーマンが夏場の作物として米をつくるのが最も手間をかけなくて済むことと水田経営にかわる方法が難しいことから、各農事組合長の尽力にもかかわらず目標数値には達しておりません。また遊休農地を借り受けて米づくりをされている専業農家の作付面積もかなり影響しているものと思われまます。これらの農家が転作に協力していただければ目標値に近づける支部もあるかと思っております。農家の声といたしましては多種多様であります。耕作水田の少ない農家では減反割り当てを達成すれば土地がありながら米を買わなくてはなりません。また所有の多い農家でも1ヘクタール以上の耕作水田を所有する農家がほとんどなく、その多くの中間耕作農家が高い割り当てを達成すれば夏場の草の管理が困難であること、隣接との水田管理等の関係から水稲を実施している状況であります。

減反対応と並行して求められている米の消費拡大につきましては、国において近々日本の食文化への理解及び米の消費拡大促進に向けテレビ等のマスコミを通じて大々的に宣伝されます。本町といたしましても、各種イベント等を通じて消費拡大に努力したいと考えております。以上でございます。

議 長 はい、山田議員！

1番議員 では2回目の質問をさせていただきます。第1項目のこの14年度予算編成の基本

方針について、イ、ロ、ハと2回目をさせていただきたいと思います。

壇上等でも述べました、9月度においての町長の答弁を引用させていただいて述べさせていただきました。それと考え合わせて今回の12月定例会のご答弁の方もどうぞよろしくお願ひしたいと思っているのであります。

12年度決算においても町税、また固定資産税の滞納額が多いわけでありまして。2人の職員を配置して対応していることでありますけれども、成果がそんなに上がっていない状態ではないのかと思うのであります。また機構改革というか、行政組織の条例も新しい町長になってつくったわけでありまして、十分の成果を出すことが必要ではないのか、また経常収支比率85.2%、地方債の現在高147億9,000万円、また債務負担行為57億円等々を見ても、財政計画を再度検討する必要があるのではないかと考えています。町長が言われている行政運営よりも行政経営をと認識していると言われましたが、この14年度予算には税金としていただくものはしっかりといただく、また滞納者も非常に多いわけでありまして。正直者がばからしく思えぬようにしなくてはいけないと思っているのであります。

また反面、先ほども言われましたように支出の10%カットすると言われました。こうした支出の面についても大きくチェックする必要があるのであります。そこで経営感覚を持ちやるということは具体的にどういうことなのか、その点をお願ひしたいと思っているのであります。

次に地方財源の充実のためについての2回目ですが、国の政策等により地方交付税補助金と減額されて地方財政はさらに厳しさを増し大変なときを迎えているのであります。町長も行政運営よりも行政経営と認識していると述べているのであります。法定外税については多くの自治体も検討されているようでありまして。こうしたことを考えることが行政経営ではないかと思うのであります。

先日も山本議員があつた馬見広域公園のことについて、駐車場について料金を取ったらどうかというような質問もありましたが、いまは町長は考えておらないというような回答でありました。私は雇用問題という反面、私はそういう反面じゃなくして、こういう税をもらってはいいいのではないかとこのことをここで述べさせていただきたいと思います。広陵町には県の馬見広域公園、そして町の竹取公園、休日になると多くの人々でにぎわいを見せているのであります。むしろ町内の人よりも町外の人たちが楽しんでおられるようではないか、こうした町外の人々が少額の駐車料金等をいただいたらどうかという声もあるのは確かでありまして。たとえば法定外税を導入している自治体ですが、たとえば山梨県河口湖町の遊魚税は法

定外目的税をもらい、環境整備のために釣り人に課すわけであり、公園整備のために来園の人に課す法定外目的税を課すのも一考と考えるのでありますがどうでしょうか。

それからハについて、緊急地域雇用創出特別交付金の活用についてであります、11月12日に緊急地域雇用創出特別交付金事業について説明が県の方であったと思うのであります。奈良県においては国費で創設する50億円の県緊急地域雇用創出特別基金を設けるわけであり、県の方では来年の1月から3月までのうち8週間程度をめどに県立高校と市町村の小中学校で50人の社会人を雇用するという、説明会の中にもあったと思いますが、特別交付金が有効に機能するには、広陵町の事業計画が成否のかぎを握ると言ってもよいと思っていますのであります。被雇用者がこの事業と通じて得た知識や経験を生かし、他の安定した仕事や経験を生かし、他の安定した仕事や職場につける内容を企画、運営するよう要望するのであります。そうでなければ一時的な雇用や再就職までのつながる支援に終わってしまうのであります。広陵町に合った計画をつくってほしいが、効率的で効果のあるものを選択して実施したいと言われたが、具体的にいま何を考えているのかを問うのであります。以上であります。

**議長** はい、町長！

**町長** いま質問がございました予算編成方針と基本方針等について町長の考え、実際どのようにやるかというようなこともお申し出をいただいたわけですが、私は300人の職員一人一人が思いを変えていただく、町民の幸せを願って仕事をさせてもらうという、そのような意識改革をいま指示をいたしているところでございます。そうすることによって人に優しい、また町民が人が優しい、そういうまちづくりを実現できると、皆さんもっていい町をつくっていくというその思いをいま進めているものでございます。そうすれば要所要所にその効果があらわれてくると期待をしているものでございます。一つ一つの事業について一体どうするんかということでございますが、先ほど申し上げました主要な項目について、それらの私の思いをその中に入れていただければきっと前進すると確信をしているものでございます。

それ以外にいろいろご質問をいただきましたが、各担当部長がお答えを申し上げます。

**議長** 総務部長！

**総務部長** 山田議員さんの方から、まず予算の編成につきまして、いわゆる収入額、税収についての落ち込み等のご指摘もいただきました。そして支出額を抑えるということも大切であるというご指摘をいただいているわけです。そのとおりでございますが、現在のところ滞納額

につきましては、以前編成いたしました委員会をもって税収の拡大に当たってるわけですが、効果的には幾分効果というのか、成果というのはあまり見られないという状況の中で、今回新たにそのことについての部長会も開催させていただいて、今後の方針を決めていきたいというふうにまず考えております。

それから支出の方につきましては、町長が申しましたように全体として経常経費の10%カットということを断行しておるわけですが、まず支出そのものの項目についての見直しからかかっていたらという内容でございます。そのものが支出として当然であるのかどうかという基本的な考えの中から、このもの、項目そのものを見直し、そしてそれに合った支出額が妥当な額であるのかということの細部まで見直していただいているという厳しい状況の中での予算の編成をやっていくという方針で現在は取り組んでおります。

それから地方財政の厳しさの中で、いわゆる法定外税の導入ということについては一応担当の課で研究を進めておるわけですが、広陵町に合った法定外税が導入できるかどうかというものから基本的に考えているというところでございますのでご了解をいただきたいと思っております。

それから緊急雇用の特別交付金に対してでございますが、特別交付金そのものがいわゆる民間に委託して導入するということが基本的な考えの中で、直接経費を払って雇用できるという教育部門における導入等についてもいろいろと研究を進めているという状況でございますのでよろしくお願い申し上げます。

**議 長 山田議員！**

**1番議員** 先ほどもちょっと言いましたけれども、やはり竹取公園等ですね、町外から来られる方についてのこういう公園整備のための法定外目的税を課すという一つの考えもあると思うんですが、そういう考えも将来持っていただければいいなと、それがその公園整備のために多くの財源を投資するよりも、少しでもいただいた方がいいのではないかという、こうした法改正もありましたので考えていただければなと思っているのであります。

それから緊急地域雇用創出特別金についてであります。具体的な計画をつくるにしても、町内のいわゆる失業者等をもっともつつかんでおく必要があると思うのであります。先日ここの中でだれか質問されましたけど、なかなか現状ですね、広陵町における失業者についてはなかなか掌握し切れていないというような答弁もありましたのでですね、そうしたやはり地場産業の靴下産業等に直接訪問して実態をつかみ、求人の掘り起こしをして行うこうした雇用促進調査員を置き、広陵町独自の雇用対策をやってみる必要があるのではないか、

このためにこの地域雇用創出特別交付金を活用してみてもどうかというのであります。いろんな地域でこうした創意工夫をされてですね、やはりこの特別交付金が最大限に使えるように頑張ってる地域もたくさんあるわけでありまして。大変靴下は厳しい、厳しいと言うてですね、民間に任せるばかりじゃなくして、やはりいまこうした国の方からの特別交付金も出されるわけですから、大いに活用していただきたいなと思っております。

それから県の方にやはり計画書等のものもですね、出されるようになってはいるんですけども、町からはこうした要望書は出されるわけでしょう、どういうことを出されたのか、出そうとされているのか、具体的に教えていただきたいと思っております。それが活用していただければ少しはこの雇用対策のために頑張れるのではないかなと思っておりますのであります。以上です。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 法定外税のことで竹取公園を具体的に挙げていただいて、他町村から来られる方に対しての少しでも税収というものを上げてみてはどうかというようなことでございます、提案がございました、またいろいろと研究をしてみたいと、かように思います。

それから地場産業であります靴下の実態は以前に私も答えましたように、なかなかつかみにくいというのが実態でございます。ただ工業統計等がございますので、その辺で従業員数等、あるいは経営状況等が幾分把握できるというふうには思いますので、できましたら実態調査、個々の実態調査までも入りたいとは考えておりますが、実際はちょっと難しいというところで実態を把握できるというよりも統計的な、資料的なものはできるだろうというふうに考えております。よろしく申し上げます。

それから雇用促進に対する事業ですが、前回まで考えておりました、今回13年度事業におきましてはいろいろ文書管理の目録の作成の委託事業であるとか、それから例規集のデータベース化であるとかいうことで老人保健の医療費の受給者台帳管理システムの導入であるとかいう、いわゆる民間に委託して民間の方で雇用をしていただいてという直接ではない、間接的な事業の申請がほとんどでございました。そやから今回におきまして直接導入できる雇用についての研究といいますのか、学校分野等に直接その交付金を活用できるという事業についても県の方にも要望はしていきたいと、かように考えてます。

**議 長** 山田議員！

**1番議員** 間接的なことが多いわけですけども、直接この地場産業も大変苦しんでおりますので、一生懸命いま言いましたようなことも考え合わせて調査し、そして交付金の活用をです

ね、最大限に活用していただければいいなと思っています。もう時間も大変、一つのために時間も過ぎましたので、二つ目に入らせていただきます。

このごみの問題であります。12月9日に2回目の古寺との協議会が開催したようですが、何がテーマにどのように前進したのか、まだまだハードルが低くなっていないと認識されていると思っている点は何がハードルが高いのか、その点何を示しておるのか。あまり時間もないが、環境アセスメントの実施に向けていま何が大切と思っているのかを質問したいと思っています。

それからもう2回目も3回目も同じようにさせてもうときます、時間もありませんので。予算編成において事業年次計画を作成し決定したいと、そして事業を進めるために補助金や、先ほどの町長が答えたご答弁ですが、補助金や起債を活用する、また多額の一般財源を必要とすることから後年度の出に備え基金を創設し、不急の事業を抑制して積み立ても検討したいと回答があったわけですが、それまでにしてですね、やはり町民に一方ではこうして我慢してくれと、清掃センター建設のためには一方では我慢してくれと言ってまでこの古寺地区に町内の清掃センターを建設したいと思っておられるのかどうか、それが公約であるといまでも思っておられるのか。

私はまた一方ではこういう考えもあるのではないかと考えているのであります。町長も14年度予算の編成の中でね、検討して協議しているのが市町村合併であります。片方では市町村合併、片方ではこのごみ建設問題という平成17年、いろんなことがこのゴールが見えてるわけでありますけれども、多額の借金を将来の町民に残すよりも合併する方が将来のまちづくりのためにむだをなくすことができるのではないか。私は、一つの考えですよ、たとえば古寺の方に100億以上の投資するよりも市町村合併して私たちの町にないものを相手方にある、相手方にないものが広陵町にあると、そうしたいま市町村合併の基根が大きく全国的に広がっている中で、この清掃センターにかかる費用をですね、そんなにして将来の町民に負担をかけるよりも市町村合併をしてですね、方がいいのではないかなと思う、考えもあると思うんですが、そういう考えは町長、全く考えられず、そしてあなたの公約どおり、いま南3丁目にある清掃センターを移転させたいと思っておられるのかどうか、その辺の考えをお聞きしたいと思ってるのであります。

議 長 はい、町長！

町 長 清掃センターのことについてもいろいろどんな問題点があるかというふうなことでご心配をかけています。私どもはいろいろ問題点を提起をいただいているというのが現状で

ございまして、一生懸命努力をさせていただく、もうそれのみでございまして、その内容については地元の役員さんと一生懸命頑張っておりますので、いまこの場で一々2時間について公表するわけにはいきませんので、ともかく頑張るのみでございましてご理解をいただきたいと思っております。

また合併に絡んで、この方も3年半になってまいりました。合併特例法によります期限でございまして。しかしこれは町民の皆さんの声を十分聞かせていただくのには、少々この期間も短いようでございまして。何としても私どもだけで合併を取り決めるということには非常に危険なことではございまして、住民の皆さんの声をよく聞き、また私どもは合併したくても相手方があることではございまして、こうした事情も考えますと、3年半先に果たして合併ができるかどうか、清掃センターはそこまで持ち越せるかどうか、これも至難のことではございまして。何としても地元でセンターをつくる、これが第一でございまして、その方に一生懸命頑張っているものでございまして。

**議 長** 山田議員！

**1 番議員** 町長の考えも、まず第一はその清掃センターをこの町内でつくりたいと、そういう最適地という案ですが、適したとおっしゃいますが、それを古寺地区にしたいと、そういう決意も結構であります、やはり大きな財政投資をしなくては行けないと。いま町長が壇上で述べられましたようにですね、ある面ではほかの町民にですね、事業は抑えてまで個々に基金を設け、そしてやりたいと、そこまでしてやることよりも、市町村合併をして、そして財政の方をもう少しゆとりのある方向に向かってもいいのではないかとこの考えで私は述べさせていただきました。最終的には町長がまだ市町村合併も相手のあることだし、それは当然でありますけれども、いまこの近々の課題である清掃センターに本当に真剣に取り組みたいと思っておられる決意がわかりましたので一生懸命頑張ってもらいたいと思っております。

それから古寺地区については、やはり住民投票が最終章ではないかと思っております。そういうことも含めてですね、大きなハードルあると思っておりますけれども一生懸命やっていただきたいと思っておりますのであります。

それから西日本の事業団と協議を重ねながら、他の選択肢も視野に入れて進めると言われておったのでありますけれども、他の選択肢とはどういうことがあるのか。それから日本下水道事業団とは地方公共団体の事業とすることが検討される、いわゆる行革によってですね、その特殊法人化は兵庫県の方にいま検討されてるようでありましてけれども、こういう兵庫県に移ったときに、果たしてこのRDFをですね、本当に広陵町の町長が信頼してほしいと我

々の前で言われてますけれども、我々は先日議員と視察行ったときにおいても疑問を持たざるを得なかったというのが私の素直な感じでありました。そういうことも含めてですね、本当に大丈夫なのかというのを再度聞かせていただきたいと思っております。お願いしておきます。

**議 長 町長！**

**町 長** RDFの行く先で、これもご心配をいただいておりますが、相手方の事業団の組織は変わろうとしています。現在のところではどうぞご心配なく信頼のきずなで私どもと下水道事業団の皆さんとご理解をいただいているところでございます。しかし3年先、5年先はどうなるかと、これはだれにもわからないことではございまして、そういうことの心配をぬぐうためにもいろんな選択肢を考えているということを申し上げているものでございまして、一体それは何やと言われりゃ、また心配の種をまくことになりますので、ともかく一生懸命私どもは頑張っているということでご理解をいただきたいと思えます。

**議 長 山田議員！**

**1番議員** 我々も先日何人かの議員で視察したときにもですね、本当にこの行き先がですね、心配になってきたわけでありまして。ですから古寺地域においてもこうしたニュースは当然入って、先日の9日でしたか、古寺との協議の中でそういう話も出たのではないかと思うのでありますが、その中ではきのうの説明あったように、中尾参与の方から説明あったような回答されたと思うんですけれども、やはりこのRDF固形燃料の施設をつくる、最終の一番の課題は出口である、それがきちとした出口が受け入れ先がきちとできたらそれなりに理解はされてるんですが、出口がなかなか決まらず不安定、わからないというのであればですね、なかなか古寺の方に含めていろんな地域行ってでもですね、この施設はなかなか難しいのではないかと思いますのでですね、3年先のことは、いま町長も言われましたけどもなかなか向こう先はわかんないというのは現実ですけれども、やはり建設してこれからお願いするわけですから、きちとした答えを相手方に持っていかないとですね、不安定であれば、こうした汚い施設ですから嫌う施設ですから、やはりその点を考慮していただいてですね、頑張ってくださいなと思っております。

それから4番目のこの学童保育の育成クラブの緊急避難のはしごの件であります。避難時の安全面を最優先に考えると、これは当然であります。私も現場を見せていただきました。担当者の方も見ていただいたと思うんですね。多分現場の方見て、当然見て、そして町長に答弁書を与えられた、言われたと思うんですが、たとえば冠水したときにですね、消防署と

かそういうのは、こういうのはないわけですか、たとえば。あればこういう問題はなかったのではないかと、指摘があったのではないかという1点がちょっと聞かせていただきたいと思います。

それからもちろんこういう施設ですから防火管理者においては選任されてると思いますが、これはいまだれがやられているのか、これはどういう立場の人が選任されてるのかという点です。それから広域避難場所、当然設けるわけですね。これは真美ヶ丘第二小学校の運動場に設定されているようでありますけれども、万が一緊急の場合ですね、あの場所を見るとですね、なかなか運動場へですね、第二小学校の運動場へ逃げる道もなく、また回っていかなくてはいけないのかなと思うのでありますが、そういうことも含め緊急避難時の窓から降りた場合は、どんな道順でこの運動場に避難するのかですね、ちょっと教えていただきたいのと質問させていただきたいと思います。

**議 長** はい、健康福祉部長！

**健康福祉部長** まず現場につきましては担当として確認をさせていただいております。そこで受けております所感は、議員が1回目の質問で申し上げられたとおり、我々も感じている面がございます。それに従いまして、まず消防当局にご相談を申し上げて改善の方法について何がベターなのか、どこがいかんのかの問題点を洗い直し、早急に改善には着手したいという考えで現在は進んでおります。なお防火管理者の点につきましては、職員の中に有資格者がおりますので、その名前で防火管理者の選定はしております。これはあくまでも届け出だけでございますので、好ましいことではございませんけれども、一応法的な面のクリアということでひとつの制度はクリアしております。

それと完成時に消防の検査がないのかということでございますけれども、あの建物の施設につきましては固定の避難器具を設置するという施設ではなしに簡易な避難器具施設を設置せよという指導でございますので、いま恒久的なものとして置いているわけではございません。しかし現段階として考えておりますのは、逃げやすいように、逃げ遅れては大変ですので逃げやすいようにどうすればいいのか、そしてそのために、その逃げるときにけがせいへんのかどうか、その安全面につきましても考慮に入れながら現場サイドとしていろいろ知恵を出しながら、相談をしながら進めているという現状でございます。

それから緊急避難場所が運動場としてなっております関係につきましても、降りました場所からできるだけ運動場に速やかに退避できるような方法につきましてもあわせて検討を進めていると、そこまで検討の視野として含めているということでご理解をいただきたいと思

います。よろしく願いいたします。

**議 長** 山田議員！

**1 番議員** いま回答いただきました。早急にですね、やはり子供の安全を含めて改善していただければ結構かなと思いますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

それから米の消費拡大についてであります。もう時間もありませんが、いろいろ地域によつては、いま学校給食で2回のを3回にする、またいろんな形でやられていることもありますので、どうか減反も厳しい、そしてそれにはやはり米の消費拡大が必要になるかと思えますので、ぜひともですね、やはり消費拡大に力を入れていただきたいと思えますので、何かそういう企画があれば教えていただきたいし、そしてこういうことも考えているということがあれば教えていただきたいと思えます。以上です。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** いま山田議員のご質問でございますが、消費拡大という面でかなり国あるいは県等いろいろな協議会も持たれているところでございます。先ほど町長が答弁申し上げましたように、国、県におきましては近々に日本の食文化という内容での米の消費拡大のPRをテレビ等で通じて大々的に宣伝したいと、こういう内容のことも計画されているところでございます。それと町内におきます各種イベント等につきましても、過去で何回か消費拡大ということでお握りを無料で配布していたということも考えております。それと学校給食面につきましても、また教育委員会等で協議をしたいと、検討したいと、このように思っています。以上です。

**議 長** 以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

次に坂口君の発言を許します。 坂口君！

**1 2 番議員** それでは私今回はリストラ対策の大家ということでですね、リストラについて重点的に取り上げている次第でございます。この私を取り上げるリストラ対策、ここ二、三年この状態が続くということを重点に置きまして、今後も継続的にこれを取り上げたい。

まずこのリストラでございます。基本的な考えとして二つ皆さん方にちょっと知っていただきたいんです。リストラでも種類がございます、一つは自発的離職者、いわゆる自分から望んで仕事をやめる、これはいろんな方がございます、写真家になりたい、あるいはジャーナリストになりたい、あるいはもう長いことサラリーマンしてるから次は社長になりたい、あるいはタコ焼き屋になりたい、これがいわゆる脱サラ組、脱サラ、これは自分で望んでですね、職を離れる、こういうことあります。

もう一つはいわゆる非自発的離職者、嫌だ嫌だと言いながら、自発的じゃないですよ、非自発的に職を離れちゃった。しかしこの非自発的に職を離れた方の中にも2種類あるんです。勘違いよく皆さんされる。この中でも一つ、非自発的の中でも自発的にやめられた方、これがいわゆるですね、いまやめたら退職金これだけ片手つくで、割り増しがあるで、こういう種類の方。これなかなかこんなよう新聞でも書いてますよ、プラスアルファごっつい金。この中でも非常に有利な条件でやめる方、これはサラリーマンとしてはね、勝ち組のサラリーマンに入ってるんですよ。一旦やめてもちょっと経ったら関連企業に入ってるとか、何のことない、最後やっぱり勝ち組の中に入ってる、非自発的離職者。もう一つが完全非自発的離職者、これがいわゆる嫌だ嫌だといってやめさせられる、あるいは会社がつぶれてしまった、退職金もなくなっちゃった、こういうふうにですね、この3種類の職を離れる方がございます。この中でも一番悲惨なのがいわゆる非自発的の中の非自発的。いろいろいま新聞を見ますとね、プラスアルファごっついこと書いて、みんながみんなサラリーマンそんなことじゃないんですよ。そんなん確たる、ほんまに限られてます。大多数はですね、嫌々ながらやめて、退職金はない、会社がつぶれてしまった、これが現状なんですわ。だからここはリストラ対策の中でもはっきり取り上げる対象ですね、この辺についてもちょっとこういう現実問題がございます。そこをはっきりとして弱者対策ということですからね、みんなまとめてしまいますとこれみんな混ざってしまいますので、ここをはっきり対象者として取り上げる必要がございます。

ではこれをどうすればいいのかということでございます。質問事項一つ、緊急地域雇用創出特別交付金、こういうものが今回予算で考えられております。いわゆるリストラ対策費ということで議会にも出ております。これは国においても県においてもしかりでございます。この一番問題点、今日、一番対象者、世帯主であり、またローンや子供の教育を抱えている中高年齢層リストラが直撃してる、全く私そのものずばりのような感じがすることではないですか。それは大変になっております。この何が問題かと言いますと、いままで私らのような年代が本町の最大の税負担者、いわゆるタックスペイヤーというんですけどね、一番の大きな税負担者であるところにリストラが直撃してきております。しかしそのリストラでも、先ほど述べたように3種類の方がおられますので、この辺についても一概に同等ということとはございません。またいままで地域を担ってる層、地域の活動を担ってる層、この層について行政というのは最大の防波堤にならなくてはいけない、いいこと言いますね、こういうことなんです。行政というのはこの中でも、3種類の中でも一番困っている非自発的の中の

非自発的、もう何もない、すっからかんやと、こういういままでこの本町を支えてくださった方々に対しましても最大の防波堤にならなくてはなりません。今回、緊急対策ということで取り上げられております。どのような効果を盛り込んでですね、執行される計画がおりなのか、この辺についてまずは聞きたいと思います。質問が一つ。

続いてこの現在の不況の状況、まだまだ続きます。2年や3年ではなかなか回復しない。当然町においても次の平成14年度予算あるいはまた15年度予算、町長の在職期間中はですね、こういうことに最大取り組んで予算編成をお願いしたいということで、まず来年度の予算についてこの地域の雇用対策の計画はどうですかということについて質問したいと思います。この不況、現在の不況、これ構造不況、構造的に不況になってる。たとえば製造業、これどんどんと海外でつくってる、広陵町内で製造してるものがどんどんと海外でつくられ、また反対に品物が日本に入ってくる、このような構造的な不況というのはなかなか長期にわたります。また深く続いていきます。なかなか根本的な解決策が見当たらない、これがいまの不況の現状であります。

この中であって、地域最大の、広陵町においてですよ、広陵町において一番人を雇っている企業なり団体なり組織はどこだと、これ要するに広陵町役場、一番大きな雇用主であります。一番大きい、なおかつきのう、きのうもちよっとね、町職員の年間の給与などというのが資料が出ておりました。最大の雇用であり最高のもですね、条件で雇っているのが広陵町役場であります。最大のこれを不況対策機関である、このような位置につけられております。ほかの会社でも頑張ってる人雇いなさいと、こういうことに、そういう流れになりやすいですが、なかなか私も見聞きする限りなかなか人を雇うどころか人出したいと、こういうのが広陵町内の各業者、各会社の現状であります。最大の不況対策機関である本庁において、いままで多くの機関からヒアリングあるいは商工会、いろいろな団体から要望、いろんな要望出ております。このような要望などを受けまして地域雇用対策をどのように平成14年度は計画されていますか、このことについてちょっとお聞かせ願いたい、こういうことでございます。

続いて3番、そんな平成14年度までとても待てないということがございます。いまずぐに、あるいは来週からでも来月からでも、実際失業されたから、非自発的の中の非自発的な失業された方は大変でございます、真剣な状態でございます。いまずぐにも仕事が欲しい、このような状態になっております。それでは町の行政としてはどうしたらいいんか。いまここに出ておられますのがワークシェアリング、これは連合も言うております。ワークシェアリ

ングとは何や、こういうことが出ます。いま持っている仕事をみんなで分かち合う、いま持っている仕事をみんなで分かち合う、自分だけたくさん取り過ぎない、これがワークシェアリングでございます。自分だけほくほく顔しないということでみんなで分かち合おう、サラリーマンは、一家は、サラリーマンというのは全部一つの家族であります。ワークシェアリングによって仕事を分かち合おう、これによって町内に雇用の創出を図りたい、このような考えはどうかということでございます。広陵町の中は地場産業いままであります。現状はなかなか大変、大変しんどいしんどい、このようなことを聞きます。現実もそうあります。職を失いますと、大抵家の方の奥さんパートに出ようと、こういうことになります。私のところにもちょっとパートの口言うてよと、こういうようなことで来られるんですが、現実町内でパートとか臨時とか、仕事の口というんですね、仕事の口、これはほとんどございません、広陵町内。大抵もう外の高田とか香芝、それもスーパーとかそなんなんですが、町内でパートなり仕事の臨時の口を求めようとしてもほとんどないというのはこれ現状でございます。仕事を求める人は町内でもあふれている、これが現実の問題であります。

さてこのようなことになって町は一体どのような対策をとらなくてはいけないのか、ここで大きな問題が出ております。庁内、いま役場の仕事を見させてもらってますと遅くまで電気がついてますね。私も晩ちょっと前通るんですよ、どのような仕事ぶりしてるのかなということですね、別にチェックしてるんじゃないですよ、一生懸命やってんかなということですね、前を通ります、電気がついております、一生懸命残業してるようであります。残業しなくてはとてもこなせない、このようなことを言われているとも聞いております。じゃ一体どのぐらい残業代払ってんのかなと、こういうことですね。これ100万や200万ぐらいの残業代やったら年間そうそううるさく言わんでもいいかなと、こういうふうなことで、一体どのぐらい年間これ発生してるのかと、町内ではですね、いま人手がいっぱい余っております。能力のある人もいっぱいおります。役場の仕事ができる人もいっぱい来ると考えているところでございます。このようなときには不況時にはやっぱり役場が積極的にね、仕事を出して、臨時雇用、パート雇用あるいは時給でもいいです、何でもいいです、仕事を提供すべき時期になっております。こんないつまでもほっといてもだめ、民間一生懸命やりなさいというても、そなんあれですよ、民間がすごい、50人、100人って雇えるわけではないんです。役場のワークシェアリング、ここによって町内に仕事を提供する、この辺のことについてもそろそろ考えるべきじゃないかということが私は言っております。当然ですね、私の事務所も介護保険事業所と、こういうことしてるんですね。積極的にですね、

人を雇いたいと、このようなことですね、やっぱり町内に仕事を出していかなあきませんので、自分だけそれ儲けたらいけないと、先ほど言いましたからね、すべて分かち合うと、こういうことで積極的に仕事を出していこうと。町もそういうふうなことですね、議員も頑張って仕事を出していくんです、町も頑張っていますね、仕事を出していく、このようなことについてどうお考えか、これについてお聞きしたいということでございます。

続いて4番、これはいままでよく取り上げられております、RDF施設のメリット、デメリットの検討は進んだかということでもあります。私もこの間見ておりました。どうですか、行政の方もこのRDF施設の検討は進んでおるのでしょうかということについてお聞きしたいと、どのぐらい勉強したかなと、こういうことです。他の機種も検討もどうかと、こういうことをちょっとつけ加えております。この辺については、この辺はちょっとさらっということですね、お聞きしたいと。

ポイントはですね、この雇用対策、今回のポイントは雇用対策、これについて私は全力で取り組みたいということでございます。よろしくをお願いします。

**議長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町長** 坂口議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

坂口議員はリストラの大家と自称をされておりますが、みずからの経験を生かしたご質問でございました。お答えを申し上げます。

今回の緊急地域雇用創出特別交付金は、現下の厳しい雇用情勢を考え、構造改革の臨時応急の措置として国の補正予算で創設されたものであります。先にご理解を得なければなりません、坂口議員の述べられているように中高年齢層もリストラなどで深刻な状況であることは事実でございますが、この制度は特定の年齢層、地域、性別を対象に限定したのではなく、雇用の機会均等の精神を最大限に生かした制度でございますのでよろしくご理解をいただきたいと存じます。

交付金は都道府県単位に交付され、本町の場合は奈良県へ申請することになっておりますが、事業費に占める人件費が8割以上であるとか、事業の全労働者数に占める新規雇用の人、これは失業中の人に限るということでございますが、4分の3以上などの必須条件があることで、前回の制度にも増してより多くの失業者の雇用機会増加が図られ、全般的な雇用創出につながる効果を示すものと解釈しております。

次に平成14年度予算編成作成に盛り込まれる地域雇用対策の計画はというご質問でございます。答弁は、現在の不況対策については、国でも大きな政策の一つになっており、緊急

地域雇用創出特別交付金が創設されていますように、雇用対策をはじめ国を挙げて取り組まれているところであります。町におきましては、緊急地域雇用創出特別交付金の効率的、効果的な運用が行えるよう対応するとともに、雇用促進施設であるサン・ワーク広陵などにおいて必要な諸施策を講じてまいりたいと存じます。

次に町行政のワークシェアリングにより町内雇用の創出を考えよということでございます。時間外勤務手当につきましては、平成12年度一般会計で4,660万円を支出しております。民間企業におかれましては、賃金や労働時間を削減することによって仕事の分かち合いを行い、雇用の創出、確保する方法、ワークシェアリングの導入を検討されているところであります。現在事務量の増大している部署におきましては、パート職員を雇用しております。今後は雇用促進の一環として必要に応じパート職員等の雇用を行ってまいります。

RDF施設のメリット、デメリットの検討は進んだかということでございますが、RDF施設は焼却施設と異なり、ごみを乾燥させて燃料として活用できるというメリットがあります。また運転時間も焼却方式と比べ1日8時間、16時間、24時間の運転の違いによる環境への影響が少なく、周辺地域の理解を得やすいと言われております。また排気筒は要るもの高い煙突をつくらなくてもよいのもメリットであろうと考えております。また資源化施設としての位置づけをなされていますので、国庫補助を受けることができるのでございます。以上とおおり坂口議員の質問にお答えを申し上げます。

**議 長** 坂口議員！

**12番議員** まずその1番でございます。この1番の目的、行政は機会均等を生かしたい、このような回答をもらいました。全くそのとおりなんですよ、僕が言うてるのはですね。この機会均等を生かしてですね、いま町内、中高年層だけじゃないんですわ、若い方あるいは女性、主婦層、いっぱいおります、私の支持者もいっぱいおります、男の人も女の人も。この機会均等を生かしてね、町はちょっと積極的にね、してほしいというのが一つでございます。

二つ目、中高年層、これ確かにね、直撃いましております。ここについてもですね、実際人を雇うとなると、やっぱりこの年齢層もですね、あんまり若い人がパートに来るかということも考えますと、この年齢層もやはりある程度救えるのではないかというふうなことを考えております。今回の盛り込まれた予算ですね、この中ではどのぐらいの、人的に言うとね、どのぐらいの人が雇えそうなのか、考えられているのか、ちょっとその辺についてお聞きしたいと思います。

1番目の私のメーンとしたいのは、すべての人に機会均等を与えなさい、最初私言わなか

ったんですがね、町のちょっと方針を伺ってですね、それでいってほしい、こういうことにですね、町にちょっとどうか問いただしたところでございます。具体的にどのぐらいですね、今回の補正組まれておりますから何人ぐらいがいけそうか、ちょっとこの辺についてお教え願いたいということでございます。

**議 長** はい、総務部長！

**総務部長** 来年度の事業として、一応前にもお答えしたと思いますが、現在申請している事業内容の中で新しく人間を雇う場合に何人かという計算になりますと、実質で現在の決定を受けてる中では十四、五人程度というような事業内容でございます。ただ延べ日数がございまして、この辺で雇える人数は延べで勘定しますとちょっと多少は変わってくるという状況でございます。

それから役場の方で雇う機会というのは、いわゆるパート的な職員あるいは臨時的な職員としての雇用を十分に考えていきたいということを思っております。それと職場に応じた、仕事の内容によって年齢層も変わるということでございますので、その辺に応じた、年齢層に応じた職種というよりも職域と申しますか、その辺の適用できる年齢層の方をパート等で雇っていきたいということで積極的にこういうことには取り組んでいく姿勢でおります。

**議 長** 坂口議員！

**12番議員** いま具体的に十四、五人という数字が出ました。これは立派なことですよ、いままでゼロだったんですからね、これ。これ何でも物事というのは1人からスタートするんですよ。これをすぐ十四、五人に、私が言うたらすぐそのぐらいいきたい、こんななかなか回答いままで具体的な回答出たことありますか、ないんですよ、こんな、ないですよ、これ。町に言うてるのはすぐ対応しなさい、対応したらすぐパッとこれだけいきます、そのタイミングをみんな待ってるんです、町民というのは。だから言うたらすぐ返答が出る、やっぱり町にもやる気があるんだなというのがここで姿勢が見えてくるんですよ。私はこういうことを大切にしたい。まず一步を踏み込まなくてはいけない、これが大切でございます。

そしていま伺いました、積極的にね、パートなり、そういうのを採用していきたい、こう部長さんが大きく力強く述べられたところでございます。こういうことも私いままであんまり聞いたことないんですわ、やっています、いやいままでそれは難しいですねという返事は何ぼでもいただいたんですよ、難しい返事というのはね。それは考えてますとかね、それはなかなか難しいなど、ところがいまいや私もやっています、こんなぱつと行った返事というのを私10年間議員してるんですよ、いままでなかなかもうたことないんですわ、なか

なかもうたことないんです。やはりこの辺もですね、行政が取り組む姿勢、返事出てきたんかなということで、この1番の質問はこれで終了したいと思います。答弁もっとありますか、あるならしてくださいでもいいですよ。

2番目についてちょっと伺います。平成14年度、ここなんですわ、来年度の予算。いまもちよつと言われましたけどね、来年度の予算組み、いまいろいろいろいろ各部門から出ておりますね。各部門、私もちよこちよこ聞くんですよ、どんな予算ちよつと上から言われてんのと聞くとね、いや1割減らしなさい、減らしなさい、減らしなさい、減らしなさい、こういうことをいっぱい聞いて、もっと1割削減、削減せよと、私はこの部門についてはね、減らすんじゃなくて増やしなさい、こういうことについては予算を増やしなさいと、こういうふう主張してるところです。減らす、よろしいよ、減らすとも減らす、全部減らすんじゃない、減らすとこ、増やすとこ、めり張りをつける、こう言うんですね。14年度について雇用対策で増やした分はどういうところですか、これについて私は具体的に聞きたい。減らしたいところはもういっぱい聞きました、経費削減何やかんやとか言うてね、そういうことじゃなくて14年度はこういうとこを、苦しい中でも増やしてる予算、苦しい中でも増やしてる予算。いい質問出ましたね、議員の、そこも考えてもらわなあかんですよ。増やしてるところをひとつお聞かせください。これは14年度の大きなポイントとなると思うんですよ、サラリーマン層多いですからね、この辺苦しいけどここは予算増やした、雇用対策も増やした、これについて2番目ちよつとお聞きしたい、このようなことでございます。

議 長 総務部長！

総務部長 来年度の予算編成の中で、先ほど山田議員さんにもお答えさせていただいたことでございますが、町長も答弁いたしておりますように、当然主要事業的な効果を求める事業については当然増額されるということで、それについてやはりどこかで儉約しなければ財源というものは限られたものであるということで最大の効果を出したいということで、まず収入の増加を目的としての税収の上がるように努力をしていきたいということも考えております。それからなるべく補助金等を取れる事業を採択していきたいということでございます。それから先ほど大変お褒めいただいたわけですが、これ民間に委託して雇用される、創出される人間でございますので、直接役場が雇うという状況ではございません。ただ役場が直接雇えるという方法としては、雇用を機会均等の与えるという意味で、やはり職域に応じたパート職員等を募集していきたいという方針でございますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長 坂口議員！

1 2 番議員 私ちゃんとわかって聞いてるんですから心配しなくていいです。ちゃんと予算書見てますから。

時間もちょっとございませんので、次3番行きます。この3番目ね、パート職員、このように雇用を行っていきます、これもまた返事いただいとこです。役場のね、家庭の主婦の方が私とこによう仕事、パートないですかねということであられるんですけど、なかなか現実ね、町内スーパーにしろ何にしろもうなかなかないんです、現状はそうです。やはり役所は積極的にいまパートとかですね、採用していただきたい。それについてちゃんとこれからも直接パートあるいは臨時などをとっていく予定でありますと、こういうふうな返事ももらいました。その辺についても、残業についても平成12年は4,660万円、このような金額を払っておりますという具体的な、これ初めてですね、私もこういう数字出すのは初めて、聞くのは初めてですわ、年間四、五千万円がですね、残業代に行ってる、こういうことですね、この辺も我々もちょっと頭に入れといてですね、この辺の数字もね、まだまだ絞り出す原資、なかなか原資ないとこんな発注もできないんです、なかなか原資的なことについてもこの原資の一つということですね、考えていただきたいというのが願いです。私別に月給下げてるんじゃないですよ、月給はそのままよろしい、こういうところも一つのまた原資となるのではないか、一つのポイントとして取り上げたところでございます。

3番目の、要するに最終まとめ、私の言いたいのはね、積極的に町でパートなり臨時をね、雇いなさい、増やしなさい、こういうことをちょっと述べているところでございます。平成14年度もですね、現在そういうふうなことで雇用を行っていくことを聞きました。ちょっと1、2、3まとめてですね、ちょっと町長にお伺いしたいです。

町長もね、行政の職員、いわゆるサラリーマンの出身ですからね、この失業したときの怖さとかね、失業したときのしんどさ、よくご存じだと思います。そこでここ町長の任期の期間中はですね、人に対するですね、人に対する、特に町内不況産業、町内不況産業、それに対するお仕事を、このようなことについてですね、町も積極的に仕事を渡していきたい、町民に対して仕事を出していきたい、このようなことについてちょっとお聞かせ願いたいということで、私は直接町でね、パートなり雇ってください、こういうふうなことを言っております。そういうふうなことについてちょっと町長お考え、自分なり、いままで行政職何十年とね、やってこられました。サラリーマンのずっと一生、鏡のような感じでですね、サラリーマンされてきたところでございますのでね、サラリーマン層の悩みというのもよくご存じだと思います。その辺についてもちょっとサラリーマン層の防波堤となつてですね、町長の

きな決意を示していただければサラリーマン層も安心すると思います。その辺についてちょっとまとめて雇用対策関係についてお聞かせ願いたいと思います。

議 長 町長！

町 長 いまご質問がございました。役所は最大の不況対策機関というようなこともおっしゃっておられまして、私も少々疑問に思うところがあるわけでございまして、果たして役場が町民の皆さんのリストラに遭うた人を役場は雇用できるかどうか、雇用するところは役所かどうかいうところがある意味では疑問で持っているわけですね。しかし国はいま政策的にこういうことをなされているわけでございますが、私どもは財政上、非常に厳しい状況でございまして、税収も落ち込んでおるわけでございまして、少数精鋭で頑張っていこうと、いままで8の力を持っている人は10の力出してもらったら少々退職者あっても補充しなくてもいけるという思いで私実はハッパをかけているところでございまして、随分退職をなさいました。今年度は採用しないんです。職員の皆さんに非常にご苦勞をかける、ご苦勞をかけながら、まだ時間外勤務をするなどというふうなとこまでやっているわけでございまして、与えられました8時間でしっかり頑張ってもらいたいという思いで皆さんに申し上げているわけでございますが、できればこうした補充のすべきところは非常に苦しい状況にいま陥っていると思っておりますが、補充すべき単純な労務については極力パート等の雇用でこの場をしのいでいこうということでいま幹部で会議をしているところでございます。

役所が、先ほども議員おっしゃっていましたように電灯がついておる、夜遅くまでついてる、このときに町民の皆さんは電気を消し忘れてんの違うかと、こういうことで言われると非常に心外でございまして、職員が一生懸命頑張っている、しっかりやっていただいているんですが、これは住民の評価というのはまちまちでございまして。もう少し役所はよく頑張ると言われれば遅くまで仕事してもいいと思いますが、中にはいろんなご意見があるようでございます。私どもは一生懸命住民から信頼されるためにひとつ頑張っていたらこうと、そういう思いでございまして。

また職員に8時間の与えられました労働の中でやっていただく、健康に留意する、10時間も12時間も仕事を続けることそのものがやっぱり健康上問題でありますので、こうしたことにつきましては管理職がちゃんと仕分けをして、雇用創出につなげるように考えていこうという思いでいま続けているところでございます。お答えになったかどうかわかりませんが、私の思いをお伝えをしたところでございます。

議 長 坂口議員！

**12番議員** 雇用創出につなげていきたい、このようなご回答いただきました。これを肝に銘じてですね、忘れないようにひとつ頑張っていたきたいということでございます。

4番目、これについてはですね、勉強しているいろいろメリット、デメリット研究すると、こういうふうなことでございます。さらに励んでですね、うちも3丁目、清掃センター持っていますので気張ってですね、邁進していただきたい。

時間も迫ってきました。これからね、ちょっと朝いうとめっきりと冷え込みがですね、厳しなります。どうか町長におかれましてはね、体調には気をつけてですね、私と約束したこのね、雇用対策、これについて全力で尽くす、このようなことをいただきましたので体調を気をつけて日々に邁進していただきたい、このようなお願いを申し上げまして私の質問終わりいたします。どうもありがとうございました。

**議 長** 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(A.M. 11:30 休憩)

(P.M. 2:02 再開)

**議 長** 休憩を解き再開します。

次に青木君の発言を許します。 青木君！

**10番議員** それでは議長のお許しを得ましたので発言をさせていただきます。

皆様もご存じのように皇太子殿下には内親王敬宮愛子様のご誕生され、まことにおめでとございます。暗いニュースの昨今、これで国民も、そして経済も広陵町と同じく元気が出ればまことにありがたいと大いに期待をしているわけでございます。なお少し残念ながら、いま現在本町には男の子1名が同じ誕生日で出生届があったと先ほど聞いております。まだ出生届にも期限が、時間がありますので、また増えるのかなということで期待をいたしております。

さて本題に入らせていただきます。本町の町長のおっしゃる元気なまちづくり実践のため開かれた役所に、そのための人、いわゆる職員づくりについてでございますが、いま職員さんの胸を見ますとかぐや姫の町広陵にかわり、元気で優しいまちづくりというプレートが下がっております。これも町長のおっしゃる職員の意識づくりの一つかなと解釈をいたしております。その実践として職員とともに知恵を出し、汗を流して、その方法を考えたい、職員はみずから変革をして仕事をする、このことは言葉では簡単でございますが、私自身に置き換えましてもできるかな、とても自信がないのが現実でございます。これが開かれた役所の

第一歩と言われております。このことは私なりに解釈をさせていただきまして、町住民から見ても質の高い職員さん、すなわち明るく優しく親切で、そして的確、当然なことですが、役所に相談をしてよかった、進んで税金を払いましょうというような気持ちになっていただくこと、しかし善良な住民ばかりではありません。一般住民を守るためにも時には厳しい姿勢で対処することも忘れてはならないのかなと思っております。

また同時に仕事のできる人をつくるのも大変大切でございます。武田信玄の言うこと、人は石垣、人は城、ソフトとハードのよいバランスが大切という言葉もあります。町長は10月に組織改革をされて出向く行政の実践を提言されました。私も大いに賛成であります。それはいままでのように町の行政では数多くあり過ぎるほどある住民ニーズを的確に選択して理想である最小投資で最大の効果と先ほどもおっしゃっていましたが、それに至らずともより効率的な行政、そして今後なぜか特によりえらく急がされているように思う合併も視野にした行政の減量化、効率化、それに向けての人材、いわゆる職員さん育成にどう具体的に取組まれるのかお尋ねをいたします。よろしく願いをいたします。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** ただいま青木議員からご質問がございました元気なまちづくりのために開かれた役所にと、またそのための人づくりについてのご質問でございます。

答弁は、職員の人材育成の取り組みにつきましては、研修の三つの柱であります自己啓発、職場研修、職場外研修を計画的に実施しております。特に職場外研修におきましては、奈良県市町村会館管理組合主催の市町村職員研修会や高度な知識や技術を身につけるために社団法人日本経営協会の専門研修及び中央研修施設市町村アカデミーにも職員を派遣しています。現在12名の若手職員による自主グループで合併問題研究会が発足し検討を願っているところであります。今後は接客マナーを高めるため接客研修を定期的の実施してまいりますとともに、市町村合併を視野に入れ、市町村間の人事交流も行ってまいりたいと考えております。さらに管理職員につきましては、町内の有識者の意見、知恵を直接聞く定期的研修会を計画しております。地域で生きる一員として、住民とともに地域の問題を語り合い、考え、解決に努力する職員の育成に積極的に取り組んでまいります。

私は初めての選挙の洗礼を受ける立場で町民の方々に直接触れ合い、生の声を聞き、改めて大きな声に負けてしまいがちな小さな声を尊重しなければならないとひしひしと感じました。職員に対しましては、住民の方々から税金をいただき働かせてもらっているという意識を常に持ち、何を求められているか、何をさせてもらうべきなのかという気持ちで仕事に取

り組むよう庁議及び部課長会を通じ周知し、意識改革を図っております。職員とともに町民本位の行政を展開してまいり所存でございます。以上のおり青木議員の質問にお答えをさせていただきます。

議 長 青木議員！

10番議員 町長にとって渡りの船の質問をしてしもうて失敗したなど、こういまちょっと思っております。これは冗談です。

大変優等的なご答弁で非常によかったと思っております。しかしね、私自身、先ほど来も、またきのうも議案説明の中での議論にも多少ちょっと出てましたが、さすがね、私自身思うのは広陵町の職員さん、役場の職員さんはね、先ほどもちょっと出てましたが、非常に選ばれた、まさに優秀な人たちの、また優良な企業で仕事をしていただくというぐらいに、そのぐらいに立派ないわゆる組織で生活、いわゆる仕事をし生活をされている、ある意味ではね、うらやましいという立場の人だなど、これは私もそうですが、一般の人も思っておられる人もおります。その言葉の反動で役場職員さんに対して、多少言葉遣いが荒くなっていることもあると私は思っております。そういうことでございますので、全体的に見て非常にうらやましがられている職業についておられるということをまず自覚しておられるかどうか知りませんが、そういうように私は感じておりますので、その観点からいきたいと、こう思っております。

よくいま現在、町長もおっしゃりましたが、答弁していただきましたが、研修、いろいろ受けていただいているようでございます。大変ありがたい、当然結構なことだなど、こう思うわけでございます。ただ学校で大変失礼で、学校を例に出して失礼ですが、学校でよくやる三者懇談何回したとか、いろんな問題が起こったらやった、ちょっとそれ誤解のないように、たとえばそういう意味での、それを一たんやりましたよ、1回プロセスとしては経験させましたよとかやりましたよ、マニュアルどおりに通しましたよと、消化しましたよというような考え方では何のためにやってんのかなということになるわけでございます。ただ町長も意気込んでおられるし、まして最初の日でございますから、職員さんの意識改革をやる、こうおっしゃっておるわけですから、まさに職員さんの意識を変えるというのは、まず首長の姿勢がまず第1点でございます。それによっていろんなことが動くわけでございます。ましてや特に地方自治体においての、また直接選挙で選ばれました首長のその力というのは非常に大きいものでございますので、そのように町長がリーダーシップをもって職員改革をやるということのまずステップが一番大きなウエートを占めるわけでございます。そういうふ

うに私は思っております。

よく民間の長所をどんどんどんどん吸収していくというのは、これは当然当たり前のことでございますが、しかし正比例するような感じもしますが、官のいいところもあるわけでございます、官、いわゆる民間じゃない官僚機構のまたいいところもあるわけです。それもやたげたに否定するというのもどうかかと、これは専門家でございますから皆様の方がよく認識されておると、こう思うわけでございます。我々議会議員においても、また町長においても好むと好まざるにかかわらず4年に1回町民の皆様に選択をしていただくという、まさに現実的な危機感を持った選挙を通り抜けるわけでございます。4年間の総決算をおまえはペケだ、マルだとはっきりと数字に出してされるわけでございます。非情なる危機感を持つてるのが我々の立場であります。町長も一緒と思います。その意味では職員さんたちにおかれましては、そのような奇抜な危機感はないと思います。

それと先日も出てましたが、いわゆる職員さんにあるいい意味での危機感を持っていただく、すべてが危機感を持ったらいいかというたらそうじゃなしに、いい意味での危機感を持つていただくということが大事じゃないかなと。きのうもある議員から降格人事のお話も出てましたし、町長の答弁もありました。私はこんなことは、当然法律的にはいいと思いますし、こんなん当然なこと。ただそれを実効できるか、断行できるかできないかは、これも首長さんの非情なる決断にかかるわけでございます。何もいじめとかそういう意味じゃございません。本当の意味で住民の皆様の血税をいただいて公僕としてやっていただく、それがマイナスになるようなことの職員さんであれば、当然ペナルティとしては降格人事ということも当然やっていただきたいと、こう思うわけでございます。

その意味で研修におきましてもいろいろお聞きしましたが、私思いますねけど、合併という問題も当然含めて、いままで県に行くとか上部組織、機関に研修に行くとかあったと思います。今後どこかでちょっと書いてたように思うねけど、自治体間での横の研修というのがあるように聞いておりますし、私それも一つのね、いいところじゃないかなと、何も上部に行って教を請うというのも当然ですけど、そうじゃなしにちょっと違った意味の場所であるその自治体に横の組織の流れの中で研修に行ってくださいでもいいんじゃないかなと、こういうように思うわけでございます。

そして民間企業への、よく話題にもなっておりますが、サービス業に派遣をしたり勉強に行かせたりしている自治体もあって、効果のほどはどうかというところもあったようにお聞きしておりますが、さまざまなる機会があると思います。しかし一番大事なことは何でそ

んなどこおれ行かんなんねやろうな、要らんなどか、こんな行ってももったいない、むだなことや、帰ってきたらみんな忘れんのにというようなことないと思いますけど、そのような意識の中で行っていただいたら、これは時間のむだになるんじゃないかなと、こう思うわけでございます。

そのようなことで、この間ちょっと本読んでますと、いわゆる職員さんに対して、まず広陵町に置く政策提言の機会を与えたらどうか、そして次期のいわゆる予算編成においてそれを具体的に採用する、また採用できない場合はこういうわけでそれは採用できないんだというように採用のできないことも明示をしていって、その人に、提言された人に知らせていくというような一つのリアルな感じで、極端に言うたら町長になったつもりで立案をなさいかいというような気持ちを与えていく、それを現実に、当然みんなできませんけど、それを採用しない場合はこうであるから時期尚早であんねや、尚早であるとかいうように明確に出していかれたらどうか、こう思うわけでございます。そして行政運営に参画してるんだと、ただ言われた仕事をこなしてる事務屋じゃないんだというように思っていたら非常により町長がおっしゃる元気な町どころか、ひっくり返るほど走っていく町になるんじゃないかなという期待を持っているわけでございますので、何かあちこち飛んだような質問になりましたが、ちょっとその点の2回目の答弁をお願いしたいと思います。

議 長 はい、町長！

町 長 いろいろの提案をいただいたところでございまして、元気なまちづくりにはいろいろな方策があるわけでございます。私は元気で優しい、また人に優しい、また人がそれにこたえていただくために人が優しい、そんなまちづくりをさせていただくわけでございますが、これの方策というのは、ことわざにもございますように、鳩に三枝の礼ありという言葉がございます。ハトでさえ礼儀を保っているわけございまして、私ども職員が基本姿勢であります礼儀正しさ、そして笑顔であいさつができていくかどうか、これらはもう基本でございます。名札をつけさせていただきました。つけなくてもいいんですが、あえてこれをつけさせていただいているわけございまして、議員おっしゃるように明るく、優しく、親切というのもこの名札に心あらわしているわけでございます。いま大変な時代でございます。大変というのは大きく変わると書くわけございまして、この町を大きく変えていく、それぐらいの姿勢を皆さんお持ちをいただくということでいま頑張っているわけでございます。

ご提案いただきました政策提言の機会を与えよということでございます。まさに皆さんと一緒にこの町をしっかりといい町につくっていかうという、そういう思いをここで言っていた

できました。私ども機会あるごとに職員の参画を求めておりまして、これすら意識改革でございます。その集まり集団が元気な広陵をつくると、こういうように自負いたしているところでございます。選ばれた職員ということで適材適所に配置をする、これもスムーズな答えを出してくれると、このように確信をしているところでございます。特に職員だけでなくして、私も高齢者の集まりとか区長会でも申し上げておりますが、笑顔であいさつのできる、みんなで隣近所の子供たちにお声かけをしようではありませんかと、これも大事な青少年の非行をなくす運動にもつながっていくわけでございまして、隣近所が物も言えない、そんないま社会ではないかと思えます。区長会、老人クラブ、各種団体を通じて、地域の皆さんが互いに語り合う、話し合いのできる、お声かけのできるような社会づくりをさせていただきたいと思えます。

特に真美ヶ丘の小さな子供から手紙をいただきました。私の家は核家庭です。おじいちゃん、おばあちゃんおりません、そんな手紙をいただきました。おじいちゃんとおばあちゃんと話したいですという、よそさんの高齢者と話したいという子供たちが訴えをしております、町の交通の街頭指導におじいちゃん、おばあちゃん立ってくださいと、毎朝そういう人と話をかけて私は学校行きたいです、こういう申し出をはがきをいただいたわけございまして、子供たちのいまそんな願いがあるわけでございます。議員はいつも交通安全にお立ちをいただいているわけございまして、いつもお声かけをいただくということが私は子供たちに大きな夢を与える、自信を持っていただく、非行青少年をもなくす、そんな大きな広がりがあるのではないかと思えます。私はそんな応援を広陵町の町の職員が立案をしてバックアップをしていただければいいまちづくりができるのではないかと、そんなことを思いながら政策実現に向かって努力をしているところでございます。お答えになったかどうかわかりませんがそんな思いでございます。

**議 長 青木議員！**

**10番議員** 決意表明を聞いているようで、そのとおりでございます。町長ね、いろいろこれからどっちにしてもハードルというのは、これ越えんなんいかんハードルはもちろん清掃センターの解決、そして合併問題ということあるわけですね。これを越えるも越えないもね、やっぱり職員さんの意識をしっかりと持たせて、町長がきちっと指針を出して、そしてそれに邁進をしていくという、これはチームづくりというのかね、これが一番大事。もちろん我々議会も、議会人としても立場は議会という立場でそのように私らもそのつもりで困難に当たっていくのも、これ何のために、みずから手挙げて立候補してきてんから、それは当然なこ

とだと、こう思っているわけでございます。その意味で今後越えなくてはならないハードル、町民とともに、まして職員さんを引き連れてという形になるわけでございます。そういうことで合併というのはこれ非常に私はあまり慌てることはないという気持ちで意識は持って、考えは持っているわけでございますが、しかし国の施策というのは、地方のことはあんまり構わなくというぐらいに進んでくることは間違いないと思うわけで、そのことをまず合併というのはむだをなくしていくというのか、スケールメリットを出していくということでございますので、我々も非常に厳しい選択をしていかないかん、町長も当然そうです、特にまた職員さんにおいても合併が現実に進むことによって、やっぱり先ほどの坂口議員の話じゃないけど、リストラということが当然組織が大きくなれば、またむだを省いていくということになっていくのがねらいと、こう思うわけでございますので、その意味で私自身広陵町の職員さんは非常に優秀であるということにいつも感じてるところもあるわけでございますので、その優秀な広陵町の職員さんが合併とかいろんな問題で他の自治体の職員さんたちに遅れをとるようなことであれば残念だなと、こう思うわけでございますので、老婆心でございますが、釈迦に説法、失礼でございますが、町長、その辺のことをしっかりとリーダーシップをもってやっていただきたい、こういうことでございますのでよろしくお願いします。

**議 長** 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

次に松野君の発言を許します。 松野君！

**5番議員** では1回目の質問を簡単にさせていただきたいと思います。

まず第1番目なんですが、ごみ処理施設についてでございます。これにつきましては、この議会の中でRDFの問題では4人目の質問ということになるわけです。このRDFの視察に行きましてRDFの問題点、引き取りに対する不安感がですね、視察に行った議員の中で大きく広がった一つのあらわれであろうかというふうに認識しているわけでありまして。このごみ処理施設、住民合意で一日も早い解決を図ることを提案するところでございます。

まず第1に、これは片岡議員も質問いたしまして答弁が重複するようであればカットしていただいて結構です。古寺との話し合いの報告です。

二つ目がRDFの問題点が一層明らかになりましたが、どのように考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

そしてまたいまこそですね、原点に立ち返ってどのような処理方法が一番この広陵町にふさわしいのか、住民参加のもとで住民合意で見直すべきであります。簡単に書いてありますが、もう答弁の方はご用意されておりますので質問の方も簡単に進めたいと思います。

2番目、独居老人のサービスの充実でございますが、これは秋にですね、1人で亡くなっておられたという状態で発見された、こんな事件があったわけなんですけれども、このような孤独死ですね、一般的に言われております、を広陵町で繰り返さないための対応について、町の方の手落ちとかそういう問題では全くありません。しかしこのような悲しい出来事が起きたんですから、これからの老人問題大変な重要な広陵町の課題になってまいりますので、これを機会に広陵町としてどのような検討をいただいたのかお聞きをしたいと思います。この点については4日前にヘルパーさんが訪問されて、そのときは大丈夫だったということもお聞きしているところでございます。

また二つ目、だれもが利用できる緊急通報システムに改善をですが、この方はですね、緊急通報システムをお持ちでなかったんですね。広陵町は前6月の議会にも質問させていただきましたように、大変緊急通報システムの利用率が低い、今回、いまの段階で33人ということですから、他の自治体の、當麻町でしたら九十二、三人の方が、6月議会の数字ですけども利用されている、広陵町が人口多いのにもかかわらず33人という大変少ない状態があります。この緊急通報システムの改善をしていただきたいと思います。

また毎日の配食サービスなんですけれども、この配食サービスもやってる自治体たくさんあるわけですし、配食サービスの検討をしていただきたい、配食を届けに行く、食事を届けに行くことによってその方の状態が一定把握ができることになるわけです。

三つ目の問題です。まちづくりについてでございますが、社会教育ゾーン整備についてなんですけど、これは社会教育ゾーンということで図書館の前の空き地ですね、あそこを青少年教育施設にということで検討されていましたが、その後ぱったり声を聞かなくなりました。現在どのような状況で検討されているのかお聞きをしたいと思います。

それから仮称と言っていいのかわかりませんが、すみれ作業所の改築といいますか、新しく新設をすることは前の障害者計画あるいは林田町長、当時のですね、時代からですね、すみれ作業所の方と約束をされていて、新しく平岡町長になられましてまだ見通しが立っていない状況の中で障害者の皆さんが総合的に集う施設が必要なんじゃないかと考えていると町長の方からお聞きしました。そこで障害者センターの建設計画についてどのような構想をお持ちなのかお聞きをしたいと思います。

三つ目が第三小学校予定地の活用でございますが、真美ヶ丘の中には広いスペースでの公共用地の確保といいましたら、あと第三小学校予定地しか残っていない状態です。もしこれを手放してしまったら、公団の言いなりに手放してしまったら、今後のまちづくりの中でビ

ジョンすら描けない状態になります。その第三小学校予定地の活用についてどのように認識していただいているのかお聞きしたいと思います。

4番目、男女共同参画事業についてでございます。これは委員長報告の中にもございましたけれども、大須賀町の方に委員会視察に参りました。そのときの伊藤町長の熱意と、それから大変魅力的なお人柄に参加した議員の皆さんは本当に關心されていたというふうに思うわけですけれども、この町長が就任されて最初に掲げられた公約、町民が安心して暮らせる豊かな町を建設すると、この公約を守るためには町民総参加のまちづくりがどうしても必要だということで始められたんですが、しかし行政の諮問機関とか各種の外郭機関を見ますと委員のほとんどが男性、また各種の懇談会の出席者も女性の参加が大変少ない、町長の目指す町民総参加にはほど遠いという現実を認識され、そこで町民総参加を前提にしながら女性の共同参画事業、女性の発言の場を、あるいは活動の場を大いにつくっていかうということで男女共同参画事業、これは国の方の法令に沿った形で進められたわけですけれども、いろいろ女性の方の活躍あるいは参画の中でハートフルプランをつくり、また男女共同参画事業宣言、それから今度は条例制定に向けていま調査、研究を進められているという状況なんです。広陵町の方でも何回か男女共同参画事業については質問をさせていただきましたが、なお一層ですね、この平岡町長、町民の皆さんに、多くの人に相談しながら町政を進めたいと最初におっしゃっておられました。それを実現するためには、やはりこの男女共同参画事業のような場をかりながら、大いに進めていくこともしていただきたいと思いますので、男女共同参画事業についてのご質問をさせていただきました。

それから最後5番目、学童保育の充実についてなんですけれども、この学童保育、真美ヶ丘第二小学校の方の学童保育なんです、ことしの春からオープンいたしました。当初は学童保育は校庭の西側の公園のあたりで企画していただいていたんですが、もしそこで計画どおりに進められていたらこんな問題起きなかったのではないかと、大変残念に思うわけですけれども、この場所が住宅地の道路、角っこのところに道路に面して建設された中ですのでね、交通安全、自動車通り抜けの道になっておりますので自動車もたくさん通りますし、そういう不安等たくさんございます。詳細がこの通告書に書いてございませんので、具体的な詳細の中身については2回目の質問のときにさせていただきますと思います。この住宅前の学童施設について何か対応、改善策を練っていただきたい、このことと、それからそういう場所ですから地元の公園使って遊んだり、いろいろ地元の子供たちと一緒に過ごしている時間もかなりあるわけなんです。そういう中でちょっとしたトラブルが起きました。これは

具体的に言いませんが、町の方でも対応をいましていただいておりますし、よくご存じだと思いますので詳しいことは申し上げませんが、このようなトラブル、いろんな想定が今後できるわけなんですね。またそういう部分について学童の指導員さんも、それから保護者も、またご近所の方も、もちろん児童も大きな不安を抱えることになっています。このようなトラブルが起きたときに町の実任、どのように考えていただいているのかお聞きしたいと思ひます。以上1回目の質問終わります。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** ただいま松野議員からご質問がございましたことについてお答を申し上げます。

まず初めのごみ処理施設は住民合意でということでございます。一日も早い解決を願っていただひていますことに感謝でございます。古寺区役員の皆様の説明は先の山田議員にお答えしたとおりでございますが、同意いただけるよう頑張ってまいりますのでどうぞよろしくお願ひを申し上げます。

RDFについてのご質問は、松野議員の思いやりと受け止めました。日本下水道事業団と引き続き協議を続けてまいりたいと存じます。古寺区に対してRDF施設建設でお願ひをしていますことをご理解をいただきご協力をお願いいたします。

次、独居老人へのサービスの充実をということでございます。三つの質問に対し一括してお答をさせていただきます。

まず最初の質問ですが、地域とともに生きる者として、地域の老人友愛チーム仲間や隣近所との声かけ運動のほか、民生委員さん及びホームヘルパーによる定期的な巡回が行われております。今後におきましても、ともに生きるまちづくり運動として現在の方法を維持いたしたいと思ひます。

緊急通報システムにつきましては、近隣の方々の協力により地域で支え合ひ、ともに生活するため、日常の生活支援や緊急時の連絡手段として希望者に設置いたしてあります。このシステムは広域消防との関係から、香芝市における緊急通報システムと同一のシステムになっていることから、現在のところ変更する考えはありません。また現在のところ受信状態でのトラブル回避のための協力がいただひてあります。

配食サービスにつきましては、福祉サービス事業の一環として現在ボランティアもくせいグループの方々が月2回、季節の食材を持ち寄り調理願った後、おおむね70歳以上のひとり暮らし老人105人に対し民生委員の方々によって安否の確認を兼ね、お声かけ運動とともに配食していただひてあります。現在のところ毎日のサービス実施については考えており

ませんが、ボランティアグループの育成と回数増は検討しているところでございます。

次、3番目でございますが、まちづくりについて、社会教育ゾーンの整備についてでございます。町立図書館南側の用地の整備でございますが、これまで社会教育ゾーンの整備に関する懇話会を設置し、青少年野外活動センター整備を進めるべく検討内容を踏まえ、平成12年度に基本計画書を作成したところであります。実現には図書館及び竹取公園のイベント時の駐車場としての利用問題、青少年野外活動センター計画の箱物施設や多目的広場としての利用形態など、さらに検討の必要があると感じております。こうした限られた貴重な用地でありますので、今後も慎重に善処してまいりたいと考えておりますが、現状におきましても図書館や竹取公園の利用者の駐車場として、また町内外からPTA、ボーイスカウト、子供会がスポーツ活動及び炊き出しなどのキャンプ的活用やハイキング途上の休憩所、さらに親子の触れ合い事業としての利用を見たとき、有効に利用されているものと認識いたしております。

次にまちづくりについて、(仮称)障害者センターの建設計画でございます。ご質問にありまます障害者センターの建設計画については、建設の必要性は十分理解しております。現在関係方面と協議しながら種々検討を行っているところであります。

まちづくりについての第三小学校予定地の活用でございます。第三小学校用地につきましては、これまで都市基盤整備公団から学校建築をしないなら低層住宅用地への転換目的で返還願いたいとする申し出があります。しかしながら現在も宅地開発が行われている状況の中で、真美ヶ丘第二小学校においては児童数の増加が見込まれ、今議会におきましても増築予算を上程させていただいているところであります。今後この地域の住宅開発における分譲の速度においては、その入居状況が不透明なことから、現在は真美ヶ丘第二小学校の児童数の定着時まで第三小学校用地については保留願いたい旨の協議を済ませております。したがいまして現状におきましては返還するか、あるいは公共用地として取得するかの具体的な協議までには至っておりません。

男女共同参画事業でございます。男女共同参画社会とは、男性と女性がともに責任も喜びも分かち合い、自分の能力を十分発揮できる社会づくりを行うことだと思っております。国では平成11年に男女共同参画社会基本法が、奈良県では本年7月に奈良県男女共同参画推進条例が施行されていますが、広陵町では去年4月に人権教育のための国連10年広陵町行動計画を策定したように性別役割分担の払拭やジェンダーと呼ばれる社会的、文化的につくられた性差が一部で残るところから、その改善などから男女共同参画社会を目指しておりま

す。つまり法令や行動計画などの制度は一応整備されたと思われる中で、今後の課題として、いまも残っている人々の古い意識の変革をどうするかがあると考えております。このため町内の男女11名による委員会を設置して、平成13年1月に男女共同参画社会のミニコミ誌を作成し全世帯に配布し、固定観念の見直しを訴えるとともに、11月8日、15日、22日には県の女性センターと共催で男女共同参画社会セミナーを開催いたしました。また県内16市町村とともに奈良県市町村男女共同参画推進連絡協議会を組織し、制度の円滑で効率的な推進を図っております。意識改革と制度の趣旨をPRしていく基本的な環境の醸成が必要と考え、当面は男女共同参画社会を推進するための事業に力を注ぎたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

最後の質問でございますが、学童保育の充実でございます。学童保育中のトラブルについてでございますが、町の責任のあり方でございますが、すべて町に責任があるというのではなく、故意または不可抗力の状況により、その責任の所在を明らかにしなければならないと考えます。

交通安全の問題等についてですが、児童の安全確保については指導員に施設からの飛び出し、車両等の通行等に対し安全確認の指導徹底を喚起しておるところでございます。以上のとおりでございます。

**議 長** 松野議員！

**5番議員** まず1番目のRDF、清掃センター問題から質問をさせていただきます。下水道事業団に視察に行きました。そのときに中尾参与も同行されておりました。中尾参与にお聞きいたしたいと思います。事実確認をいたします。その公団との話し合いの中でですね、公団の方が発言した内容を言います。もし間違っていたらうそだと言っていたら結構です。はっきりとしてください。

まずですね、事業の運営については明確にお答えすることが難しい、第三セクターの問題、これは一致していると思います。それからRDFの処理についてですが、平成11年度700トン、12年度4,900トン、13年度現在1,500トンと13年度はかなり減っているということで、この原因は汚泥の量が多くなり、排ガスがRDFは大量に出るのでたくさんのごみが、汚泥が出てきた場合はあまり使えない状況の中で、いまこのような状態だということです。この引き取りなんです、取引している自治体やら、また企業など困っているところについては困っているところがあると思いますということです。それからこの2年間使ってみただけでも、RDFの塩素が悪さを、そしてRDFは軽いので排ガス中に

飛び粉じんが多くなる、そのような中で炉の傷みが早い、またプラス面としてはトン500円なのには魅力を感じるけれども、本当にRDFが使えるのかどうか、研究する時間をいただきたい、このことは何回も繰り返しおっしゃってありました。実証段階なので約束するのは非常に難しい、また正式にお聞きしたということは全くない、さらに兵庫県内でもRDFをつくる場所が増えている、県外のものを先に優先的に受け入れて県内を受け入れないということは難しくなるだろう、以上のこと間違っていることがあれば指摘してください。

それからですね、この事業団には町長も行かれたと聞いておりますけれども、どなたがいつ何回行っていただいたのかお聞きしたいと思います。

それからRDFについてですね、清掃センターからですね、月刊廃棄物何冊も借りてきて、この中から少しRDFの施設について触れてる部分についてご紹介をさせていただきます。これは新しい部分で2001年の6月号で、ここの日本下水道公団も引き取っていました、RDF引き取っていた御殿場市ですね、この御殿場市の状況なんですけれども、4月20日の議員懇談会で市長が管理者を務める御殿場市の広域組合のごみ固形燃料化施設RDFセンターについて撤退も視野に入れなければならないと述べた。本会議などではない懇談会の場とはいえ、組合管理者が撤退に触れたのは初めて、同センターはごみリサイクル施設として期待を集めたが、建設途中からトラブルが相次ぎ、1999年3月の完成後もごみ固形燃料化を自家消費する計画がダイオキシン対策の不備でとんざするなど思惑どおりに機能していない。またこれも新しい部分ですが、山口県の1市2町がやっている県内のRDFのカルストクリーンセンターなんですけれども、持ち込まれるごみの中に布がたくさん入っていて、それが機械に巻きついて何回も何回も停止しているということで大変困っているということが載っております。また枚方市の枚方市東部整備部東部施設課係長のカワシマ氏がこの中に寄稿をしているわけなんですけれども、このRDFについて本当にごみ処理技術になり得るのか、新時代のね、こういう論文を寄せておられます。これについて詳しくは触れる時間ありませんけれども、純粹に燃焼を考えた場合にもRDFは燃料として大変効率が悪いということを指摘されております。そしてこのような問題点を指摘しながら、専門家という枠にとらわれないで素人も当事者としてかかわっていくような評価システムが21世紀の課題だろう、情報の公開と提供、住民のチェックなどはその前提になるということで、また後日お読みいただいたら結構でございますが、少しペラペラと見ただけでも幾つかのRDFの燃料化についての疑問点といたしますか、問題点が掲載されています。このようなRDFなんですけれども、先ほど町長の方も山田議員の質問の中でほかの方法も検討しなきゃいけない

という、ちょっといま正確ではありません、いまメモしてたのがちょっとわからないので、検討する必要もあるという内容の答弁もいただいたわけですが、いまこそ思い切ってですね、本当にこのRDFが純粹にですよ、この広陵町の施設として適切なのかどうか真剣に見直す必要があろうかと思いますが、この点についてお聞きをしたいと思います。2回目それをお願いします。

**議 長** 環境部参与！

**環境部参与** それではお答えいたします。

私も一緒に松野議員と同じ日に研修をさせていただきましたので同じように聞いてましたので、この聞き方といいますか、どういう解釈をされたのかわかりませんが（5番議員「解釈じゃない、事実かどうか。」）松野議員のご質問の中身のことの部分だけを説明させていただきます。（5番議員「説明ちょっと議長、時間ないから間違ってるなら間違ってる、そんだけしか言わないでください、時間が……。」）（13番議員「解釈の仕方もいろいろあるやんけ。」）（5番議員「解釈じゃない、言葉どおりメモしたやつ言うてるんだから。事実か、うそついてるんだったらうそついてるだけ言ってくださったら結構です。」）

炉の傷みはですね、RDFを使うことによって炉が傷むという部分の話がございましたが、炉の傷みが促進されるおそれがあるというふうに向こうの所長が答えておられます。またRDFそのものが2センチほどの小さいものなので乾燥しやすく粉じんが飛びやすいと、いま三つの団体から入っていると、500円で購入していると、こういうお話でございました。燃料として安いのがメリットですと、全体で言えばこういうお話だったんじゃないかというふうに記憶しております。

契約については初めのごあいさつの中でもありましたように、いまの現状の中では先行きははっきり申し上げることができないので正式な契約はいまの時点ではできませんという事情をお話されていたというふうに思っております。以上でございます。

**5番議員** RDFの問題点については、施設について見直すときではないかということ聞いてます。その点についてはご答弁ないんですか。

**議 長** はい、参与！

**環境部参与** いまRDFで当町は進めていくという方法についてはもう一切ほかの方法は考えておりません。といいますのは、焼却炉の部分に対しては100トン以上が必要だと、でなければ補助金も出せませんというふうに明快な答えもいただいております。さすれば早々に広域という部分の実現できないということであれば、RDFもしくはRDFプラス炭化とい

う部分の話になると思います。炭化の部分で以前古寺の方にご説明させていただいたことはございますが、炭化に対する不安が古寺地区にあるのは事実でございます。ですのでその不安を取り除くためにもRDFという形でRDF一本で行きたいというふうに思っております。以上です。

議 長 松野議員！

5番議員 一つだけちょっと食い違っていたのが炉の傷みが早いおそれがあるということを確認したということなんですが、私の方は早いということでメモしていますが、多少の誤差だろうというふうに思います。

大部分いいですか、まず私がいま事実確認させていただいたことが事実であることはここで確認されました。それで平岡町長が信頼してほしい、信頼してほしいということを繰り返しておっしゃっておられるわけなんですけど、これはですね、100回言われても信頼は勝ち取れません。この信頼はですね、事実を公表して、そしてそれを住民が判断する問題であります。町長が考える、判断する問題ではありません。そのことを間違えないでいただきたい。私の方はこういう情報も皆さんにお知らせしながら、住民の皆さんと一緒に今後とも考えていきたいという、最善の方法を考えていきたいというふうに思います。

それですね、施設の内容についていま質問してるんですけども、大変に清掃センターはいろんな問題各地で起きるわけなんですけれども、この中にもですね、いろいろな住民参加の記事がございます。阪大の基礎工学部の森住先生の方は、能勢町のごみ、ダイオキシンのあの中で反対運動に加わってた人なんですけれども、最終的にはこの方も町のそういう委員会の中に入られて、そしていろいろ住民と一緒に能勢町も進めていくという中で解決を見たわけなんです。このことについて詳細に触れる時間がないわけなんですけれども、施設についてもどちらも住民の参加を施行した方がよいということを断言なさっておられます。市民がどれだけ清掃行政に協力するかで適した処理技術も変わってくるので、とにかく最初から市民と一緒に議論をし、ふさわしい施設を市民参加で選択すべきだということを言っておられます、詳細書いてありますから読んでください。

それからですね、兵庫県の中ではこの清掃施設について住民参加で進めるというね、マニュアルをつくってるんです、助役にお渡しいたしました、読んでいただいたかと思えますけれども、このマニュアルの中でもやはりトラブルが多い清掃施設については最初から住民の参加をするシステムをつくれということを言っております。急がば回れで、こういうことをする中で必ず解決できるんだということを言っておりますので、これも時間がないものの

で助役にお渡ししてありますから見てください。町長ごらんになってください。

それからですね、所沢でも大変もめたところですが、あれだけ騒がれてもめたところでもですよ、やっぱり解決したのは住民を参加させる委員会をつくった中で解決を見ております。清掃事業と自治ということで、ヨリモト教授がですね、早稲田大学の、寄稿してるわけなんですけれども、この中にでもですね、まずどういう委員会をつくったらいいのか、委員はどのように選んだらいいのかということから住民参加をさせろということをおっしゃっております。従来の公聴会方式や審議会方式では行政側がおぜん立てした仕組みに住民を参加させるスタンスで進められてきたけれども、法的にきちんとしていてもこのようなやり方は現代に通用しない、そういう中で住民が判断するに当たっては、必要な情報を提供することが重要だ、そのかぎはオープン性と科学性である。教育的視点からも情報の公開に関してはすべてを公開することが必要だ、行政当局がデータを恣意的に操作するという不信感を持たれないような徹底的な仕組みに基づく情報が必要である、その仕組みのない情報のみを幾ら提供しても合意形成はほど遠い、合意形成にはマニュアルはなく、行政担当者の計画に対する信念がすべてである、合意形成を怠り、後に数十年もの裁判闘争などに不毛の労力を使うのではなく、計画を推進する際のほんの数年の合意形成に対して努力を惜しむべきではない、このようなことで論文を寄稿されているわけなんです。いまこのような難しい清掃センターの解決に向けては住民を参加、住民合意のもとでですね、解決していくことがどうしても必要です。RDFの問題も本当にこんな不安、引き取り先がない、こんな大きな不安を抱えている中でですね、形だけですね、可燃ごみの処理における処理方式比較、紙だけ出してきて検討したからこれでいいんだということ絶対ならない、ここにもみずから書いてるじゃありませんか、RDFの利用先の確保が困難だと書いてるじゃないですか、どうしてこんな困難なところにこだわるんですか。非常に問題です。

先ほどから、これは補助金がつくからこのRDF施設だとおっしゃっておりますけれども、これは補助金がつかなくても、たとえばですよ、焼却炉でやっていくという方法もあるんです。明日香村では来年の4月から操業するんですけども、あそこは補助金ついてますけれども、1日6トンで約8億です。たとえ補助金つかなかったとしても十分対応できるんじゃないですか。そういうところも含めてですね、根本的に住民合意で住民参加でですね、施設の見直しをいまこそ勇気を出してすべき時期です。急がば回れと、ここにも書いてます。ですからそういう点で町長どのようにお考えいただいているのかですね、いまこそ英断を下す時期であります。

そしてごみ問題特別委員会11月19日でもですね、平岡町長は古寺に対してですね、ごみを受け入れないという姿勢が強くて施設の問題ではない、あと限られた4施設、安い施設などいろいろあるんだと、これならいいという人はだれもいない、どれがいいというのはこれから研究していただいたらどうかという発言をされてるんですね。それと山田議員に対する発言の内容も踏まえましても、これいまの平岡町長の胸の中にも私は検討すべきではないかという心があるのではないかというふうに思います。ぜひですね、そういう形で住民参加のもとでいまこそ清掃施設の検討委員会つくっていただきたい、町長にご答弁をお願いをしたいと思います。

用地につきましては、基本的には住民合意という部分は言われていますが、いま広陵町の状況を見ましたら、やはり古寺にお願いするしかないし、町長の手紙、寺前議員の方に出されましたけれども、その手紙の中でも本当に日参してでも頑張るというふうに書いていただいております。いまのままでは林田町長の二の舞になります。ぜひ日参してください。お願いいたします。以上町長お願いします。

議 長 町長！

町 長 いろいろごみ処理施設について厳しいお答えをいただきました。ご質問をいただいております。ともかく一生懸命頑張っております。期限がございます、もう3年余りございまして、皆さんと一緒にさせていただこうと思っているわけでございますが、あれやこれやと言われりゃできなくなってしまうですね。焼却方法が一番いいわけですが、いま真美の3丁目は焼却方法は受け入れられないわけございまして、これが同じように古寺にお願いしても、同じ建物で同じ施設ならもとのとこでやればいいやんというようなことになるんです。全く新しい方式でさせていただくならRDFか炭化しか、その方法は二つしかないんです。住民参加でみんなで決めようと言って、それは理想でございます。地元の皆さんにも私はだましてやろうという思いは一つもありません、地元の皆さんも下水道事業団見ていただきますよ、しっかりと見ていただいて、これならだめや言われりゃ、そこは理解してもらえないということになりますね。ですからしっかりと地元の皆さんも、役員15人の皆さんもおいででございますが、15人の皆さんがどんな処理方式をするか、そこにはどんな問題あるか、もう十分ご承知をいただいております。NHKのテレビでも報道されたこと皆さんビデオでみんな回して見ておられるんです、よく理解をされております。我々よりもまだ詳しいお方もおいででございます。そんなお方が交えて一生懸命やっております。いま新たに議会の議員さんがおっしゃるように住民参加でいま検討委員会をこしらえるとか、いろんな組

織をつくって、またすればとても日にちが合いません。どうぞ私どもにお任せをいただいて、これを何としてもやるんだということで議会もバックアップしてもらわなければできません。このように一つ一つ言葉じりといいますか、解釈の違いといいますか、こういうことで不信を招く要素をいっぱい申されますと、結局は何ややっぱりそうやったんかというようにもなりますので、どうぞ私どもにバックアップをしていただきたい、絶対私どもは不信なものを押しつける、そういう姿勢は一つもありません。(5番議員「しっかりこれ読んでくださいね。’) ええ。押しつける要素は一つもありません。何度も現場へ行っていただいて一緒に研究させていただきます。そのことで古寺の皆さんにはいいかげんなお答えで私どもは対応していないということをご理解をいただきたいと思います。

議 長 松野議員！

5番議員 時間がありませんので次の質問に行きます。緊急通報システムの問題なんですけれども、これにつきましては前の6月議会にも質問をしております。その議事録でも見ていただいたでしょうか、そのときには改善を検討するということをご答弁いただいておりますが、それについてどのような検討をしていただいたのか、そして利用率が低いことについてどのような研究をしていただいたのかお聞かせいただきたいと思います。

それからですね、香芝と一緒にだということもお聞きしております。そしたら香芝の方と協議、この答弁、6月議会の後ですね、香芝の方と誠実に協議していただいて当然なんです。香芝市さんの方とも協議をいたしまして、消防署の方へ香芝と私の方が協力してお願いに上がるということでない消防署の方もいかがかと思っておりますので、その辺のところも検討したいということでご答弁いただいておりますので、当然私はこの半年間ございましたから研究いただいていたと思ったんですがどうでしょうか。

それからですね、給食サービスについてなんですけれども、この国の補助、国庫補助メニューについてお聞きしたいと思うんですね。いまやられているのは国庫補助メニューの対象になっていない給食サービスですね、国庫補助メニューになっている給食サービスは奈良県内で29の自治体で既に実施しております。この29の自治体で実施されているんですが、これは1週間のうち4日以上配食するというのが条件になっていたというふうに思います。それからこの実施する実施方法なんですけれども、これは県の方からもらった資料なんです、配食サービス事業の実施方法の中でですね、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行う。非常にね、食事の提供だけでなく安否確認にも大変効果的なんです。ですからもう既に29も奈良県の自治体でや

っているんです、北葛でやっていないのはこの広陵町と當麻町だけです、早急に進めていただきたい、再度ご答弁をお願いします。

**議長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** まずお詫びを申し上げたい点が1点ございます。6月議会以降の内容につきまして、10月以降に精いっぱい頑張っておりますので、その以前のところにつきましては不手際な点があるかと思いますが、まずそれはお詫びを申し上げます。

まず通報システムの利用率あるいは検討の内容は何なのか、香芝市と協議をしたかという内容でいまご指摘をいただいております。当然香芝市と協議をする前に通報システムそのものが広域消防の中における通報システムを使っております関係で、それを分離することができるのかどうか、それらについては事務的に研究をさせていただいております。まず具体的にどうなのかということまでは踏み込んでおりませんが、それを分離して広陵町だけが、あるいは香芝市と両方、広域消防のシステムから分離することが果たして可能かどうか等についてもやはり視点を当てたいというふうに我々は考えておりますので、その点いましばらくご容赦をいただきたいと思っております。

それから配食サービスの件につきまして、国庫メニュー、いわゆる介護保険から離れましての福祉サービスとしての配食サービスの件をおっしゃっているというふうに認識しておりますけれども、現在配食をお願いしておりますもくせいクラブに対して、町の方からの活動費の補助という形を出させていただいております。回数の増あるいはほかの団体での立ち上げ等につきましては、先ほど町長が答弁で申し上げましたとおり新たなボランティア団体への立ち上げを行って、さらに回数を増やす方法の検討は進めてまいりたいというふうな内容で、繰り返し同じ答弁で申しわけございませんが実施させていただいております。なお安否の確認に十分配食が役立っているという認識は十分持っております。したがって配食のサービス以外に隣の方々の声かけ運動というものも、これも新しく独居の方が死亡されました以降、民生委員さんの努力によりまして地域でのともに生きていくという輪の中で活動を開始していただいた面もございます。とにかく繰り返すことのないように、その中で得た教訓をこれからの内容で使えるようにという内容で取り組んでまいっておりますので、今後の活動方針をしばらく見ていただけたらと思っております。何分物足りない答弁かと思っておりますけれども、一応この辺でご了解いただきたいと思っております。

**議長** 松野議員！

**5番議員** いまご答弁いただきましたが、本当に私の家もそうなんですけれども、夫婦2人だ

けの世帯が増えてき、また老人だけの世帯もどんどんこれから増えていく一方です。そういう中で1人だけのね、独居老人も増えていく、そういう状況が見渡せる中で、本当に自分もあんなふうになるのではないかなという不安が、周りの方もいろいろお聞きしたんですけれども不安が広まっておりますので、ぜひですね、今回こういう形での質問は初めてですので、また部長になられて日が浅いことですので、ぜひ今後とも検討していただきたいと思います。そして配食サービスにつきましては、いまの當麻町と広陵町だけがやっていないと、北葛城郡の中で、こういうところを重く受け止めていただいて、どうしたらできるのか、具体的に検討を進めていただきたいと思います。また香芝市とも一緒にね、広陵町だけじゃなくて香芝市とも一緒に協議していただいたら緊急通報システムももっとやりやすくなるかと思っておりますので、いろんな角度で今後とも検討していただきたいと思いますということをお願いしましてこの質問は終わらせていただきます。

時間が全然なくなってまいりましたので少し飛ばします。男女共同参画事業の方なんですけれども、この男女共同参画事業の方で、まずですね、条例制定とか宣言までなかなか意識持っていただけない状態です。先ほどお聞きしましたら、担当の方はみんな男性ということでございます。ぜひ当事者であります女性を中心に据えてですね、係をつくってですね、少なくともですよ、専任スタッフをつくって男女共同参画事業を進めて住民総意の町政を進めていただきたいと思いますと思いますが、簡単に一言町長ご答弁お願いします。

**議 長 町長！**

**町 長** 男女共同参画社会でございますので、私どもはやっぱり役所が率先垂範をしていろんな道に女性の登用を考えてまいりたいと、このように思っております。担当スタッフについても検討しなければいけない事項でございますので、早急にとり行うつもりでございます。

**議 長 松野議員！**

**5番議員** 最後の学童保育の充実についてでございます。今回学童保育時間中のトラブルというのは、そんな大したいうたら語弊がありますがけれども、重大なトラブルには至っていないというのが大変幸いだと思っておりますけれども、今後はですね、ああいう中でたとえば学童保育上、入口近いですから、道路にね、隣接しておりますので、飛び出してきて交通事故に遭ったり、また住宅地の中でほかのお友達とかですね、遊んでいたりする中でいろいろなトラブルが想定されるわけですね。こういうときに本当に指導員さんにもお聞きしたんですけど、すごく気使っていてね、本当に公園もう出たらあかんよというふうにな、言わざるを得ないような、そんな状況も生まれてるんですね。ですからこういうときに町の管理下にあるわけ

ですから、本当に悪質な場合はそれは仕方がないですけども、基本的に町の方が責任を取るということを明確にさせていただければどんなにか安心して指導員さんがお仕事に没頭できるだろうかというふうに思います。再度この点についてお聞きしたいと思います。

それからですね、住宅前の交通安全の問題で取り上げさせていただいたんですが、また今後標識等、この交通安全の問題については検討していただきたいなというふうに思います。さらにですね、この避難ばしごのことについては山田議員が質問されましたので、これについては前向きに検討していただくことで大変喜んでおります。この緊急時なんですけれども、きょうの新聞にも文部省の方が何か事件的なですね、起きたときには大変危険だから学校の方では避難訓練をするよというふうな記事が出ていたんですが、十分読んでないんですけども、そういう火事、災害の場合と、それからいまはそういう防犯上の問題での避難とあると思うんですけども、そういう大変不安な社会情勢の中で、ぜひ避難訓練を実施していただきたいと思うんです。これは消防署の方は言うてくれたらいつでも指導に行きますと言っていたので、避難訓練を実施していただけるのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから手洗い場所の設置も、これも手洗い場所がなくてですね、ちょっとお困りですので、手洗い場所の設置、子供がですね、外から帰ってきて手洗う場所がありませんので手洗い場所の設置、また駐車場がですね、地下になっていて屋根も低くてワゴン車が入れない状態ですし、自動車入れたら今度出るときがね、バックして出なきゃいけないかなというね、1台先に奥に入ったらあと大変出づらい、バックだと大変子供が危ないですし、出入口の隣ですから、だから大変使いにくい状態になってるんですけども、改善するのが大変困難だろうというふうにも思いますが、たとえば小学校の隣、駐車場なっているんですけども、そこをもう少し使いやすい形でお借りできないかどうかね、その辺の検討もしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

それから防火のところ言えば、もう一つ非常出口ですね、誘導標識が設置した方がいいということで消防署の方の指摘もありましてしていただいているんですが、普通の通常の出入口の玄関の上に非常出入口って張ってあるだけなんです。それが非常出入口に値するかどうかもちょうとおかしいんじゃないかと思うので、適切な場所にですね、適切な処理をしていただいております。以上2回目お願いします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 精いっぱいメモをしておりますけれども、答弁漏れがあるかと存じます。お許

しをいただきたいと思います。

まず管理責任がすべて町にある場合においては、当然これは町が賠償責任が生じるものでございます。しかし実際に因果関係等をはっきりさせないと、すべて町が何の責任も全部負いますとは言い切れませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それから先ほどご指摘をいただきましたトラブルという表現をいただいておりますけれども、この内容につきましては、現在役場の方は管理上の責任が問われる場合の保険といたしまして、全国町村会総合賠償補償保険という保険に加入をいたしております。現在の内容、子供が小石を投げた件に関しましても、この範囲の中でどの程度町の管理責任があるのか、これは現在保険会社の方で査定を行っておりますので、その答えが出ておりません。その答えが出ました時点におきまして責任の割合あるいはその解決の方法等々当事者との協議をしていかなければならないものではないかと考えております。

それからしごの件あるいは非常出口の表示の件、それと避難訓練の件、これらすべていま子供の避難安全、有事のときに対する子供の安全の面を最優先にして消防署の方と協議しながら、現在検討を進めているという答弁を山田議員のときにさせていただきました内容にかかわるものであり、これの結論を見てから避難訓練を実施するものなり、あるいは非常出口がきちりとした場合における非常出口の設置を、いま表示してあるものを張り替えていくという内容の措置はとっていかなければならないものでございます。

それから駐車場の件でございますが、当初の設計の状況の中において背の高い車の出入り等については、その時点において想定はされていなかったようでございます。なお学童保育の施設でございますので、学童が車で来るということもあり得ませんので、できるだけ現有的のままの駐車場で活動をしていきたいということを考えております。

それから手洗いに関しましてでございます。手洗いにつきましても場所を簡単に決めることはできません。給水の問題あるいは排水の問題、立地条件によりまして逆の流れの排水はできませんので、その排水の問題等につきまして現在担当者を中心といたしましてよい方法がないか模索している状況でございます。この時点の中において、今後は各方面の意見を聞きながらよい方法の結論に向けて進んでまいりたいと考えているのが現在でございます。よろしく願いいたします。

**議 長** 松野議員！

**5番議員** 最後にそしたらご質問再度したいと思います。

避難ばしご等、また手洗い場所の設置について等改善に向けて検討していただいているよ

うで大変うれしく思うわけですが、このような改善するに当たってですね、ぜひ指導員さん、現場の指導員さんの声をお聞きいただいてやっていただきたいと思うんです。やはりその場で働いて子供を見て働いておられる方が一番どのような施設が便利で使い勝手がいいのかということはよくご存じなんですね。そういう点でぜひいろいろなそういう改善点等につきまして指導員さんに相談しながら進めていただきたいと思います。これが1点です。

それから避難訓練はぜひ、前後は問いませんが、もちろん改善されてからで結構ですけど、避難訓練はこんな時代ですのでぜひ相談しながら実施していただきたいということを重ねてお願いをしたいと思います。

最後にもう一つだけ、これ学校の近くにできまして教頭先生もしばしばのぞいてくださったり、何かがあったら養護の先生がご相談乗ってくださったりで大変うれしいと、心強いということでおっしゃっていただいているんですけども、もう少し学校とのコミュニケーションを密にすれば、なお一層ですね、きめ細かく学童の放課後の子供さんのお世話できるんじゃないかと思うんですが、こういう点では自治体によっては教育委員会が学童保育の担当しているところもあるわけなんです、教育委員会としてはその学童保育の担当をするということについてどのようにお考えなのか簡単に聞きしておきたいと思います。以上です。

**議 長 健康福祉部長！**

**健康福祉部長** まず手洗い場に関して指導員の意見を聞きながら進めてやってくれということでございますけれども、これは当然のことでございます。実際の中で、先ほど私答弁で申し上げましたとおり、しかるべき時期においてご相談を申し上げるということでご答弁を申し上げたつもりでございましたが、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

それから避難訓練につきまして、施設の改善あるいは安全面が確保できました時点においては実施すべきものであることにはわかりございませんのでよろしくご理解を賜りたいと存じます。

それから学校とのコミュニケーションをもっとということでご指摘をいただいております。これにつきましては開設の時点におきまして、現場との協議は十分に持ってきたつもりであるというふうに報告を聞いております。なお有事の、何かが起こりましたときに連絡形態につきましてはどういうふうな連絡形態で、1次的に、1次的がだめならば2次的にということ連絡形態をもつておりますので、その時点においての対応は手を打っているつもりでございます。よろしくお願いたします。(5番議員「教育委員会の考えもちょっとお聞かせください。」)

議 長 教育長！あと30秒です。

教 育 長 いま部長の方が答えましたような形でやっておりますので、現在のところは教育委員会で云々と、タッチすると、所轄するということは現在のところ考えておりません。以上です。

議 長 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(P.M. 3 : 25 休憩)

(P.M. 3 : 46 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

寺前君の発言を許します。 寺前君！

4 番議員 それでは一般質問をさせていただきます。

まず地方交付税等の削減など自治体攻撃に対する町長の姿勢であります。この間、国は医療や年金、福祉など国民負担を大幅に増やす施策が取り続けられてきました。その中で不況は結局消費が国の総生産の6割を占める消費に陰りが見えてきたと、そしてこれが現在の不況の根幹になっているということ自体を政府も認めているわけでありまして。こういうような状況の中で、現在交付税の削減や町民に情報を伝えないままの上からの合併押しつけ、皆保険制度全般の大改悪などで一層赤字化させる負担割合の改悪など、国民健康特別会計ですね、地方自治の破壊攻撃が強化されようとしています。そしてそれらが地方分権の強化という名目を持ち出し、財政力のない地方自治体の合併というシナリオを描いているわけでありまして。すべて政府の支出すべき財政の削減ゆえにであります。それらを先行して社会福祉への切り捨てが巧みに行われてきたことは先ほどのとおりですけれども、その典型例が社会基礎構造改革として社会福祉事業法が社会福祉法に改称されたように、その制度自体を根幹から変えてきているわけでありまして。制度の基本がいままで措置制度、いわゆる国の責任を明確にした福祉行政であったものから利用制度、サービスの利用が行政の責任と決定に基づく方式から利用者とサービス提供者との間の直接的な契約による方式に、費用負担もサービス提供者への措置費の支給から利用者への支援のための支給、サービス提供は参入を規制する方式から指定事業者方式、いわゆる民間が仕事をしやすくということであります。行政の責任の軽減を減らしてきたということに見られます。介護保険制度がその先鞭をつけた制度の中身だったことは明らかであります。

また、いま小泉内閣は聖域なき改革と称し構造改革を進めようとしているわけですが、実

際には憲法25条の生活保障、94条の地方自治の制度というように憲法のいままでの財産までも切り崩す極端な方策をとっているわけであります。このようなときに自治体が国の押しつけから町民の生活、暮らしを守る、このところで頑張るとするのは当然のことであります。地方自治法の改正された第1条においても、自治体の責務、責任は住民の福利を向上させること、このことがうたわれているわけであります。この点については政府や県などの考え方よりも町民と最も身近なところで密接する自治体の役割は非常に大きいものがあります。そしてその中心が町長がいかに考えるか、このことに尽きるだろうと思います。現在でも国や県には遠慮をし、物を言えない、あるいは物を言わない首長が増えているわけですがそれでも最近の流れは地方自治、地方分権という立場から政府、県などに対する自治体固有の権利を守る点での意見を堂々と述べておられる首長が増えています。広陵町においても町民の暮らしを守るという立場から、思想信条を超えた毎日の生活に基づく自治体攻撃に対するその防波堤となる役割を強く認識するのが町長の役割だと思うわけであります。そのことについてどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

2番目に住民主体のまちづくりについてであります。ことしの3月議会ではニセコ町の町民まちづくり、町民憲章と言うべき条例ができたことに対するその紹介と町民が参加することによって住民主体のまちづくりができるということを議論をしてみました。そして今回政務調査費を使って共産党の3議員と他の2名の、これは大井川町はこれは総務委員会と産業建設委員会の合同視察であります。大井川町に参りました。そしてその大井川町でも地域参加のまちづくり条例がつくられ、そしてその目的に従って住民主体のまちづくりが力強く進められていました。私たちはその状況を目の当たりに見て、本当に首長が、町長が意を決し職員がその意を体験させるために全力を尽くすということであれば住民が思っているまちづくりの方向を明確に進むことができる、そしてそれは時間をかけた長い意思形成の中によってあらわれてくるということを経験してまいりました。大井川町の地域参加まちづくり条例は第1条に、この条例は町民の参加と総意、責任によって個性的で調和のとれた住みやすい町を形成し維持していくため、地域単位の住民活動組織を設置し、運営することに関し必要な事項を定めるもの、このように言っているわけであります。そしてこの定義として、この条例において地域単位とは当該各号に定めることによるということで、1は住区、これは町内会や自治会を単位とした地域、また地区、小学校区を単位とした地域などというように細かく分けているわけであります。そして積極的に住民参加を求めるための条例あるいはまたそのための意思形成のための委員会の組織化、そしてまた町職員がこの最小単位の委員

会などに参加していく、あるいはまた情報公開していく、そのための役割などについて書かれているわけであります。このような住民参加のまちづくりは、現在も焼却場に当たっての、先ほどからの議論の中でも一貫した考え方が重要だという点に述べられています。しかし広陵町では基本計画には住民参加のまちづくりについての重要性を説いているわけですが、いまだその実際の行動には伴っていないのが現状であります。そういう点でまちづくり条例をつくっていく、このような方向性をいま必要だと痛感するわけですが、そのことについてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

3番目に八尾市、東大阪市への視察研修からであります。これが政務調査費を使って日本共産党の議員3名と他の2名の議員5名で八尾市、東大阪市に視察に行っていました。11月21日、両市へ産業振興の取り組みについて研修を行ったわけですが、自治体の規模は非常に違うわけですが、その中で首長や職員の産業振興に対する行政の責任とその熱意は自治体のあり方として大いに学ばせてもらってきたところでもあります。八尾市では中小企業地域経済振興条例の制定に至る取り組みと行政の果たしてきた役割、東大阪市では約2万4,000社を職員が回り実態把握し、データベース化してきた取り組みとその活用について、自治体のあり方まで踏み込んだ教訓に満ちたものであります。広陵町でも町長と職員が産業の活性化の重要性を認識し取り組めるならば、現状の取り組みとあわせ大いに進展する可能性を示唆しています。いかに町長、職員が一体となって、商工会任せでなく、行政の仕事として認識しているのかが問われているわけであります。そしてその場合にも担当課の職員が絶えず異動し、この新しい分野に携わる人が育っていないことが最も重要であり欠陥であります。そういう点における町の決意等を含めて、この産業振興の取り組みの姿勢を問うものであります。

第4にごみ減量等に関する諮問事項についてであります。

まず答申が出されました。そしてこの答申は率直に住民の地域代表の方、そして商工に携わってる方、学識経験者の方々が議論をしていただいた、一つは画期的な側面を持っていたと思います。そういう中であって、都の答申は現実には有料化の問題に踏み込んで出されてきたわけであります。そしてそれはどのような状況のもとで行われているのかという点も認識されていたことであり、その中では昨年12年の6月に実施されたごみ処理計画のアンケートについても約70%の住民の理解が得られていない、ごみ有料化についてですね、得られていないという認識を持っておられました。またその中でもどう取り組むのか、減量化が非常に重要だと、こういう認識のもとに有料化すれば、指定袋制にすれば減量になるという前

提がまずこの委員会、審議会の中で到達されたものだと思います。しかしこの中でお聞きするわけですが、その有料化に伴って減量の実現した地域についてと実現していない地域についての記述はありますが、実現した地域については県外のところを参考にされておられます。これについては神奈川や和歌山や滋賀県、北海道などの事例を挙げておられるわけですが、現実には奈良県下においても有料化が28でしたか、自治体が行われている、このようにおっしゃっていたわけであります。そういう中であって、実際のその経験、身近なところで減量化に伴う、減量化に対する取り組みとその有料化とどのように結びついているのかと、これは県外で調べるよりももっと身近なところで実現できる問題ではないかというように思うわけであります。そしてそれは町民の意思疎通を図っていく中で行われるべきであり、この審議会の方々も住民の理解なくして有料化はあり得ないという立場も明確にされております。そういう点で身近なところで本当に有料化が減量につながっていくのかどうか、真剣に住民がこぞって議論できる場と、そしてその方策を求めることが必要であろうと考えますが、その点についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

またごみ焼却炉の問題です。先ほどからRDFの問題等について議論がありました。そしてそのことの1点は、何と言っても財政問題にかかわることであります。町長はこの建設には莫大な予算が要る、そのために町の隅々まで予算を削ってここに当てていく方向性を出しておられます。しかし先日出された広陵町のこのごみ焼却炉に伴う財政計画はあまりにもずさんなものであります。私たちが述べているように、一体炉の建設によってどれぐらいの費用がかかるのかは、いまなお途中だと言っても重要な問題であるわけですから、より正確な内容を求めてこの算出を図るべきであります。にもかかわらず片岡議員が昨日その炉についての費用等について具体的に事例をもって質問をしたわけですが、私はそういうことに対しての誠実な取り組み、見方を持った状況が生まれているとは思えないわけであります。その点についても対応を考え、現実に全国各地で行われている炉のその実態を把握し、そして広陵町に最も合った、財政的側面から見た問題も把握すべきであります。もちろんこれは今度の古寺地域に建設を求めておられる中で、古寺地域の方々がどのような判断をされるのかということとは別の側面であります。あくまでも行政が全町民対象にこのごみ焼却施設に対する考え方を公表し、そして何が一番いいのかというその議論の場をつくることが大前提であり、その内容をもって古寺地域の方々とも話し合い、納得とそしてその話し合いの中で進めるべきものであることは十分承知しております。そういうところの問題だということも認識していただきたいと思っております。

第5番目に国保中央病院の運営についてであります。この問題は全員協議会でも議論をしたわけですが、県の指導により病院に係る地方交付税のいわゆる各4町が受け取る分について援助をする、そしてその範囲に限って自治体病院として発足したわけですが、消費税の支払い問題から職員も自治体職員として変則的に連合会と二重辞令が出されてきた経過がありました。しかし労使問題から関係官庁が職員は地方公務員と認定され、新たな対応に迫られているのが実情です。この問題についても結局広陵町のことで言えば、県の責任を一層明確にさせていく、将来広陵町が禍根を残さない手だてをとることも必要であります。また病院が町民に一層使いやすく多くの患者を得るような手だても重要であります。こういうような取り組みが求められているわけですが、先延ばしをして解決を図るという時点ではなく、緊急にこの結論を出さなければならない時点に達しているわけですから、その点についての明確な考え方もお聞きしたいと思います。なお皆さん方のお手元に八尾市中小企業地域経済振興基本条例をお配りさせていただきました。そしてこれは墨田区の産業振興条例についても再三この議会で取り上げてきたわけですが、この点についても皆さん方の議論を行いたいと思います。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** 寺前議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1番の地方交付税等の削減など自治体攻撃に対する姿勢についてでございますが、小泉内閣が示した骨太の方針と名づけられた今後の経済財政運営及び経済社会構造改革に関する基本方針のうち、聖域なき構造改革は七つのプログラムで構成されていますが、野党だけでなく与党内でも大きな波紋を投げかけ、抵抗勢力と呼ばれる各方面からの圧力により紛糾しているようでございます。確かに既存組織や制度がこれまでになかったような変革を求められ、それによる痛みも大きいようでございますが、これも構造改革への産みへの苦しみと考えられる部分もあると思われま。しかしこれだけの抵抗を受けながらも小泉内閣がいまなお高い支持率を維持していることに注目する必要があると思われま。

なお寺前議員の質問の中で地方自治体が国に対し毅然と対処し、国などの言いなりではなく当然の権利を主張すべきとありますが、9月議会でも話題になりましたように全国町村会において指摘のありました数々の改善に対する要望を政府に対し既に行っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

いずれにしても、地方交付税の削減など本町にとっても痛みはありますが、この痛みを乗り越えて住民のための行財政運営に邁進したいと存じております。

2 番目でございます。住民主体のまちづくりについてのご質問でございます。大井川町への視察を教訓にまちづくり条例の制定の必要性について問うということでございます。この件につきましては、以前から北海道ニセコ町のことと何度か一般質問をいただきお答えをしてまいりましたが、今回大井川町につきましてはニセコ町と少し趣が違うようでございます。大井川町の視察資料を拝見しましたが、ニセコ町は町行政に関する住民参加と情報公開を主体にしているのに対し、大井川町は住区、大字、自治会単位を主体にした地域参加のまちづくりに重点が置かれており、地域の特色を生かし頑張っておられるようでございます。全国に3,300余りの自治体がありますように、住民参加のまちづくりもそれぞれの地域に合った施策があると思われまますので、本町におきましては合併問題を見据えながら先進自治体の事例をよく研究していきたいと存じます。

次に3番目の八尾市、東大阪市への視察研修からご質問をいただきました。ご質問のとおり官民一体となってこの不況を乗り切る努力を続けております。今後とも商工会だけでなく多方面からの意見も十分尊重しながら行政の仕事を推進してまいりたいと考えております。

次に4番目でございます。ごみ減量等に関する諮問事項についてでございます。減量についての方法や実施時期につきましてたくさんの機会を設け慎重に議論を重ね、答申の趣旨に沿うよう進めてまいり予定でございます。新施設の財政計画はもちろん一生懸命考えております。どうしても必要な事業ですので、経費を抑えるところはしっかり抑え、周辺地域の環境対策はしっかりやらせていただかなければなりません。どの事務事業を抑えて資金財源づくりをするか真剣に考えているところでございます。RDFの引き取り先の件は先にお答えを申しておりますとおり、下水道事業団と引き続き協議を続けてまいりたいと考えておりますが、いろいろご心配を願っていますが、地元の皆さんと一緒に知恵を出し、汗を流し考えたいと思っておりますのでどうぞご理解をいただきたいと思っております。

国保中央病院の運営でございますが、国保中央病院の運営の概要につきましては、11月19日の議会全員協議会でご報告申し上げたとおりでございます。このたび11月30日付で国保中央病院労働組合から全体の奉仕者として住民に行き届いた医療サービスを提供できるよう国保中央病院職員を公務員に全面移行することを求める、この要望書を受け取りました。ご指摘の職員の身分取り扱いを含む諸問題につきましては、来年1月早々構成団体であります田原本町、川西町、三宅町、広陵町によります助役会で協議をいたします。続いて国保中央病院運営協議会、管理者会議、組合議会で検討する予定でございます。

また病院が使いやすく多くの患者を得る手だての大切さにつきましては、国保中央病院の

基本理念として次のことを定めています。1番、患者さんの立場に立った心温かな病院を目指す。2番目でございます、地域医療の基幹病院として地域住民のための病院を目指す。3番目は地域医療機関及び介護保険施設等の連携を密にし、地域住民の医療と福祉の向上を目指す。4番目は開かれた病院として地域住民や医療福祉関係者のネットワークを構築する。これらの理念に基づき職員一丸となって努力しているところでございます。また今月13日には医師会、消防署や4町関係者によります救急医療懇談会を開き、救急医療の充実も図るところでございます。以上が寺前議員さんの質問に対する答えでございます。

議 長 寺前議員！

4番議員 まず1番目から聞きたいと思います。いま1番目の問題で非常に重要なところが上がっております。小泉内閣が掲げる構造改革、これに高い支持率があるということをおっしゃっております。現実にもそのようなところであります。しかしその新聞紙上の調査を見てもですね、一つはいわゆる不況を解決してほしい、もう一つはいわゆる特殊法人やその他公務員の特権的な部分について改革してほしい、こういうところの部分が多いわけでありまして。そして痛みについては伴うかどうか、痛みを耐えられるかどうかという点については大きく意見は分かれています。こういう問題から言うと、やはり国民の中にあるいままでの行政に対する不信感がこの間出てきたという結果であり、私たちはその国民の理解の中身はあくまでも痛みを伴っても小泉内閣が言う施策を実行しろというところと結びつくとは思っていません。そういう点は明確にさせておきたいと思っております。

まず私たちはそのような前提に立ちながらも、いま憲法で保障されている地方自治体のいわゆる本旨にのっとった改革あるいはまたその大事な部分が破壊されようとしているわけがあります。それは理事者も十分ご存じのとおりであり、9月議会において、この議会の中で共産党の提案で、議会運営委員会において提案させていただいた中身で地方交付税の安定的確保を求める意見書が議員全会一致で可決されているとおりであります。こういう中身は当然地方自治の、地方交付税の第1条には地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする、こういうのが地方交付税第1条に掲げられた問題であります。またこの点で言えば、地方交付税自体が破綻をしている、この責任は一体どこにあったのか。これは90年代からですね、再三この議会でも90年のときから述べているように地方交付税の本来の趣旨を変則し、公共事業に金を使いやすいような方策を持ってきたためであります。広陵町でもたびたび私たちはその地方交付税の変質の危険な側面を指摘してきたわけですが、しかしそれに耳もかさず、結局地方交付税の有利な部分、いわゆる元利

を地方交付税で見てくれるからこれを活用するんだ、こういう形で国の言ってきたとおりの公共事業を促進してきたわけであります。そのために広陵町においても借金が急増をしました。結局この問題は政府がアメリカと約束をし600兆円余りの公共事業を先行させて使う、このこと金縛りに遭った現状であり、現実の2001年の末には地方、国合わせて666兆円もの借金を抱え込むことになった、一体この責任を明確にしているのでしょうか。経済諮問会議はこの財政危機を国民に言っているばかりであって、だれがこの借金をつくったのか。日本共産党はこの借金をつくるその以前からも危険な起債に頼った状況をたびたび指摘してきたわけであります。そして現在その原因をつくった者がのうのうとして、そして自治体や町民、いわゆる国民にその犠牲を押しつける、これがいまの首相ではありませんか。こういうところに当たって重要な点は、やはり最も住民と身近なところの自治体の役割というのは、いま全国市町村会においても政府に対して今までない以上の声を上げています。これだけではとてもじゃないけれども、いまの国、政府が掲げているところに立ち向かうことは不可能です。結局は住民がこの問題点に対して認識を持ちながら人気の裏にある痛みを伴う部分が何なのか自覚する必要があるとともに、自治体はそのことを当然感じているわけです。地方交付税の削減がその一番いい例ではありませんか。こういう問題については町民とこぞって県や政府に対して行動を伴ってこそ住民がいまこの自治体から受ける痛みに対してどのように理解するのか、このことが認識されてくるものであります。当然町は国の予算から見ればあまりにも小さなものであり、そして自主財源の部分も小さなものです。国から押しつけられたものに対してどれだけ耐えられるかということも非常に心配するところも当然であります。そういう場合に私たちは予算編成のときに絶えず町長に求めているのは、なぜ国民が、町民が痛みを耐えなきゃならないのか、そのことに対しては明確に国や県に述べる、町民と共同歩調をとっていく、このことがあれば私たちは予算に賛成する場合もあり得る、再三述べてきたものであります。しかし結局は国、県の言いなりになって、ともに住民をいじめる、苦しめる施策をとってきたからこそ私たちは反対してきた、明確に述べてきたものであります。こういうような状況を打ち破っていく時期がいま来ていると思います。そういう点で本当に町民に顔を向けた取り組みができるのかどうかは、いま行財政の改革というようなことを言っていますけれども、町長みずからが住民の声を聞き、その声を大切にする、当たり前の住民が主人公の町政をつくっていく、その姿勢がなければ不可能であります。私たちはその姿勢を強く町長に求めているものであり、いままでの経験から脱して、改めていま自治体を取り巻く危険な状況を認識し、国や県に堂々と物を言う、そういう決意が必要だと思うわ

けですが、その点について町長再度どのように認識持たれるのかお聞きしたいと思います。

**議 長** はい、町長！

**町 長** なかなか手厳しいご質問でございまして、国、県の言いなりになり、住民を苦しめたというようなことをおっしゃっていただいて、町民とともに行動せよと、また声を聞き当たり前の施政が大事であると、堂々と物を言えというふうなことでございます。実は先だって東京へ行ってまいりまして、全国の町村長大会で大きな市町村長が地方分権の推進というのか、きょうまでは新しい時代の真の地方の時代だと、住民が誇りを持ってまちづくりに頑張っている、いまどきになってこの市町村合併という形で進められているわけですが、こうしたことも強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこととか、こういう各般にわたって内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、いろんな省庁に対しての陳情活動を続けてまいったところでございます。私どもも町民の皆さんの代表ということで一生懸命地方分権、そして町村財政基盤の強化のために頑張っているところでございます。役所の幹部も皆さんそれぞれこのような思いで頑張っていたいただいているところでございまして、いまいろんなご意見をいただきましたが参考にさせていただきたいと思います。

**議 長** 寺前議員！

**4 番議員** 私はこの問題は、結局いま自治体が抱える問題、町民と共有するということからしか出発できないと思うんです。いま全国市町村会での問題、新聞紙上でも載るわけですがけれども、私は広報でいま国や県の言いなりになって進めれば大変なことになる、その点の問題点というのは地方自治を守るという1点では考え方が違うものであれ一致できると思うんです。地方交付税の問題一つには、議会が全会一致で決議しています。町長はこういう問題だけに限っても国や県に対して独自の要望書、中身は当然反対の要望ですけれども出しですね、それを町民に訴えて町民自身もその点についての同意できる方々を集め、国や県にこの地方自治体の危機の問題をともに行動する提案をすべきであります。私は9月、そして12月、まだ町長になってですね、短期間ですけれどもですね、当初の決意が最も重要な問題になろうと思います。こういうところの中で、現在国や県などに対して文句を言えば結局は嫌われるだけだ、自分の保身だけを考えるのではなく、堂々と町民の立場に立って行動すべきであろうと思うわけですがけれども、その点について再度ご答弁を願いたい。いわゆる広報等に要望書を町独自でも出し、町長の名前で出して町民とともにですね、その矛盾を町民犠牲になる部分が明確な客観的な事実を認識させてですね、行動をともにしていく、このことが必要だろうというふうに思います。

ちなみにですね、国と県の財源の内訳というのは非常に重要です。というのは地方交付税がその役割を果たしてきたわけですが、戦後シャウブ勧告を受けてですね、税金の使い道は国税が6割、地方税が4割です。ところが仕事の分野は地方が6割、そして国が4割です、こういうことを見ますとですね、根本的にもし地方交付税の破壊をたくらむのであれば地方分権あるいは地方自治、大事にしようと思えばそのもとに国の財源すべてを見直して自治体に与えるべきであります、当然のことです。その点についての点についても簡単に結構ですから述べておいていただきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 随分寺前議員さんから叱咤激励をいただいているところでございますが、何としても住民の幸せを求めて我々は一生懸命頑張る、それのみでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

議 長 寺前議員！

4番議員 2番目に移りたいと思います。先ほどニセコ町と大井川町との違いという問題も十分認識された答弁をしていただきました。私は大事な点は、いろいろなところの地域差があるろうということはわかっております。しかしその主体にあるのは住民が主体として行政に参加していく、こういう考え方です。しかし現実問題として、いま現在古寺地区に清掃センター、清掃センターという名前ではなくいわゆるグリーンプランを提案をしているわけですが、実際この間の議論を見てもですね、住民参加によってこの問題を解決しようという姿勢全くないではありませんか。だから現実問題として大事な点というのは、私は総務やその他のところではよくわかっている、しかし一方現場の部分のところでは困難な問題にぶつかっているわけなんです。その問題をどう解決するのかというのは、いわゆるニセコ町やこの大井川町に見られる住民の信頼を基礎に置いて、住民とともに歩んでいくという姿勢ではありませんか。いま広陵町はそのことを切々と問われているわけなんです。だから口だけ、あるいは基本計画だけに住民参加のまちづくりはいまほど重要なことではないということをおっしゃっていますけれども、現場に直面されている方々はいままでの行政主導から一歩踏み出すことは大変な困難を伴っていると思います。確かに言うは易しい、行うはかたしということを感じていると思うわけですが、その点は町長が率先して、本来、先ほど松野議員が述べたように急がば回れという立場に立つべきであります。そのことが住民の信頼を取り戻して、本当に住民主体のまちづくりをつくっていく源になるわけですから、このまちづくりの基本はいま広陵町自体が口ではなく、現実経験し、その困難なところに直面

しているわけなんです。その部分の実践がなければ、私は住民が主人公、あるいは住民が主体、いろいろな考え方を持っていて地域性があるやっっていくということを述べておられるわけですけれども解決しないと思います。そしてそのことは従来の行政経験ではなく、本当に新しい地方分権、そしてまた新しい行政をつくっていくという姿勢がなければ不可能です。そしてニセコ町でもそうでした、大井川町でもそうでした、いわゆる町長がその点についてどれだけ深い理解を持って新しい行政手法を取り入れるかという決意にかかっていたものであります。そういう点で現実に住民が主体のまちづくりというのは、広陵町がいま取り組んでいる清掃センター問題を含め、いままでの経験をどれだけ活用するのか、そしていま新しい手法を取り入れるのかということにかかっているとと思いますけれども、具体的な問題に関してどのように考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

**議 長 町長！**

**町 長** 住民参加型の住民主体のまちづくりをご意見をいろいろいただいております。ごみ問題につきましても、先ほどの松野議員からもおっしゃったように、住民の参加で協議をすべきだというふうなことをおっしゃっておられました。このことにつきましては緊急課題でございます、ごみ問題は、もう3年余りしかないわけでございます、いまさら住民の皆さんに募集をして時間をかけて協議をするのには到底間に合いません。ですから私はいち早く住民から選ばれた皆さん方にお話を申し上げて全員協議会の中でご検討いただいているいろいろ議会でご協議をいただいているわけです。皆さん方は住民の選ばれた、洗礼された議員さんでございますので、いち早く協議をさせていただいて現場に移しているところでございますので、どうぞごみ問題についてはご理解をいただきたいと思います。

またそれ以外の事業等につきましても、極力住民に参加をしていただく、この方式をとっております。今月の12月号の広報を見させていただきますとおわかりをいただきますように、歴史資料館等につきましても30人会議を計画をしております。1人でも多くの専門家の皆さんに、また興味のあるお方にご意見をちょうだいしていこうということでございます。また合併に伴う会議もこれから住民参加型の会議を催す予定をいたしております。いずれにしても1人でも多くの人にご参加をいただき、民主主義は少々時間がかかるわけでございますが、いろんな人にご意見を聞かせていただこうと、時間はかけても構わん、ゆっくりとご協議をしていただこうという気持ちには私ども全く変わりはありませんのでご理解をいただきとうございます。以上でございます。

**議 長 寺前議員！**

4 番議員　ごみのところで言う話もあるんですけども、この場で述べたいと思います。先ほど松野議員が兵庫県の問題を言っていました。その中で廃棄物処理施設整備マニュアルということを書いていたわけですが、ここにはですね、住民参加のあり方として住民の意向が反映された計画、整備を考えなきゃならない、そのため各プロセスの内容を明確にしておくとともに各プロセスのできるだけ早い時期に住民に対して自治体が所有する政策統計や情報等を理解しやすい形で提供し情報等の共有を図っていく、こういうことが県のプロセスで書いてるわけですね。これは私たちが再三言っていた問題なんです。要はいま町長は時期の問題を述べておられます。しかし現実問題としては、いまの状況は前に一步進んだというようになっていないんです。林田前町長のときに私たちはこの問題を再三要求しました。しかし結局は理解できないんです。住民が本当にこの兵庫県のこのプロセス、マニュアルについても理解できないんです。理解できるかどうか、私はその第一歩を破っていくかどうかの問題だと思うんです。それは要は従来からの考え方、いわゆる町が持っている情報をすべて公開すればより混乱を起こすことになる、だから納得できるような話し合いの中でちょっとずつ出していけばいいんだ、こういうような手法がいまもまかり通ってるからなんです。いま私は時期的に確かに、いま住民に声かけている時期ではないというような認識を持って頑張っておられるというように思いますけれども、実態は古寺の方々にとってもいまの状況を納得されているような状況ではない、そういうのが一つあるわけなんですね。確かにどうしても古寺の問題として話が進んできた中においては、古寺の方々がどう判断するかという問題があります、そのときにもどれだけ町が持っている情報、そしてそれを確立したものを提案するのかということは重要なわけですね。そのための施策は一つとりました。私は一步それは前進だったと思うんです。しかしそれは住民の声を聞かないままにやってきた問題ではありませんか。

もう一つは、この問題で出された問題はこの財政計画です。これについてもですね、結局は本当に精査して、現時点でわかり得る問題としてこれを考えたでしょうか。きのう片岡議員が全国の建築に係る財源問題の中身を出したわけですけども、私はそれらの問題についても真剣にオープンにして、そしてそのもとにおいて考えるべきだと思います。でなければ結局はでき上がった問題については、古寺においても役員さんの中で悩まれて役員さんの中で結論を出していくのか、それとも区民投票によって決めていくのか、この問題は最後まで問われているわけなんですから、古寺の役員さん方のしんどさを少しでも緩和する意味でもいま持っている正確な情報をつくって出していくというのは当然この解決の近道だというよ

うに思います。そういう考え方に本当に立てるのかどうかというのがいま重要な問題だと思うんですが、その点について再度簡単でいいですから問うておきたいと思います。

**議長** はい、助役！

**助役** 先ほどから住民参加、住民参加とおっしゃっていただいているところでございます。ごみ処理場の候補地につきましては、まずはその候補地の住民の皆様のご理解とご協力がまず先決でございます。そういうところから現在お願いしているところは、まずは役員さんに理解していただいて、その後に隣組単位あるいは区民全体、あるいは候補地の各種団体の方々、ありとあらゆる機会を通じてご理解をいただくと、こういうところで現在お願いしているところでございます。これは特にあくまでも住民参加と、このように考えております。よろしく願いいたします。

**議長** 寺前議員！

**4番議員** 次の問題でちょっと走りたいと思います。八尾市や東大阪市での視察の問題で2点だけ聞いておきたいと思うんです。1点は八尾市ではですね、いわゆる産業振興室の方がですね、ここまで踏み込んで述べておられるんですね。いわゆるいまの不況の中で行政の果たすべき役割は非常に大きい、しかし従来の考え方ではとても間尺に合わないという前提に立ってですね、オオニシさんという方は金儲けに行政力がかかわっていくということです。そしてまた中国の動きに対して打ち勝っていく、そういう決意のもとに1万以上ある事業所の営業マン的な役割を担うという決意で取り組んでいるんです、これがまず最初のオオニシ、いわゆる理事ですか、そしてそれが市長の考えだ、このように述べておられました。こういう問題が産業振興にとっていま重要な時期に差しかかっているということで述べているわけです。その点についてまずお聞きしたいと思います。

それから東大阪ではですね、その施策を立てるに当たって本当に東大阪市の産業、商業がどんな実態を持っているのかというのを職員が知らない、そういう点では全体を本当に把握する努力がまず大切だ、このもとにおいてですね、2万4,000、もっとありましたかね、事業所をですね、はがきをつくって全部にはがきを出して、そしてその後職員が1軒1軒回ってそのアンケートを口頭でもらってつくっていく、そしてそういう成果の中ではですね、東大阪には本当に世界的に打ち勝つ中小零細企業の中にも技術を持ったところがあったとか、いろいろわかってきた、そしてこれを、いわゆるデータベース化してその行政に役立たせていく、こういう取り組みをいま行っているんだ、そこには専門家も交え、そして職員一人一人が意識改革を行っている、こういうような話だったわけです。そしてこの二つに共通してい

るのがですね、職員のその取り組み姿勢がいかに重要か、広陵町のように毎回毎回産業振興の担当が変わる、林田町長は一回ですね、産業振興課をつくっていただきました。しかしすぐにまたもとに戻してその課を廃止する、こういうような取り組みであり、また何人もこの間人が変わる、これでは新しい行政の知識の必要とするところではとても間尺に合わない問題です。そういう点ではこのような方々を呼ぶなり、あるいはまた専門家の意見を聞くなり、そして何よりも職員の養成が大事だということに思うわけですが、その点についての決意を町長及び担当部長にお聞きしたいと思います。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 寺前議員、私職員の人事等についてはちょっと町長の方から答弁願いたいと思いますので、よろしいですか。(4番議員「いやだから、その取り組みの、行政の取り組みの問題をいま話してますのでね、人材の育成という問題。」) ただいまご質問がございましたように、八尾市あるいは東大阪市での職員の取り組みについては、かなり本町との差があるような感じでご質問されております。言われる内容につきましても理解は私は十分認識する点もございしますが、やはり大きな市とこの小さな広陵町での職員の人数等での差もかなりあるかと思っておりますので、そういう実態の把握するためのデータベース等の活用とか、こういうことは本町ではまだ行き届いておりませんのが現実でございます。そういう面から今後はずね、そういう面も視野に入れまして整備すべきもんは整備して組織を充実しなければならない、このような考えを持っております。以上でございます。

**議 長** 町長！

**町 長** いま職員を変えてそれだけの知識はないというようなご心配をいただいているわけですが。(4番議員「いやたびたび変えていくからね。」) たびたび変えてるということでございます。実は私も産業振興の会議に何度か行かせていただいております。しかしいまこの不況に何をするかというふうなことで、商売をなさっている人が真剣に会議をなさっているわけでございます。しかし私どもの職員も一緒に、課長も部長も参画しております。しかしその経営者は本当に経験といいますか、技術といいますか、商売の知識といいますか、立派なものでございます。私どもが幾ら知識があってもその人を上回って指導するということにはやっぱり限度があります。これがつくづく感じました。幾ら10年務めても相手を説得するだけの力つきません。いま専門のプロフェッショナルをお願いをなさっているいろいろご提案を聞いて、私どもも一緒に勉強させていただいてると、そんな状況でございます。ご心配いただいていることはよくおわかりするわけでございますが、私どもはそうしたいろんな事

業に対して後方支援をする、一緒に汗を流させていただく、そういう面で頑張っているところでございます。実態はよくおわかりをいただけたと思いますが、現在の会議の状況はそんな状況でございますので、私どもも一生懸命養成には努めていくということについては変わりはありません。

議 長 寺前議員！

4番議員 現状はそういう現状だと思うんです。いま重要なことはですね、そういう不足している部分を急速に町行政に取り組んでいくということだと思います。そういう点では東大阪でも専門家を十分に活用する、大学の蓄積した力をかりる、東大阪でもそのとおりであります。そういう専門家の力をかりていくということもいま特に重要なわけなんですね。たとえば広陵町の靴下の問題で言えば、奈良女子大学の学生さんが論文で広陵町の靴下についての論文を書かれてるんです。そういうような問題についてもですね、特に必要なわけです。そういうことが経営者では集まらないんです、情報が。いわゆる情報を集められるのは、結局は経営とかその毎日の売上、出荷とか、そういうものは経営者が当然知っておられます。しかし業界の情報をどれだけ持っているかというのは、残念ながら経営者の方々がそのこと自体が困難なんです。その役割は行政が担っていくというのは、いま最も重要だと言われてます。そういう意味からも行政にかかわる問題というのは、専門家を活用しながら情報公開、情報を収集し、経営者にそれを還元していく、こういうことが特に必要だと思いますので、それについては答弁結構です。

4番目ですけれども、私は先ほどからこの問題で気になっているところも一つあります。一つはこの審議会の方々が一生懸命努力してつくっていただいた答申です。この答申を実行するというのは、読めば読むほど腹をくくってかからないとできない問題だと思うんです。本当にこれは行政の柱の中心になるような課題を抱え込んでいます。そしてそれで有料化をして減量という道筋がやむを得ないというように思われたわけですがけれども、町民の70%、それに対して意見を持っておられる、そういう矛盾を解消していくためにもですね、町はこの審議会に出された答申を町民の中に事細かく情報を公開していく、そしてその中から意見を吸い上げながら減量化に対してどれだけ一体となって取り組まなければならないのかという具体的な提案が必要ですがけれども、その点についてどれほどの決意を持って取り組もうとされておるのか、まず1点聞きます。

それから先ほどから私は古寺地域の方々にとって、この建築というのは押しつけられたものだ、この意識が抜けないと思うんです。そしてなぜ私たちだけが犠牲になるのかという点

が、その手法がまずいから反発が非常に強いと思います。当然のことだと思うんです。そういう中であってですね、私たちは職員の方々がいろいろおっしゃっています。情報を公開して、情報を古寺の方々に供給することがあたかも地元を惑わすことになる、問題解決に困難をもたらす、こういう考え方が一方であるんです。私はこれは逆だと思うんです。先ほどおっしゃっていましたように、区長や役員の方々に情報を提供し、隣組の方にそれを伝えていく、なぜこの問題、その問題を区長やその役員の方に前提に理解をしていただく努力をしないんですか。そしていま持っている情報、持っている情報自体が私はまだまだ頼りない情報だと思うんですけど、こういうような住民の方々が全くかかわってないような情報をつくってやっているからですね。それとまたこういう先ほどの財源の内訳についてもですね、この問題について真摯に考えたというように私はどうしても思えないんです。こういう中身が本当にきっちりとまとまって、議会の中で議論していただいても結構です、特別委員会もあります、こういう問題を本当に真剣に取り組むことによって、この町民こそって古寺の地域の方々に迷惑をかけていく、そのための財源についてはやむを得ない分については出していく、こういうことが認識されると思うんです。古寺の地域に建物を建てるから一般住民の方々に財源的な辛抱してもらわなきゃならない、こんなやり方で古寺の方々が納得できますか、できないですよ。町民の方々がいまの町財源の問題や、また何はしていくのか、国、県の問題も含めて理解をした上で古寺の方々にどれだけの立派な施設をつくり、公害のない、そしてまた地域環境をよくしていくのかということの一致がまず生じてくる必要があると思うんです。私はそういうような大きな目を持った形の解決、そしてもう一つはいまやっておられることについて私たちは別に反対しません、区長やその他の方々に理解してもらうために一生懸命毎日でも日参することについては当然だと思います。そういういま中心になる大きな課題というのは一点突破ではできない、このことを強く認識していただく必要がありますけれども、その点についてですね、いま小さい目で古寺の方々の理解求めていただいて、最後には住民の方々に理解を求めるといようなことではなく、全方位的な考え方も含めて、古寺の方々が納得していただけるような、あるいは一般の町民の方々が古寺についての方々に大しお願いをするといような状況をつくっていく必要があると思うんですけども、そういう住民参加の考え方はどうなのか再度聞きたいと思います。

**議 長** はい、環境部長！

**環境部長** まずごみ減量等推進審議会の答申のごみの有料化を実行するに当たっては、相当な覚悟を持って当たらないとできないというご指摘をいただいております。これはもう当然の

ことだというふうに思っております。近くの斑鳩町におきましても一部有料化をされておりましたのが減量の効果が少ないというので全量有料制を導入されたということで、本町の職員も研究に指導に伺ったわけでございます。ただその導入に当たりましては相当職員が労力を使い、住民の皆さんに説明会を繰り返して行ったということもお聞きをしております。それによって減量の効果を上げたという実例もお聞きをしております。これから地域に出向いていろいろと説明を繰り返しながら理解を求めるという作業は欠かせないというふうに認識いたしております。

それから古寺の地域の問題でございますが、先ほども助役が申し上げましたように、いま役員さんに説明をした後に住民の皆さんにどのように説明をしていくかということ役員さんと協議中でございます。こちらから提案させていただいておりますのは、隣組単位あるいは各種団体重なっても結構ですので何回も何回も話し合いをさせていただいてご理解をいただくということで時間をかけたいというふうに考えております。ただ平成17年6月の期限があるということも役員さんもお認識をいただいておりますので、そのあたりで住民の理解を得る努力をしてまいりたいというふうに思っております。

**議 長** 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので本日はこれにて散会いたします。  
皆様方ご苦勞さまでございました。

(P.M. 4 : 46 散会)



平成13年12月21日広陵町議会  
第4回定例会会議録（最終日）

平成13年12月21日広陵町議会第4回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	・谷・作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
環境部参与	中尾寛	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	中尾勝	教育委員会事務局長	竹田健次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長	西辻眞治
書記	乾善雄 野村克也

**議 長** ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:03開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第70号 広陵町税条例の一部を改正することについて 議案第71号 広陵町立学校設置条例の一部を改正することについて 議案第73号 広陵町リフト付きバス購入に伴う物品売買契約について 議案第75号 平成13年度広陵町一般会計補正予算(第5号) 議案第77号 平成13年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号) 議案第79号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて 議案第80号 技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正することについて 議案第82号 平成13年度広陵町一般会計補正予算(第6号)
2	議案第76号 平成13年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号) 議案第78号 平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算 (第1号)
3	議案第72号 ゲートボール場上屋等建築に伴う工事請負契約の締結について 議案第74号 町道の路線認定について 議案第81号 広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正することについて
4	議員提出議案第14号 テロの根絶を願い、報復戦争と自衛隊派遣新法に反対する意見書 について

**議 長** まず日程1番、議案第70号、71号、73号、75号、77号、79号、80号及び82号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、笹井君!

**総務文教委員長** おはようございます。これから総務委員会の委員会報告をさせていただきます。本委員会は、去る12月11日の本会議において付託されました8議案につきまして、

12月17日に委員会を開き慎重審査をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに議案第70号、広陵町税条例の一部を改正することについては、何ら異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第71号、広陵町立学校設置条例の一部を改正することについては、東幼稚園の跡地利用について現在協議中であることを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第73号、広陵町リフト付きバス購入に伴う物品売買契約については、現在公民館で使用中のマイクロバスが老朽化したため購入することになったこと、また入札参加者5社のうち2社が辞退した理由、なぜ幼稚園、保育園のマイクロバス利用が極端に少ないかを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第75号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第5号）であります。竹取公園で未買収の土地がもう1カ所あること、現在計画中の竹取公園の休養施設の概要を伺い、またクラブ活動費の父兄負担金、PTA負担金の考えについて伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。なお本会議で答弁を保留されました有利な起債とはどういうものであるかについては、報告を受けていることを申し添えておきます。

次に議案第77号、平成13年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）については、学校給食費の賄材料費が毎年剰余金として残る理由、現在米飯給食が3日、パンが2日となっている理由について伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第79号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて及び議案第80号、技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正することについては、例年どおり人事院勧告に従っての改定であることを伺いましたが、公務員の給与は民間企業が不景気なときにこそ良識ある水準を示すべきとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第82号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第6号）については、今回の補正が給与、手当に関するものであるとの理由で一部委員から反対があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。なお本会議で答弁を保留されました主な時間外勤務手当補正予算の明細については、報告を受けていることを申し添えておきます。

以上、簡単であります。総務文教委員会の審査結果の報告といたします。

**議長** ありがとうございます。ただいまの委員長報告に対し各議案ごとに審議いたします。

まず議案第70号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第70号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第70号は原案どおり可決されました。

次に議案第71号、広陵町立学校設置条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第71号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第71号は原案どおり可決されました。

次に議案第73号、広陵町リフト付きバス購入に伴う物品売買契約についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第73号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第73号は原案どおり可決されました。

次に議案第75号、平成13年度広陵町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第75号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第75号は原案どおり可決されました。

次に議案第77号、平成13年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第77号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第77号は原案どおり可決されました。

次に議案第79号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。 5番議員！

5番議員 反対の立場で討論をいたします。

今回、官民格差という部分で言いますと0.08%という、1カ月に313円という大変な少額でございました。その313円が官の方が民よりも下回っているという中で定額の支給となっているわけなんですけれども、これについては給料表の改定も行われないうままにですね、特例的な形で少額を上乗せをするというやり方については大変大きな問題を残しているところであります。また一時金につきましては、期末手当0.05カ月分ということなんです。3年連続で言いますと0.55カ月分という本当に大きな減額になっているわけなんです。これは30年前の水準にまで逆戻りをさせるというような大変な減額となっております。

ます。そういう点におきまして職員さんの生活に大きくかかわります。そういう点で反対をしたいと思います。そして特に公務員の賃金の果たしている社会的な役割というものをもっときっちりと見ていただかなければいけないのではないかというふうに思います。財界や政府の主張に迎合することを許して、政府言いなりにこのような大幅な一時金の減額については不況にも一層拍車をかけていく、そして職員さんの生活を脅かす深刻なものであることを指摘して反対をしたいと思います。

**議 長** 15番議員！

**15番議員** 反対者がいますので賛成の立場で討論いたします。

給与勧告の制度は、憲法で保障された争議権など労働基本権が制約されていることに対する代償措置として設けられており、公務員の給与を民間の水準に合わせることを基本としています。必ずこれに従わなければならないものではありませんが、十分に尊重されるべきであることはご承知のとおりだと思います。広陵町では、過去から給与勧告どおりに実施されているということでもあります。今年度は、不況に苦しむ民間の実情を考えまして、期末手当の減額もやむを得ないと考えます。だから賛成といたします。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** 反対の立場で討論させていただきます。

いま吉岡議員の方から人勧のとおりであるから賛成なのだというふうな討論があったわけですが、やはり公務員さんの給料というのは、先ほど松野議員が言われましたようにずっと下がってきている、そして社会的ないろんな基準の中でも公務員の給与というのは、いろいろ生活保護の問題とかそういうところを計算の基準になってくる金額でもあります。そしてまたこれから職員さんは職員倫理条例を制定されたりとか、また職員さんの専門性が追求されたりとか、これからいろいろ民間以上に職員さんを取り巻く情勢も厳しくなってきているところだというふうに思います。やはり広陵町の職員として誇りを持った公務員として、職員としてやっていただくためにもやはりそれなりの待遇というのは必要だというふうに考えておりますので、こういう形での職員さんの条件の切り下げについては反対させていただきます。

**議 長** ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 討論を打ち切ります。

本案について反対者がいますので起立により採決いたします。

議案第79号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第79号は原案どおり可決されました。

次に議案第80号、技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 この80号議案も79号議案と同じ内容で反対をいたします。

議長 15番議員！

15番議員 私も同じで、80号議案につきましても賛成の立場で討論させていただきます。

議案第80号につきましても、先ほどの議案第79号と同じ理由により賛成いたします。

議長 4番議員！

4番議員 先ほどと同等の内容ですので、一言つけ加えておきたいと思います。

今次の経済状況は非常に厳しいものがあり、リストラが推し進められています。こういう中で国民が本当に大企業の犠牲になっている。この間の大企業の言い分は、リストラがその会社存続の大きな前提だと言っているわけですが、実際には2兆数千億円もこの1年間でいわゆる内部保留を増やしているという実態があるわけです。本当に国民の生活を維持するのであれば、ヨーロッパが行っているようなやはり労働者が働ける環境をつくっていく、そして大企業の横暴のままにむやみにリストラを、不景気だからという理由でリストラを横行するような態度を改めさせるべきであります。また公務員の問題もこのような見地から立って本当に国民に奉仕する、そういう立場を一層貫いていただく、このことを強く求めていくのは当然であります。しかし生活を防衛するという点では、働く者の立場に立った共通の立場をはっきりとし、そしてこの責任がいままで政府自民党が借金に借金を重ねてきたそういう犠牲を公務員に押しつけるという、あるいはまた国民に痛みを押しつけるという、こういう論理を優先させることは決して許されるべきものではないということを確認を持って訴えていきたいと思います。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論を打ち切ります。

本案について反対者がいますので起立により採決いたします。

議案第80号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第80号は原案どおり可決されました。

次に議案第82号、平成13年度広陵町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員!

5番議員 これは前の79、80号の議案を受けた補正が中心となっているわけでありまして。

そういう中で広陵町におきましてラスパイレス指数が年々下がりがまして、とりわけ一部の20年以上大卒というところでは88.2という大変な厳しい状況になっています。広陵町全体のバランスを考えていけばこういうひずみが出てくるのも当然ではあります、全体としてやはり大きく後退をしているという実態は免れません。そういう意味ではこのラスパイレス指数、少なくとも全体として100に近づけるように努力をしていただかなければいけないんじゃないかというふうに思います。この点について人件費の占める比率なんです、広陵町の場合は平成10年度、決算カードでいきますとですね、平成10年度の職員さんの人件費が15億4,302万3,000円、構成比が15.8%となっていました。その後、毎年毎年減額されてきてですね、給与のカットがされてきて、平成12年度の決算では15億1,162万4,000円で11.8%の構成比となっています。これ一つを見てもですね、本当に人件費がいまの広陵町の財政を大きく圧迫しつつあるのではなくて、逆にですね、構成比からいえば年々下がってきている、こんな状態であります。それを財政難の中で一層職員さんの給与を引き下げていくことについては到底納得できるものではありません。

それからですね、このような公務員のあり方は、いま大変一層厳しくなっているのは片岡議員も指摘をしたとおりであります。とりわけ広陵町では、いままでにいろいろな不祥事がございます、職員倫理条例を検討するという前向きな答弁をいただきながら、いまだに職員倫理条例が制定されていないわけです。今回も先日ですね、また匿名の手紙が届きまして、庁舎内での盗難事件についての指摘が寄せられたところでもあります。こういういろいろな不信感の目を持ったり、またいろいろ厳しい目が向けられている中で、大変それぞれに

ご努力いただいていることは承知しているわけですが、そういう部分も承知しながらですね、なお一層そういう公務員としての自覚を持ち職務内容の向上に努めていただくために、やはり職員の倫理条例の制定は緊急に必要だということを指摘しておきたいと思います。これは県内でほかのところがないからということでしたけれども、そういう問題ではありません。率先してですね、ぜひ広陵町の方が制定をしていただくことをお願いしたいと思います。

それから残業についてなんですけれども、補正予算の中で大変多額の残業が追加されているわけなんですけれども、この点につきましてもやはり職員さんの健康管理ですね、いい状態で仕事をしていただくためにもやはり多くの残業は好ましくないのは明らかであります。この残業について人員不足であれば人員の適正な配置をするなど工夫していただいて、残業ももう少し減らすような努力、そして職員さんの健康管理にも配慮していただかなければいけないという点を指摘して反対いたします。

**議 長** ほかに討論ありませんか。 15番議員！

**15番議員** 反対者がありますので、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの条例改正に基づく補正であるために反対とのことですが、既に条例は可決されました。議案第82号は可決した条例に伴うものであり、何ら反対する理由は見当たりません。よってこの一般会計補正予算に賛成いたします。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** 条例の方で可決されたからもうこれは問題ないんだというふうな言われ方をしているわけなんですけれども、やはり根本的な問題として今後の職員さん、いまからだんだん不況がまだまだこれから長引いていく、いまの小泉内閣の政治不況というのがまだまだひどくなっていくという状態は変わりがないと思います。そういう中でそういう犠牲がこれからも職員さんの方にしわ寄せがされていくのかどうかということを今後とも考えていかなければならない問題だというふうに思います。こういう形で職員さんの方にずっとしわ寄せがされていく一方で、前に特別職の給与の値上げにつきましても、近隣との足並みをそろえるためということでお手盛りのような形で可決されたというふうな状態もございますけれども、やはり職員さんの生活を守るということをやはり町全体で考えていく、それがやはり住民の人たちの生活をいかに守っていくのかということを考えていくことにもかかわっていく問題だと思いますので、こういう一方的な切り下げについては反対させていただきます。

**議 長** 13番議員！

### 13番議員 賛成の立場で討論させていただきます。

いま特別職の給料がお手盛りで値上げされたというような反対討論がございましたが、これは前にカットされていた部分を前町長のときに新しい町長ができると、新しい選挙があると、次の町長も来るときだからということでもとに戻されたというようなことでございます。

それと広陵町にはなるほど職員さんの労働組合もない、さるかわりに人事院勧告を尊重してその勧告に従った給料体系で持っていくということを忠実に今日まで守ってこられたわけでございます。非常に、共産党さんがそういう面について職員さんの味方のような発言を種々されておるわけでございますけれども、決して、そしたらいままで、僕見たことはございませんねけど、これどんどんどんどん人事院の勧告でこういう補正予算のことも上げられてきてたと思うんです。そのときにどういう態度をとっておられたのか。僕その時点のことちょっとわかりませんが、非常にその都度反対なさってるだけだということのように感じるわけでございます。この中には、先の条例に伴う補正並びに10月の機構改革に伴う部門間の調整を含めた補正が入っております。こういうものも否定するのかどうか。

それとエレベーターの設置についての予算も入っておるわけでございます。そういうことを含めまして、このエレベーター、前からも非常に念願でございまして、3階まで上がっていただくのにはぜひともエレベーターが必要だということは常々考えていたわけでございますが、共産党さんはそれにも反対のようでございます。そういうことで我々はこの予算に何ら反対する理由はないと考えております。以上でございます。

### 議長 4番議員！

4番議員 よくぞ言っていただきました。私たち共産党の立場として、まずエレベーターの設置やその他補正の部分については具体的に、積極的に賛成しているところであります。しかし残念ながら修正案等を出していないという状況、あるいはまたその中身についての具体的論議をしているわけですから、そういう一番中心となる議案は人事院勧告に基づく職員の給与体系の問題であります。そういうところについては先ほどから述べているとおりであります。そういう点で私たちは反対をしているのであって、また先ほど常勤の特別職の報酬の引き上げについてはですね、こういう状況であるからこそ一時カットした部分を戻すという点についても議員あるいはみずからが正していくということが必要です。それが本当に具体的にそういう部分には賛成をして、職員の給与カット、ボーナス部分のカットというような分については反対をする。これは町民から見ても論理の立たない内容であります。要は弱い者いじめをするようなことになってはならないと思います。そして私たちは再々言っています

ように、広陵町民の方々が議員や公務員に対する厳しい批判や厳しい目を十分熟知し、そしてまた私たち自身も肌を感じています。この部分についての改善は、議会やその他でも再三述べてきている問題であります。住民に奉仕する立場を一層貫くことで公務員が住民から信頼され、そしてその働きに応じた生活を営む最低の給料を当然権利として受け取っていく、当たり前のことだと私たちは思っていますので、再度つけ加えておきたいと思えます。

**議 長** ほかにありませんか。

これにて討論を打ち切ります。

本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

議案第82号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議 長** 起立多数であります。よって議案第82号は原案どおり可決されました。

**議 長** 次に日程2番、議案第76号及び78号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。 厚生委員長、山本登君！

**厚生委員長** 本委員会は、去る12月11日の本会議において付託されました2議案について、12月18日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

まず初めに議案第76号、平成13年度広陵町墓地事業特別会計補正予算（第1号）については、墓地永代使用料返還の際の未使用分と使用済み分との違い、墓地管理料の他市町村との比較などの説明を伺いました。また休憩所の建設計画については、来年度中、見直しをした中で駐車場、休憩所などの計画を立てたいとの考え、さらに無縁墓地となった墓地の撤去方法についても詳細に伺い、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後の議案第78号、新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）については、10月末現在で1次判定と2次判定における介護度の変更があった202件の内訳を伺いました。また痴呆老人のコンピューターソフトの見直しは、国からの修正が完了していることをお聞きし、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではございますが、厚生委員会の審査の結果といたします。

**議 長** ありがとうございます。ただいまの委員長報告に対し各議案ごとに審議いたしま

す。

まず議案第76号、平成13年度広陵町墓地事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

はい、3番議員！

**3番議員** 意見をつけまして賛成させていただきます。

この墓地の返還につきましては、やはりもう少し返還金というのは、未使用の分については検討していただきたいということをお願いしていたとおりでありますし、また利用料につきましても近隣とかほかの安いところ、安く頑張っておられるところについてもやはり検討していただきたいということをお願いしているところでありますが、来年度で利用料とかそれからまた墓地の永代使用料なども今後見直していくということをお聞きいたしましたので、今後に期待いたしまして賛成をさせていただきます。

**議長** 討論はこれにて打ち切ります。

議案第76号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長** ご異議なしと認めます。よって議案第76号は原案どおり可決されました。

次に議案第78号、平成13年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

**議長** 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第78号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長** ご異議なしと認めます。よって議案第78号は原案どおり可決されました。

**議長** 次に日程3番、議案第72号、74号及び81号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

産業建設委員長、・谷君！

**産業建設委員長** それでは本委員会は、去る12月11日の本会議において付託されました3議案について、12月14日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず議案第72号、ゲートボール場上屋等建築に伴う工事請負契約の締結については、入札条件をクリアしていながら指名されなかった業者についての質問があり、この業者は過去に瑕疵のある業者で更正の確認が必要とのことで、指名選定委員会において今回の指名は見送られたとの説明を受けました。また関連質問として、11月の入札で極めて安価な落札価格のものがあったが、この入札についてどう考えるかとの質問があり、契約遵守のため工事検査に全力を尽くすこと、最低価格設定については研究中だが、町としては工事検査、監督を充実し、最低価格は設ける考えのないことを聞きましたが、一部委員から部分的には入札制度が前進した面があるが、全体としてはいまだに公正で公平な入札制度とはなっていないとの反対意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第74号、町道の路線認定については、現地を確認し、公団内の認定手続について詳細を伺い、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第81号、広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについては、例年どおり人事院勧告に従っての改正であることを伺いましたが、3年連続のボーナスダウンは職員の生活実態、意見を考慮したものではなく反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、甚だ簡単ではありますが、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。

**議長** ありがとうございます。ただいまの委員長報告に対し各議案ごとに審議いたします。

まず議案第72号、ゲートボール場上屋等建築に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員！

**4番議員** 反対討論をさせていただきます。

先ほどから出ている人事院勧告等についての側面の性格もあります。それは何かといえば、

町民に責任を持って広陵町の財源をどう使うのかというところにもかかわる問題だからであります。いわゆる入札が民間同様の競争原理が働けば、本当にもっと公共工事が一方では拡大する、また一方ではそれを利用した町民への施策が前進できる、こういう仕組みになっています。このことをまず大前提に、委員会でも二つのところで競争原理が働き、一つは予定価格の60%で落札した件、もう一つは50%を切って49.数%で落札した件があります。この是非の問題ではなく、本当に業者が談合を排して公正な競争の中で仕事を受注する、そういうシステムをつくっていくことは、いま業者自身に投げかけられた問題であります。こういう内容から見えますと、今回のゲートボール場の各入札者の内容は、町内あるいは準町内と言われる三つの業者は、入札価格は業者間では最も安く入札を入れています。その他の業者はそれ以上の入札価格になっており、本来これが具体的に競争が働いているとすればもっと自由な価格形成がなされているはずだと推測できるわけであります。またこのような県内大手などが入ってくる中で、もっともっと競争原理が働く可能性が本来ならばあるはずだと確信をしているものであります。そういう点から見ると今回の予定価格は、町がこの建設にかかわり予定価格を入れた数字については、私はその心情としては前進する面を少しは評価をしたいと思えます。つまりどういうことかといえば、業者間での競争が働かない、予定価格を公表し町が業者との嫌な部分、あるいはまた汚辱にまみれた経験からいってこの入札妨害にかかわるような部分がなくなったという点からいって非常に進んできたというのが実情ですが、一方このような業者の談合疑惑が絶えないという認識を町が持つならば、この入札にかかわるやり方は一層研究する余地が残されたものであります。予定価格を引き下げてやる、これも無謀とは言える側面がありますけれども、業者間に本来の自由な競争を促すという意思表示をする点では強いものがあります。またその他さまざまな提案を私たちは行ってきました。こういうことを踏まえて、業者がいまこの町から示された問題を受け止めて、本来適正な競争が行われるように努めるべき責任が問われています。そのようなことがなければ町は一層業者に対する厳しい、談合の疑惑が認識されるとすれば厳しい措置を持って当たるべきだというように思います。そういう点でこの入札結果についても、私たちは談合の疑惑が消えないという趣旨から反対をいたします。

**議 長** ほかに討論。 13番議員！

**13番議員** 反対者がございますので、私は議案72号に賛成の立場で討論いたします。

いま反対討論の中になりました競争原理が働いていない、あるいは談合疑惑ということでございます。あくまでも談合疑惑についても、ご本人もおっしゃっていたとお推測でもの

をおっしゃっておるということでございます。いろんな談合自身ということになりましたら、これは刑事事件にも発展するような問題でございます。数字を見てこれは談合しているんじゃないかという単なる推測で、我々ここでこれを否決していいのかどうかということでございます。

それともう1点、先ほど申されてました中で最低価格でございますが、非常にまず49%ぐらいと60%で落札されておったと。これについてはこれとは関係ございませんけども、反対討論の中で申されておりましたので、私はこれは適正な落とし方ではないというように感じているものでございます。これはこの議案と関係ございませんけれども、ひとつ申し添えておきたいと思います。そして入札の状況を見ましたら、やはり町内業者3社が一番安い、町外業者が高いという形もこれも事実でございますが、やはりそれは町内業者が地の利で安く入れたんだろうというように、これも推測でございます、されるわけでございます。そういうことから見まして、特に広陵町の場合、県内でも公正な透明性の高い入札をやっていると思います。そういうことで反対する理由は見当たらないわけでございます。よってこの工事請負契約は適正であるということで賛成いたします。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** 反対の立場で討論をいたします。

あくまで推測だからということなんですけれども、これは断定できればこんなことでは済まないというのは明らかであります。やはり広陵町の指名状況、そして落札状況を見ますと、全体としてはやはり95%以上での落札が8割を占めるというような、そういう中で業者の指導がきちりとなされていない中でですね、今回のゲートボール場についても落札されています数字を見ますと、やはりまだまだきちり競争原理が働いていない、一般的に競争原理が働けば7割、8割で落札されることが多いとも言われておりますので、そういう数値から見ますとやはりまだまだ厳しく業者の方の選定指導をしていただかなければいけないというふうに思います。そういう点を理解していただいて、再々指摘していますように本当に適切な競争入札が常時なされるようになれば、本当に大きな財源をこの広陵町の一般会計から新たに生み出すことにつながりますので、今後この大変厳しい財政状況の中で、財源をつくり出すのが厳しい中であってこの入札をきちり競争原理を働かせて入札をさせることこそが大きな財源を生み出すこととなりますので、そういう点も含めてですね、最低制限価格の設定などを早期に一層の改善を指摘しまして反対といたします。

**議 長** ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論をこれにて打ち切ります。

本案について反対者がいますので起立により採決いたします。

議案第72号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第72号は原案どおり可決されました。

次に議案第74号、町道の路線認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員！

4番議員 委員会でも議論していたわけですがけれども、いわゆる町道認定については当然町が移管をし、公道については町道認定するというのは当たり前話であります。ただしそれには基準があります。そしてまたいわゆる開発型の部分についてはですね、町道認定をした後、その瑕疵が生じた場合、いわゆる業者によって責任を負うということは、これも当然のことです。しかし町道認定した後については町が責任を負うというのが当然本来のものであり、開発型の場合の町道認定については、その後の瑕疵が発見された場合についてその開発業者が責任を負うと、こういうことを明確にするということが委員会でも議論され、そしてその方向で確認をとるということだったわけですがけれども、その点については一層、開発型については瑕疵担保を明確にさせていくということも努力して明確にさせていただくことをつけ加えて賛成しておきます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論はこれにて打ち切り採決します。

議案第74号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第74号は原案どおり可決されました。

次に議案第81号、広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員！

4番議員 先ほどからの部分であります。予算上はこの水道会計については具体的な数字はあらわれていませんけれども、いわゆる一般的全体では今回のいわゆる一時金の引き下げによってですね、生じる負担は三百数十万円だということになっているわけですが、本来この問題についての内容は先ほどから言っているとおりです。私たちはこの問題を広陵町民の立場から立っても切り下げについては許されないというように思っております。それはなぜかといえば、いまこの部分、公務員に対してもいわゆる国の責任を全く放置したまま公務員に犠牲を押しつけるという構図になっているからであります。今年度の予算を見てもですね、いわゆる特殊法人の改革等と称して当たり前のいままで無視されてきた問題について小泉内閣では一定評価する部分もあります。しかし現実には公庫など国民生活や中小企業の方々にとって欠かせない部分まで犠牲を押しつける、これは本末転倒の中身になっています。来年度の予算についてもですね、大型事業はどんどん続けていくという、一部だけは見直しながら大型事業はどんどん続けていく、そして結局は社会保障費を抑える、こういう構図になっています。軍事費に至っては聖域扱いにされている状況であります。こういうような状況の中で私たちは、いまここに手元にある内容を見ますと、フランスでは解雇規制強化法というものが可決されています。これは解雇規制を現在よりも一層大企業が従業員を解雇するのに勝手気ままに解雇できない、こういう内容で一層強化をしようという形で可決されているわけでありまして。こういう内容は本当にいま世界の流れになりつつあるわけですが、逆に日本ではそれが逆になっています。最高裁判所で解雇3原則が裁判によって確立されているわけですが、大企業はその内容すら無視をし続け解雇を続けている実態であります。日本共産党は国会においても解雇規制法と、これは仮称ですが、言われているものを提案しています。国民にこのような犠牲を押しつけていく内容をいま私たちのこの議案もそのような流れに基づいて人事院勧告は追随させているということでありまして。そしてまたさらに公務員の労働基本権までも改悪する勧告を今回も出しているということからいってもこの内容は賛成しかねる内容であります。しかし再度、再度つけ加えておきますけれども、私たちはこのような状況はいま広陵町民にとっても非常に厳しい、苦しい生活を強いられているのが実態であります。私たちはそのためにも中小企業、地場産業に対して町がどれだけの援助を与えられるのかということ強く求めている内容であります。これは公務員の給与を

引き下げるということに反対する内容と軌を一にした内容だということもぜひ知っていただき、そして公務員が住民に奉仕する立場を一層貫くということを肝に銘じていただくように再度お願いをして、この内容については反対をしたいと思います。

**議長** 7番議員！

**7番議員** 反対者がありますので、議案第81号に対しまして賛成の立場で討論をいたします。

議案第81号につきましては、先ほど総務文教委員会で賛成討論がありました議案第79号と同じ理由により賛成いたします。以上です。

**議長** 5番議員！

**5番議員** 再度反対の討論をいたします。

加えましてですね、今回の給与改定の方で民間の方の調査を人勧の方もしたわけなんですけれども、この民間のベースアップの実施状況を見ますと、一般の従業員で見まして52.3%がベースアップをして、また管理職につきましても48.1%のベースアップをしている事業所があるわけなんです。約半数の事業所では定率、定額ではあってもベースアップを行い、従業員の給与、処遇の維持改善に努めていることが明らかになったと。民間でこのようにですね、厳しい状況の中でベースダウンしないように、ベースアップするように大変な努力をなされている中でこのような広陵町では人件費が年々下がっていくような中でですね、構成比率ですが、そういう中で人勧の言いなりにですね、給与については本当にわずかの額を上乗せをしてお茶を濁し、またボーナスを減額していくというような、このような人勧言いなりの姿勢について、減額について到底納得できない、反対するところであることを再度加えまして反対といたします。

**議長** 13番議員！

**13番議員** 賛成の立場で討論いたします。

先ほど反対討論の中にありました小泉改革ということでございますが、いかにも国民にいろいろなものを押しつけておると。いまの小泉内閣の成立になっている基盤と申しますか政治基盤というのは自党内にあるわけではございません。国民の支持率にあるわけでございます。ですから国民の支持率が恐らく40%前後になればこの内閣は崩壊する内閣ではないかと、私はそう考えております。自党内の中には反対勢力というか抵抗勢力が多数あって、それを待ち構えておる中でこの改革でございます。そういうことで共産党さんの反対は非常にこの改革に対して意外だなと私は感じているところでございます。

それと公務員の皆さんの本当に現在の労働条件あるいは給与体系、本当にそのぐらい劣悪

なものなのかどうか、非常にいま共産党さんの話を聞いておりましたらもう耐えられんぐらいの劣悪なものか、私は非常にこの点については疑問を感じるわけでございます。現在物価も下がっております。物価が下がればそれだけ給与が止まっておってもそれだけの貨幣価値が出てくる。現在はデフレ状況ですので非常にそういう面ではかえって逆に賃金の価値というのは、私は物価に対する賃金の価値というのはいまサラリーマン全体では決して下がっていない。ただ借金している人は、これは大変でございます。名目上のものは一切下がりがみせんので、これは大変な問題がございます。そういうことでやはり仕事が少なくなればその仕事をどういうふうにみんなでやっていくか。1人の人間がたくさんの仕事を持つか、そしてその果実を得るか、あるいは仕事をみんなで分け合って仕事をしていくワークシェアリング、これ三洋電機がこの間打ち出しました。時間当たりの賃金は下げないけれども、仕事の量をみんな分け合って全体の賃金を下げると、これは労働組合もそれに同意しているというように、いま非常に国全体が厳しい中で公務員にそこまで肩を持たなくてはならないのか、私は非常に疑問でございます。別に公務員の皆さんに何を言うてるんではございません。いま役場でも人を雇うとなれば、5人雇うとなればどのぐらいの人数の募集の人が来るのか、それだけ公務員はいまの環境ではいいと思っている人が多いということでございます。その中で人事院勧告に、忠実に人事院勧告を守る、尊重すると、これはいままで上がるときには尊重せよ、尊重せよと言うてやってきたわけでございます。上がるも下がるも人事院勧告を尊重すると、人事院勧告以上に下げれば、これは労働組合がなければその抵抗が大変難しい。それに対してはこれは反対したりするのは当然のことだと思いますが、人事院勧告に従ってそのとおりにやっていると、いいかげんだと言うんなら上がるときにもそう言ったらいいわけなんです。だからその辺のそこをね、非常に理解に苦しむところでございます。よって賛成いたします。

**議長** 3番議員！

**3番議員** いま小泉内閣が出している改革のことについての非常な矛盾点というのを山本議員からも指摘をされているわけですが、そこでそしてまたその中での自民党の内部での矛盾点も明らかにしてくださったというふうに思うわけです。ただ私たちは労働者のいまのような不況の中で労働者の方々の生活というのがいかにひどい状態になってきているか、また社会保障が切り下げられてきている中で医療費の改悪の問題とか年金の問題もありますけれども、そういう中で賃金もいろいろな民間のところでは確かに切り下げられているところもあります。そういう働く人たちの条件的な低下というのがいまのやはり政治的な問題とい

うのが非常に大きい、いまの不況の原因そのものを野放しにしていったような状態の中でこういう働く人たちに皆しお寄せをしていくというような労働条件の切り下げそのものに、たとえ公務員であろうとも民間の働く人たちであろうとも条件の切り下げについてはやはり反対していきたい、こういうふうに思います。そういうことで反対させていただきます。

議長 討論はこれにて打ち切り採決します。

本案については反対者がいますので起立により採決いたします。

議案第81号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第81号は原案どおり可決されました。

議長 次に日程4番、議員提出議案第14号、テロの根絶を願い、報復戦争と自衛隊派遣新法に反対する意見書については、寺前君より提出され所定の賛成者がいますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 寺前君！

4番議員 それでは午前中に終わり、議長の職務を続いてあるらしいですので十分時間があるというように思います。

それでは意見書、テロの根絶を願い、報復戦争と自衛隊派遣新法に反対する意見書を趣旨説明させていただきたいと思います。中身については皆さん方のお手元に配らせていただいている、配付されている趣旨であります。その中であって補足説明をさせていただくわけですけれども、今回のアメリカでのいわゆる同時多発事件は非常に痛ましい、そして衝撃的なショックを世界に与えました。こういうテロに対しては断じて許されない行為であり、この根絶は人類の課題になっていようと思います。そのようなもとにあって、どうして世界の平和が維持できるのか、国連の役割はますます重要になっています。そしてそれが日本の政府の、あるいは日本国民の果たす役割が過去以上に重要なものになってきているということを私たちはつくづく感じています。広陵町議会においてもこの狭い場から世界の平和を望む声を高々と上げていこうではありませんか。そういうことによって私たちはこの広陵町民の方々の声を代弁したいと思います。

まず今回の問題は、日本の小泉内閣が憲法に違反してまでテロの残虐な行為を利用し自衛隊の海外派遣をするための法律を提案したことに始まります。その背景になっている点は、

アメリカの世界戦略に基づく内容であります。日本がどのような役割を果たすのかという点は、かねがねアメリカの言いなりになった日本政府のやり方については、日本の識者においても異議が唱えられている内容ですが、この点についても共通した流れが今回もあらわれてきたと思います。ブッシュ大統領はアフガニスタンは始まりにすぎないということを何度も強調しています。イラクだけではなくソマリア、スーダン、イエメンなどの国名を挙げて軍事作戦を拡大するというアメリカの高官の声がたびたび新聞に出ている状況であります。と言ったと思えば、戦線拡大はしないというようなアナウンスも流される状況であります、基本的にはチェイニー副大統領はアルカイダ組織は世界に40から50カ国あるということを決断し、これを壊滅するために必要な軍事力を準備している、このことの内容が貫かれているわけであります。私たちはこのような内容に対してどのようにいまの時点を見なけりやならないのかということを考える必要があると思います。

日本共産党はこの問題については、日本共産党のいわゆる不破哲三、志位委員長がこの事件後、6日後に直ちに世界各国の首脳に書簡を送りました。その書簡は現在もこの国際紛争、テロ行為を二度とさせないという点についての大きな示唆に富んだ内容だと私たちは自賛しているわけですが、その内容にも触れる必要があるというように思います。現在の内容についていえば、小泉内閣はアメリカが他国に戦争を拡大しようとしていることについても、その戦争に参戦する一歩を踏み出した内容のまま、その問題点については一言も言及していない内容であります。自民党のいわゆる幹事長経験者すらこの問題についての意見を述べているわけですが、それが自民党や政府の声になっていない現状があります。私たちはこの問題についてですね、一つは憲法を遵守する日本の姿勢を世界にいまこそ高らかに宣言するチャンスであったにもかかわらず、このようなテロ参戦のための口実に自衛隊を海外派遣するというところまで踏み切ったわけであります。第1にこの問題で、日本が憲法に基づいて自国の安全とそして生命を守ることがこの法律に貫かれたかといえば全く言及もされていない中身であります。つまり今回の法律についてはですね、日本防衛と無関係に自衛隊を派遣させる、いわゆるアメリカのテロ撲滅作戦に白紙委任をするという内容になっているのがまず第1点大きな内容ではなかったのかというように思います。また第2点でいえば、この内容についていえば実際に湾岸戦争の時期がありました。このときにも国連安保理はイラクのクウェート侵略を排除するために行動することを決議し、実際にイラクをクウェート領土から追い出した時点で行動は停止されました。ところが今回の法律はアメリカがテロ根絶に必要なだとみなした行為であればどんな行動でも支援する、このような内容に

なっています。そしてそれはもちろん2年間の時限立法というようにうたわれているわけですが、この範囲については全く憲法が停止している状態であります。これが大きな内容であります。

あるいはまたこの機にPKO協力法を改悪いたしました。これについてはまさにですね、政府自身もこのPKOを議論した国会ではですね、憲法上武力行使を伴うような平和維持軍への参加は困難だと繰り返して言明してきたにもかかわらず、今回のこの凍結部分については十分な議論をしないままこの凍結解除に踏み切り自衛隊が海外派遣したものであります。本当に法律の内容からいっても大きな矛盾を抱えているということは火を見るより明らかであります。質問があるようですので、この内容についての質問に答える形で私たちはこの意見書についてももう少し皆さん方と深く議論をさせていただきたいというように思います。

ただ最後にこの壇上から説明させていただく点は、憲法の持つ意味を再び認識しなきゃならないという問題であります。日本国は敗戦から大きな教訓を得て、そして日本国、この政府が今後この主権在民を高らかに掲げたものであります。この憲法が議論されていたときにはアメリカの押しつけ憲法だと言われる議論もありました。しかし現実には国民主権という言葉、あるいはまた天皇象徴制という問題についても日本国民みずからがこの憲法を樹立した経過は歴史的にも明らかであります。押しつけ憲法ではないということもやはりこの議論の中で明確にさせてきた問題であります。それについては分権等もございますが、この点についてのいま意見書の問題とは少し離れるわけですが、憲法に違反する問題についての部分だけ、この憲法の重要性を再びこの場で読ませていただきたいと思います。憲法前文は、日本国民は恒久の平和を祈念し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するものであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し、我らの安全と生存を保持しようとして決意した。我らは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。我らは全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するものである。我らはいずれの国家も自国のことのみを専念してはならないということが小泉内閣から再々言われているわけですが、この問題の中身について、日本国民は国家の名誉にかけ全力を挙げてこの崇高な理念、いわゆる戦争を放棄し、また二度と戦争を起こさせない、武力を行使しないという9条の中身であります。第9条は、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。第2項においては、前項の目的を達成するため、

陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない、国の交戦権はこれを認めない、このことを高々と世界に掲げ、いまスイスその他世界国民の中でも日本国民が持つ憲法の崇高な理念を一層広げることがいまこそその時期に適しているものだという運動も広がっています。私たちは日本国民であり、また唯一被爆国としてこの悲惨な戦争を武力によって行使しない、国際的な話し合いによって解決していく方向をこのテロを機に一層高々と掲げることを期待するものであります。以上であります。

**議長** これより本案について質疑に入ります。 12番議員！

**12番議員** いま非常に寺前議員のですね、熱烈な演説を聞いたところでございます。広陵の地からね、このテロ根絶、こういう声を上げたい。これはいわゆるアフガン復興に、これのここから来ている問題でございます。いま関西じゅうのNGO、海外支援、いま集まって何で集まっているというのはですね、アフガンがその後どのようにしてですね、この根絶を図るか、そのためには我々どうしたらいいのかと、こういうことで行動を起こそうということで集まっております。いま寺前議員、非常にこの広陵の地からアフガン復活、それにつながるんですがテロの根絶、それを絶やさないと、こういうようなことについて高々と声を上げたい。私は別にこれ賛成するんですよ、反対してるんじゃないですわ。議員さんがね、少なくとも議員がこういうふうなことを広陵から行動起こしたいということで、この辺意見書出したいと、こういうことですが、じゃ具体的にですね、寺前議員、これ以後も間もなく終結見てですね、何か活動が出てくると思うんですけど、どのようにこれを出してですね、その後自分の活動としてですね、どのように取り組んでいくのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですわ。というのはですね、そこを聞かんとですね、たとえば私も行くんですがね、アフガンにね、寺前もわしも50万ほど出して一緒に行きますというか、あれは地雷の撤去も私もちょっと一遍やってみたいとかですね、その辺のことまで果たして考えられてですね、ここの広陵の地で声上げたいとなされているのかどうか、その話を聞かんと、私ずっといまこの内容を聞いているとますますそくさく聞こえてね、仕方がないんですわ。確かに崇高なことをおっしゃってるんですよ、憲法にちゃんと書いてございます。だけど議員がね、口からそれを出した途端にね、あなたはそれを果たして実行してくれるんか、当然このようなことは町民から聞いてきますよ。そのようなことを実効なところをもってですね、このようなことを広陵町で大きな活動として広げていきたいというなら大いに私は賛成なんですわ。ちょっとそういうようなことでですね、ひとつどのようなことでですね、この意見書、こんなん出して終わりじゃね、ほんま屁の突っ張りにならないですよ、出ただけ。それ否決し

て私は出しましたと言うだけ、これじゃ何の意味もないんですわ。後につなげてほしい。というのは、議員たるものはですね、言うたらその後はちゃんとフォローしていく、動かなくてはいけない、このようなこともあって、ひとつこの辺についてですね、この後の動きをどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたい。

**議長** はい、寺前議員！

**4番議員** 一番大事なことは、私たちがいま現時点で二つあると思います。一つは広陵町議会の議員としてどのような役割を果たすのかということであります。そしてそれは町民の多くの方々、私たちはこの問題について二つの点について署名活動を行っています。そしてそれは政府を動かし、いま政府のやっていることが間違っている、この間違いを正していくということの国民的な運動を広げているということであります。もう一つは、私たちはこの問題に対して数多くの方々がそれぞれの得意分野、あるいはまたそれぞれの方々が熱心にかかわる問題については本当に大事なことだろうと思います。そういう分野においてまず私たち議員がまずやらなきゃならん問題は、広陵町議会あるいは町政にかかわる問題としての態度を明確にし、そしてそのことを町民の方々と一緒にかかわってやっていく、このことだと思います。そういうことがまず一番大事だというように思いこの提案をしているものであります。

そしてその後の問題については、政府がいまやろうとしているその中身が間違っている、世界の平和に反している、たとえばNPOの方々でもこのアフガンに協力されている方々はいま日本のやっている問題については非常に愚の骨頂だと、こんなことを言ってるわけであります。そしてその現地におられる方々のテレビやまた新聞、雑誌等を見ますと、これはアフガニスタンのいま悲惨な状態を解決する手だてにはならない、このことも明確にしております。そしてそのための協力を多くの方々がやっております。それはその意思に基づく方々が自由にやっていくことは大事なことだというように思います。私たちはそのことに対しては側面から積極的に応援しなきゃならないと思います。坂口君がもしそのところに行くということであれば、また私たちをその中に導いていくことであれば一緒に参加するというのもやぶさかではありません。大いに検討をしなきゃならない問題だというように思います。そういうような問題を通じて、一人一人が役割を分担し、そしてまた国民の方々とともに、いま重要なことは政府が間違ったやり方をしているということのを正していく役割が政治家として最も大きな任務だというように思っております。以上であります。

**議長** 12番議員！

**12番議員** 追加で少々具体的に入ってお聞きしたいと思います。いまもいみじくも言われま

した。政治家というのはね、まずこういうふうにしなくてはいけないと言われましたね。それは具体策を持って行わないといけないと、こういうことなんですわ。署名活動何々やない、それはね、大衆運動としては一つで、たとえば一つの方策であるでしょう。ほんで議員としてはですね、その署名集めましたねと、じゃそれを実際実行してくれるんですか、こういうことを当然問われてくるんですね。実際、現実国のベースでそれが通らなかった、じゃあなたはこの広陵の地でどのような活動をしていくのですかとだんだん具体的に入っていくような問題であるんですわ。いや、私は署名集めるのが私の仕事でそれ以外は何もしませんと、こういうようなことは許されませんね。もう一つ、これ具体的にですね、いまテロ根絶、これをしたいということですが、この文書でもってするのは当然一つあるでしょう、いろんなPRするのも一つでしょう、もう一つは実際具体的に行動してもらわんとですね、これ実はなくなならない。日本の国で言うことは幾らでも言えるんですわ。じゃ現実のテロの発生している地、その根本の原因はどうやとか、解決しようかと、これは現実現地に出ていかないとですね、これはできないんですね。そのようなことなんです、日本で言うことは幾らでも言えるんですよ、いいことは幾らでも言えます。いい意見も幾らでも言えます。現実このテロの根絶を願って、これは日本の中でも根絶してもうた方がいいんですよ。主なのはいま言うてる対外的な外国でのテロの根絶を図りたいと、こういうことですので、その辺具体策はありましたらもう少し寺前議員のですね、お考えをお聞かせ願いたい。これはちゃんと議事録残りますのでね、これ非常におもしろい議論になってきたなということで、少々時間もありますのでお考えをお願いしたい。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 全くおもしろいものではありません。一番大事な問題は、たとえばNGOの方々がアフガンに行かれております。そしてまたその方々が政府に拘束されないで自由に行動をとっておられます。これらのことも一つ大きな問題です。私たちは政治家としてそのような方々を支援することは非常に重要です。そしてそれを政治利用することは断じて許されるものではありません。こういうような問題において国際社会を動かしていくということは、本当にどのような道筋があるのかというのは大事です。そしてそれは広陵町民の一人一人が自覚し考えていかなきゃならない問題だと思います。私たちはこの問題については、まず広陵町の議会を動かし、広陵町の執行者を動かし、広陵町の町民の方々とともに国や県や政府、そして国連、世界を動かしていく、このような崇高な理念を持っています。そしてそのもとに2001年9月11日不破哲三、志位和夫は、全世界の首脳にあてて書簡を送りました。そ

の中にはこの国連安全理の決議、1368条云々の問題についての本当にやらなければならない問題を提案しています。そして私たちはそのことをやろうとしているわけであります。まず行動の問題については、だれがどのようにするのかということが重要です。そしてまたそれは政治家がかかわる問題と個人がかかわる問題を混同してはならないと思います。趣味あるいはまたその経験を生かしてやっていくことは大いに賛成です。それをいまどのようにするのかという点の具体的な提案は、たとえば坂口君がアフガニスタンに行くのであれば、広陵町民の方々あるいは議会に、議員にその趣旨とその中身が本当にそれが政治として変えられるのか、政府がいま行おうとしている問題について意見はいろいろあるでしょうけれども、その問題を阻止することができるのか、このことが非常に大事です。私たちは、たとえば国内においても生活に困窮されてる方々、その方々に対する手だては政治の側面においてどうやるのかということを中心に行っています。そしてその方々に直接手を差し伸べて援助していくということについては多くの篤志家が行っています。私たち政治家はそのことに一つ一つについては応援はするけれども、かかわり方は自由であります。その問題をそれが政治家の役割だと言わんばかりの行動をとることは、これは明らかに政治を食べ物にするやからと同じような方策にならざるを得ないというように思います。私たちは、大事なことはその崇高な理念に基づいて隠れた方々は寄附あるいはまた匿名で行っている方々おられます。そのような方々の趣旨を政治に生かしていく、このことを中心に考えることが最も大事だというように思っております。そしてその具体的な問題の提案をいましていただけるのであれば、政治的な行動という範囲で私たちは一致できる問題についてはどなたでも手を結んでこの悲惨なテロをなくしていく、そしてまたそのもとにおいて行動をとることについては行動をとることにしたいというように思い、またそのことについてはこの後においてもともにやっていきたいというように思います。以上です。

**議長** 13番議員！

**13番議員** 1点だけお聞きいたしておきます。

先ほどから説明の中にも憲法違反だとかいろんな憲法違反という言葉が多々出ております。憲法というのは日本の国法の上に立つ最高の法律でございます。これに違反した法律なんてつくれないわけでございます。それを共産党さんは憲法違反の、これ多分いまでもおっしゃってるのはこの新しいこのテロ対策の新法と自衛隊法の改正についてここでは述べておられるんだろうとは思いますが、もしこれが憲法違反であると感じたときに、そう共産党が解釈されたときに、これは憲法違反であるかないかというのはこれは最高裁判所がそれ

を判断するわけでございます。そこへどのような手続を訴えあるいはそういうことをされているのか。事実そこで判断が出た部分が憲法違反だと。最高裁が憲法違反であるという判断を出したものが憲法違反の法律でございます。これについてどういう行動を起こされているのか、この1点をお聞きいたしておきたい。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** これは簡単なことであります。一つはいまおっしゃったように、三権分立のもとにおいて憲法違反かどうかという最終法的判断、国家としての判断は最高裁判所がすることになります。しかし日本では憲法裁判所がないという現状の中でどのように解釈するのかというのはまちまちであります。法的にはおっしゃったとおり最高裁判所が判断します。しかし再度言うておきますけれども、たとえば武力行使の一環として今回もPKOがいわゆる凍結分が解除されました。その中であって政府自身みずからがこの憲法上武力行使を伴うような平和維持軍への参加は困難ということを繰り返したわけでありまして。こういう内容を前言を翻して国会に提案していく、これは政治の事実行為としてはあり得ることであり、残念ながら今回のことも事実として行われています。過去再三、憲法が成立して以降、この憲法論議は再三繰り返され、そしてそのもとに解釈が変わってきている、こういう内容であります。しかし現実問題としては、いま具体的に山本議員が憲法に違反しないということに基づいておっしゃっているのか、共産党があるいはまた国民が解釈をどのように考えているのかということをお聞かされているとすれば、山本議員の解釈についてもお聞きしなきゃならない問題だということに思うんです。私たちは再三憲法違反だと言っていますけれども、これを法律で解決しようという姿勢は全くとる立場にはありません。結局、最終的に決めていくのは国民だという信念に基づいているからであります。もちろんこれは最終的な判断としては憲法の改正、いま国会でも議論されています。そしてそのもとにおける問題は憲法によってその手続も決められているわけでありましてけれども、それについて私たちがいま国民にこの問題を訴えている中身であります。たとえばこの11月末のですね、あるテレビの民放の点でいいますと、自衛隊の海外派遣について賛成42.7%、反対49.8%、自衛隊のインド洋展開を支持する38%、支持しない53%、こういう内容が出ています。

**議 長** 質疑に対して答弁願います。

**4番議員** これはいわゆるいま山本議員がどのように考えるのかという点についてもですね、貴重な内容であります。先ほど山本議員が小泉内閣の支持基盤は国民が支持しているからだということをおっしゃいました。そしてその問題についても私たちは無視するつもりはあり

ません。しかし現実には支持してきている中身については解釈が違うということについては本会議においても述べたとおりであります。その内容をあわせて具体的に述べる点についてはですね、時間もないわけですが、この内容でいえば憲法に基づいてどう解釈するのかといえば、国民の考え方、国民が現憲法を改正したいとことで動きを、国会がとる動きを持っている一方で、国民のまだ過半数はこの憲法第9条を変える必要はないということに基づいて考えておられるというように思っております。そういうことを私たちは客観的に事実に基づいて広げていく、そしてそれが政治の活動だというように考えております。

**議長** 質問ですか。質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。 10番議員！

**10番議員** 私はこれ、いま質疑いろいろございましたが、私はこの意見書、いわゆるテロ根絶、これは私も根絶は当然したいというのは当然ですが、報復戦争と自衛隊派遣新法に反対する意見書ということであると私は思っておりますので、このことの意見書に対して私は反対と、こういう立場で討論をしたいと思います。

先ほど来、憲法論議とかいろいろ出てきましたが、私はそのような専門家でもなしに一地方議員でございますので、そこまではわかりませんが、この自衛隊派遣に関する意見書ということで、私は自衛隊派遣するのには賛成であります。なぜかと申しますと、テロという悲惨な現実があり、そして日本人も多数犠牲になった、これまた紛れもない現実であります。いわゆるある日突然に侵入をしてきて、ずかずかと上がってよその家へ入ってきて私の家族なりが殺されたというのが一つの形であろうと思えます。原因はいろいろあります。しかしその意味でそういう民主主義、資本主義体制の中での日本も一員であり、ましてや賛否いろいろありますが、現在では安保条約というアメリカと結んでいる中でのいわゆる同盟国が大変なテロに遭って、現実には何千人という方が亡くなり、ましてや日本人もその中におられるということの現実を踏まえて、テロの根絶の根本をどうするかということより、入ってこられた侵入者に対してどういう形をとっていくかということをもまずやっつけていかなければならない一つの手段であるわけでございますので、よってそこから原因を、テロが出てくる原因をいろいろこれまたいろんな国との中でそれをおさめていく、またなくしていくというのと、ずかずかっとなってきて家族が殺されたということは現実ですので、それに対してどうなるかということに対しては私は自衛隊を派遣して、当然同盟国としてやるべきであるということには、憲法論議がどうあれ私は賛成であります。その意味におきましても、まず私は自衛隊がある、軍隊があるということは紛れもない現実であり、それがいわゆる日本国の税金でも

ってそれをもって自衛隊があるわけでございます。ましてやイージス艦とかいうすばらしい、大変高い、またアメリカと同じような一つの軍備もあるわけです。結果、軍事大国になるとというのが一番怖いのは、嫌がるのはアメリカだと私は思っておるぐらいです、これは個人的ですけどね。そうであれば自衛隊を派遣するということはきっちりとした、もしもアメリカが憲法のとときに、かかわったときにアメリカから押しつけて軍備がない平和国家であるという、再軍備しないという軍備放棄と、戦争放棄ということを押つけてあったとしても、そのとき、いま現在そのような状態でアメリカからもしも要請があったとしたら、これはある程度矛盾している解釈にもなるわけでございますけど、日本としては当然独立国としての一つの形としてやるべきであり、そして日本の自衛隊が中途半端じゃなしにきっちりとした日本の軍隊であるということを世界にきちっと示して、責任ある形をとりアメリカにきっちりと意見も言うという一つのバックボーンがなければだめだと私は思っておりますので、この自衛隊派遣新法に対するこの意見書に対しては私は反対と、こういうことでございますのでよろしくをお願いします。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** 賛成の立場で討論させていただきます。

いま青木議員は憲法による解釈はよくわからないので、ちょっとそれは一応置いといてという形で言われたわけですが、歴代の政府は憲法に違反する軍事行動の事例としまして、やはり集団的自衛権ということを挙げられてきているわけです。今回のこの行動が集団的自衛権に当たるのかどうかということが大きく問われてきているところであります。NATOの条約第5条が10月4日に八つの項目というのを出したわけですが、その中で言われている八つの項目の中に、いま日本がやろうとしている事柄が大きく含まれております。これは集団的自衛権そのものであります。といういままで集団的自衛権を行使することは憲法違反だといままで歴代の政府が言ってきたことをここで踏みにじってきているのだと、ということからやはり憲法違反の今回の立法である、そういうふうを考えております。またテロ犯罪の容疑者については、被害を受けた国に引き渡して裁判にかけることが国際的な諸協定にも明記され、世界で確立してきた基本的なルールでございます。270人の犠牲者を出した1988年のアメリカのパンアメリカ機の爆破とか墜落事件にしましても、国連による経済政策を含む粘り強い対応の結果、一昨年リビア政府が容疑者と指定された2人の人物の引き渡しに応じて、昨年裁判が開始され現在継続中ということでございます。ただ、いまアメリカがやっております戦闘はこれを無制限にずっと拡大して、パレスチナまたイスラエ

ルの、パレスチナ情勢打開の決議案を国連安保理の方が15日に出してきているわけですが、それに対しましてもアメリカは拒否権を発動して、イスラエルを擁護するアメリカは拒否権を発動して否決をされたということがございます。こういうふうな形で無制限な形で戦争が拡大されていく、そして民間人が大いに犠牲となるような、このような戦争は一日も早く終わらせていただきたい、このように思いまして今回の提案をさせていただくところでございます。

**議長 1番議員!**

**1番議員** まず私は与党の一員としてですね、こうした形については賛成したいと思っています。提案説明の中にもですね、寺前さん以下3人で出された内容については一言も壇上の中では述べられない、そして共産党の考え方のみを述べられ、憲法上問題があるというような意見をとうとうと述べられるわけでありまして。それはどこかほかの方でやっていただきたいと思っておりますし、こうした意見を述べるのであればこうしたものを基本とした論議、賛成、反対をすべきではないかと思っておりますことを初めに申し上げたいと思っております。

こうしたテロが9月11日に始まって3カ月が経ちました。こうした中、国会においてもテロ特別対策法等々、自衛隊派遣法等々いろいろな審議、時間をかけてこの国会でやられたわけでありまして。その中で公明党においても時限立法2年間やるというようなものもつけさせていただいて期限をつくったわけでありまして。そうした中でいまこうしたことが、3カ月もなっておりますね、いまアフガンにおいてももうタリバンも崩壊し、いろんな面では終着駅に着いているのかなと、新しい政権もでき上がりつつあるわけでありまして。そうした中でなぜいまごろこうしたことが、もっと9月の議会で始まる前に、また国会で審議される前にこうした意見を地方議会の声として国会へ述べるのが筋道ではないかなと。いまアフガンにおいてはなかなか終着駅は見えないようでありましてけれども、大きな手をタリバンの崩壊においても少しは見えただかなと思う中で、3カ月も経って、こうしたところで地方議会に出されるものが私は一つ疑問に思うわけですが。ただ共産党のパフォーマンスにすぎないかなというのが私の本音であります。やはりその中にも書いてありますように、我々も国連を中心としたことについては何ら異議はないわけでありまして。そして2番目に自衛隊派遣について、その戦争地域におけるのは反対だと、こういうことはですね、ごめんなさい、すいません。

2番目には、自衛隊の戦争地域への派遣を認める新法を撤回すること、これは何を指しておるのか僕にはわからないわけでありまして。このテロ対策特別法においては、一つは相手国の同意があれば自衛隊を外国の領域まで派遣することができる。二つはその場へ現に戦闘行

為が行われておらずかつそこで実施される活動の期限を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限ると。それから三つ目は、自衛隊の海外派遣の計画を決定したら国会に承認を求め、20日以内に承認されなければ撤退する、いわゆる事後承認の規定であります。四つ目は、自衛隊の役務の提供は補給、輸送、修理及び整備、医療、通信並びに基地業務などであります。五つ目は、武器、弾薬の輸送は陸上で行わない、海上での輸送はできるということであります。それから六つ目は、自衛隊の武器、弾薬を外国軍隊に提供することを禁止すると。七つは、自衛隊は自分自身とともにみずからの管理下に入った者の生命の防護のためにやむを得ない必要がある場合は武器を使用することができる。たとえば自衛隊の医療活動用のテントの中で外国人傷病者等を含むのであります。こうしたことを主な内容としているものであります。また政府としては、集団的自衛権の行使や武力の行使を禁じた憲法解釈を変えないままこうした法律をつくったのであります。こうした点を踏まえて、いまもう自衛隊もこうしたテロ対策特別法にのっとって海外派遣をしておりますので、何ら問題はないのではないかと。またこうした意見書はもう遅いのではないかということをお反対の理由としたいと思っております。

**議長** 5番議員！

**5番議員** 反対の討論がありましたので、再度賛成をいたします。

まずですね、憲法の問題についてね、広陵町の議員の皆さんそろってですね、避けて通ろうとされているのではないかと大変危惧をするものであります。我々がいま町民の代表として議会に出ている、このことは地方自治法の中でも定められているわけですが、それは憲法に定められた中で地方自治法ができ、そして我々議会の任務も法律で定められているのが実態でありますから、何よりもこの日本の憲法というものはすべての国民に対してかぶせられている一番基本的な重要な法律であることはご存じだと思います。ところが、そして今回この意見書について憲法前文と9条を守るということを明確にしておりますので、これについての議論を真摯にすることがいま一番大事ではないかというふうに思っているわけですが、青木議員は憲法がどうあれということをおっしゃったわけですが、もうとんでもない話でございます。憲法に違反しているかどうかはですね、基本的な日本語がわかる皆さんであればどなただって理解し得る内容なんです。いま憲法9条の1項の方なんですけれども、これは国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する、この日本語わかりませんか、皆さんわかりますね。そしたら今回小泉内閣がしていることは明らかに憲法違反だということは普通の常識ある住民、町民の皆さん

ん、国民の皆さんだったらわかるんじゃないですか。そういういままでの歴史的経過の中を踏まえてですね、この広陵町でも非核都市宣言をしておりますし、そしてこれは2年前でしたか、私の方ですね、女性の会の方からですね、平和のアピールをしようということで新聞の掲載、名前入りで、名前を出してもらって1口2,000円ということで募集をされまして、当時の林田前町長の方にも働きかけましたら、家族の名前でということでお金もいただき名前を出すことも署名の方も賛同していただきましたし、・谷議員もですね、そのほか広陵町の数名の議員もですね、わざわざ2,000円を出していただいて名前を平和に賛同するアピール署名に参加していただいたという、このようなすばらしい実績がございます。ですから平和については私はこの広陵町議会、理事者の皆さん、そして広陵町民すべての方が一致する理念だというふうに確信をしているところでございます。

そしてこのような中でPKO法案の改悪がされたわけなんですけれども、このPKOにつきましたですね、国連の方が平和維持軍活動の50年という、そういう1998年に発表した報告書の中でも、PKFについては平和維持軍について伝統的に唯一軽武装した部隊であり、自衛のためあるいは与えられた任務の遂行を武力で阻止しようとする試みが行われた場合、最小限の武力を使用する、国連軍事監視団及び文民警察官は非武装であるということでPKFは大いに武力を行使する部隊であることを明言しております。そういうこともかんがみまして、小泉総理がこの法律改悪までして実行している自衛隊派遣などですね、これは武器使用も認めているわけですから明らかに憲法違反であることはだれの目でもはっきりするわけでございます。どうか少なくとも広陵町の住民を代表される議員の皆さんは、憲法についてきっちりと真剣に考えていただき、ご自分でですね、憲法違反かどうか誠実に考えていただきたいというふうに思います。

そしてですね、国際法に基づいてということは一致するんだということで山田議員もおっしゃいましたけれども、国連憲章の中ではですね、それぞれの自国の憲法の手続に従ってやるべきだということで、このような世界の国々から日本が憲法違反の武力行使を期待しているわけではありません。日本についてはやはりその平和的な立場で世界の平和をリードしていく、そういう先頭に立って頑張ることが期待されているわけであります。

**議 長** まだですか。

**5番議員** それからですね、いまごろ何だ、9月議会になぜ出さなかったんだということでしたけれども、あの事件が起きたのは、テロ事件が起きたのは9月議会が始まって最初の日でしたかね、議運が既に終わっておりましてですね、残念ながら間に合わなかったというのが

実態であります。そして今後ですね、山田議員も認識されていますように、今回の戦争はこれで終止符を打つような見通しが無い、本当にもう長引くのではないかとアメリカ自身、ブッシュ大統領も言っているわけですが、大変その点も懸念されるところでありますから、いまここです、きちりとこのような自衛隊の戦争地域への派遣を認めるような、こういうことを広陵町議会でも認めていってはいけないというふうに思います。皆さんの平和に関する良識の力を大いに発揮していただいてですね、そろって賛同いただきますようお願いいたします。

**議 長** はい、2番議員！

**2番議員** 先ほどからいろいろご高説を賜ったわけですが、私はこの後立つことはないと思います。理由をはっきり言います。もう共産党に反対です。以上。

**議 長** 以上で討論を打ち切ります。

本案については反対者がいますので起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議 長** 起立少数であります。よって本案は否決されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしましたので会議を閉じます。

平成13年第4回定例会をこれにて閉会いたします。

(A. M. 11 : 52 閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成13年12月21日

広陵町議会議長            出   張   光   男

署 名 議 員            松   野   悦   子

署 名 議 員            角   谷   静   作